

災防關查報告第四十六號

甲

永正十七年三月七日、乙風雨、酉刻地動、入夜雷鳴、  
十月十一日己亥、京都強震アリ、

(二水記)

永正十七年十月十五日、寅刻地震大動也、十一日事也、

大永元年九月十一日庚申、是夜、奈良地強ク震

フ、

(興福寺略年代記)

大永元年九月十一日、戌刻大地震、

十月十九日戊戌、京都、奈良強震アリ、

(祐維記) 續所載

十月十九日、大地震有之、

廿三日

御教書折紙、薄黒染也、

地震御祈事、從來廿七日、一七ヶ日殊可抽精誠之由、可

令下知春日社給之由、被仰下候也、仍執達如件

十月廿三日

右少辨尹豊奉

同四年九月二十六日戊子、京都地震フ、

(實隆公記)

大永四年九月廿六日戊子、晴、午後地震、

同五年五月二日庚申、是夜、京都地震フ、

(實隆公記)

大永五年五月二日庚申、晴、亥下刻地震、

八月二十三日庚戌、相摸國地震強ク、鎌倉由比濱

ノ江、河、埋没シテ平地ト成レリ、

(塔寺八幡宮長帳續)

大永五年八月廿三日、日本大地震、別シテ鎌倉大地震、由井

濱ノ川入江沼、皆震埋テ平地ト成、廿七日迄晝夜ノ地震也、

同六年十月十二日壬戌、京都地數、震フ、

(實隆公記)

大永六年十月十二日壬戌、晴、寒氣甚、午刻地震、及晚又震、

入夜又震、

(尙通公記)

大永六年十月十二日、壬戌、午刻大地震、入夜兩度又動也、

十一月十八日、酉晴、多武峯寺御返事占形等下之、去月地震

勘文進上之、如此、

今月十二日午時地震有音、傍通船積、水

天地瑞祥志云、水神所動者、無雨、江河枯竭、年不宜麥、內

經曰、十月地動者、五十五日有兵、災異占云、地震疾疫起、

災防關查報告第四十六號

甲

京房曰、地震人民流亡、女宮有憂、天鏡經云、地震天子慎

之、

陰陽頭有奉

(二水記)

大永六年十月十二日、午刻地震、入夜及度々、

十五日、傳聞今度地震連日及度々、占文之趣、功臣失時、主上

御憤、宮室火事、五十日之内大兵亂云々、恐怖何事如之哉、

同月十四日甲子、京都地二回震フ、

(尙通公記)

十四日、甲晴、兩度地震、

同七年二月十三日辛酉、京都地震フ、

(二水記)

大永七年二月十三日、未刻地震、

(公賴公記)

大永七年二月十三日、酉晴、朝合戰粟屋衆也、數多ウタル、

也、其後合戰、道永可ウタル、武家御所、已對兵具御助

應、其時分大地震也、奇特事也、

享祿二年十一月八日庚子、是夜、攝津國地震フ、

(高代寺日記)

享祿二年十一月八日、地震、子日也、

同四年閏五月二十五日戊寅、京都地震フ、

(實隆公記)

享祿四年閏五月廿五日戊寅、陰、地震、

(二水記)

享祿四年閏五月廿五日、午時地震、占文云、臣下侵上、將軍有

變、老若病死、百姓不安、火事等、悉以凶事也、可慎々々、火神

動、

天文元年一月二十日己巳、讚岐國地強ク震ヒ、餘

動是月二十七日ニ及ベリ、

(讚岐國大日記)

天文元年正月自二十日至二十七日、大地震、

同二年一月十六日己未、京都地震フ、

(言繼卿記)

天文二年正月十六日、卯一點地動、

二月二十一日乙未、京都地震フ、

(言繼卿記)

二月廿二日乙未、天晴、七時分地動云々、

九月二十七日丁卯、京都地震稍、強シ、

天文二年、三年、六年、七年、十一年、十三年、十四年

一七二

(言繼卿記)

九月廿七日丁卯、天晴、土用、今曉寅時地動、大

同三年九月十二日丙子、肥後國八代、地震フ、

(八代日記)

天文三年甲卯九月十二日、地震、

十月七日庚子、八代地震フ、

(八代日記)

十月七日、地震、

同六年十二月六日辛亥、三河國地震フ、

(東榮鑑)

天文六年十二月六日、午刻地震、

同七年六月十七日己未、肥後國八代、地震フ、

(八代日記)

天文七年戊戌六月十七日、己未地震、

十月二日壬寅、肥後國八代、地震フ、

(八代日記)

十月二日、卯乃時地震、

同月十六日丙辰、八代地震フ、

(八代日記)

十六日、地震寅時、

同十一年二月二十八日己卯、京都及近江國坂本、地震フ

(惟房公記)

天文十一年三月三日、甲晴、去月廿八日、午刻亥刻地震云々、坂本殊更鳴動云々、○言繼卿記、公儀日記、川日記、並ニ所見ナシ、

閏三月五日乙卯、肥後國阿蘇山、鳴動シテ火石ヲ雨ラス、

(八代日記)

天文十一年寅閏三月五日、阿蘇山御めいどう、火石卯時、又午時、

同十三年四月二十二日庚寅、薩摩國地震強シ、肥後國亦震ヘリ

(薩摩舊記)

年代記

甲辰天文十三年四月廿二日、大地震、

(八代日記)

天文十三年甲辰四月廿二日、地震刀之時、

同十四年三月、薩摩國強震アリ、

(薩摩舊記)

年代記

天文十四年三月、大地震、時之内二度、○日ハ詳ナラス

同十五年七月十三日戊辰、肥後國八代、地三回震

フ、明日又震フ、

(八代日記)

天文十五年丙午七月十三日、地震三度、明日寅時、以上四度も、

同十六年二月十日壬辰、八代地震フ、明日又震フ、

(八代日記)

天文十六年丁未二月十日、地震、十一日、地震、

同十八年一月三十日辛丑、京都地震稍強シ、

(續史愚抄)

天文十八年正月三十日辛丑、地震、大動、公記、

四月十四日甲寅、甲斐國地強ク震ヒ、餘動三十日

間ニ及ベリ、

(妙法寺記)

天文十八年己卯月十四日、夜中頃ナキユリ申候事無限、言語

同斷不及申候、五十二年サキノナキ程ト申傳ヘ候、餘リ不思

義サニ書付申候、以上三十日許ユリトホシニユリ申候、

天文十四年、十五年、十六年、十八年、十九年、二十年、二十二年、二十三年

一七三

同十九年六月二十二日甲申、京都地震フ、

(言繼卿記)

天文十九年六月廿二日甲申、天晴、丑下刻地震暫

同二十年五月二十四日辛亥、肥後國八代、地震フ、

(八代日記)

天文廿年辛丑五月廿四日、地しんさるのとき、

同二十二年八月二十四日戊戌、鎌倉地強ク震フ、

(續本朝通鑑)

天文二十二年八月戊戌、鎌倉風雨地震、鶴岡宮及堂社破壊、

同月二十八日壬寅、肥後國八代、地震フ、

(八代日記)

天文廿二年癸卯八月廿八日、地しん卯のとき、

同二十三年十一月七日甲辰、京都地震フ、

(言繼卿記)

天文二十三年十一月七日甲辰、陰、曉丑刻地震、

弘治元年八月十九日辛巳、陸奥國會津地強ク震

ヒ、瀧谷村堂岩崩レ、堂舎ヲ埋メタリ、

(會津八幡宮年日記)

弘治元年八月十九日、大風雨、大地震、日本山崩、會津瀧谷邑堂

弘治元年、二年、三年、永祿元年、二年、四年

岩三分二崩テ、聖徳太子ノ堂、別當松原坊ノ庶民家共ニ不殘打潰ス、唯松原坊ノ子一人生殘、氏神第六天神ノ祠許殘ル、

同二年二月十三日癸卯、京都地震強シ、

(公卿補任)

弘治二年二月十三日、大地震、

(言繼卿記)

弘治二年二月十三日癸卯、天晴、申刻大地震、

同三年六月二十日壬寅、京都地震強ク震ヒ、續震數回ニ及ベリ、

(御湯殿上日記)

弘治三年六月廿日、このほかなるぢしんにて、日のうちに六ごまでゆりて、ことくしき御事なり、あきとみさいもんしん上申、

(公卿補任)

弘治三年七月、六月廿日、大地震、

(續史愚抄)

弘治三年六月廿日壬寅、地震大動、東執

(長享年後畿内兵亂記)

弘治三年八月、六月、大地震、

同月二十二日甲辰、京都地震フ、

(續史愚抄)

一七四

十一月二十八日甲寅、八代地震フ、

(八代日記)

十一月廿八日、甲ぢしん卯ノトキ、

同五年三月九日癸巳、京都地震フ、

(御湯殿上日記)

永祿五年三月九日、雨ふぢしん四時にゆる、

六月十五日戊辰、肥後國八代庄、海嘯陵ニ襲レ

(八代日記)

永祿五年壬戌六月十五日、八代庄内高嶺三ツ、

同六年一月二十六日、常陸國及ヒ陸奥國會津、強

震アリ、

(増修和漢合運)

○本書ハ常陸和光院ノ僧ノ撰ビシモノナリ、

永祿六正廿六、申刻大地震、

(八幡宮略記長帳)

永祿六年癸亥正月廿六日、大地震、

四月一日己酉、肥後國阿蘇山鳴動セリ、

(八代日記)

同月二十二日甲辰、京都地震フ、

(續史愚抄)

廿一日甲辰、地震、東執

○秘開本東寺執行日記ハ、偶、コノ年ノトコロ開ケタリ、

永祿元年三月廿九日丁丑、肥後國八代、地震フ、

(八代日記)

永祿元年壬戌三月廿九日、卯刻ニ地震、

五月二十九日丙子、京都地震フ、

(言繼卿記)

永祿元年五月廿九日、雨晴陰、未刻地震、

同二年四月二十八日己巳、肥後國八代、地震フ、

(八代日記)

永祿二年己未四月廿八日、地震卯刻、

同四年三月十一日辛未、八代地震フ、

(八代日記)

永祿四年辛酉三月十一日、辛卯時地震

十月十七日癸酉、八代地震フ、

(八代日記)

十月十七日、酉地震卯ノ時、

永祿六年癸卯四月一日、己酉阿蘇山御鳴動之由申候、

五月十六日、永正二年、あそ御鳴動之時、阿そ御詠歌、其年

諸人うけ候を、今年又諸人うけ候、

ちはやふる神のちかひのふかければ、爐ぞ神のすがたな

りける、

いつまでもかはらぬ物は我すがた、あゆみをはこべ四方

の人々、

同月二十八日丙子、肥後國八代、地震フ、

(八代日記)

四月廿八日、丙地ぢんねの刻、

六月十七日甲子、八代地震強ク震フ、續テ又震フ、

(八代日記)

六月十七日、甲子、大地しん、未刻、又同時小地しん、

七月十九日己未、八代地震フ、

(八代日記)

七月十九日、乙未、地しんみの刻、

八月二十五日辛未、京都地震フ、

(御湯上日記)

永祿六年八月廿五日、ひるのすぎにぢしんゆる、

永祿四年、五年、六年

一七五

災豫防會查報告第四十六號

甲

十二月二日丁未、常陸國及比陸奥國會津、強震アリ、

(増修和漢合運)

永祿六年極月二、子刻大地震、

(八幡宮略記長帳)

永祿六年十二月二日、大地震、

同月二十一日丙寅、八代地震フ、

(八代日記)

十二月廿一日、丙辰刻地震、

同七年三月七日己酉、京都地震強ク震フ、

(言繼卿記)

永祿七年三月七日己酉、天晴、辰下刻大地震、(鳥羽、金翅)

四月三日乙亥、京都地震フ、

(言繼卿記)

四月三日乙亥、自午時雨降、寅刻地震、(金翅)

同八年七月十九日癸丑、京都地震フ、

(御湯殿上日記)

永祿八年七月十九日、ちしんゆる、

同九年一月二十三日丙辰、京都地震フ、

(御湯殿上日記)

永祿九年正月廿三日、よるの七時ほどにちしんゆる、

(言繼卿記)

永祿九年正月廿三日、去夜子刻地震、

同十年十一月九日庚申、京都地震フ、

(言繼卿記)

永祿十年十一月九日庚申、天晴、巳刻地震、

同十一年五月八日丁巳、京都地震フ、

(御湯殿上日記)

永祿十一年五月七日、ちしん、こよひのあか月七時にゆる、

同月二十五日甲戌、京都地震フ、

(言繼卿記)

永祿十一年五月廿五日甲戌、天晴、子刻地震、

九月七日癸丑、京都地震フ、

(御湯殿上日記)

九月七日、しよやのすぎにちしんをとゆる、

十月十五日辛卯、京都地震フ、

(御湯殿上日記)

十月十五日、ちしんひるほごにゆる、

災豫防會查報告第四十六號

甲

同月二十八日甲辰、京都地震フ、

(御湯殿上日記)

廿八日、ひるのまへにちしんゆる、

同十二年九月二十三日甲午、京都地震フ、

(御湯殿上日記)

永祿十二年十一月四日、九月廿三日地しん御つゝしみの

よし申ての御いのりあり、(山)さんじやうからもたびく御い

のり候よし申て、色々の御いのりあり、

元龜元年二月十一日己酉、京都地震フ、是日、近

江國モ震ヒ、明日又震フ、

(御湯殿上日記)

永祿十三年〇元龜 二月十一日、ちしんゆる、(雷)かみもちどなる、

雨ゆきあられふる、

(言繼卿記)

永祿十三年〇元龜 二月十一日己酉、天晴、時正入、午刻地震、〇

機、(江)江ニ在リ、

十二日庚戌、天晴、時正辰刻地震、(但)但作兩日、京

三月八日丙子、京都地震フ、

(御湯殿上日記)

永祿十一年、十二年、元龜元年、三年

三月七日、〇(八)八日、(機)機カ、(む)むまのこくにちしん地よりなりてゆる、

十日、八日の日のちしんのせんもん、(山)山、ありなかしん上申、(龍)龍

うしんどうにて、このほかの御つゝしみのよし申候、

あす日よく候とて、ありなかしんの御いのり御なでもの

申いだされ候、

(言繼卿記)

三月八日丙子、天晴、巳午刻地震、

五月九日丙子、京都地震強ク震フ、

(言繼卿記)

五月九日丙子、雨降、自己刻晴、但時々小雨、午刻大地震、天

王動也、

同三年閏一月二十日丁未、奈良地震強ク震フ、

(多聞院日記略)

元龜三年閏正月廿二日、廿日ノ曉大地震了、

同月二十八日乙卯、京都地震フ、

(續史撰抄)

元龜三年閏正月廿八日乙卯、地動、御湯殿記、〇歴

(資定卿記)

就天變地妖御祈事、別而可抽精誠旨、可令下知松尾稻荷廣田等社給之由、

天氣所候也、仍執達如件、

元龜三年

一七八

五月二十三日戊戌、京都地震フ、  
 (續史愚抄)  
 五月十三日戊戌、地震、御湯殿罷、  
 (歷朝要紀)  
 元龜三年五月十三日戊戌、地震、御湯殿罷、  
 六月一日乙卯、京都、奈良、地震ク震ヒ、續震アリ、  
 (東寺執行日記)  
 元龜三年六月朔日、大地震辰刻ニ三度、  
 (多聞院日記略)  
 六月朔日、巳刻ニ終ニ大地震兩度在之、

五ノ二月八日  
 隨上伯殿  
 就天變地妖御祈事、別而可被抽丹誠之由、  
 天氣所候也、此旨可令申入仁和寺宮給、仍執啓如件、  
 二月八日  
 隨上大納言僧都御房  
 就天變地妖御祈事、別而可被抽丹誠之由、  
 天氣所候也、此旨可令申入香蓮院宮給、仍執啓如件、  
 二月八日  
 隨上左大臣法印御房  
 就天變地妖御祈事、別而可被抽丹誠之由、  
 天氣所候也、此旨可令申入抄法院宮給、仍執啓如件、  
 二月八日  
 隨上大納言僧都御房  
 就天變地妖御祈事、別而可被抽丹誠之由、被仰下候也、仍執達如件、  
 二月八日  
 隨上大納言僧都御房  
 三寶院殿、  
 就天變地妖御祈事、別而可被抽丹誠之由、  
 天氣所候也、此旨可得御意候、恐々謹言、  
 二月八日  
 左少辨輝資

隨上中納言律師御房  
 就天變地妖御祈事、別而可被抽丹誠之由、  
 天氣所候也、此旨可得御意候、恐々謹言、  
 二月八日  
 隨上大納言僧都御房  
 就天變地妖御祈事、別而可得抽精誠旨、  
 天氣所候也、仍執啓如件、  
 二月八日  
 隨上吉田侍從殿  
 (續史愚抄)  
 二月八日甲子、仰天變地妖御祈、撥長辰七箇日可勤仕由於路社、  
 稻荷、廣田、寺、香蓮院、仁和寺、妙法院、曼珠院、  
 吉田、地、寺、香蓮院、三寶院、大覺寺、  
 神宮、  
 上下、松尾、  
 左少辨輝資

元龜三年 天正三年、六年、七年、十年、十一年

一七九

(年代記抄節)  
 元龜三年六月一日、地震、  
 (歷朝要紀)  
 六月乙卯朔、地震三次、  
 十一月十八日庚子、京都地震フ、  
 (歷朝要紀)  
 十一月十八日庚子、戌時地震、  
 天正三年六月五日壬申、京都地震フ、  
 (御湯殿上日記)  
 天正三年六月五日、ちしんそとゆる、  
 同六年十月二十九日丁未、三河國地震強シ、  
 (石川忠總留書)  
 天正六年十月廿九日、申刻大地震、  
 同七年十一月二十一日壬戌、奈良地震ク震フ、  
 (多聞院日記略)  
 天正七年十一月廿二日、昨日廿二日辰午刻大地震了、兵亂云、  
 同十年八月二十日乙巳、奈良地震ク震フ、  
 (多聞院日記略)

天正十年八月廿一日、昨夕戌刻ノ終ニ大地震了、如何、  
 同月二十三日丁卯、京都地震フ、  
 (運成院記錄)  
 一天正十年九月廿二日、自京都宣下到來之由ニテ、自御寺家  
 當別會所へ申來了、ウズズミ一枚ニ、  
 去月廿三日地震事、御慎不輕、一七ヶ日抽丹誠可奉祈朝  
 延安全、四海安泰之旨、寺一同可令下知給由、天氣所候  
 也、仍執達如件、  
 九月十二日  
 左少辨宣光  
 謹上 興福寺別當僧正御房  
 一去月地震儀付、被成下御繪旨、御祈禱之事、自來晦日法藏  
 會執行之間、其以後吉日勘進次第、可有其沙汰旨決則畢、  
 則六方へモ書狀以被申送了、幸徳井邊へモ勘進事被申遣  
 丁、  
 (多聞院日記略)  
 十月廿一日、先段地震祈禱之事、從淑慮被仰付候間、今日ヨ  
 リ村東寶翠參、仁王經轉讀五部ツ、在之、  
 同十一年一月十八日壬申、是夜、奈良地震ク震フ、  
 (多聞院日記略)  
 天正十一年正月十九日、昨夜子刻歟大地震了、戌亥ヨリ至辰

震災豫防會報告第六十四號

甲

巳火神動、火才沈思々々、三月三日乙酉、三河國地三回震フ、

(家忠日記)

天正十一年三月三日乙酉、地震三度する、

同月四日丙戌、是夜、三河國地二回震フ、

(家忠日記)

四日丙戌、夜地震二度、

六月二十六日丙子、三河國地震フ、

(家忠日記)

六月廿六日丙子、巳刻ニ地震候、

同十三年七月五日甲戌、三河國地強ク震フ、

(家忠日記)

天正十三年七月五日甲戌、永良へ堤つかせて夜迄少々、午時大なへゆり候、百年已來のなへ之由申候、

(石川忠總留書)

天正十三年七月五日、大地震、

(年代記抄節)

天正十三年七月五日、地震、

十一月二十九日乙丑、山城、大和、攝津、近江、美濃、

尾張、伊勢、三河等ノ諸國、地大ニ震ヒ、瀕海ノ地ハ海嘯暴溢シ、人畜死傷夥シ、餘震年ヲ越エテ止マズ、

(枕舜日記)

天正十三年十一月廿九日、夜半時分ニ、大地震良久シ、明日マデ如此也、近國之浦濱之屋、皆波ニ溢レテ、數多人死也、其後日々ニ動コト、十二日間也、

(枕舜日記)

同晦日、同大地震、當東ニ如雷鳴響也、是夜半時分也、

同十二月一日、大地震、

同二日、同大地震、

同三日、同地震、

同四日、同地震、

同五日、同地震、

同六日、同地震、

同七日、同地震、

同八日、同地震、

同九日、同地震、

同十日、同地震、

同十一日、本所於禁中神道之大護摩執行也、二夜三日、御祈禱之施物三十六石渡也、

震災豫防會報告第六十四號

甲

(東寺執行日記)

天正十三年十一月廿九日、大地震、夜々中前ニテ可有之、講堂棟十間バカリモ可有歟ニリ瓦崩、大日不動般若菩薩頭口ヲチカ、リ、御手落、言語道斷無申斗、其外千手堂柱以下、北へ五分ソリユガム、又灌頂院悉破損シテ、壁已下クツレ、其外坊々築地クツレ、驚目ナリ、四脚石スへ皆ユガムト見タリ、同三十日ニモ事外大地震、夫ヨリ打續十二月、翌年十四日、同中、細々地震ニリ、或ニラヌ日モアリ、何も前々様之儀無之、

(多聞院日記略)

天正十三年十二月八日、今朝モ地震了、今日迄十日也、漸々ニヨワシ、

九日、又少震了、

十日、今日モ少地震了、今度地震ハカドモクツル、

十一日、先段地震ノ時、當山ヨリ火多ク出テ、内裏ノ御庭ニハ數千ノ群ニテ夜躍了、朝見レバ異類ノ足アト、或丸或四方長ク大小、牛馬以下様々ノアト也シ、

院御所ニハ首多アリシ、數ヲヨムニ消失了、二百斗在之歟ト

云々、方々不思議共在之云々、

十二日、又少震了、

十二日、又少震了、

十三日、又今朝震了、市兵、大坂へ秀吉秀長一所之間、爲見廻越了、

十四日、曉又震了、

十六日、今日モ地震了、

十七日、又地震了、

十九日、地震モ今日ハ不動、昨日迄十九日之間、震動了、

廿二日、先夜又地震了ト申、

十四年正月八日、又地震、十一月廿九日ヨリ、申終刻又地震了、至今日不止如何、終ユリヤム

舊冬十一月二十九日至今日、淺深多少ハアレ共、終ユリヤム

事無之、永正七年庚子八月八日、刀刻大地震、所々破損、天王

寺石ノ鳥居崩、藤井寺モクツル、同數日ユリテ、九月廿九日

五夜ノ半ヨリ東風大雨、奈良中方々大破ニ合ト、舊記ニ在

之、心細キ者也、

十五年三月十三日、朝ノ間大雹、木蓮子ホドナ、ル降下、滑肝、昨朝ハ如雪ナル

大霜下、去々年ノ十一月廿九日ヨリ昨今迄、淺深輕重大小

コソアレ、地震毎日毎夜也、去月ハ晝夜度々、當山ヨリ西へ

幡雲立了、當月七日ニハ四打ノ時分ニ、日輪五出了、各體ニ

見之、黒日赤日色々也シト云々、七難ノ最頂、抑天地ノ物怪

非只事、一天ノ動亂眼前也、如何ナル事アラン哉、物ヲ待様

也、沈思々々、

天正十三年

四月廿七日、昨日モ地震了、去々年十一月廿九日ヨリ多少コソアン、毎日子今地震在之、

(石川忠繼留書)

天正十三年十一月廿九日、雪降、大地震、

同十三年酉の霜月下句、石川伯耆守立退關崎、その後三日過て大地震、霜月二十九日とも有之よし申候、

(其塚天滿移位記) 歴代雜聞

(天正十二年)

去年之大地震ヨリ、おりく不止、大晦日之時分まで節々ゆりたる也、當春正月十二日にもゆりたる也、御堂御遊夜聽聞之間ニモゆりたる也、

二月廿日、朝六時分地震、舊冬ヨリ于今不止、

(御湯殿上日記)

天正十四年正月四日、はる、ちしんこのあかつき二度ゆる、

八日、はる、ちしんゆる、

十七日、はる、ちしん二度ゆる、

二月十日、はる、ちしんのあかつきよあけがたにちしん二度ゆる、

廿日、はる、このあかつきちしんゆる、

廿五日、あかつきかみなる、ちしんゆる、

廿八日、はる、けさ又ちしんゆる、

三月十四日、はる、ちしん二度までゆる、  
十七日、雨ふる、こよひよなかのちぶんに、ちしんゆる、  
廿七日、はる、けさちしん、

(家忠日記)

天正十四年丙正月一日丁酉、なへゆる、夜雨降、

二日戊戌、なへ、雨降、

三日己亥、同、

四日庚子、同、

五日辛丑、同、

六日壬子、同、

七日癸卯、同、

八日甲辰、同、

九日乙巳、なへ、

十日丙午、同、雨降、

十一日丁未、同、

十二日戊申、同、

十三日己酉、同、

十四日庚戌、同、

十五日辛亥、同、

十六日壬子、同、

十七日癸丑、同、  
十八日甲寅、同、  
十九日乙卯、同、四ツ時分迄雨降、  
廿一日丁巳、同、  
廿二日戊午、同、  
廿三日己未、同、  
廿四日庚申、同、雨降、  
廿五日辛酉、同、大雨降水出候、  
廿六日壬戌、同、  
廿七日癸亥、同、  
廿八日甲子、同、  
廿九日乙丑、同、  
二月大一日丙寅、なへ、  
二日丁卯、同、  
三日戊辰、同、雨降、  
四日己巳、同、あさ迄雨降、  
五日庚午、同、  
六日辛未、同、  
七日壬申、同、  
八日癸酉、同、

天正十三年

十一日丙子、同、雨降、

十二日丁丑、同、

(公卿補任)

天正十三年十一月十〇廿九日、大地震、

(年代記抄節)

天正十三年十一月廿九日、夜亥時ヨリ子ノ時マデ大地震、光物飛渡、其後日夜動事不止、

(かな年代記)

天正十三年十一月廿九日、大地しん、としこへてもやます、

(續史愚抄)

天正十三年十一月廿九日乙丑、大地震、東寺金堂棟十間許崩、佛像多摧、灌頂院大壞、築地門等礎傾言、  
或作十九日及廿一日、東執記、公卿補任、時家記、  
追、首尾年代略記、九月、

三十日丙寅、地又大動、此後毎日地震、  
(至カ) 東執記、

(豊鑑) 〇時傳類

(豊鑑) 從所載

天正十二年霜月廿九日子の刻斗にや、おびたゞしくないふりけり、その様いはん限りなし、いにしへもたびく大ないふりけるご記しをけれども、眼あたりかゝることなんめづらかなる、伊勢、尾張、美濃、近江、北陸道分てありけりとなん、浦里などはさながら海へゆり入、犬雞などの類まで路な

一八三

天正十三年、十四年、十五年、十六年、十七年

くなりし所々ありとなん、家などひしけし内にありながら、  
さすが死もやらざりしに、火もへつきて焼死、さげぶこゑ  
など、思ひやるさへたへがたくなん、此わざわひにあひて、  
國々里々、命を失ふ者、際限なかるべし、常のないなどの布  
る事、明る春二月まで、そのなごりたへざりけり、おそれの  
中に恐るべきは地震なりけりと云しも、げにごおほへし、む  
かしの筆にゆずりて、くだくしければもちつ、

(續史愚抄)

天正十二年十一月廿九日、大地震、越年不止矣、

(續史愚抄)

天正十二年十一月廿九日、此日地震大動踰年不止云、詳年記

○豐後、大日記、愚抄ノ三書前年ニ掲ケンハ誤レリ、

同十四年四月九日甲戌、京都地震フ、

(御湯殿上日記)

天正十四年四月九日、はる、このあか月ぢしんゆる、

同十五年二月二十二日辛巳、京都地震フ、

(言經卿記)

天正十五年二月廿二日辛巳、天明時正、卯時地震、

七月二日己丑、是夜、三河國地二次震フ、

(家忠日記)

天正十五年七月二日己丑、夜地震二度、

同月十九日丙午、三河國又震フ、

(家忠日記)

十九日丙午、地震候、

同十六年九月十日庚申、京都地震フ、

(言經卿記)

天正十六年九月十日庚申、亥刻地震、大雨、

同十七年二月五日癸未、駿河、遠江、三河、地大ニ

震ヒ、駿遠二國ノ人家多ク潰レタリ、

(増補家忠日記)

天正十七年二月五日、大地震、駿遠兩國の民屋多破れ倒る、

(石川忠總留書)

天正十七年二月五日、雨、大地震、

三月三日庚戌、奈良地數、震フ、

(多聞院日記略)

天正十七年三月三日、過夜南辰巳如電光一夜光リ了、此間日

夜地震、心細者也、

三月十八日

一當月三日、月蝕ス、日光ヨリ及晚又光物多ク出タルヲ各見

一八四

之云々、此間毎夜南辰巳光ル、電光ノ様ニハ無之、空惚ヒ  
カリニ光、地震ハ日夜度々也、天地ノ災起如何、心細キ者  
也、

同十八年十月二日辛未、武藏國江戸、地震フ、

(家忠日記)

天正十八年十月二日辛未、雨降、巳刻ニ地震候、

同月十六日乙酉、江戸地震フ、

(家忠日記)

十六日乙酉、雨降、酉刻地震、

十一月二十二日庚申、江戸地震フ、

(家忠日記)

十一月廿二日庚申、辰刻ニ地震候、

文祿元年九月三日庚申、江戸地強ク震フ、

(増補家忠日記)

文祿元年九月三日、大地震、

同二年四月十四日戊戌、京都地震フ、

(時慶卿記)

文祿二年四月十四日、天晴、雞鳴、丑刻ニ地振動、

九月二十五日丙子、京都地震フ、

(時慶卿記)

九月廿五日、天晴、夜半地振動甚、

同四年一月四日丁丑、京都地震稍、強シ、

(續史愚抄)

文祿四年正月四日丁丑、地大動、或記、



# 大日本地震史料

卷之五

自慶長元年  
至正保四年

慶長元年閏七月九日甲辰、豊後、薩摩、地大ニ震  
ヒ、府内近傍ハ、海嘯暴溢ス、是日、京都モ震ヘリ、

(首經卿記)

文祿五年○慶長元年閏七月九日甲辰、天晴、戌刻地動、

(孝亮宿禰日記)

文祿五年○慶長元年閏七月九日天晴、酉戌刻間有地震、

(薩藩舊記後編)

榊山紹劔自筆

閏七月九日、薩摩ハ大地震也、京都ハ十二日之夜也、○前後

(山原宮年代略記)豊後大分郡八幡村  
榊原八幡社藏本

慶長元年閏七月九日、戌刻、大地震、常社拜殿回廊諸末社、  
悉顛倒畢、又此日、府中洪濤起テ府中並近邊ノ邑里、悉成海  
底、黄昏時分也、同慈寺本堂斗相殘ル、大波至三、

(讃岐大日記)

(九日ノ賑ナラシ)

慶長元年七月十二日之夜大地震、山崩地裂、白水涌出、其  
餘波四五日不止、斯時豊後國府内、大地沈落成蒼海、其方

一里有半矣、

(梅園拾遺)

ちかく慶長元年の七月○閏七月大地震、速見高崎山なども石崩  
れ落ち、火出たるよし、府内の記事に見えたり、この時、かの  
あたり人七百餘も損じたりとあり、

閏七月十二日丁未、山城、攝津、和泉等諸國、地大  
ニ震ヒ、伏見城天守崩壞シテ壓死者甚ダ多シ、餘  
震歳ヲ越エタリ、

(義演准后日記)

文祿五年○慶長元年閏七月十二日○今夜丑刻大地震、禁中御車寄  
其廊顛倒、南庭上ニ敷御座、主上行幸云々、京都在家顛倒、死  
人不知其數、鳥都野煙不斷、東寺事、食堂、同中門、講堂、灌頂  
院南大門、北八足門、東小門、鐘樓、此分顛倒、塔婆、鎮守八幡  
宮御影堂、同四足門、同唐門、灌頂院ノ門二字、慶賀門、寶藏  
井不開門、穀屋之内少々相殘、此分無爲不顛倒、其外四方ノ  
築地悉崩、但少々相殘所モ在之、塔事、去文祿二年、檀主大政  
所、秀吉公興山上人奉行出來了、○中今度數宇顛倒、塔婆一基  
相殘、高蓮室、併大師御納受、無疑々々、東北角礎三寸ハカリ  
ニエ入、雖然塔無爲、四方之石壇之石少々倒、御影堂事北方  
ヘユガミ了、西院ノ南軒、檜皮少々損、棟木一所損、其外無爲

慶長元年

珍重、御供所ユガミ了、雖然無爲、築地崩、四足井唐門無爲、鎮守事聊モ不損、珍重々々、隨心院門跡事、近年當寺北入足門ノ西方ニ建立之、今度悉顛倒、觀智院堂、瓦非、同臺所顛倒、凡相果了、寶嚴院藏堂以下顛倒、寶泉院殿瓦悉顛倒、寶井院臺所倒、其外坊々大破、或顛倒、委不及記之、大佛事、堂無爲、奇妙々々、本尊大破、左御手崩落了、御胸崩、其外所々櫻在之、後光聊モ不損、中門無爲、但四方角柱少々サクル、其外無異儀、三方之築地悉崩、或顛倒、妙法院門跡、廊顛倒、照高院臺所少々損、大佛供養延引、寸善尺魔歟、

伏見事、御城御門殿以下大破、或顛倒、大殿守悉崩テ倒了、男女御番衆數多死、未知其數、其外諸大名ノ屋形、或顛倒、或雖相殘、形計也、其外在家爲體、前代未聞、火山モ崩、大路モ破裂ス、非只事、

十四日、震、地震未休、諸人不安堵、家ヲ去テ道路ニ臥也、今日夜中、大佛東寺爲見難發足、仰天不斜、委如右記、歸路ニ伏見へ越了、言語道斷次第也、全所一所モ無之、諸人狼狽、大路難通路體也、大地裂テ落入了、

見舞愚札遣之、伏見御房方へ同前、傳聞、主上于今庭上假屋ニ御座云々、傳聞、今度來朝唐人モ、下人少々地震ニ死云々、十六日、震、地震不靜、昨日ヨリモ猶動ス、諸人家内ニ不居、夜ハ道路ニ臥ス、主上于今庭上ニ假屋ヲ拂テ御座云々、伏見大閣、同假屋ニ御渡云々、十七日、地震猶動ス、東寺寶嚴院法印へ、愚狀並精袋音信遣之、今度當寺諸伽藍顛倒、不慮之爲體見及、仰天催愁涙歎入候、殊當職中、凶事出來、不運至極、無念淺間敷候、各坊舍大破、是又喚止、旁絕言語候、能々歸寺傳達所希候、只期再興之時入口候也、

後七月十七日 判

一八八

表番 與山上人御房

義演

高野一山無爲之由、上人返事、先安堵也、但大塔ノ九輪クナリ四筋共ニキル、ト云々、猶重而可尋遣之、南都諸伽藍無爲云々、比叡山同前、先珍重々々、東寺伽藍不取置云々、先假屋作テ、破裂ノ本尊共可奉安置事歟、追而可仰遣之、

十八日、今日爲大地震御祈給旨到來、奉行御原也、被給旨云、就大地震、御祈不淺候、御祈事、撰良辰一七ケ日、可被丹誠之旨、天氣所候也、此旨可令申入三寶院准后給、仍執途如件、

後七月十七日

權行少辨資淳

廿日、朝雨降、午刻屢晴、殘暑甚、地震兩度以外動、其外ハ聊ユル也、

廿一日、震、地震、去十三日ヨリ至今日不休、禁裏様、南庭ノ假御殿ニ未御座云々、伏見太閣、同假屋御渡云々、

廿二日、震、地震猶動ス、

廿三日、晴、地震今夜兩度以外動ス、

廿五日、陰、地震動了、去十九日ヨリ御祈、今日結願、山上山下御卷數二枚、同自分合三枚、奉行柳原辨へ遣了、

廿六日、雨降、地震未刻以外動、其外少動度々也、

慶長元年

廿九日、地震今日は聊ユルキ也、八月二日、雨降、地震不休、三日、細雨降、地震今日ハ少動ス、珍重、四日、震、地震今夜又事外動ス、五日、地震以外也、六日、晴、今夜戌刻ヨリ丑半刻マテ大雨大風、小座敷コケラ葎吹破、洪水、地震ユラズ、珍重々々、七日、晴、地震一度動ス、八日、晴、地震不動、珍重々々、九日、晴、地震大動靜リ、但聊動ス、珍重、十一日、震、晚雷電夕立、地震不動、十二日、地震動ス、○去月今夜大地震也、諸人可思出歟、東寺伽藍顛倒之儀、德善院法印へ爲寺家、昨日談合云々、晦日、震、地震動搖、東寺伽藍顛倒材木共、與山上人、高野衆ニ申付取置云々、仍今日寶泉院並寶嚴院へ、以治部卿法眼奉書見舞ニ遣候、千手不損云々、其外本尊餘以不損云々、珍重珍重、西院へ悉奉入之云々、十三日、地震聊ユル也、珍重々々、十七日、晴、地震同前、十八日、晴、戌刻地震以外也、珍事々々、

一八九

慶長元年

十九日、震、地震不動、但聊音アルカ、  
 廿二日、地震不動、珍重々々、  
 廿三日、晚陰、地震兩三度動ス、今日ハ以外也、  
 廿四日、雷電雨降、地震夜前動ス、  
 廿七日、深更雨降、地震丑刻動ス、  
 晦日、震、地震動搖、  
 九月十二日、及晚、地震動ス、自先度凡不休、不思議々々々、  
 廿日、地震動ス、  
 廿二日、天候晴、從東寺光明院、寶井院兩人來、爲寺家禮二荷  
 三種進上、今度地震顛倒伽藍之儀申入了、  
 廿六日、晴、午刻地震、凡先度以來不休、珍事々々、  
 廿七日、晴、從東寺伽藍顛倒ニ付、先度年預來、禁裏へ御案内  
 之儀、爲長者可奏聞之由、爲寺家申入候間、則東寺へ題目猶  
 令衆議可申入之旨、今日治部卿以書狀申遣處、令衆議、自是  
 御返事可申入旨返答了、  
 十月六日、昨日東寺ヨリ禁中へ御奉加、並諸末寺へ奉加之給  
 旨之事可申由、返事在之、  
 七日、陰、東寺申禁裏御奉加並給旨之事、德善院へ以愚札仰  
 了、  
 就東寺諸伽藍顛倒之儀、從禁裏御奉加、並眞言諸末寺江奉

一九〇

加之事、爲當門禁裏へ可申入之由、自東寺歎入候間、先得  
 貴意事候、可有如何候哉、萬端可然様御沙汰所希候、爲其  
 申入候、穴賢々々、  
 九月七日  
 判

德善院御房

十一日、晴、德善院東寺奉加之返事、今日寺家へ以治部卿法  
 眼仰遣了、當時諸國所々末寺々領節略時分、奉加不可然之由  
 也、禁裏ヨリ御奉加之儀ハ可申入由也、  
 十六日、及晚小雨降、地震少動、  
 廿七日、地震動ス、以外也、  
 十一月廿日、今夜地震以外也、  
 廿二日、晴、地震口以外也、  
 廿七日、震、地震以外也、  
 廿五日、亥刻地震以外也、  
 十二月九日、晴、○中德善院へ以愚札仰遣了、並東寺奉加、禁  
 裏様ヨリ被仰付候様にと、同仰遣候、菓子折一折遣之、  
 二年正月十八日、陰晴不定、戌刻地震動ス、  
 正月十九日、陰、巳半刻地震、凡去年已來不休歎、珍事々々、  
 四月廿八日、陰、地震少動、  
 五月三日、晴、寅刻地震以外也、

慶長元年

十日、陰晴時々不定、地震動、  
 (文祿大地震記) 隱關三寶院藏本  
 大地震記  
 文祿五年歲次閏七月十三日、今夜丑刻大地震、  
 禁中御事  
 十三日、辰刻理性院使者來、此中在京云々、今夜地震、其砌  
 禁中口祇候、理性院モ御座以下相運、主上南庭行幸、庭  
 上ニ儲御座御渡リ云々、御車寄之廊顛倒、其外築地瓦少々  
 損云々、先以珍重々々、勸修寺大納言并長橋御局へ、爲御  
 見舞以使者申入了、  
 伏見城事  
 十三日、丑刻大地震、御城大殿守顛倒、并御殿御門以下顛倒  
 之由、同丑半尅斗御普請衆へ方々ヨリ注進、則治部卿法眼相  
 副遣之、則時罷歸、同山中、仰天其後重而對馬、德善院へ爲見  
 舞夜明テ遣之、德善院所モ殿以下悉大破、門顛倒云々、下人  
 少々ウタレテ死云々、御城番衆一庵法印、其外一到衆數多、  
 門矢滅顛倒シテ材木ニウタレテ死去云々、  
 太閤御所并若公無爲、珍重々々、諸人狼難以外之體云々、今  
 日ハ庭上假尾被掛御渡リ云々、地震暫時モ無休事、萬人握草  
 不安穩、

大佛殿事

十四日、震、夜中予罷向了、大佛本堂無爲、聊モ不損、礎所ニ  
 依テ二寸バカリニエ入也、本尊ハ大破也、左ノ御手摧テ落  
 ル、御胸同前、其外無爲歎、雖然、木ヲ以テ骨トナシ、其上ヲ  
 シツクイニテ塗タリ、其上ヲ漆ニテヌリテ、金薄悉押ス、大  
 地震ユリタキマ、ユリ摧タル間、假令氷タル壁ノゴトク見  
 了、既來八月十八日、供養トテ各用意處、誠寸善尺魔、佛法  
 破滅之相也、中門無爲、但四角柱少々裂バカリ也、其外聊以  
 不損、先以珍重、三方ノ築地崩或顛倒、既以大石ユリ倒了、

東寺事

從大佛直入寺了、昨日十三日、早々治部卿書狀ヲ以テ、東寺  
 伽藍之式尋遣候處、以外之由返答、依之頓今日發了、堅固  
 内々體也、  
 先食堂 講堂 灌頂院 南大門 北八足門 東口門 食堂  
 中門 鐘樓 湯屋、凡此分顛倒、殊食堂ハ大師以來不改伽藍  
 也、此度倒、愁涙千行々々、本尊モ定破裂シテアル覽、伽藍ノ  
 倒タル體如山、寺家ノ諸役人モ、私宅悉倒タル故、無人テ取  
 ラキモ曾以不能成由、寶殿院物語、當年預也、  
 塔婆 御影堂 鎮守 慶賀門 寶藏 不開門 灌頂院門二  
 宇 西院四足門并唐門 殺屋内少々、此分無爲、御影堂モ損

一九一

慶長元年

了、然モ不顛倒、珍重々々、今日開内陣、大師御前、法施伽藍  
建立懇祈之外無他、塔婆事、文祿二年造畢、檀主大政所、秀吉  
公母  
公、奉行高野興山上人應其、同三年七月廿二日塔供養、舞樂  
蔓タラ供、導師ヲ、職衆四十口、無爲執行、爰今度免大難、自  
愛、但東井北礎三寸ハカリニエ入了、雖然無其失、瓦ニ至マ  
テ聊不損、珍重々々、抑予當職之内、大凶事出來、不運之至、  
飛行拙所、歎テモ餘アリ、無念々々、  
十五日、小雨瀟、地震不休、如踏薄氷、

伏見向野、川中當春ヨリ御普請、石クラ等凡出來、地震二間  
余大地ヘユリ入り云々、依之昨日十四日、伏見山ノ嶺ニ  
御綱張被仰付、奉行衆罷越云々、昨日彼跡ヲ風開治定之  
由、

今日天ヨリ白毛降云々、賊方々ヨリ持來、恠異非尋常、去  
六月廿七日、砂降テ草木ノ葉如霜、無幾程今度大地震、凶  
事出來、諸人宅倒、萬人死、諸寺法祇、無殘所顛倒、佛法王  
法可滅盡前表歎、傳聞、主上于今庭上假屋ニ御座云々、  
十六日、霽、地震不休、昨日ヨリモ倍増ス、仍伏見方々ヘ卷數  
遺之了、披露處、御祝着之由返答、  
十七日、地震猶動ス、寶嚴院法印ヘ伽藍顛倒爲見舞愚札遺  
之、興山上人同前、

興山狀云

東寺ヘ御成之由承候條、雖而致參上候へば、はや還御にて  
殘多存候つる、塔之御いはり惣之垣一切經なごほり出候  
て罷歸候つる、高野之儀無相違候、五袋被下忝存候、可然  
之樣頼入候、恐々謹言、

後七月十八日

木食

應其

治部卿殿

從 門主様御懇之御書成被下、殊更重寶候、別忝次第候、  
先度早々御成之由、惣寺申間候之處、各忝候由、急度御禮  
可申上之由候へ共、手前取亂進々非本意候、諸伽藍及顛倒  
候へ共、鎮守御影堂堅固候之間、先以成安堵之思申候、時  
刻到來候ば、諸堂又可有再與候之間、萬端御祈念奉仰候、  
尙以御書之通令披露、致祇候可得尊意候、此等之趣可然之  
樣御取成所仰候、恐々謹言、

閏七月十七日

空盛判

治部卿法眼御坊

寶嚴院

空盛

愛護一山坊令悉顛倒、無殘所云々、諸大名茶壺措テ成微塵  
了、近年常山ニ上置故也、

高野山無爲、安堵珍重、大塔九輪ノクサリ四筋共ニキル、  
ト云々、南都諸伽藍モ無爲云々、

天龍寺悉顛倒候了、嵯峨二尊院近年繁昌、是以顛倒候了、  
大覺寺門跡、御殿以下倒候了、

東福寺、一寺凡無爲、但二王門顛倒、其外少々倒歟、泉涌寺  
無爲云々、珍重、卅三間堂無爲、奇特々々、清水寺無爲、但  
廻廊谷ヘ倒候了、

大佛ノ妙法院門跡廊倒、太閤御新造ノ廊也、

照高院、臺所少々損候了、其外ノ坊々大破候了、因幡堂過  
半倒云々、猶迫て可尋記了、六角堂無爲歟、其外京都淨土  
寺、法花寺、悉瓦葺分顛倒、

十八日、雨時大風、地震動、但聊ユルキ歟、

爲大地震御祈、奉行柳原權右少辨資淳ヨリ繪旨到來、寺務  
代理性院ヘ寫テ遺之、山上山下ヘ寺務代相觸了、松橋水本  
良家兼ヘハ、門跡ヨリ直ニ繪旨ノ寫遺之、例式也、

理性院地震以來在京、今日歸寺候了、理性院申入職掌、驗  
地以來不能出、如何可申付哉云々、返答猶堅可被申付、其  
上可有御談合云々、

占文云

今月十二日、子之時大地震有音、傍通女指、  
帝釋所動也、

天文要決云、地震、陰盛陽衰起也、

内經云、兵起慎、

慶長元年

一九二

六甲云、讒言起、賢人退、小人進、

又云、人民病災起、

又云、大動爲大因也、

文祿五四年閏七月十五日

正五位下行大藏大輔博士賀茂朝臣在昌

傳聞、禁裏御對屋、并女御々座殿、并御裏所以下ノ瓦、悉ヲロ  
スト云々、今度地震ニ顛倒、瓦葺ノ故ト云々、諸方此分也、伏  
見御城モ瓦葺御禁制御觸云々、

十九日、霽、風口、地震兩度、以外也、其外聊ユル也、

廿日、朝雨降、午刻地震不休、殊今日兩度以外也、其外ハ少々動  
ス、

廿一日、霽、地震今夜兩度以外動ス、去十三日ヨリ至今日、其  
聲不休、諸人家ヲ去テ道路ニ夜ル臥云々、  
禁裏様、南庭ノ假御殿ニ未御座ニ候、

廿二日、地震同前、

廿三日、地震今夜兩度カ以外也、但マトラ也、何日カ可安堵  
哉、不思議々々々、

廿四日、地震同前、

廿五日、同前、

廿六日、兩度以外動ス、

一九三

震災防備會報告第四十六號

甲

廿七日、陰、猶動ス、不思議々々々、  
廿八日、地震今日ハ例ヨリモ大地震也、  
廿九日、今日ハ地震事外ユルキ也、珍重々々、  
八月

朔日、地震同、  
二日、雨降、地震不休、

〔言經卿記〕

文祿五年○慶長潤七月十三日戊申、天晴、大地震子刻、去夜子刻、大地震、近代是程事無之、古老之仁語之、小動不止、晝夜不知數了、

地震ニ付而、方々ヨリ見舞人々來了、

一地動ニ相損所々、先私宅ユガミ了、庭上ニ出テ夜ヲ明了、當所ニハ川野口兵衛、大野伊兵衛等家顛倒了、其外大破ニ及了、

一寺内ニハ門跡御堂、與門御堂等顛倒了、兩所ニテ人二三人死去了、其外寺内家大略崩了、死人三百人ニ相及了、全家一間モ無之、

一上京ハ少損了、下京ハ四條町事外相損了、以上二百八十餘人死也云々、東之寺も死ブキハ崩了、一箇中ハ少々相損也云々、

一伏見御城ハテシユ崩了、大名衆家共事外崩了、江戸内府ニハ、ナガラ崩了、加々爪隼人依死去了、雜人八十餘人相果了、同中納言殿ニハ、侍共ハケガドモ有之、死者無之、但雜人ハ六七十人死也云々、其外町々衆家崩候て、死人千ニアマリ了、

一東寺ハ塔、鎮守八幡社、大師堂、此外七ツ崩了、但坊々不苦也云々、

一大佛ハ堂ハ不苦、但柱ヲ二寸程土へ入了、御佛ハ御胸ヨリ下少々損了、樓門ハ戌亥方へ柱ユガミ了、  
一三十三間ハ少ユガミ了、

一東福寺ハ本堂年來東へユガミ了、此度地動ニ西へ相直也云々、奇特了、伽藍トモ不苦了、但堂々東寺相損也云々、

一山崎、事外相損、家悉崩了、死人不知數了、  
一八幡在所、是又悉家崩了、  
一兵庫在所崩了、折節火事出來候、悉燒了、死人不知數了、  
一近江國ヨリ關東ハ、地動無之云々、  
一アタゴ坊、坊六有之、悉顛倒了、少々小座敷相殘了、權現相殘了、少々人相損了、  
一和泉堺、事外相損、死人餘多有之云々、  
一大坂ニハ御城不苦了、町屋共大略崩了、死人不知數了、

震災防備會報告第四十六號

甲

十四日己酉、天晴、地動晝夜及度々、方々見舞ニ使來了、  
十五日庚戌、小雨、小地動晝夜及度々、方々ヨリ見舞ニ使來了、

同日、地震ニ付而、毎日難說有之、又大地震可有之旨沙汰有之、各女子ヲラベドモ也、夜ハ盜人用心トモ、寺内ニハ夜眠トモ稀也云々、

同日、地動ニ付而、去十三日ヨリ哥ドモ有之、門々押之也、誰人所意不知之ドモ、町々押之、松竹ノ葉ヲ同サシ了、  
ムチハ八ツ門ハ九ツ戸ハ一ツ、身ハイザナミノ門ニコソメ、

チハヤフル神ノイガキモ三日月ノ、ユリヤナヲサン我身成リケリ、  
ユルグトモヨモヤケジトカナメ石ノ、カシマノ神ノアランカギリハ、

十六日辛亥、小動晝夜及度々、晴、地動又有之由難談候而、大野伊兵衛尉後園草屋竹ノ邊也、其ヘ子、北向、阿茶丸、口口家中衆、悉罷向了、無何事了、後刻チマキ、同妻持來了、

同日、石河日向守ヨリ見舞ニ使來了、  
同日、方々見舞ニ人來了、  
同日、下女ツル父、堺ヨリ上落候、一昨日下午也云々、來候、冷泉

女中、十二日夜大地震ニ家顛倒ニ付而死去也云々、廿四歳也、絶言語了、子息二人ハ無異議也云々、

十七日壬子、天晴、地震少々、晝夜及度々、有減増、四條、堺ヨリ上落了、冷、事如昨日間候、愁傷也云々、  
十八日癸丑、雨風、小動了、

廿日乙卯、天晴、小動了、  
廿一日丙辰、天晴、小地動、増減不定、  
廿二日丁巳、天晴、小動了、

廿三日戊午、天晴、小動了、月齋へ書狀遣了、先日書狀遣了、地震見舞ニ及返事候、内府へ取合事申遣了、

廿四日己未、小雨、小動了、伏見へ發了、内府へ罷向對顔了、先度地震之事共相尋了、次同黃門へ罷向、所勞にて不及對顔了、改衣裳歸宅了、

廿五日庚申、晴陰、小地動了、  
廿六日辛酉、雨、小動了、  
廿七日壬戌、天晴、小動了、

廿八日癸亥、天晴、小動了、  
廿九日甲子、天晴、小動了、  
八月一日乙丑、晴陰、小動了、町々夜番有之間、油出候、人ヲ出了、

二日丙寅、雨、小動、少ツ、雨フル間、座敷ニ始而各臥了、  
 三日丁卯、晴陰、小動了、  
 四日戊辰、晴陰、小動了、夜大雨、雨フル間、座敷ニ臥了、今夜  
 ヨリ臥了、  
 五日己巳、晴、小動、未刻ヨリ丑刻マデ大風雨、雨風之間、西  
 御方下部助二郎岩等座了、  
 六日庚午、巳刻ヨリ天晴、小動了、早朝ニ家ノ損所、少ナヲサ  
 セ了、  
 七日辛未、天晴、地動、此間中々ツヨクナル、  
 八日壬申、天晴、少動了、少々町夜番ニ人ヲ出した了、  
 九日癸酉、天晴、小動了、  
 十日甲戌、天晴、地動了、二度チトツヨシ、其已後少々、  
 十一日丙子、晴陰、小動了、少々立雷鳴、  
 十二日丁丑、天晴、小動了、  
 十三日戊寅、天晴、小動了、夜小雨、  
 十四日己卯、晴陰、小動了、  
 十五日庚辰、天晴、小動了、  
 十六日辛巳、天晴、小動了、  
 十七日壬午、天晴、小動了、  
 十八日癸未、天晴、小動了、  
 十九日甲申、天晴、小動了、

廿日甲申、天晴、小動了、  
 廿三日丁亥、天晴、小動了、晚頭夜雨、  
 廿四日戊子、朝夕立、雷鳴、晴、小動了、  
 廿五日己丑、天晴、小動了、  
 廿六日庚寅、晴陰、小動了、夜小雨、  
 廿七日辛卯、天晴、小動了、  
 廿八日壬辰、天晴、少動了、  
 廿九日癸巳、晴陰、雨、小動了、  
 卅日甲午、朝陰、天晴、小動了、  
 九月一日乙未、天晴、小動了、  
 二日丙申、天晴、小動了、  
 三日丁酉、天晴、小動了、  
 四日戊戌、雨、小動了、晴陰、  
 五日己亥、天晴、小動了、夜小雨、  
 六日庚子、天晴、小動了、  
 七日辛丑、天晴、小動了、  
 八日壬寅、天晴、小動了、  
 九日癸卯、天晴、小動了、  
 十日甲辰、天晴、小動了、  
 十一日乙巳、天晴、小動了、

十二日丙午、晴陰、小動了、晚雨、暮ニ晴、  
 十四日戊申、天晴、小動、  
 十五日己酉、天晴、小動了、  
 十七日辛亥、天晴、小動了、夜雨、  
 十八日壬子、晴陰、小動了、  
 十九日癸丑、天晴、晚ヨリ雨、小動了、  
 廿日甲寅、晴陰、小動了、  
 廿一日乙卯、雨、晴陰、小動了、  
 廿二日丙辰、天晴、小動了、  
 廿四日戊午、天晴、夜小動了、  
 廿五日己未、朝時雨、晴陰、曉小動了、  
 廿六日庚申、晴陰、雨、小動晝夜一度ツ、  
 廿七日辛酉、晴陰、小動、  
 十月一日甲子、天晴、早曉小動了、夜時雨、  
 二日乙丑、天晴、早朝小動、  
 三日丙寅、天晴、小動、  
 四日丁卯、天晴、小動了、  
 五日戊辰、天晴、小動、  
 六日己巳、天晴、小動、  
 八日辛未、天晴、小動、

九日壬申、天晴、夜雨、小動、  
 十日癸酉、雨、晴陰、小動、  
 十一日甲戌、天晴、小動、  
 十二日乙亥、陰、小動、  
 十三日丙子、陰、小動、  
 十四日丁丑、天晴、時雨、度々小動了、  
 十五日戊寅、晴、小動、天晴、  
 十六日己卯、天晴、小動、晚大雨、  
 十七日庚辰、晴陰、小動、  
 十八日辛巳、天晴、小動、  
 十九日壬午、晴陰、小動、  
 廿日癸未、天晴、小動、  
 廿一日甲申、陰、晚雨、小動、  
 廿二日乙酉、晴陰、晚時雨、小動、  
 廿三日丙戌、天晴、小動、  
 廿四日丁亥、晴陰、地動、  
 廿五日戊子、晴陰、小動、  
 廿六日己丑、雨、小動、  
 廿七日庚寅、陰、地動、  
 廿九日壬辰、陰、入夜雨風、小動、

卅日癸巳、晴、夜雨風、小動、  
 十一月一日甲午、陰、小動、小雨、晴陰、  
 二日乙未、天晴、小動、  
 四日丁酉、天晴、小動、  
 六日己亥、天晴、小動、  
 八日辛丑、天晴、小動、  
 十一日甲辰、天晴、小動、  
 十三日丙午、天晴、小動、夜雨、  
 十四日丁未、雨、今曉小動了、  
 十九日壬子、陰、小動每日也、  
 廿日癸丑、天晴、小動、  
 廿一日甲寅、天晴、今曉地動、  
 廿二日乙卯、晴陰、小動、  
 廿三日丙辰、晴陰、小動、  
 廿七日庚申、天晴、今曉小動、  
 十二月十日壬申、天晴、夜小動、  
 十一日癸酉、天晴、小動、  
 十六日戊寅、天晴、夜地震、  
 廿一日癸未、天晴、小動、  
 廿四日丙戌、晴陰、霧、夜地震、

慶長元年

二年正月四日丙申、天晴、夜地震、  
 十一日癸卯、天晴、地震、  
 十三日乙巳、天晴、夜地動、  
 十六日戊申、晴陰、地震、  
 十九日辛亥、天晴、地震、  
 廿日壬子、天晴、八時地動、  
 二月二日癸亥、晴陰、地震、  
 十二日癸酉、天晴、寅刻雷始聲發、小雨、地震、  
 十四日乙亥、天晴、小動、  
 廿日辛巳、天晴、今曉小動、後刻度々、  
 四月大一日辛酉、小雨、午刻ヨリ天晴、小動、  
 廿八日戊子、天晴、小動、  
 (中山家記) 開本○家記、是月十九日  
 以前ハ散逸セリ、  
 後七、十九丑、晴、此曉地震甚者也、夜中兩三度許以外動了、  
 廿寅、雨降、今日地震如昨日、  
 廿一卯、晴、從曉辰刻許ニ地震十度許鳴動、  
 廿二辰、晴、曉地震甚者也、初夜時分大地震、御所々様假屋御  
 寢也、  
 廿三巳、晴、地震啓動了、  
 廿四午、晴、地震度々動了、

廿六申、雨降、地震甚動了、令恐怖者也、  
 八朔、地震度々、  
 二丑、大雨降、從曉地震數度動了、  
 三寅、晴、但細雨時々降了、曉以後地震少動了、  
 七未、晴、地震曉兩度、辰刻許大地震、  
 十酉、晴、丑終許地震、寅終許地震兩度、德壽院上洛、禁中御  
 見舞被申、其後八條殿御見舞、地震今日四度、事々敷候也、  
 十一戌、晴、地震一度動了、  
 十二亥、雨降、卯刻地震、  
 (十三) 今日、地震四五度、  
 (十五) 抑今夜々半過地震四度、後一度令鳴動計也、  
 廿三戌、晴、地震度々、  
 廿五子、晴、從夜半過地震三度鳴動、  
 廿八卯、晴、地震夜半過兩度鳴動如何、去月從十二日、今夜迄  
 同前ニ動了、  
 (十九) 廿九辰、陰、夜雨、寅刻許地震、夜明方又地震、以上三度鳴動、  
 十七亥、晴、今夜地震夜明方迄四度動了、  
 廿一卯、雨降、曉地震、  
 (廿六) 從申刻許雨降入夜甚、曉大地震、辰刻又地震、  
 (十月四日) 今日、地震四五度動了、

慶長元年

六巳、朝間陰、小雨降、但屬晴了、大震度々、甚大地震、  
 地震云々、  
 九申、晴、但及曉小雨降、終夜雨、地震一兩度、鳴動度々、  
 (十力) 十三巳、鳴動度々、昨日地震度々云々、  
 十四丑、晴、口刻許地震甚者也、  
 十六卯、晴、地震了、  
 (孝虎宿禰日次記)  
 文祿五年慶長元年 閏七月十二日、天晴、今夜亥刻許大地震有之、  
 主上大庭構御座御也、諸家各祇候、御殿所々顛倒、夜明後入  
 御云々、北野經堂、壬生地藏堂、其外民屋方々令顛倒、或死人  
 等多云々、  
 十三日、天晴、今夜又地震、主上御大庭、諸家各祇候、予參、伏  
 見、二尤之、女房、三百人餘、依地震、失命云々、予今夜在禁中、  
 十四日、天晴、地震猶不休、早且從禁中退出、  
 十五日、今夕地震猶不止、參禁中、大庭御假殿在番所、其西  
 方立添云々、  
 十六日、地震以外也、參禁裏、諸家各祇候、予今夜在禁裏、相  
 番日野大納言、鳥丸弁、  
 十七日、天晴、今朝從禁裏退出、今日猶有地震、大風吹、今夕參  
 禁中番、

十八日、雨降、大風吹、朝間自禁中退出、晚又參番、今夜有大地震、去十六日地震、伏見武家衆家共多顛倒云々、  
 廿一日、雨降、地震有之、  
 廿一日、晴、參禁裏番、地震于今依不靜、今日加番定番長有之、予加御番内也、  
 廿二日、天晴、參番、相番花山院中納言、小川坊城、予、地震未休、  
 廿三日、天晴、從内退出、晚景參番宿也、今夜又有大地震、於殿上被下酒、  
 廿四日、天晴、自内退出、  
 廿五日、天晴、朝從内退出、地震有之、  
 廿六日、雨降、今日大地震有之、  
 廿八日、天晴、朝自禁中退出、有地震、  
 廿九日、晴、參番、有地震、  
 八月三日、晴、今夜參加番、相番勸修寺大、伯、柳權弁、大内記、西洞院、阿野、久我大、予等也、有地震、  
 四日、天晴、自禁裏退出、晚參加番、有地震、  
 五日、雨降、入夜大風、參番、有地震、  
 七日、天晴、今日猶地震有之、去五日雨、勢田橋水越之由風聞、今日參加番、

八日、晴、朝從禁裏退出、地震、  
 九日、晴、有地震、參番、  
 十日、晴、自禁中退出、大地震二度有之、  
 十二日、晴、雷鳴、有小地震、  
 十三日、晴、參加番、有小地震、  
 十四日、晴、自禁中退出、地震有之、  
 十六日、晴、地震兩度、  
 十八日、今日、有地震、  
 廿日申、晴、參加番、有地震、  
 廿二日戌、晴、有地震、參番宿、  
 廿三日亥、晴、自禁中退出、有地震、  
 廿四日丑、雨、有雷鳴、地震、  
 卅日午、今朝雨降、有地震、參加番、  
 九月六日子、晴、地震有之、  
 七日、有地震、  
 八日、有地震、  
 十一日巳、晴、參番、有地震、  
 十二日、晴、雷鳴、有小地震、  
 十四日申、晴、參番、有地震、  
 廿日寅、雨、參番、有地震、

廿一日、有地震、  
 廿四日、小地震二度、  
 廿五日未、雨、自禁裏退出、朝晝有小地震、  
 廿七日酉、晴、參番、有地震、  
 十月小二日丑、晴、從禁中退出、今朝有地震、  
 四日卯、晴、地震、參番、  
 五日、地震二度、  
 六日巳、晴、未終刻有地震、  
 七日午、晴、參番、地震有之、  
 八日未、晴、從禁中退出、有地震、  
 十五日寅、依召參内、今夜有御日待、宿禁裏、有地震、  
 十六日卯、天晴、從禁中退出、有小地震、  
 十七日辰、雨降、參番、今夜有地震、  
 十九日午、晴、小地震有之、  
 廿日未、晴、參番、有地震、  
 廿三日、小地震有之、  
 廿五日、地震有之、  
 廿七日、天晴、大地震有之、  
 十一月小十三日、晴、參番、地震二度有之、  
 十四日、雨降、有小地震、

十八日、晴、參番、有地震、  
 十九日、有地震、  
 廿日、晴、有地震、入夜三度、  
 廿一日、晴、雪下積、地震、參番、  
 廿七日、晴、有地震、予從禁中退出、  
 十二月十日、今日地震以外也、  
 廿四日、天晴、雪降、亥刻許有大地震、  
 二年正月四日、晴、度々有地震、  
 十一日、今夜戌刻有大地震、  
 十三日巳、晴、入夜有地震、  
 十六日申、晴、巳刻有地震、  
 廿二日、地震兩度有之、  
 二月十二日癸酉、雨降、戌刻兩度有大地震、  
 十三日、有地震、  
 十五日丙子、晴、入夜地震、  
 廿日辛巳、晴、大地震四度、  
 三月四日乙未、晴、入夜有地震、  
 四月廿八日、晝有大地震、自北  
 (舜舊記) 一名舜舊日記、  
 文祿五年○慶長元年 閏七月十二日、天晴、大地震、子刻動テ數萬人



慶長元年

死、京中寺々所々崩倒了、第一伏見城町已下顛倒了、大佛築  
地本尊裂破了、北野經堂東堂已下倒云々、

十三日、天晴、内府家康爲見廻、予伏見へ罷越、路次町屋悉破  
倒了、於路次モ數度地震動了、京中男女至迄、悉外ニ寢了、  
十四日、天晴、於智福院夢想進歌興行アリ、予罷也、地震五六  
度、夜五六度モ動也、

十五日、天晴、地震餘波五六度動了、

十六日、天晴、地震同事也、

十七日、雨降、晴也、清水寺參詣申了、清水寺外廊、地震故顛倒  
了、同地震同事ニ動了、

廿九日、地震不相果動也、

〔薩藩舊記後編〕

樺山紹劔自記

一文祿五年丙申閏七月九日薩摩ハ大地震也、京都ハ十二日  
之夜也、諸屋形町屋などは不及申、金銀を芥ばめたる御殿  
崩テ、數百人打殺畢、○下

〔同書〕

年代記

一丙申慶長元年、(大カ)京小坂七震動、家モ崩、人モ數萬人死、  
〔板坂卜齋覺書〕

二〇二

〔國脫カ〕  
七月十二日、夜半ニ大地震、大佛を金佛ニ被成候もゆりわ  
り、伏見天守も上の二重ゆりおとし、御殿むなごいはふのつ  
くり物きつねがうしおち、うらおもてへ見通し、諸大名家  
家、御成門もそこね、御城大手の二階門もゆりくづし、一  
庵法印と申番衆も死、家康公屋敷の二階の長屋つぶれ、かど  
爪隼人も死候、伏見中にて家長屋つぶれ、死人は數しらず、  
歴々は一庵とかが爪と二人なり、地震にて御殿天守、諸大名  
家共、くづれんじ、秀吉公以之外御腹立、遊撃○洗も夜中に  
伏見をにげ走候、子細あるべき事也、其段はしらず、  
〔増補家忠日記〕

慶長元年閏七月、七月十二日、夜に入子の刻大地震、土  
裂け水涌出す、京都、伏見、大厦巨宅及び民屋倒れ破れ、死す  
るもの數を知らず、洛陽大佛殿崩れ、佛像破壊す、伏見の殿  
中殿舎倒れ崩る、是によりて上臈女房七十三人、中居下女五  
百餘人横死す、太閤秀吉此殿中に有といえども、此難を避  
れ、恙なし、大神君御館門樓破倒して、御家人加々爪隼人正  
死す、愛宕山の坊舎悉く顛倒して、此山にあげ置く家々の名  
物茶壺、皆摧破して此時に滅失す、  
〔當代記〕

閏七月十二日ノ夜子ノ刻ニ、上方大地震、京中ニハ三條ヨリ

下伏見迄家損人死、上京ハ不苦、伏見御城中ニテ、女臈七十  
三人、中居下女マテ五百人死、一ノ門、三ノ門ノ番衆門崩、悉  
死、折節太閤中ノ丸ニ御座候テ、御身無恙、諸大名家々倒ル、  
人死事無限、大坂、堺モ同前、伏見ノ城、殿主石垣ハ一モ不殘  
崩ル、大佛堂ハ不苦、佛ハ損也、愛宕山坊中モ倒、所々ヨリア  
ガル(兼カ)眞蓋過半損、此六七月間迄モ、上方ハ雨降、五穀豐也、此  
地震、關東駿河遠州何モ東ハ不動、

〔日本西教史〕

災異ノ數多アル中ニ、尤モ恐ルベキ者ヲ爲セシハ地震ナリ、  
(千五百九十六年)同年ノ八月三十日、○慶長元年大坂ニ於テハ午後八時ヨリ始  
マリ、九月四日○閏七月ノ夜半、一層甚シク、事急ニシテ人々  
家ヲ出ル暇ナク、瓦ノ下ニ埋マレンシ者多シ、太閤殿下ノ宮殿  
ハ大厦高樓盡ク壞レ、彼ノ千疊座敷、並ニ城櫓二箇所倒レタ  
リ、此樓ハ七八層ニシテ各懸樓アリ、近郷ヲ眺望ス可ク、一  
層毎ニ其内ヲ美麗ニ金銀ヲ以テ飾リ、此所ヨリ支那ノ使者  
ニ、十五萬ノ兵ヲ戰隊ニ列テ示サントシ、此外會同館ノ前  
へ、大石ノ垣ヲ作ラレシガ、是モ地震ノタメニ崩レタリ、  
地震ハ半時計ニシテ止ミ、死セル者六百餘人、諸所ノ佛堂概  
子額破シ、佛僧モ佛像モ、トモニ瓦礫ノ下ニ敷カレ、此地震  
ノ起ルトキ、大地鳴動シ、恰モ大海ノ翻リ、巨濤ノ岸ニ觸レ

慶長元年

二〇三

テ崩ル、ガ如クナリシ、  
大坂ニ居タル耶蘇教師、此ノ大變ヲ記シテ云ク、地震ニ先ツ  
些時、或ル佛堂ヲ過ギレルニ、一人ノ僧說法ヲナシ、阿彌陀  
ヲ祈誓スルモノハ、死後ニ幸福ヲ授ケラルナド、巧言ヲ以  
テ聽衆ヲ惑ゼシメ、且ツ彌陀ハ衆人ノ爲メニ安全ヲ願フコ  
トヲ説キ、常ニ彌陀ヲ信ズレバ、救拔セラル、コト疑ヒ無シ  
ト云フ、其言終レバ、滿坐ノ人者、聲ヲ發シ、阿彌陀佛ヲ數回  
稱名ス、然ルニ此時阿彌陀ハ必定坐睡セシナラン、即夜佛堂  
倒レ、彌陀ノ像碎ケ、微塵トナリ、數多ノ佛僧壓死シ、彼ノ説  
法人ハ傷ヲ蒙レリ、彌陀ノ死ヲ救ヒシモノハ、此僧一人ノ  
ミ、市民ノ恐怖ハ譬フルニ物ナク、家ノ破壊ヲ恐レテ、皆街  
上ニ立チ、半死半生ノ體ナリシ、  
又タ一ノ耶蘇教師、京都ノ事ヲ記セルニハ、九月五日○閏七月  
ノ夜十一時、一天能ク晴レシニ、遽カニ大地震起リ、地下ニ  
雷ノ如キ響聞ヘ、處々家ノ崩ル、音、梁柱ニ壓セラル、叫喚  
ノ聲、霧々トシテ恰モ大獸ヲ放チシ後チニ、其響ノ鳴リ渡ル  
ガ如クナリシカバ、冥府ノ諸王地下ニ戰フナラント云フ者  
アリ、奉教ノ人々ハ、教師ノ所用アレバ之ヲ爲ント、我家へ  
馳セ集マルニ、我等ハ地ノ變動スルコト強キヲ以テ、聲ヲ發  
スルコトヲ得ザル程ナレドモ、諸聖頌徳文ヲ唱ヘテ、庭上ニ

跪キ居タリシニ、天帝ノ惠ミニヨリ、幸ニ恙ナキヲ得タリ、京師ニ近キ高名ナル佛堂倒レテ、彼ノ大佛ノ像モ壞レ、寺大佛ヲ云フ、其外黄金佛ノ巧ミニ作ルモノ千二百體中ニ、六百體ハ互ニ觸レテ毀損セリ、是レハ則鬼神ノ地下ニ戰ヘル證據ナリト言ヘルトゾ、

其實ハ天帝變災ヲ國中ヘ降シ、此ノ剛慢ナルヲアラオン王ノ暴威ヲ打チ碎キシナリ、ヲアラオン王ハエチアト國ノ王ナリ、昔々天帝數多ノ凶變ヲ降レ、之レヲ御セシコトアリ、作者今此又伏見ハ驕奢ノ地ナリ、因テ此地ニ凶變ヲ降セシハ、天帝其怒ヲ示セシナリ、昔レ邪惡ノ子孫相繼シテ、塔ノ高サ天ニ至ルモノヲ建テ、名ヲ不朽ニ傳ヘント欲ス、天帝其驕慢ヲ懲リ、時人ノ信ヲ奪ハシメ、因テ事ナラズレテ止ム、是レ此ノ事ナリ、此時美麗ナル宮觀、倒レテ殘ルモノナク、太閤殿下ノ平生起臥セシ室ハ、格別宏大美麗ニアラザレドモ、之レモ暫ク動搖セシ後、終ニ破壊シ、侍妾七百人、其下ニ壓死シタリ、殿下ハ地震ノ起ルヤ、急ニ幼兒ヲ抱キ走り出ルニ、稍暫クシテ、宮殿ハ瓦石土木ヲ積ミ重キタル一堆ノ山トナリ、善美ヲ盡セル武器家具財寶ニ至ルマデ、其下ニ埋レ、此損失ヲ算スレバ、三億萬金ト云フ、此ノ言ハ甚ダ信ジ難シト雖ドモ、城廓ノ造營ニ、莫大ノ金銀ヲ費セシコトハ、問ハズシテ知ルベキナリ、此諸造營ノ外ニ、地理ノ形勝便宜ニヨリ、山ヲ崩シテ別ニ山ヲ築キシモノ有リ、之レモ或ハ潰

レ、或ハ大地ノ裂ケシ所ヘ陥リタリ、

城中ニ殘リシ者ハ庖厨ノミ、太閤殿下始ラク此ノ所ニ入ラシガ、平地ハ地震ノ爲メニ裂ルコトアレバ安心ナラズト、黎明ノ頃、或ル山上ヘ避ケ、小柱ヲ立テ、蘆ヲ以テ覆ヒ、内ニ薄板ヲ周ラシ、其面ニ素朴ナル紙ヲ張りシ小屋ヲ作ラセ、暫ラク其所ニ坐臥セラレ、玄以法印其他ノ諸侯二人ノ外ハ、謁見ヲ許サザリシトゾ、又殿下山上ヨリ我が城ノ荒レタル狀ヲ望ミ、斯クノ如キ宏大美麗ノ造營ヲナセシヲ以テ、天ノ惡ム所ト爲リシモ、亦タ理アリト云ハレケルトゾ、然ルニ剛氣ノアラオン王、其言ヲ守ラズ、地震ノ後チ、再ビ十萬ノ工人ヲ聚メ、此山上ニ於テ新タニ伏見城ヲ築カシメタリ、斯カル凶變ニ際スレバ、無罪有罪ノ人ヲ論ゼズ、共ニ死亡ニ陥ルコトアリ、然ルニ此時上帝特別ノ惠アリシヤ、聖教ヲ奉ズル人ハ、皆禍難ヲ免レタリ、博多ノ地方ニ於テハ、海水溢レテ陸ニ上ルコト一里餘、家屋ヲ漂ハシ、人畜牛馬ノ死スルコト甚ダ多シト雖ドモ、奉教ノ人ハ、一人モ命ヲ落サズ、家モ失ハザリシトゾ、又堺ニ於テモ、ジャツク、ヒンプラリヨウケイト云フ者、久ク天主教ヲ信ジ、三十年來其家ヲ諸教師ヘ貸シテ天主堂トセリ、此地震ノ起リシ時ニ、一家盡ク教師ハ彌撒ヲ勤ムル所ヘ集リ、經文ヲ唱ヘテ夜ヲ明カシ、其家

ハ三層ナレド、隣家ハ盡ク壞ル、中ニ立テ、些シモ破損セザリシ、  
堺モ此ノ天災ヲ免レズ、此地ハ日本國中ニ於テ最モ淫佚奢修ノ地ナレバ、震災モ亦極メテ甚シク、地ノ震フコト三時ハカリ、佛堂人家城壁ノ崩ル、響キ、實ニ恐懼スベク、士民盡ク府外ニ逃レ、夜中ノ景色慘憺トシテ、更ニ人ノ恐怖ヲ増シ、家材ニ壓サレテ號泣スルノ聲、四野ニ滿チ、世界モ地中ニ埋マルカト疑ハル、此夜死セシモノ六百餘人、沈溺斃ノ從者二十人モ、其中ニアリト云フ、

〔利家夜話〕

伏見地震の時、大納言様御屋敷と、肥前守様御屋敷と上下にて御座候、御父子御坪の内江御出被成、直に御言葉を懸合され候、何もく御尤と涙を流し申候、仍大納言様、小姓衆五六人に被仰付、御城廻りを四方へ、上様江、御出被成や、大納言呼り候へど申付候と申候、太閤様是を御聞被遊、無事に  
出たるぞ、心易存じ候へ、大納言を無事みやと上意也、則罷歸、其段申上候、其日すなはち大納言様御一人、何の構もな  
く、御城へ御入被成候、其時太閤様御機嫌克、秀頼公を利家卿へ御渡し被成候、御抱キ被成候旨物語被遊候、右之御分別、御取紛の時分出候もほど、何も感じ申候、

〔細川家記〕

忠興

閏七月十二日、畿内大地震、子の刻比よりゆり出し、大地震裂け、水涌出、京伏見の家々數多ゆり崩し、死亡の者數を知らず、洛陽大佛の像なども破裂く、就中伏見城内の地震強じて、殿屋倒れ崩れ、上臈女房七十三人、中居下女の類五百餘人横死せし由也、此御忠興君與より御立出、女共出る程に、皆々のき候へと被仰候而、米田助右衛門と召され、奥方の事其方へ渡す間、宜く相計い候へと被仰置、伏見の御城へ一番に御かけ付被成候、太閤は帯ときひろぎ御出、與一郎早かりしと被仰、御感あり、つゞいて加藤主計頭清正被參候、此時女房達壓死にうたれ、人を見懸て助て給へ候と、聲々に呼候得共、聞捨にして御通被成候が、不便なる形勢なりと、御物語なり、

〔慶長甲寅之記〕

慶長元年申ノ七月十三日之夜丑ノ下剋、伏見中大地震、太閤も伏見に御座候、殿守御殿淀川系悉動崩し、土井石垣も大かたゆりくすし申、諸大名之屋敷より死人の出候事、其限も無御座候、權現様御屋敷にても、かど爪備前守、淺野一庵、  
家康ノ家臣ト爲セリ、ト聲覺齊及ビ木村又聲覺齊配載ト合ハズ、恐クハ非ナラシ、但シ又聲覺齊、一庵ノ姓氏ヲ横濱ニ作り本郷ト違フ、未ダ孰レガ是ナルヲ

慶長元年

群ウカニセズ、勅殺され申候、其外少身の者は貳百人餘程も果候由に候、其時権現様御屋敷を被參候衆、最上出羽守、南部信濃守、御見廻被申候而被歸候は、伏見城中は石垣共に不殘くすし申候間、太閤は御出候事は成まじきと存候間、日本の者の爲にも候、其上未異國も鎮り不申候間、夜明候は、ゆりやみ可申候儘、夜明までは御出被成候事、御無用之由被申候、被罷歸候、

是ヨリ先清正、三成行長等ノ讒スル所ト爲リ、秀吉ノ譴ヲ得テ私第ニ屏居ス、會、地大ニ震ス、清正從卒三百人ト馳セテ、秀吉ヲ候ス、既ニシテ清正城門ヲ守ル、三成等至ル、清正納メズ、三成之ト争フ、秀吉之ヲ聞キ、三成ヲシテ入ラシム、明日、秀吉、家康利家等ノ救解ヲ以テ清正ヲ許ルス、

〔木村又藏覺書〕

其夜ハ慶長元年七月十二日之夜也、大地震ゆり候事、二百年三百年にもかゝる例不承、大地震逾月不止、洛中、伏見、大坂は不及首、五畿七道、○曾根記ニ近江國ヨリ關東ハ地動無之云々、當代記ニ此日ヲハ、侍大、悉ゆり申候、就中五畿大分ゆり候て、京、大坂、伏見、其外在々所々の家、一字も不殘たおれ申候に付て、おしにうたれ死するもの、いかほ、云敷を不知、其夜清正則起上り、てこ共つかい候三百人召逆、何れもてこを持せ、御城

二〇六

へ出任候て、太閤も不斷之御座之間を御出有て、大庭へ被成出、御敷物を敷、幕屏風などにてかこい、大てふちんをこぼさせ、せうぎに腰をかけ、廣庭に御座候、そこへ清正つと被參候得ば、太閤、政所様、松之丸様、高藏主、其外御上臈之衆之聲聞へ申候、はや御出被成たるを、清正も悦、高藏主々々々と清正被呼候、誰ぞと被答候時、加藤主計頭清正是まで參候、大地震おびたどしく御座候條、上様をはじめ、各おしにうたれ候て可有御座と存、參候てはねはつし可申と思ひ、てこのもの三百人に、悉くてこをもたせ參候通、太閤様へ被仰上候得と被申候、其聲を太閤、政所様被聞召、扱々はやくも參りたるものかな、氣の付たるいさものにて候と、太閤被思召、政所様も清正をば御懇に御座候により、御嬉しがり候云々、

〔清正行狀〕續後書類

七月十二日ノ夜、亥子ノ刻ヨリ地震シ、京洛、伏見、大坂ヲ始メ、畿内殊ニ夥シク、殿堂門廡悉ク轉倒ス、清正ハ勘氣未ダ無赦免ト云ヘドモ、力者三百人ニ鐵挺ヲ持タセテ登城スレバ、細川越中守忠興ヨリ外ニハ一人モ未ダ登城セズ、秀吉公ハ大廣間ノ白砂ニ出坐也云々、

〔參陽實錄〕

慶長元年閏七月廿二日〇十二大地震、伏見ノ城隍石壁殿閣等

悉ク崩破シテ、壓死スル者其數夥シ云々、

〔朝鮮太平記〕

慶長元年七月十二日ノ大地震ニ、洛中洛外ハ云フニ及バズ、五畿内ニ在ル處ノ神社佛閣ノ崩レヌルコト、數ヲ知ラズ、中ニモ去ル天正十六年、豐臣秀吉公ノ御建立アリシ、洛東大佛殿方廣寺崩レ倒レ、十六丈ノ盧舍那佛ノ像、悉ク破裂シヌ、太閤此由ヲ聞召サレ、近習扈從ノ輩召具セラレ、御馬ニ召レ、大佛殿ニ至セ玉ヒ、佛像ノ破壞シ玉ヘルヲ御覽ナサレ、釋伽如來ノ像ヲ述ト白眼ミ、伽藍ニ響キ渡レル大音聲ヲ上テ、夫佛像ヲ安置スルハ、國家ヲ安泰ナラシメンガタメナリ、余若干ノ金銀ヲ抛テ、南都ノ舊規ヲ摸シ、數年ヲ經テ成就シヌ、其志ヲモ思ハズ、汝ガ身ノ大ナルニモ耻ズ、一身ヲ保ツ事ダニ能ハズ、裂摧タルハ何ゾヤ、汝ガ如キ用ニモ立ザル佛ヲ、余信ズルコトアルベカラズト、思フ程惡口シ玉ヒテ、佛像ニ向ヒ、弓ヲ彎矢ヲツガツテ、暫ラク固メテ發テ玉フ、御供ノ人、手ニ汗ヲ握リ、胸ヲ冷シテ、惡逆ノ御身ニ報ン事ヲ思ヒケル、

〔義領清原日記〕

八月九日、改元沙汰在之、地震大凶故也、  
九月八日、小樽司殿、來月改元上卿云々、  
十月廿日、傳聞、來廿七日改元治定云々、

慶長元年、二年

廿七日、今日改元慶長云々、○文獻五年ヲ改テ慶長元年ト爲ス

〔原朝要紀〕

二十七日庚寅、改元伏儀、傳聞  
昭發神瑞而開元、明時之典法、謝管微而建號、清代之芳猷、溫故知新、移風易俗、爰時々修乾象之靈異、示君臣之欽、日々有坤儀之勳、爲老若之勞、禮呼因朕之罪、無民之安居、一天太平、令下恩惠之宣矣、千村萬落、今時撫育之榮焉、須退妖災以建號、蓋與物更始之義也、其改元祿五年爲慶長元年、大赦天下、今日昧爽以前大辟以下、罪無輕重已發覺、未發覺已結正、未結正皆赦除、但犯八虐、故殺、謀殺、私鑄錢、強竊、強盜、常赦所不免者、不在此限、又復天下今年中、老人及僧尼年百歲以上、給被四解、九十以上三解、八十以上二解、七十以上一解、庶雨澤被獲、野老志愛、風弗動塵、鬼神無忿、普告遐邇、俾知朕意、生者施行、

慶長元年十月廿七日

同二年七月十六日乙巳、京都地震フ、

〔孝亮宿禰日記〕

慶長二年七月十六日、晴、有地震、

八月六日乙丑、京都地震フ、

〔孝亮宿禰日記〕

八月六日、雨下、有地震、

同月十五日甲戌、京都地震フ、

〔言經卿記〕

慶長二年八月十五日甲戌、天晴、小動、

〔孝亮宿禰日記〕

二〇七

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

十五日、甚有地震、

十月三日辛酉、京都地震稍強シ、

(義演准后日記)

慶長二年十月三日、雨、過夜地鎮以外也、

(首經卿記)

十月二日庚申、陰晚雨、夜半大地震、

(孝亮宿禰日記)

十月二日、參極廟、今夜待庚申、夜明歸家、有地震、

十二月二十六日癸未、是夜、京都地震フ、

(孝亮宿禰日記)

十二月廿六日、晴、今夜亥刻許地震有之、甚動、

同三年正月六日壬辰、京都地震フ、

(首經卿記)

慶長三年正月六日壬辰、陰晴、小動、

(孝亮宿禰日記)

慶長三年正月六日壬辰、晴、申刻過地震有之、甚動、

同月十一日丁酉、京都地震フ、

(孝亮宿禰日記)

十一日丁酉、晴、今夜有地震、

同月十四日庚子、京都地震強ク震フ、

(孝亮宿禰日記)

十四日庚子、今日有大地震、自未申角動、

同月二十八日甲寅、京都地震フ、

(孝亮宿禰日記)

廿八日甲寅、晴、今日甚有地震、

二月三日乙未、京都地震フ、

(孝亮宿禰日記)

二月三日乙未、晴、地震有之、

同四年十月三日己卯、是夜、京都地震フ、

(首經卿記)

慶長四年十月三日己卯、天晴、丑刻ニ地震、

同月四日庚辰、是夜、京都地震フ、

(義演准后日記)

慶長四年十月四日、陰、未刻雨降、丑刻地震、

同月五日辛巳、京都地震稍強シ、

(義演准后日記)

五日、雨、辰初刻大地震、兩日相續、

十一月五日辛亥、京都地震フ、

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

(義演准后日記)

十一月五日、晴、寅刻地震、

(首經卿記)

十一月五日辛亥、天晴、寅刻地震、

同五年六月十三日乙酉、陸奥國岩木山、火ヲ噴キ

砂石ヲ飛ス、山南燒ケ崩レ、津輕近傍、地大ニ震

フ、

(津輕一統志)

慶長五庚子年六月十三日、大地震、晝以如夜、小石交ノ砂降、

同十五日晴、此時岩木山南ノ方燒崩ル、

同六年二月七日丙子、是夜、京都地震フ、

(首經卿記)

慶長六年二月六日丙子、天晴、戌刻地震、

四月十四日壬午、京都地震フ、

(義演准后日記)

慶長六年四月十四日、大雨、午刻地震、

同七年二月二十四日丁巳、京都地震フ、

(時慶卿記)

慶長七年二月廿四日、天晴、申刻地震、去口日ノ夜半過ニモ

動、

三月十五日丁丑、京都地震フ、

(時慶卿記)

三月十五日、天晴、地震、

同月十九日辛巳、是夜、京都地震フ、

(首經卿記)

慶長七年三月十九日辛巳、天晴夜雨、亥刻地震、

(時慶卿記)

十九日、天晴、夜半巳前地震動、

同月二十六日戊子、京都地震フ、

(時慶卿記)

廿六日、雨天、地震少動、

五月二日癸亥、京都地震フ、

(時慶卿記)

五月二日、地震午申兩刻少動、

同月三日甲子、京都地震フ、

(時慶卿記)

三日、天晴、地震未刻ニ鳴動、

同月十八日己卯、京都地ニ回震フ、

震災豫防會報第四十六號

甲

(時慶卿記)  
十八日、天晴、地震已刻、又酉刻ニ動、  
六月十二日壬寅、京都地震フ、

(時慶卿記)  
六月十二日、天曇、辰刻地震鳴動、  
同八年三月十五日壬申、京都地震フ、

(時慶卿記)  
慶長八年三月十五日、地震卯刻少動、  
四月二十八日甲寅、是夜、江戸地強ク震フ、

(慶長見聞書)  
今年〇慶長 卯月廿八日之夜、大震動、  
(慶長見聞錄案紙)

慶長八年四月廿八日、今夜大地震、  
五月二十八日甲申、京都地震フ、  
(年錄作地震、年錄云此、後大震動)

(時慶卿記)  
五月廿八日、巳刻計ニ地震鳴動、

十一月二十七日己卯、是夜、京都地震フ、

(時慶卿記)  
十一月廿七日、初夜地震少、

十二月二十一日癸卯、是夜、京都地震稍強シ、

(時慶卿記)  
十二月廿一日、丑刻ニ地震大動、

同月二十二日甲寅、京都地震稍強シ、

(時慶卿記)  
廿二日、天晴、大寒ニ入、地震巳刻ニ大也、

同月二十三日乙卯、京都又震フ、

(時慶卿記)  
廿三日、曉天又地震少動、

同九年二月十二日癸巳、京都地震フ、

(時慶卿記)

慶長九年二月十二日、天曇、雲、地震未刻動、

五月六日丙辰、京都地震フ、

(時慶卿記)

五月六日、申刻計リ地震少動也、

六月十三日壬辰、京都地震フ、

(時慶卿記)

六月十三日、午刻地震、

同月二十五日甲辰、京都地震フ、

(時慶卿記)

廿五日、天晴、午刻地震少動、

同月二十六日乙巳、京都又震フ、

(時慶卿記)

廿六日、天晴、晚ニ暴風雷鳴、地震少、

七月十七日丙寅、京都地震フ、

(時慶卿記)

七月十七日、地震辰刻ニ大ニ鳴動、

同月二十一日庚午、是夜、京都地震ヒ、明曉又震

フ、

(時慶卿記)

廿一日、天晴暑甚、此曉京中騒動、地震可動由沙汰アリテ、

禁裡女院御所無御疑由、局ヨリ被告知、小童女房衆ハ不被

信シトイヘ共起出、宵ニ少動、明テ又小動、天曇、巳刻ニ

晴、

同月二十五日甲戌、京都地震フ、

(時慶卿記)

廿五日、天晴暑甚、巳刻計ニ少地震動、

八月四日壬午、京都地震フ、

慶長九年

三二

(時慶卿記)

八月四日、地震巳刻ニ動、

十一月十一日丁亥、京都地震フ、

(時慶卿記)

十一月十一日、天晴、朝ハ雨也、酉刻ニ地震鳴動、

十二月十四日己未、是夜、京都地震フ、

(時慶卿記)

十二月十四日、天晴、寒、初夜ニ地震、

同月十六日辛酉、薩摩大隅、土佐、遠江、伊勢、紀

伊、伊豆、上總、八丈島等ノ諸國嶼、地大ニ震ヒ、海

嘯ヲ颯ダ、人家ヲ漂倒スルコト算ナシ、

(義演准后日記)

慶長十年正月六日癸、昨日相國寺允長老、留主居良首座江音

信、舊冬十五日武藏國江戸邊大地震之由注進候、此邊不覺、

誠聊震歎、○下文義久文書、當代記、崇禎寺古記、皆十六日ニ作ル、本將十五日トナス、疑ラクハ傳聞訛ヲ致スナラン、

(薩藩舊記後編)

在樺山氏

追而上洛之儀に付、此頃至鹿兒島御談合に而候き、其時分我

等越あひ、様子承候、いかにしても父子上洛之調難成由候、

慶長九年

委許之儀其方存知之前候、乍去公儀に者かへがたく候間、成  
成にも可有之歟、何として我等四月者可罷上内意候、畢竟  
三月之御禮義に御禮申後候而者、咲止之由、出合父子上洛と  
有之事候、願者駿州公儀を被相償やうに候者、三月よりは暖  
氣にも成候はん間、三月委許を打立候する、左候は、四月者  
可致上着之條、愚老罷上、御禮等も相濟やうに有度候、殊更  
當國覺外之儀候、去十六日、東目より西目之浦濱、大浪よせき  
りやみ事者不及申人もた、うち取候、賊不思議之災難に候、  
○東目四日由來記、海軍領察ニアリ、今之ヲ檢スルニ、東西分界ノ處、分明ナラ  
ズト雖モ、大抵鹿兒島ヲ以テ中心トシ、薩摩地方ヲ西目トシ、大隅地方ヲ東目ト  
スニ似タリ、如斯候間題目者か子有之まじき山候、况父子上洛候  
者、かね一圓調まじき由候、云鈴云恰、父子之上洛難調候、何  
とぞ駿州へ被遂内談可然候、將又少將殿在洛のうち、竹尾江  
刀どがせ度之由候て差上候、則被仰付たる由候、然其其已後  
音なしに候、無心元候、其方前より被相理出來候は、可被  
指下候、次此一紙公界に被出まじく候、恐々謹言、  
慶長九年十二月十九日 龍伯花押

(當代記)

慶長九年十二月十六日戌刻、丑子ノ方ニ魂打二度、同地震、  
其夜自關東上着、今切之東舞坂ニ宿、右之魂打ト聞ヘケレバ、

權山權左衛門殿

○本書此事ニ涉ルト雖モ、  
過細シ難ク以テ分別セズ、

(八丈島記事)

慶長九年十二月十六日、津浪上リ、谷ヶ里之在家、不殘浪ニ  
仰付、  
慶長九年十二月十六日、津浪上リ、谷ヶ里之在家、不殘浪ニ  
被拂、人七拾五人○宗廟等古記、果る、並ニ島中田畑過半損亡  
ス、此年御年貢多く減る、

(東照宮實紀)

慶長九年十二月十六日、今夜遠江國舞坂邊高波打あけ、橋本  
邊の民家八十ばかり、波と共に海に引入られ、人馬死傷少か  
らず、釣船は廿艘ばかり跡を失へり、その時伊勢の海濱は  
數町干瀉となり、魚貝あまた其跡に残りしをみて、漁人等は  
をたらんと干瀉にあつまりしに、又高波俄に打上て、漁人等  
皆沈没せり、伊豆の海邊、みなこの禍にかゝりし、中にも八  
丈島にては、民家悉く海にしづみ、五十餘人溺死し、田圃過  
半は損亡し、上總國小田喜は、と更濤難つよく、人馬數百死  
亡し、七村みな流失す、攝津國兵庫邊は更に害なきことぞ、

當代記、續編  
守古文書、

(續本朝通鑑)

慶長九年十二月丙午朔、(十六日)辛酉、武藏、相模兩國地大震、海濱  
溢、溺死者多、(廿六日)辛未、武相二州地又震、癸酉、武俄間、

慶長九年

二二二

俄ニ大波來テ、橋本ニ家百間程有所ニ、八十間計潮引テ行、  
纔二十間計殘ケル、人多死、折節舟ニ乗合ケル者、荷物ヲハ  
ネ、舟ハ山際ヘ打上ケル、其時釣ニ出ケル舟廿艘計、行末不  
知、此時伊勢國浦々潮數町干タリケル事一時計也、漁人凡魚  
鮑已下心ノ儘ニ取所ニ、潮俄ニ來テ、大石凡浦々ヘ打上ケル  
間、生テ歸者ナシ、其内ニ年老ノ者ハ、如何様不審ニ思、急デ  
陸ヘ上者ハ少々生テ歸モ有ケル、右之波ノ打上ケル石ニ、鮑  
已下或五十或七八十有ケル、島々口口人屋、又兵糧ノ藏以下  
船網、無殘所潮ニ流テ、行末不知、關東モ此波同前云々、二百  
四十四年先、康安元年辛丑、○正平  
十六年七月廿四日、攝州難波浦ニ  
如斯ノ儀有ケル由、太平記ニ在之、大波之比、伊勢山田岡本  
七百間餘燒失、馬多死、紀伊國四國西國何モ同前也、地震ハ  
所々ニヨリ有大小、關東モ同前、上總國小田喜領海邊取分大  
波來テ、人馬數百人死、中ニモ七村ハ跡ナシト云々、諸國內  
海ハ不苦、攝州兵庫之浦ハ一圓不苦、是ハ先年丙申、○慶長ノ  
元年諸國内  
地震、他所ニ超過シケル故カト、所ノ者申候、

(伊豆國八丈島宗廟寺古記)

朝野群載  
真稿所載、

慶長九年十二月十六日之夜、津浪登リ、谷ヶ里之在家不殘浪  
ニ被取、人五十七人死ス、内拾七人、中之郷小島之人也、此時  
島中田畑過半損亡ス、

(孝亮宿禰日次記)

慶長十年正月十八日巳、  
近日關東大地震有之、死人等多云々、又伊勢國、紫國等有大大  
地震云々、

(置文寫)

土佐國群載  
類從所載、

安藝郡崎之濱談議所之僧阿闍梨曉印

于時慶長九甲辰年、國々諸難立起之事、夫我朝天地開闢、神  
武天皇以來百十一代之御帝之御時、將軍太閤秀吉公之御息  
秀頼公御年十三、御幼少故、三河國松平家康公、日本一之月  
取也、秀吉公御他界之刻、秀頼公御幼少之間、家康公江御代  
を被預讓給ふ、則公家に被成、内府と號し、爲御世納、故日本  
之將軍に奉仰傳給ふ事無比類間、尾張國山内對馬守殿と申  
御侍、土佐國を御知行被成、一國御靜謐に治玉ふ、當時崎濱  
(自脫カ)  
代富永頼母佐殿と申、生國近江之侍也、慶長九年如何成年之  
逆旅ぞや、先一番に七月十三日、不時頼に大風吹來り、洪水  
湧、山之竹木を吹倒し、諸之作物、根葉を枯し、家微塵に吹な  
し、山は河となし、淵河は山と埋れ、人之首も吹切るほどの  
大風なれば、深山幽谷之土民等、木におされて死るもあり、  
或は半死半生の消息、凡國土の人民何計萬無計、二番に八月  
四日大風洪水、濱の砂を吹上、(三番に脱カ)閏八月廿八日に又大風洪水

二二三

慶長九年

二二四

す、四番十二、月十六日之夜地震、其夥夜半に四海波の大潮入て、國々浦々破損滅亡す、崎濱老女男女五十人、波に流死す、其内代官之下代攝津國山田之庄郷山田助右衛門、蓋如何なる過去の酬ぞや、夫婦息子流死す、歎きても餘りあり、無殘成哉、糸惜哉、愁傷悲歎之涙也、隣在所を聞くに、西寺東寺の麓の浦分にも、男女四百人餘死す、野根浦は佛神三寶の加護哉らん、潮不入、七不思議といふべし、其喰に老若男女貴賤三千八百六人死す、蓋傳へ聞に、南向の國は皆潮入、西北向之國は地震計にて潮不入、未來永代の言傳に書置者也、其時常所の庄屋安岡彦左衛門一類は、一人も不死、末繁安穩也、談議所之住持讚岐國福家之出生權大僧都阿闍梨曉印、此置文を記置者也、潮入所は談議所之履脱迄、中里銀治二郎右衛門坪迄入、川は船場名本之前迄入、八幡宮の御權前高欄迄打詰、

慶長九年辰年

(三災錄附録)土佐國雜書類從所載

又谷陵記に、寶永以前慶長九年の大變は、僧の曉印記錄の畧に見つるまゝを記したれば、其書見まほしくて探り求つるに、頃日一書を待て見るに、紙數二三枚の物にて、いかにも筆記の畧なれば、後世散失の程を察し、左に如へ

置ぬ、文體可笑事多しといへども、其實は見へて、殊勝に覺ゆ、其世の質朴おもひやるべし、

于時慶長九年辰國々諸難立起事、夫我朝天地かいべき神武天皇以來、百〇代御時、將軍太閤秀吉之御息秀頼と申、御年十三歳、幼少故、三河國松平家康と申は、日本第一之弓取也、然ル間太閤秀吉御他界刻ニ、秀頼御幼少之間、御世を家康江被預讓給ひて、公家になされ給ひて、内府と申、御世を爲納、日本の將軍と成給ふ、加之我朝握恣掌中、諸國大名小名奉師傳たもふ事無比、去間尾張國山内對馬守殿と申御侍、土佐國御知行取せ給ひて、一ツ國靜謐に納給ふ、當時崎濱の代官對馬殿御内富永頼母殿と申御侍、代官仕給ふ、于時慶長九年甲辰、先一番七月十二日不時に大風吹來り、洪水あそひ出、竹木根葉を吹切、家は戸壁吹散シ、山(河)ニ成、淵川山と埋れ、人の首を吹切、あるひは死、あるひは半死、二番に初八月四日に大風洪水又する也、三番、潤八月廿八日ニ大風洪水又する也、四番、二十二月十六日夜、頓而地しんす、其時夜半ばかりに四海浪ス、大鹽入て國々の浦々を破損し、崎濱にも男女五十人余浪に死、御代官下代に津の國山田助右衛門殿と申侍夫婦ふ浪に被取、朝の露ときへ給ふ、あわれ哉、かなしひ哉、東寺西寺の浦々は、男女四百人余死

慶長九年

二二五

す、甲浦は三百五拾人余死、其喰ニは三千八百六人余死、此時野根の浦は、佛神三寶の加護にやあらん、鹽不入、大成不思議也、東は晴南を請たる國は大沙入、西を晴北を請たる國は、心動地しん計ニ而鹽いらす、是も未來永々之言傳に書置もの也、

一右之時、在所庄屋安岡吉右衛門之一類ハ、少しも取おとし無之、末繁昌に安穩也、談議所に讚岐國福家の住人權大僧都曉印と申客僧居合、有爲目を見、則此置文作る筆者也、沙の入所は談議所の阿闍梨堂のつ木のの上迄入、中里かち次郎右衛門はつぼ迄入、河は船持の名本の出川原迄入、八幡の大權現のらんかんの北樽を打つふるなり、畢、文化四年十一月、公事ニ因テ東行シ、崎濱ニ至ル、偶間暇ヲ得、遂ニ談議所ノ在ル所ヲ問、里長寺田六分一役所ヲ指テ示ス、予且阿闍梨ガ記録今猶存スル乎否ヲ問ヘバ、古記有テテ、則出シテ示之、因テ勝部ス、是谷陵記ニ所謂阿闍梨曉印ガ記録ト云モノ也、

宮崎 高門 識

(谷陵記)土佐國雜書類從所載

崎濱談議所ノ住僧權大僧都阿闍梨曉印ガ記録略ニ曰、慶長九年災多シ、先一ニ七月十三日大風洪水、二ニ八月四日大風洪水、三ニ閏八月廿八日又大風洪水、四ニ十二月十六日夜地震、同夜半ニ大潮入テ、南向ノ國ハ盡ク破損ス、西北向

ノ國ハ地震計ト云、當所ニハ五拾人溺死、西寺東寺ノ麓ニハ四百人、甲浦ニハ三百五拾餘人、其喰ニハ三千八百六人溺死ス、野根浦へハ潮不入、不思議ト云ベシ、當所ノ潮ハ當寺ノ履脱ヲ限り、或中里銀治ガ庭、川ハ船場名本ガ家ノ前、又ハ八幡宮ノ高欄迄打詰ルト云々、右ノ潮此度ハニカハルコトナ

〔按以上ノ諸書ニ據テ、慶長九年十二月十六日ノ地震海嘯ハ、至モ疑フベキナシ、然ルニ左ニ掲グルニ番ハ、之ヲ慶長六年ト爲シ、編年史料モ亦之ヲ掲録セリ、今兩者ニ就テ相對照スルニ、同一ノコトタル明ナリ、若シ慶長六年ニ果シテ此大地震アリトセバ、二番ノ外、正確ナル當時ノ記録ニ散見セザルノ理ナシ、且房總治亂記ハ、水軍記ナレバ、誤ナキヲ保セズ、武江年表ハ後人ノ通作ナレバ、當時ノ記録ノ如ク正確ナル者ニ非ズ、今斷ジテ左ノ二番ノ記事ヲ以テ、慶長九年ノコトト爲シ、六年ハ九年ノ誤ト爲ス、

(房總治亂記)

慶長六年十二月十六日、大地震、山崩海埋テ岳トナル、此時安房、上總、下總、海上俄ニ潮引テ、卅餘町干潟トナリテ、二日一夜也、同十七日子ノ刻、沖ノ方夥ク鳴テ、潮大山ノ如クニ卷上テ、浪村山ノ七分ニ打カクル、早ク逃ル者遊レ、遅ク逃ル者ハ死タリ、先潮災ニ逢シハ、邊原新宮濱澤倉濱、小湊内浦津濱萩原磯村名太尾、大崎江見和田白古邊橋、骨戶橫橋御宿岩和田岩舟矢指戸小濱、瀧田日安里和泉東浪見一ノ宮名萩一松半込反金阿負濱、方貝不動堂、都テ四十五ヶ所也、

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

〔武江年表〕

慶長九年十月○房總津波記、十六日、大地震、房總の山を崩し、海を埋、丘と成、又海上俄に潮引て、三十餘町干潟と成る、十七日、潮大山の如く卷上、流死夥し、

同十年二月十日乙卯、駿河國府中、地震フ、

〔當代記〕

慶長十年二月十日之夜丑刻ニ、魂打歎トシ、ト五六度鳴、其後ハタ、ト云事夥シ、

〔附錄〕

〔當代記〕

七月廿二日三日比、三川風來寺山移動、衆徒彼山滅亡歎之由存、本堂工打寄居ス、

七月十二日乙酉、京都地震フ、

〔時慶卿記〕

慶長十年七月十二日、天晴陰、涼風立、地震已下刻、

十一月二十七日丁酉、京都地震フ、

〔時慶卿記〕

十一月廿七日、天晴、卯刻地震鳴動、

同十一年六月一日戊戌、江戸地ニ回震フ、

〔慶長日記〕

慶長十一年六月朔日、已尅終地震、同申尅終亦地震、

同月三日庚子、江戸地震フ、

〔慶長日記〕

三日、辰時少地震、○當代記

同十二年一月六日庚午、江戸地震強シ、

〔當代記〕

慶長十二年正月六日、江戸大地震、但他國者不動、江戸計也、

〔武德編年集成〕

慶長十二年正月六日、江都大地震、且大雪、

同月二十日甲申、江戸地震フ、

〔慶長年錄〕初野齋開

慶長十二年正月廿日、江戸大地震、上方は不震、

二月六日己亥、是夜、江戸地震フ、

〔當代記〕

二月六日、夜半江戸地震、上方ハナシ、

四月二十九日辛酉、京都地震フ、

〔孝亮宿禰日記〕

慶長十二年四月廿八日庚申、小雨下、夜半過有地震、

六月十三日甲戌、駿河國府中、地震フ、

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

〔當代記〕

六月十三日、此日駿府ハ地震ス、

同十四年一月十六日己亥、陸奥國津輕、地震フ、

〔津輕舊記〕

慶長十四年正月十六日、曉地震、

五月八日戊子、京都地震フ、

〔時慶卿記〕

慶長十四年五月八日、天晴、晚ニ雨、申刻ニ地震少動、

九月十九日丁酉、是夜、京都地震フ、

〔時慶卿記〕

九月十九日、天晴、地震夜半前ニ大ニ動、

〔孝亮宿禰日記〕

慶長十四年九月十九日丁酉、晴、曉方地震有之、

十一月二十一日己亥、是夜、京都地震フ、

〔時慶卿記〕

十一月廿一日、天晴、初夜ニ地震少動、

同十五年一月十八日乙未、陸奥國津輕、地震フ、

〔津輕舊記〕

慶長十五年庚戌正月十八日、四時地震、工藤家罷

慶長十二年、十四年、十五年、十六年

二月七日甲寅、京都地震フ、

〔時慶卿記〕

慶長十五年二月七日、天曇後晴、辰刻地震動、

十一月十三日甲寅、京都地震フ、

〔時慶卿記〕

十一月十三日、天晴寒、午過ニ地震振動、

同十六年一月十一日壬子、京都地震フ、

〔東寺執行日記〕

慶長十六年正月十一日、申刻過地震、

二月二十二日癸巳、是夜、駿河國府中、地震フ、

〔當代記〕

慶長十六年二月廿二日、亥刻地震、

八月二十一日戊子、岩代國會津、地大ニ震フ、

〔當代記〕

八月廿一日、奥州會津邊大地震、石垣悉崩、塀櫓以下悉落、殿守破傾、瓦以下落、人馬多死、近邊山崩、川ノ流ヲ留、依之知行二萬石餘湖水トナル、他國此地震無之、中ニモ柳津本堂倒、在家多コロビ、山崩、是ハ偏飛驒守佛神ヲ蔑如シ、任我意、其天罰ノ謂ト云々、



慶長十六年

(會津四家合考)

慶長十六年八月廿一日、辰刻會津大地震、會津川下流山崩塞焉、故津水汎濫、而欲澁耶麻、蜷川秀行長臣岡半兵衛、野野左近、籍于郡中集役夫、下流而不日通焉、水盡涸、然下濕之地、餘水相湛爲湖、稱曰山崎湖、自寬永末年之頃、漸々水涸、皆爲膏肓矣、此地震楊津堂崩入河、並塔寺觀音堂崩倒、

(續年日記)

慶長十六年辛亥八月廿一日、辰刻大地震、別テ會津ハ天地開闢以來ノ大地震也、城下ハ不及曰、大寺柳津塔寺、新宮如法寺、法用寺等ト寺院佛閣、神社堂塔震倒、或ハ大破、其外城石垣崩埋、堀家中ノ家土藏門戸倒、町家民家夥倒、會津川下流山崩川ヲ塞グ、水湛事三日三夜、郡中村々家ニ水附浮流事夥、依之秀行ノ長臣岡半兵衛、野野左近、其外大勢出テ、郡中ノ人足數萬人集テ、爲堀ケレ共無甲斐、此時山崎之湖水出來ル、其餘菰川塞溪成沼、或ハ川旱涸ト成リ、山亦成川所多シ、於會津大平邑五分一邑程窪村泥濁山邑ニツ栗村小杉山黒澤麻生大栗山砂子原牧澤湯八木澤大嶺小野川小中津川下中津川大蘆地吟沼山沼平山口水引栗生澤檜原大内氣多宮兼中ノ沼、此時出來タル也、熱鹽温泉湖沒、又名入邑ノ内高清水戸板平ノ山移崩テ塞、只見川三日不流、水上ニ湛事、宮崎村迄

二一八

溜ル、其崩塞タル所、川中ニ大石共不流シテ在、川中後名高瀬、魚ヲ取、依テ寛永五年ニ役銀二匁宛永代定役ト成、亦利田瀧坂モ如此魚ヲ取ル、亦瀧谷邑岩谷岩城山三分二崩塞川、七日水不流、砂子原小蘆澤迄湛、此時今ノ村居ニ砂上リ、成平地故、民家移ス、

(柳津圓藏寺雜記) 史稿編纂掛岩代探訪本〇寺ハ、慶長十六年辛亥八月廿一日辰之下刻、郡中大地口就中、此地

岩巒崩裂シ而、佛殿函丈僧房民屋悉ク倒覆ス、人モ亦多ク壓死ス、洪水渺瀰于山中、及水之涸、凡歷代之經籍寶器等、悉漂流也、

(駿府記)

慶長十六年八月廿五日、去十三日、會津大地震、蒲生飛騨守秀之城郭、石壁以下悉震崩云々、

(武德編年集成)

慶長十六年八月廿二日、奥州會津大地震、已ノ刻猪苗代四萬石ノ地陥リ湖トナル、死歿スル男女三千七百餘、是多々美川埋風土記ニ見ル、

〇駿府記十三日ニ作り、編年集成廿二日ニ係グルハ、共ニ誤レリ、

(新編會津風土記)

河沼郡

ル、封内ノ諸流皆コレニ合ス、封内第一ノ大川ニテ、所謂會津川ナリ、會津川ヲコメル歌、古今六帖ニ、

貫之

心ニモアラテラタリシ會津川、愛名ヲホニウツシツルカナ、

河沼郡

只見川 大沼郡瀧谷組ヨリ北ニ流テ牛澤組ニ入、小野川村ノ北ニテ、小野川コレニ注ギ、柳津村ニテ銀山川ヲ過ギ、和泉村ヨリ野澤坂下兩組ノ間ヲ東北ニ流レ、宮月村下河井村ノ間ニテ、日橋川ニ合ス、廣六十間計、此川山間ヲ經テ兩邊高ケレバ、田地ニ湛グベキ便ナシ、巖石多ク急流ナリ、サコ川サイノ類ヲ産ス、年魚多シ、

十月三日己巳、是夜、駿河國府中、地震フ、

(當代記)

十月三日、戌刻小地震、

同月二十八日丁酉、三陸、地大ニ震ヒ、仙臺及ビ

南部、津輕、松前諸領ノ沿岸、海嘯ヲ颶グ、

(駿府記)

十一月晦日、松平陸奥守政宗獻初鱈、就之政宗領所海涯人屋波濤大漲來、悉流失、溺死者五千人、世曰津波云々、本多上野介言上之、此日政宗爲求看遣侍二人、則此者驅漁人、將出釣舟、漁人云、今日潮色異常、天氣不快、難出舟之由申之、一人者應此儀止之、一人者請主命不行、經其君者也、非可止而終漁人六七人強相具之、出舟數十町時、海面滔天大浪如山來、

二一九

塔寺村八幡宮

慶長十六年八月廿一日、大地震シテ、末社鳥居廻廊舞殿釣殿觀音堂三王門ノ類、一時ニ頽頭シ、只本社ノミ殘リシヲ、同十七年蒲生氏ニ請、士民ヲ勸メ、僅ニカタバカリノ營ヲナス、〇前

後略

同郡

柳津村虚空藏堂別當圓藏寺

慶長十六年地震暴水アリテ、屋宇漂流シ、此寺モ災ニ罹リ、多ク經卷什寶ヲ失ヘリ、其翌十七年春、又大地震アリテ、寺ノ後山崩レ、僧房ヲ破リ、看寺ノ僧二人ヲ壓殺ス、

(參考)

(新編會津風土記)

耶麻郡

猪苗代湖 猪苗代ノ南ニアリ、周十七里計、耶麻安積會津三郡ヲ浸ス、半ヲ限リ本郡ニ屬ス、中ニ島アリ、鷺島ト云、相傳テ、大同元年暴ニ漲レリト云、澄波鏡ノ如ク、遠眺空ニ鏡ニ、朝夕ノ變態一ナラズ、實ニ一方ノ勝蹟ナリ、

〇下

日橋川 其源ハ猪苗代湖ヨリ出、日橋原村ノ南ニテ只見川ニ合ジ、水流益サカンニシテ大谷組ニ入、四海枝村ノ端村一竿ノ邊ニテハ、兩岸ヨリ岩石相ツカサ、廣僅二十間計、月中村ヨリ吉田組ニ入、杉山村ノ東ニテ奥川來注ギ、西流シテ越後國蒲原郡鹿瀬組ニ入、此川ニ五ノ小名アリ、月口村ノ邊ヲ月口川ト云、火寺村ノ邊ニ至リ日橋川ト云、赤枝村ヨリ下ヲ島島川ト云、鶴沼川ニ合シテ大川トナリ、只見川ニ合シテ日橋川ト云、凡テコレヲ日橋川ト云、耶麻河沼三郡ノ間ヲ流レ、曲折數回ナレドモ、大抵東ヨリ西ニ流

慶長十六年

甲

消失肝失魂之虞、此舟浮彼波上、不沈、而後至波平處、此時靜心開眼見之、彼漁人所住之里邊山上之松傍也、是所謂千、則繫舟於彼松、波濤退去後、舟在松梢、其後彼者漁人相共下山至麓里、一字不殘流失、而所止之一人所殘漁人、無遁者沒波死、政宗聞此事、彼者與休祿、政宗語之山、○朝野舊聞裏載、按するに貞宗の物語を承る、後藤少三郎於御前言之、仰曰、彼者依重其主命、而免災難、退得福者也云々、此日、南部津輕海邊人屋漏失、而人馬三千餘死云々、

〔朝野舊聞裏載〕

貞宗松平陸奥守 書上曰、二十八日巳刻過、政宗領内大地震、津波入、千七百八十三人相果申候、

又曰、右之趣按するに是より以上の文、駿府政事録に相見へ申候、駿府記に同じければ略す、(千之)、手前にては委細不存候得共、十貫松と申所は、名取郡岩沼近にて、海邊一里餘之所に御坐候、右之所に舟を繫候と申松御坐候由にて、左候得ば、實正と相見申候、尤高山にて、中々崩迄津波なご入申山にては無之候、麓之儀と相見申候、右津波は十月廿八日、國元大地震、津波入候時分之儀にて可有御坐候、

日記摘要十一日、仙臺津輕邊津波して、人民多溺死、

○此條、駿府記十一月晦日ノ條ニ載ス、蓋追書ニ係ル、今貞宗書上ニ從ヘリ、

〔松前家譜〕

慶長十六年十月、東部海嘯、民夷多ク死ス、

同十七年二月二十日乙酉、是夜、駿河國府中、地震フ、

〔當代記〕

慶長十七年二月二十日ノ夜、戌刻地震、

十月二十五日乙酉、讚岐國地強ク震フ、

〔讃岐大日記〕

慶長十七年十月廿五日、大地震、

十一月十三日壬申、江戸地震フ、

〔當代記〕

十一月十三日、未刻地震、

同十八年十月一日乙酉、京都地震フ、

〔時慶卿記〕

慶長十八年十月一日、地震辰刻少動、

十二月二十三日丙子、京都地震フ、

〔時慶卿記〕

十二月廿三日、天晴、今晚地震鳴動、

同十九年四月十五日丁酉、京都地震フ、

御別義ト政所へ以使者申候、一乘院殿御座候由候、又以使者申候、

廿五日、切々將軍塚鳴動、

〔孝亮宿禰日記〕

慶長十九年十月廿五日甲辰、晴、未刻有地震、

〔慶長見聞書〕

慶長十九年十月廿五日、小田原御泊、此日大地震、

〔當代記〕

十月廿五日、大地震、午下刻、然屋カ、家康無顛倒、京都二條御所へ五山衆彼是出仕シテ被居廣間ケルニ、天水ノ桶落タリ、其砌右之出家衆、依地震庭へ被出ケル折境、伴之桶之水、彼人入ノ首下ニ掛リケル間、見苦カリケル粧ナリ、

〔續年日記〕

慶長十九年十月廿五日、大地震、別越後國高田領大震、人死多、津波モ揚打、

〔長澤聞書〕

慶長十九年十月廿五日ニ大地震、其外様々の事共、年之内有之候、

〔萬代記〕紀伊探訪本

慶長十九年甲子十月廿五日、大地震、

甲

〔時慶卿記〕

慶長十九年四月十五日、天晴、午雷鳴、朝地震少、

同月二十二日甲辰、京都地震フ、

〔時慶卿記〕

廿二日、地震鳴動、辰刻也、

七月二十三日甲戌、京都地震フ、

〔時慶卿記〕

七月廿三日、天晴陰晚大雨、未刻地震鳴動、

八月二十五日乙巳、是夜、駿河國府中、地震フ、

〔當代記〕

慶長十九年八月廿五日、丑刻地震、

九月六日丙辰、是夜、府中又震フ、

〔當代記〕

九月六日、雨、駿府殊大雨、及丑刻地震、

十月二十五日戊辰、越後國高田、地大ニ震ヒ、海

波ヲ颯々、是日、相摸、紀伊、山城諸國、亦震ヘリ、

〔時慶卿記〕

十月廿五日、地震午下刻大動、ヲ帶タ、シ、暫不靜、○中地震ノ

御見舞ニ、禁中、院中、女院御所、女御御方へ、以使者申入、無

元和元年一月三十日丁丑、京都地震、震フ、

(義演准后日記)

慶長二十一年○元和元年正月晦日、雨、戌刻地震、此中度々也、占

文如何、

六月一日丙子、江戸地強ク震ヒ、家破レ地裂ク、

(駿府記)

元和元年六月八日、最上駿河守家親飛脚到來、去朔日午刻江戸大地震、家破地割云々、

(慶長日記) 朝野群載、

元和元年六月朔日、江戸表大地震、舍屋到レ、死傷多シ、

七月十四日戊子、京都地震フ、

(孝亮宿禰日記)

元和元年七月十四日戊子、晴、未刻地震有之、自丑寅刻動

同二年一月十八日己丑、是夜、京都地震フ、

(孝亮宿禰日記)

元和二年正月十八日己丑、晴、夜半地震有之、

七月二十八日丁酉、陸前國仙臺、地強ク震ヒ、城

壁樓櫓毀損セリ、

(譜牒餘録)

○伊達、

元和二年七月八日巳下刻、政宗國許大地震、居城石壁櫓等破損仕候、

九月十六日甲申、是夜、京都地震フ、

(孝亮宿禰日記)

九月十六日甲申、晴、丑刻地震有之、

十月十日丁未、京都地震フ、

(泰重卿日記)

元和二年十月十日、雨天、昨夜之餘滴也、破曉之比地震鳴動也、時雨陰晴也、

同三年一月三十日丙申、京都地震フ、

(泰重卿日記)

元和三年正月卅日、今朝雪一寸ほ積敷、晴天、入夜霰降也、地震有音、

十一月三十日辛卯、夜半、下野國地震フ、

(寒松日記)

元和三年十二月朔日、昨夜々半地震、

同四年四月二十七日乙酉、京都地震フ、

(孝亮宿禰日記)

七月十四日庚寅、京都地震フ、

(孝亮宿禰日記)

七月十四日庚寅、晴、辰刻有地震、

九月二十一日乙未、京都地震フ、

(孝亮宿禰日記)

九月廿一日、酉刻有地震、

同八年十月十六日戊寅、是夜、京都地二回震フ、

(孝亮宿禰日記)

元和八年十月十六日戊寅、戌刻地震兩度有之、

(續史愚抄)

元和八年十月十六日戊寅、地震大動、資勝卿記、○史料編纂掛本資勝卿記三所見ナリ、

十一月十八日庚戌、是夜、京都地震フ、

(孝亮宿禰日記)

十一月十八日庚戌、晴、子終刻地震、並將軍塚鳴動、

十九日辛亥、將軍塚鳴動、

寛永元年五月四日丁巳、下野國強震アリ、

(寒松日記)

寛永元年五月大四日、快晴、夜半大地震、庄内古老不覺云々、

九月二十九日庚辰、是夜、京都地震フ、

元和四年四月廿七日乙酉、雨降、曉有地震、

八月十二日戊辰、京都地震フ、

(泰重卿日記)

元和四年八月十一日丁卯、雨天、御會漢和聯句、御製和漢共被遊候、予和一付仕候、丑刻地震甚、主上清涼殿まで出御也、予冠許着、御前召候間致伺公候、終夜地震之故不寐候、

(時慶卿記)

元和四年八月十二日、天晴、夜中大雨、寅刻ニ地震久動、

(孝亮宿禰日記)

八月十一日丁卯、曇風雨、曉地震、

○地震ハ十二日ノ晩ナリ、水書、十一日曉ニ係ルハ震、誤ナラン、

同六年一月三日壬午、京都地震フ、

(孝亮宿禰日記)

元和六年正月三日壬午、晴、曉地震有之、入夜雨降、

四月五日癸丑、京都地震フ、

(孝亮宿禰日記)

四月五日癸丑、雨下、今日有地震、

(泰重卿日記)

元和六年四月五日癸丑、申刻地震有音、

寛永元年、二年、四年、五年

〔資勝卿記〕

寛永元年九月廿九日庚辰、晴、初夜時分地震大ニユル也、

〔孝亮宿禰日記〕

寛永元年九月廿九日庚辰、晴、酉刻地震兩度有之、

同二年七月五日辛亥、京都地震フ、

〔孝亮宿禰日記〕

寛永二年七月五日辛亥、晴、地震有之、

九月二日戊申、京都地震フ、

〔孝亮宿禰日記〕

九月二日戊申、晴、曉有地震、

同月三日己酉、京都地震フ、

〔孝亮宿禰日記〕

三日己酉、雨下、有地震、

同四年一月二十一日己丑、江戸地震強ク震フ、

〔東武編年要録〕

寛永四年正月廿一日、大地震、

〔江城年録〕

寛永四年正月廿一日、大地震、

〔温故年表〕

寛永四年丁丑正月廿一日、東國大地震ス、

〔續史愚抄〕

寛永四年正月廿一日己丑、地震云、年代略記  
本朝年代記

二月二十三日辛酉、是夜、京都地震フ、

〔資勝卿記〕

寛永四年二月廿三日辛酉、晴夕雨、丑刻地震、

六月一日丙申、是夜、京都地震フ、

〔孝亮宿禰日記〕

寛永四年六月一日丙申、晴雨下、入夜地震、

同五年一月十七日己卯、是夜、京都地震フ、

〔孝亮宿禰日記〕

寛永五年正月十七日己卯、晴、丑刻地震、

五月一日辛酉、是夜、京都地震フ、

〔資勝卿記〕

寛永五年五月一日辛酉、晴、午刻過曇、日ノマハリニ虹立、初

夜時分地震、

〔續史愚抄〕

寛永五年五月一日辛酉、午刻有虹遶日、按非虹是地動、長曆、資  
書

同月十六日丙子、江戸地震フ、

〔孝亮宿禰日記〕

五月十六日丙子、曇、午刻有大雨、地震、○當時、孝亮、江  
月ニ居レリ、

同月十八日戊寅、江戸地震稍強シ、

〔江城年録〕

寛永五年五月十八日、大雨、辰の刻大地震、是より霖雨、

〔寛明日記〕

寛永五年五月十八日、甚雨、大地震、○萬年  
記同シ、

七月十一日庚午、江戸強震アリ、城壁崩レタリ、

〔江城年録〕

七月十一日、午刻大地震あり、御城石垣方々崩、足利學校寒

松、物語被申候は、卅三年前、伏見に而今日大地震あり、廿

三年前にも今日大地震、今年又如此之物語也、

同六年閏二月十五日辛丑、京都地震フ、

〔時慶卿記〕

寛永六年閏二月十五日、申刻ニ地震、

同月十六日壬寅、是夜、京都地震フ、

〔時慶卿記〕

十六日、亥刻計ニ地震、

寛永五年、六年、七年

六月二十七日辛巳、京都地震フ、

〔時慶卿記〕

六月廿七日、今曉寅刻計ニ地震鳴動、

〔泰重卿記〕

寛永六年六月廿七日辛巳、晴、此曉丑刻許地震、家宅動搖驚

駭、

同月二十八日壬午、京都地震フ、

〔時慶卿記〕

廿八日、今曉又地震、

十月二十二日癸酉、京都地震フ、

〔資勝卿記〕

寛永六年十月廿二日癸酉、曉地震アリ、

〔時慶卿記〕

十月廿一日、曙地震、○廿二日  
曙ナリ、

〔孝亮宿禰日記〕

寛永六年十月廿一日壬申、初雪降、寅ノ刻地震、○寅刻ハ廿二  
日ノ曙ナリ、

同七年六月二十三日辛未、是夜、江戸強震アリ、

〔本光國師日記〕

寛永七年七月四日、松首坐六月二十五日之狀來、六月廿三日

震災防備調査報告第四十六號

甲

之夜、江戸大地震之山中來、

(視聽日録)

寛永七年六月廿四日、昨夜地震ニ付、爲御機嫌伺、水戸殿より飯田新右衛門被差上之、其後登城、

一西九昨夜地震ニ付、爲御機嫌伺、水戸殿ヨリ伊藤玄蕃被差上之、其後登城、

(江城年録)

寛永七年六月廿三日、大地震、天より毛降、

(武江年表)

寛永七年六月廿三日、大地震、毛降、

(細川家記)

忠利

寛永七年六月廿三日夜、江戸大地震之事、忠利君より江戸へ被仰上候趣等、七月十七日之内、

森右近殿煩ニ付而、爲見廻飛脚差下申候間、致言上候、小崎四郎左衛門罷下候ニ、六月廿五日之御書頂戴仕候、

一兩上様、一段御息災被成御座候由、目出度奉存候事、

一六月廿三日子之刻時分、其元大地震ゆり、西之御丸御門口石垣少々崩、塀などもちと損申候由、扱々驚奉存候、其刻ハ御下屋敷へ被成御座、少もいづかたも損不申候由、御上

屋敷は少々しらかべなどおち、塀もゆりわり申候へ共、先以被成御座候へる所、御無事に御座候而、珍重奉存候、我等屋敷も無事之儀、奉得其意候事、

七月十七日

費田半左衛門殿

十二月十三日戊午、江戸地震フ、

(江城年録)

十二月十三日、地震、

同月二十三日戊辰、江戸地震稍、強シ、

(江城年録)

廿五日、大地震、戌刻光物飛行、大音あり、

(武江年表)

十二月廿三日、大地震、戌刻光物飛行し、其音すさまじかりし、

○徳川實紀、本書ヲ引キ二十三日ニ係リ、蓋、別本ナラン、

同九年一月二日庚子、江戸地震フ、

(寛明日記)

寛永九年正月二日、未ノ刻地震、

同月十三日辛亥、京都地震稍、強シ、

震災防備調査報告第四十六號

甲

(時慶卿記)

寛永九年正月十三日、地震已刻大動、

(孝亮宿禰日次記)

寛永九年正月十三日辛亥、晴、午刻許有地震、

二月七日乙亥、京都地震フ、

(時慶卿記)

二月七日、地震未下刻、

六月十七日癸未、江戸地震稍、強シ、

(寛永日記)

寛永九年六月十七日、酉刻地震甚、

八月二十九日甲午、江戸地震フ、

(寛永日記)

八月廿九日、申刻地震、

九月二日丁酉、江戸地震フ、

(寛永日記)

九月二日、晴天、卯後刻地震、

十月二日丙寅、江戸地震フ、

(寛永日記)

十月二日、晴、申上刻地震、

同月二十七日辛卯、江戸地震フ、

(寛永日記)

廿七日、晴天、卯下刻地震、

十二月三十日癸巳、江戸地震フ、

(寛永日記)

十二月晦日、晴、辰刻地震、

同十年一月二十一日甲寅、相摸、駿河、伊豆諸國、

地大ニ震ヒ、相摸最モ甚シ、小田原城市破壊シ、

箱根山所々崩ル、是日江戸モ亦震ヒ、餘震月ヲ越

エタリ、

(大内日記)

寛永十年正月廿六日、去廿二日之御狀參着、去廿一日之晩、

江戸大地震ノ由申來ル、

(資勝卿記抄)

寛永十年二月四日、自江戸申來、小田原ハ正月廿一日之地震

ニ、多分ツブレ申候、箱根ノ山ノ石クツレ出、路悪由也、

(孝亮宿禰日次記)

寛永十年正月廿三日丙辰、晴、未刻有地震、○此地震ハ

二月七日己巳、晴、小田原有地震、家數多顛倒、死人百五十人

甲 號六十四第告報會查調防豫災震

許有之云々、今日從江戸上洛人所語也、  
卅日壬辰、晴、晚雨降、伊豆國あた見の湯依大波破滅云々、江  
戸大地震有之由風聞、

(寛永日記)

寛永十年正月八日、辰刻地震、

廿一日、卯上刻地震、有時又震、辰下刻震、巳刻甚震、已後刻  
又震、午後刻震、未下刻震、此間少宛之震數多也、雖然營中無  
異儀、

一就地震、諸大名辰上刻登城、無御目見、謁老臣退去、○寛永  
之三同

廿二日、寅下刻地震、

廿三日、寅刻少地震、巳刻甚震、

廿五日、寅下刻地震、

廿六日、已後刻地震、申後刻又震、酉刻少震、亥刻震、有時又  
震、

二月十日、戌刻地震、

十四日、未刻地震、有時亦震、

(江城年錄)

寛永十年正月廿日、明方七ツ半大地震、○二十日表ノ  
明方ノ意ナリ

廿一日、大地震、相州小田原大地震、民家數千間倒、其後毎日  
度々地震、同廿六日申ノ刻大地震、人多死、小田原之町、一里

之内、家一ツもなし、

廿二日、大地震少ツ、六度、夜三度、

(細川家記)

忠刺

寛永十年二月十三日、三齋君へ被仰上候御書之内、

江戸地震之事、具に申來候、江戸は一日に三度四度より申  
候、小田原之町屋不残つぶれ候、城も矢倉も残不申、箱根  
山も方々崩申候、三島は不苦候、吉原は家くづれ、地もわ  
れ申候、事外成大地震と申候事、

(元寛日記)

寛永十年正月二日、晴天、朝寅ノ下刻諸國大地震就中、相州小  
田原驛宿悉壓潰ス、不殘民屋一宇、往還ノ旅人宿原野、大地  
震故、大地裂破り、大而涌出泥水、崩下箱根山巖石、塞道路、  
往來不輒、旅人驛馬、爲巖石若干被打殺、穿岩渡深川之底於  
再返暫爲道、故絶馬之通路、荷物一箇負之、其代金一步宛、歩  
行不叶、負人ノ代金亦同、其外輕少之荷物隨其品、此所ニ往  
還ル旅人、布令數錢、自將軍家被命稻葉丹後守、頓作道、往還  
得自由云々、世話ニ云、伊豆國三島大明神社外稻葉丹後守領  
分之内ニ、號三島神木有大木杉、其廻リ尋ト云々、丹後守被  
切之、皆曰是神木也、稻葉申云、此木非社中、有吾領分、何ソ

甲 號六十四第告報會查調防豫災震

爲神木、則切之、自木血流、遁出小蛇、小田原中ノ輩見之者多  
シ、有如何ト皆人怪之、切之後不過三日、有大地震、城中多門  
矢倉門塙石壁潰爛、悉ク令破壊、剩三島小田原兩町並在々所  
所民屋迄、不殘一宇令顛倒ノ中ニ、於三島明神社中者、雖小  
社無恙、所ノ鄉民見之、嗚呼テ恐神威之新、○寛明日記、天守東  
堂ニ之ニ

(慶延略記)

寛永十年正月二日、寅下刻關東大地震、就中、小田原箱根驛

亭、悉壓潰、

(御當家紀年錄)

寛永十年正月廿一日、江戸大地震、關東諸國亦大動、就中相  
州小田原最甚矣、城郭破損、市店悉顛倒、箱根山壞、

(家乘略)

寛永十年正月廿二日、一昨廿日卯刻大地震ニ、小田原町屋悉  
倒、男女千人餘死、箱根之山道崩、絶道路、

廿五日、地震三度、

廿六日、申中刻、同夜同貳度、

廿七日、同三度、

(武江年表)

寛永十年正月廿一日、廿二日、諸國大地震、小田原は別きて

寛永十年

三二九

強シ、

同廿六日、申刻大地震、

(温故年表)

寛永十年正月廿日、相州小田原大地震、怪我人夥、牛馬多  
死ス、

○元寛日記、寛明日記、寛明事跡錄、慶延略記、並ニ是月二日ニ係ツ、盜賊  
レリ、今寛永日記、大内日記等ニ從ヘリ、

(老人覺書)

寛永癸酉年正月廿日、(曉カ)晚寅刻に大地震ゆり申而、人馬數多死

申候、家之儀は盡ツも不殘、それより小田原町わり御座候、  
是城普請に、古より有松木を切申たるによつてと申なはは  
し候、此木は北條三代目氏康公のかみおきの松と申候、それ  
ゆへか小田原城石垣かゝり候者は、皆々はて申候、城主丹後  
守殿○稻葉丹後守正勝十、御煩に而御果可被成候、奉行黒川八左  
衛門、高野へ參候町人大坂之米屋彌左衛門御せいはい、江戸  
八町堀石屋甚兵衛、籠者之上おやこ御せいはい、京之者盛甫  
と申者は江戸はらはれ申候、是は根來多兵衛と申者、石垣坪  
數ぬすみ申候と訴人仕候故也、乍去右之松木切申候將ニ而  
皆々死申候由に候、

同月二十三日丙辰、京都地震フ、

災豫防會報第四十六號

甲

〔孝亮宿禰日記〕

廿三日丙辰、晴、未刻有地震、

四月十日辛未、江戸地震フ、

〔寛永日記〕

四月十日、申上刻地震、同時雷電甚雨、○寛永録  
之ニ同シ、

十月十五日甲辰、江戸地震フ、

〔寛永日記〕

十月十五日酉刻、地震、

同十一年四月九日乙丑、京都地震フ、

〔孝亮宿禰日記〕

寛永十一年四月九日乙丑、晴、今日地震有之、

同十二年一月二十三日乙亥、江戸強震アリ、

〔寛永日記〕

寛永十二年正月廿三日、午下刻地震甚、依之諸大名登城、

〔資勝卿記抄〕

寛永十二年正月廿六日戌寅、去廿三日午刻、江戸大地震之

由、今朝飛脚來、

〔大内日記〕

寛永十二年正月廿七日、今日次飛脚江戸ヨリ參候、去廿三日

午下刻、江戸大地震致シ候事御注進ニテ、則次飛脚被口候、  
但板倉周防守留守居方迄、狀箱並宿次手形を添候て遣申候、

〔萬年記〕

寛永十二年正月廿三日、甚地震、

〔細川家記〕

忠利

寛永十二年正月廿九日、大坂ニ御着船、三齋君に被仰上候御  
書之内、

一 正月廿三日、朝晩兩度、近年無御座地震ゆり申候由、從江  
戸申來候、御城中御無事、三齋様御屋敷、我等屋敷無事、長  
や之堀などは少宛損申由候事、

一 御城並雅樂守、うしろのあたり堀は、落申候事、

一 廿四日に、増上寺へ御成候處、廿三日之地震に、大名衆罷

立候石燈籠、何れもころび申候處、三齋様御立被成候石燈

籠、我等立申候石燈籠計、ころび不申候、念を入故と、何れ

も被申たる由に候事、

〔江城年録〕

寛永十二年正月廿五日、寅卯刻大地震、午未刻又大地震、江戸

表向

〔貞山公治家記録〕

同月十六日壬戌、江戸地三回震フ、

〔寛永日記〕

十六日、子刻地震、寅刻兩度地震、

同月十七日癸亥、江戸地晝夜三回震フ、

〔寛永日記〕

十七日、卯下刻甚地震、申刻ニ又地震、子下刻地震、

八月五日丁丑、江戸地震フ、

〔寛永日記〕

八月五日、昨夜亥上刻より丑刻迄大風頻、寅刻地震、

九月三十日辛未、江戸地二回震フ、

〔寛永日記〕

九月晦日、午上刻地震、酉下刻地震良久、

十月一日壬申、江戸地兩次震フ、

〔寛永日記〕

十月朔日、晴、巳刻地震、午刻地震、

同月三日甲戌、江戸地震フ、

〔寛永日記〕

三日、晴、未刻地震、

同月十七日戊子、江戸地震フ、

災豫防會報第四十六號

甲

寛永十二年正月廿四日丙子、寅刻大地震、辰刻少シ震ル、午

下刻又大ニ震、

○江城年録、地震ヲ廿五日ト爲シ、治家記録、廿四日ト爲ス、並ニ誤レリ、

六月十八日丙申、江戸地震フ、

〔寛永日記〕

六月十八日、辰下刻地震、御普代面々登城、無御目見、

八月二十五日癸卯、江戸地震フ、

〔寛永日記〕

八月廿五日、晴天、巳ノ刻地震、

九月三十日丁丑、江戸地二回震フ、

〔寛永日記〕

九月晦日、午後刻地震、申上刻甚震、

十一月二十七日甲戌、是夜、京都地震フ、

〔廉道公記〕

寛永十二年十一月廿七日甲戌、晴、戌刻地震、

同十三年一月十五日辛酉、江戸地震震フ、

〔寛永日記〕

寛永十三年正月十五日、未ノ刻甚地震、申ノ刻震、子刻震、暫

時有テ震、

震災防備會報告第四十六號

甲

(寛永日記)  
十七日、未刻地震久、

同十四年七月十日丙子、是夜、江戸地震稍、強シ、

(寛永日記)

寛永十四年七月十日、亥下刻甚地震、諸大名少々登城、謁奏者番衆御目付中退去也、

八月三日己亥、江戸地震稍、強シ、

(寛永日記)

八月三日、卯上刻地震甚、

就今朝地震、諸大名登城、

同月十日丙午、是夜、江戸地震フ、

(寛永日記)

十日、子下刻甚地震、

同月十一日丁未、江戸地震フ、

(寛永日記)

十一日、巳上刻地震、

同月二十九日乙丑、江戸地震フ、

(寛永日記)

廿九日、戌下刻少地震、

同十六年十一月、越前國地大ニ震ヒ、福井城石壁毀損セリ、

(家乗略)

寛永十七年正月十六日、

去年卯霜月、越前ニ大地震ゆり候て、北之庄の城損申候に付、破損仕候へよし被仰出候、

○地震ノ日、缺ケテ未ダ詳ナラス、又古今類聚越前國志、福井松平家譜ヲ閱スルニ、並ニコノ震災ヲ載セズ、

同二十年四月二十九日壬辰、江戸地震フ、

(寛永日記)

寛永廿年四月廿九日、申刻地震、

地震ニ付、紀伊殿より御機嫌伺使者被遣之、

十月二十六日丁亥、江戸地震フ、

(寛永日記)

十月廿六日、今朝地震ニ付、紀伊殿方番頭登城、被伺御機嫌、

正保元年一月六日己未、京都地震フ、

(道房公記)

寛永廿一年<sup>元年</sup>正月六日乙未、陰晴不定、午刻地震、

同月十九日戊申、是夜、京都地震フ、

震災防備會報告第四十六號

甲

(道房公記)

十九日戊申、陰晴不定、風雨入夜雪降、丑刻地震、

三月六日甲午、京都地震フ、

(續史愚抄)

正保元年三月六日甲午、地震、番衆、所記、

是月、下野國地震ヒ、日光山東照宮ノ石垣少シシ

損ゼリ、

(家乗略)

正保元年三月九日、日光地震にて石垣なご少破損仕候由被爲聞、中根登岐守<sup>○正條</sup>、見せに被遣候、

(徳川系譜)

○大猷公

三月、日光山地震、中根正盛往視、

○震災ノ日ハ、諸書ニ見ル所ナシ、姑ク是月ニ係グタリ、

七月三日己丑、京都地震フ、

(道房公記)

七月三日己丑、天陰、卯刻地震、

(尙嗣公記)

正保元年七月三日己丑、天晴、地震、

(續史愚抄)

七月三日己丑、地震、番衆、所記、

九月十八日癸卯、羽後國本莊、地震強ク、城市毀

損ゼリ、

(尙嗣公記)

十月廿四日、<sup>己未</sup>天晴<sup>○中</sup>又傳聞、六合伊賀守<sup>○政</sup>居城、<sup>○羽後國由</sup>利郡本莊

九月十八日、大地震、破損云々、

○重宿、六郷家譜等、コノ震災ヲ述ゼリ、

同二年一月十九日癸卯、江戸地震フ、

(大猷院實紀)

正保二年正月十九日、この日地震せしかば、三家使して御けしきうかぶはる、日記、水戸記、

同三年四月二十六日壬寅、陸前、磐城二國、地大

ニ震ヒ、仙臺、白石二城ノ城壁破損セリ、是日、江

戸モ二回震ヘリ、

(正保錄)

正保三年四月廿六日、依地震御連枝方其外諸大名御旗本之面々登城、

(大猷院實紀)

正保三年四月廿六日、地震兩度あり、よて家門並諸大名まう



正保三年、四年

三三四

のほり、御けしきを伺ふ、この日の地震、奥羽の邊に甚しく、仙臺の城破損せしことぞ、神原日記

〔義山公治家記録〕

正保三年四月廿六日壬寅、辰刻大地震、

廿八日甲辰、夜仙臺ヨリ飛脚參着、去ル廿六日ノ大地震ニ、

御城石壁數十丈頽レ、三階ノ亭櫓三ツ顛覆シ、其外破損許多

ノ山莊進アリ、白石城モ石壁櫓破損スト云々、

十一月十五日丁巳、京都地震ク震フ、

〔道房公記〕

正保三年十一月十五日丁巳、晴、寅刻大地震、近年希有也、

同四年五月十四日甲寅、武藏、相模兩國、地震フ

コト強ク、江戸城々壁及ビ馬入川渡船塲等破壊

シ、東叡山金造大佛ノ頭搖落セリ、

〔正保錄〕

正保四年五月十四日、卯上刻甚地震、其後度々震、

在江戸之諸大夫、御旗本之面々群參、是地震甚而也、

紅葉山並増上寺御宮御佛殿、地震ニ付テ破損様子、爲見分御

使被遣之、

京大坂並豊後長崎其外所々在番御横目有之國々江、地震之

義爲令知之、以次飛脚奉書被遣之、

尾張亞相江爲上使松平伊豆守○信被遣之、是今朝甚地震、其

後度々震候付而、今日御目見義御延引、然上ハ重而震候共、

御目見登營無用之由、被仰遣之、

紀伊亞相江

尾張亞相江

水戸黃門江

右之通、今朝地震ニ付テ登城、就其被遣之、

〔御徒方萬年記〕

正保四年五月十四日、未明ニ地震、諸大名、並惣役人中、早朝

ニ出仕、

〔家乘略〕

正保四年五月十四日、朝卯上刻近年希有之夥大地震、卯ノ半

刻ニ又地震、御城御敷寄屋近所之石垣五六間破損、東叡山之

大佛御頭崩落、同日地震動事六七度、夜中小動兩三度、

十五日、午刻申ノ刻兩度、

〔寬明日記〕

正保四年五月十五日、小雨降、諸大名出仕、御目見有之、昨卯

ノ刻地震夥シ、御城破損、人馬死ス、○寬明事跡

〔慶延略記〕

正保四年五月十三日、寅下刻大地震、同十四日卯下刻又震  
動、五十年卅年ニも稀也、御城御多門塲破損仕ル、侍屋舖大  
破損多シ、則時大名諸役人爲伺御機嫌登城、十三日寅刻より  
十四日午刻過七度地震、

〔聽訴秘録〕

正保四年五月十三日、當地大に地震す、御城並諸大名之屋敷

破損多く、人死する事少からず、

〔天享吾妻鑑〕

正保四年五月廿一日、雨降、雷少シ鳴、去ル十四日卯ノ刻地

震ニ、大名屋敷破損シ、人馬多死スル由也、

〔武江年表〕

正保四年五月十三日、江戸大地震、上野大佛の像破す、

〔泰平年表〕

正保四年五月十三日、江戸大地震、御 大名屋敷破損、

○聽訴秘録及ビ武江泰平二年表、十三日ニ係ルハ誤レリ、且慶延略記ニ十

三日寅下刻トアリ、寅刻ハ既ニ二十四日ノ味爽ナレバ、ソノ誤辨ヲ待タズ、

〔正保錄〕

五月十九日、今度地震ニ付、増上寺台徳院院藏源院殿御廟所石瑞籬、並所々石

燈籠倒ニ付、如元可申付之旨、八木勘十郎、○守高木城後守、○正被仰付趣、松平

伊豆守傳上意之趣也、

六月二日、今度地震之節、所々石垣破損ニ付、修復被仰付之趣、從老中泰書

被遣之、所謂西丸御櫓下、並西之土橋的塲曲輪、戸澤右京亮、○是西丸永井日向

正保四年

三三五

守、○是屋敷之向は、堀左門、桃町御門脇角石垣、内藤金一郎、○是紅葉山御宮之

後、本多八郎兵衛、○是神田橋は杉原帶刀、○是織田源十郎、○是奥服橋と銀治橋

兩所は、佐久間權之助○是也、

六日、今度地震付、石垣破損修復奉行被仰付之、所謂

津田平左衛門、○是長谷川三左衛門、○是小倉

被仰付之、阿部四郎五郎は、先年御普請奉行仕候間、右之面々指南可仕之旨

被仰出之、松平伊豆守被申渡之、

廿四日、○是松平阿波守、○是是連

登城、是此度廻町口、田安口升形、地震破損修復之石垣被仰付之御禮也、是連

連依望如此云々、

十二月八日、去頃地震之節、所々石垣以下就破損修復之義、松平阿波守、○是

戸澤右京亮、○是古田兵部少輔、○是本多八郎兵衛、○是堀左門、○是内藤金市郎、

○是織田源十郎、○是杉原帶刀、○是遠山久太夫、○是大關右衛門、○是佐久間權之

助、○是京極飛騨守、○是小笠原主膳、○是細川豊後守、○是稻葉淡路守、○是酒井河

内守、○是被仰付之趣、令出來ニ付、右之家老物頭下奉行之輩、白銀綿衣被下

之、伊豆守傳之、奏者御番渡之、所謂

松平阿波守内

銀五拾枚

小袖三、羽織、

同斷

銀三拾枚

小袖二、羽織、

同斷

銀二十枚

小袖二、羽織、

同斷

長谷川三左衛門

山田豊前

山崎園書

堀左兵衛

稻田八郎右衛門



正保四年

三三八

廿二日、且今度地震ニ付、所々破損修復奉行兩人被仰付、○小幡國直、  
六月二日、今度地震ニ付、所々石垣破損修復被仰付、自老中奉書出、所謂四  
丸御下、地四ノ土橋の場曲輪、日澤右京亮、四丸水井日向守屋敷ノ向、堀左  
門、桃町御門角石垣、内藤金市郎、紅葉山御宮後、本多四郎兵衛、神田橋、杉  
原帶刀、○織田源十郎、吳服橋、飯沼橋、佐久間權之助、  
廿四日、松平阿波守警城、地震ニ付、石垣警備被仰付候御禮也、是連々御禮請  
被仰付候禮願ニ依テ也、

六日、今度地震ニ付、石垣破損奉行、津田平右衛門、藤田數馬、加藤平内、長谷  
川三右衛門被仰付、次ニ安倍四郎五郎、○正儀、先年御禮請奉行勤ルニ付、右  
ノ者共へ指南可申上志ノ旨、信綱申渡ス、  
七月朔日、踏大名下馬邊遠出仕ノ所、七夕近ク、其上甚暑ニ付、無御禮ノ間、不  
及登城官申途ス、且酒井河内守、今度御禮請奉行方石垣警備被仰付、爲温氣ノ朝  
ノ間、香齋散下旨、河内守へ重次申渡ス、  
八日、忠勝忠秋次被召出、御用儀被遊、且相州馬乳舟渡ノ場、去比地  
置破損修復爲見分、片桐石見守○被遊、傳馬御朱印御扶持方被下旨、老中等  
申渡、  
十二月八日、去比地震ニ付、石垣以下破損修復、大名松平阿波守始十六人へ被  
仰付、出来ニ付、家老物頭奉行等迄、御褒美被下、信綱申渡ス、

同日二十五日乙丑、是夜、江戸地震フ、

〔寛明事跡録〕

正保四年五月廿五日、戌刻地震、老中皆登城、

同日二十九日己巳、江戸地震フ、

〔寛明事跡録〕

廿九日、天曇リ南風吹、申ノ刻地震、西ノ上刻暴雨雷鳴、所々

大日本地震史料 卷之五終

大日本地震史料

卷之六

自慶安元年  
至寛文十二年

慶安元年四月二十二日丁巳、相摸國地強ク震ヒ、  
箱根山坂路崩ル、是日、京都、江戸、又震ヘリ、

〔忠利宿禰日次記〕

慶安元年四月廿二日、晴、午刻有地震、

〔慶安日記増補〕

慶安元年四月廿二日、午刻地震、爲窺御機嫌惣出仕、箱根坂ヲ  
ヨリ崩ス、

〔寛明事跡録〕

慶安元年四月廿二日、午刻地震、依之諸大名御旅本諸番頭出  
仕、御機嫌癒ノ爲也、

〔東日記〕

慶安元年四月廿二日、大地震、相州小田原ノ坂ヲユリ崩ス、

○玉露

〔聽訴秘録〕

慶安元年四月廿二日、大地震、箱根坂崩、

同二年二月二日辛卯、京都地震フ、

慶安元年、二年

三三九

ニ落ル、戌刻ニ雷雨晴、

八月五日癸酉、江戸地震稍、強シ、

〔家乘略〕

八月五日、曉方夥敷地震、

同日二十七日乙未、江戸地震フ、

〔家乘略〕

廿七日、巳之刻半過よほシ地震、

〔續史愚抄〕

慶安二年二月二日辛卯、地動、番衆所記、

同日四日癸巳、江戸地震フ、

〔大猷院實紀〕

慶安二年二月四日、地震あり、榊原日記、

同日五日甲午、伊豫、安藝兩國、地大ニ震ヒ、宇和  
島、松山、廣島ノ三城、石壁崩レ、人家潰レタリ、是  
日、京都又震フ、

〔寛明日記〕

慶安二年二月十九日、松平隱岐守在所豫州松山ヨリ飛脚到  
來シテ申云、今月五日、當所大地震ニ付、城ノ石垣廿間、堀三  
十間餘崩之由也、又松平安藝守方ヨリ注進ニ、右同日、在所  
大地震、侍屋敷町屋少々潰、或破損多有之由、

廿日夜、伊達遠江守在所豫州宇和島ヨリ飛脚到來シテ云、今  
月五日、當所大地震、廻リノ石垣百十六間、長屋塀七八十間  
破損仕ル由、注進アリ、

〔續史愚抄〕

慶安二年二月五日甲午、地震、番衆所記、

〔松山叢談〕

震災豫防會報告第四十六號

甲

慶安二年己丑二月五日、松山大地震、御城石垣二十間、塀三十間餘崩、飛散

○久松家譜、コノ震災ヲ載セズ、  
〔寛明日記〕

慶安三年九月廿七日  
宇和島城、去年就地震、木丸、二丸、三丸、並惣務所々石垣、同土手破損ニ付、少修覆有之度由、繪圖之通得其意候、如元可有普請候、恐々謹言、

慶安三年九月廿五日

松平伊豆守  
信綱判  
阿部對馬守  
重次判  
阿部豐後守  
忠秋判

伊達遠江守殿

三月三十日己丑江戸地震ノ、

〔大猷院實紀〕

三月晦日、この日地震す、榊原日記、

五月二十一日己卯江戸地震ノ、

〔大猷院實紀〕

五月廿一日、申刻地震、榊原日記、

六月二十日戌申、武藏國地震強ク、江戸城石壁及ビ諸大名ノ邸第以下多ク損シ、東叡山大佛ノ頭ヲ搖リ落ス、是日下野國日光山モ強ク震ヒ、東照

宮ノ瑞籬所々崩レタリ、

〔人見私記〕

慶安二年六月廿一日、早旦ヨリ雨、今曉子刻○子刻ハ當今ノ午後十時ニ當ル、今曉トイフハ、ヨリ地震甚、其後度々地震、依之日光ニ御使、筒井内藏○忠重、留坂井半左衛門目付、兩度ニ被遣、地震ニ付、大小名群參、二丸石垣塀迄破損、並侍屋敷町屋等及敗壞、

廿三日、筒井坂井、去廿日子ノ刻過日光ニ被遣、今朝歸ル、  
〔紀年錄〕

慶安二年七月條、去月廿日今夜丑刻、江戸火地震、近年希有之儀也、  
〔御徒方萬年記〕

〔家乘略〕

慶安二年六月廿日、夜八時大地震、

〔慶安日記增補〕

慶安二年六月廿日、子丑刻大地震、

慶安二年六月廿日、今夜丑刻地震、諸大名根來番所迄出仕、伺御機嫌、江戸町中、諸大名屋布多破損シ、壓死ノ者多シ、松平薩摩守長屋潰レ、人多死、松平藤松長屋、表裏共倒レ、人多死、松平陸奥守長屋倒レ、人馬多ク死、其外難計、

震災豫防會報告第四十六號

甲

同廿一日、爲伺御機嫌、諸大名登城、

〔忠利宿禰日記〕

慶安二年六月廿五日、晴、入夜有夕立、傳聞、當月廿日、江戸大地震云々、殿中無御恙云々、

〔細川家記〕

光尙

慶安二年六月廿日、江戸大地震、諸大名町屋共に、夥敷破損有之由、此方様御屋敷ハ、御上下共ニさまでのいたみ無之、怪我人も無之候、乍然下御屋敷御料理之間八寸角之柱、鴨居通りより六七本折れ候由、光尙君は早く御城へ御懸付、下馬之御門迄御座被成、御目付衆ニ御逢被成候、○中

慶安二年丑六月廿日之夜半、江戸地震ニ付、破損之覺、上下之御屋敷、大分之破損ハ無之候、上之御屋敷ハ大廣間、立修理ニハ成筈可申かのよし申事候、然共今程御大工共吟味被仰付候、下之御屋敷中、少宛不損所ハ無之候得共、是ハ立修理ニ成可申との事候、人馬之死亡、怪我人、一人も無之候事、

御中屋敷、御門口より東方之永屋拾間程崩申候、裏之方も崩たる同前ニ損申候事、

松平薩摩殿上下之御屋敷、大分崩申候、上屋敷ハ臺處崩申

慶安二年

二四一

候、人多死申候由候、いまだ死人之數ハ知不申候事、

寺澤殿元屋敷、今ハ松平大和殿御息藤松殿御座候、此御屋敷長屋大分崩、死人四十人餘、怪我人四五十人程、其内家老早川茂左衛門相果候、其外侍共死申候由ニ候、今程越後村上〔長カ〕所替之砌、急之義ニ申事に候事、

堀田加賀殿御上屋敷、長屋五十間程崩申候、死人ハ一兩人、怪我人四五人も有之由ニ候事、

ひゞや御門崩申候、御城廻リ之石垣、十間廿間程宛損申處御座候由ニ候、御本丸、殿中相替儀無之由申候事、

東海寺妙解院、少も損不申候、酒井讚岐殿御寺ハ崩申候事、御成橋見付、平石垣共ニ少も損不申候、錢がめ橋、是又損不申候、脇々之見付石垣ハ、損たる所有之由申候事、

松平阿波守殿、酒井讚岐殿御長屋なども、崩不申計ニ而、立修理ニ不成程之義ニ候、いづれの御屋敷も、大形如此ニ候、以上、

慶安二年六月廿四日

御小姓頭中  
長岡勘解由

御家老連名宛

御奉行衆中

御小姓頭衆中

參る

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

〔老人覺書〕

慶安二年六月廿日夜半に、大地震ゆり申候、殊外殿中家やぶれ申候、又人も過半死申候、町にては家やぶれ不申候、乍去藏のかへごもは、皆々おち申候、

〔玉滴隠見〕

慶安二年六月廿日、江戸大地震、民屋倒レ、其外諸大名ノ瓦葺悉崩ル、因茲人多死ス、此時ヨリ瓦葺ノ分皆々コケテ葺ト成、

右ノ地震ニ、東叡山ノ大佛ノ御頭ヲユリ落シケレバ、何者ヤラン、

〔御釋迦ノミグシハ前エ子ハンゾウ、是ゾ誠ノ自身成佛、〕

〔武江年表〕

慶安二年六月廿日、武州大地震、江戸中武家町屋潰れ、死人怪我人多し、上野大佛像碎しは、こ

〔慶安日記増補〕

慶安三年六月廿日、寅刻大地震、御城櫓多門崩、並諸大名ノ家屋町屋等迄、破損多シ、其後毎日少宛四五十度宛地震ス、

○本書、三年ニ掲グルハ誤レリ、

〔人見私記〕

六月廿二日、去比地震ニ付、日光所々石垣石ノ非垣等破損、爲見分取次大御所日光ニ被遣、

廿九日、日光石垣破損修復、有馬中務大輔ニ被仰付、於御黒書院、忠勝及老中申渡ス、且午下刻、忠勝及老中等被召出、御川渡被遣、

七月朔日、日光石垣修復奉行ニ、阿部四郎五郎被仰付、

三日、地震ニ付、増上寺、破損奉行兩人被仰付、且比々谷門、同断被仰付、

十三日、今度地震ニ付、御城廻所々石垣破損、上杉喜平次被仰付旨、彼家老トモヲ小十人番所四ノ間ニ呼出シ、老中申渡シ、右奉行眞田長兵衛、柘植右衛門、荒尾平八郎被仰付、朝比奈源六、庄田小左衛門兩人ハ、御專請奉行ノ間、萬事可相談旨、是又申渡、

十四日、去地震ニ付、日光石垣破損修復、有馬中務大輔ニ依被仰付、爲見分中務藏頭參ニ付、登城謁老中、

九月十三日、日光奥院、明十四日普請始ニ付、山中惣出家、並有馬中務大輔家來トモマデ、酒吞セ可申旨被仰出ニ付、内田信濃守正信ヨリ重次マデ、以飛脚傳被遣、

十一月十七日、有馬中務大輔日光婦リ御目見、忠清披露、御前近ク召テ、日光奥院石垣普請被仰付處、早速出来、御キケンノ旨上意也、

〔慶安日記増補〕

六月廿一日、

〔慶安日記増補〕

六月廿一日、

豐後守方へ諸大名ノ間番呼寄、被申渡ハ、大地震以後ハ、度々地震有物ノ由也、以後夜中ノ地震ニハ、夜明ク、疾ト静リテ、御機嫌伺可登城、晝ノ地震ニモ、勿論静ニ可登城ト也、

廿二日、日光山へ地震見分ニ、阿部對馬守被遣、

廿七日、夜ニ入、對馬守日光ヨリ歸府、御宮其外破損少ニテ、御山安全ノ由也、

七月十七日、先年酒井殿被仰付、御城中仕切石垣崩合ニ仕處ニ、今度地震ニ崩レ候間、野面石垣ニ仕直ス様ニ被仰付、

廿四日、紅葉山破損奉行、被仰付宮崎御前守、筒井内藏、下奉行成田左太夫、山本市兵衛、杉浦文右衛門、坂本五左衛門、人足ハ、破損役人ヨリ出之由、

去廿一日、日光破損奉行被仰付、

〔御徒方萬年記〕

廿二日夜、少地震、

七月二十五日壬午、武藏國地強ク震ヒ、江戸城

平川口腰掛、春屋、及ビ雜司谷藥園ノ茶室等破損

シ、川崎驛ノ人家百軒潰レタリ、

〔人見私記〕

七月廿五日、辰刻ヨリ甚雨、午ノ下刻地甚震シ、未下刻少地震ス、且雜司谷御藥園御茶屋、依令破損、爲修復、奉行堀惣兵衛、花房又七郎被仰付旨、信綱申渡、次ニ平川口腰掛、並御

春屋破損奉行、小笠原久左衛門、中島權右衛門ニ被仰付旨、

同人申渡ス、且地震ニ付、川崎町屋百間崩崩由、夜ニ入伊奈

半十郎注進ス、

〔家乘略〕

七月廿五日、午刻地震、

〔御徒方萬年記〕

七月廿五日、晝地震、

〔慶安日記増補〕

七月廿五日、午下刻地震、諸大名根來御番所迄出仕、當番久

甲

號六十四第告報會查調防豫災震

同日二十二日庚戌、是夜、江戸地震フ、

〔人見私記〕

廿二日、此日亥刻地震、日光エ石河三右衛門○利政、安藤市兵衛○忠次、被遣、

安部四郎右衛門、石河三右衛門、

〔寛朝日記〕

八月四日、酒井殿被仰付候石垣普請出来、

七月八日、伊達遠江守、以使者酒井殿被仰付、松平伊豆守、阿部對馬守方へ申シテ曰、某病氣未得小快、永々登城不仕、迷惑奉存候、將又去比ノ大地震ニ、御城廻リ石垣少々破損仕目水及候、其加ノ爲ノ何ノ所成トモ、修繕仕度候、被仰付被下候様ニ奉申ノ由也、

〔人見私記〕

八月廿四日、松平長門守石垣普請置ニ申ニ付、内藤田門、虎門口、常年中可築直ノ旨、上意ノ趣、老中彼方家來見玉濱路ヲ殿中ニ呼出シ申渡ス、席小十人番所四ノ間也、

〔慶安日記増補〕

八月廿四日、松平長門守、水野出羽守、今度破損石垣普請被仰付、長門守普請場ハ、内藤田御門様也、

〔人見私記〕

慶安三年三月廿六日、日光山相輪塔被置ニ付、致見分、被地ニ有之大工様子可申付旨、被仰出候故、木原木工亮被遣、

〔日光山志〕

相輪塔、御宮御築地外の山腹にて、新宮馬場の方にあり、是は古傳教大師の銘文を模範して、建立し給ふ、始は奥院の山へ寛永廿年七月建玉ひしが、其後慶安三年、今の地へ御建直しになれりといふ、

世三四郎、矢部藤九郎ニ對面シ、退出ス、  
 同廿六日、中根登岐守○正盛、ヲ日光へ被遣、御宮地震ニ別條無之哉否ヲ尋サセラル、八朔歸府、御宮無恙由申ス、  
 同月二十六日癸未、江戸地震フ、  
〔御徒方萬年記〕  
 廿六日、明方地震、  
 同月二十七日甲申、江戸地三次震フ、明日又震フ、  
〔家乘略〕  
 廿七日、寅後刻地震二度、  
 廿八日、卯刻地震、午刻方南風雨降、  
〔大猷院實紀〕  
 七月廿七日、卯刻大震ありて、其後も時々地震シ、雨降、日記廿八日、今朝卯刻天赤くして、火のごとし、少しく地震シ、午より烈風ふき、夜中時々地震あり、紀伊記、  
 八月四日辛卯、江戸地震、震フ、明日又震フ、  
〔御徒方萬年記〕  
 八月四日、地震、  
 五日、地震、

〔家乘略〕  
 八月四日、卯刻未刻地震、  
〔大猷院實紀〕  
 八月四日、地震數度に及ぶ、未刻尤はなほだし、さきの地震後は、老臣等近習の雖みな宿直せしかど、此四五日はやうやうしづかなればとて、この人々宿直をゆりしに、けふ又大に震ひければ、阿部對馬守重次宿直し、日光山へも飛脚を立ちらる、水戸記、  
 同月二十日丁未、江戸地震強シ、  
〔武江年表〕  
 八月廿日、江戸大地震、  
 同三年三月二十四日丁丑、江戸地震強シ、  
〔人見私記〕  
 慶安三年三月廿四日、夜風雨、地震甚シ、  
 廿五日、今度地震ニ付、日光山ニ上使、重次○阿部、被遣、又駒井右京、  
○親曾、モ被遣、且尾張殿、水戸殿ニ上使内田信濃守、  
 久世大和守被遣、昨晚方地震、日光山モ雖甚、御宮御寶塔無異儀、御滿悅ノ旨也、依之爲御禮名代宰相殿刑部大輔登城、  
 廿八日、御禮ナシ、地震故也、且日光山無恙ニ付、御喜悅付御

名代吉良若狹守被遣、大納言様ヨリハ品川内膳正被遣、  
〔視聽日録〕○家乘略、略所載、  
 慶安三年三月廿四日、寅後刻地震、大名衆登城、  
〔武江年表〕  
 慶安三年三月廿三日○三十四日、夜、江戸大地震あり、  
 承應元年十一月一日己巳、江戸強震アリ、  
〔嚴有院實紀〕  
 承應元年十一月朔日、今夜大地震により、老臣のもとへ、三家より使奉り、御けしき伺はる、〔尾張記、紀伊記、  
 萬治二年二月三十日辛亥、岩代國會津、下野國那須、地大ニ震ヒ、家潰レ人死ス、是日江戸モ強ク震ヘリ、  
〔嚴有院實紀〕  
 萬治二年二月晦日、大地震により、家門國持の輩、使もて御氣しきをうかどふ、よて日光山へも驛使もてとせ給ふ、  
〔日記、御前、日記、下向、  
 三月十四日、奥州會津、去月晦日大地震、男女廿八人、馬六疋壓死シ、民屋三百九軒傾覆シ、毀傷するもの百餘人、下野那須も同時地震、民屋百餘軒傾覆シ、男女十一人死シ、毀折數

人のよし注進す、  
 寛文元年七月十日丁巳、肥後國地震強ク、明日ニ涉リ三回震ヘリ、  
〔渡邊玄察日記〕一名拾遺物語、肥後上宮城、那岩下町渡邊光敏藏本、  
○本書、寛永九年ニ起リ、元祿十四年ニ終レリ、  
 寛文改元かのこのうしのごし、此年之七月十日、大なへゆる、翌十一日迄ニ中小にゆる事二度、  
 十月十九日乙丑、土佐國高知、地強ク震ヒ、城内破損セリ、  
〔御當家年表〕一名御當年代記、丸料編纂指土佐探訪本、  
 寛文元年十月十九日、地震、御城内破損、  
 同二年一月十八日癸巳、京都地震フ、  
〔宣順卿記〕  
 寛文二年正月十八日、巳刻地震、  
〔續史愚抄〕  
 寛文二年正月十八日癸巳、地動、〔實順、  
 三月二十四日戊戌、江戸、京都地震フ、  
〔寛文日記〕  
 寛文二年三月廿四日、今日地震に付、爲伺御機嫌、公門、○殿門ニ作ル、國持、其外諸大名より使者上る、御詰衆登城、

寛文二年

(玉露叢)

寛文二年三月廿四日、午刻大地震、翌廿五日、没日其色赤ク丹ノ如シ、夕日ノ影ニツニ見ヘタリ、

(落穂雜談一言集)

寛文二寅年三月廿四日、午刻大地震、翌日廿五日の入日、其色丹の如し、夕日の影二昧に見ゆる也、京都も大地震、家八十六軒、並土蔵六ヶ所つぶれ申候、死人七人、大坂も大地震に候得とも、大破損は無之候、攝州河州の在々堤大分切れ申候由、京大佛七尺傾き申候、是は中の柱のくさびぬけ候故なり、直し候に、七寸角本計入申候由也、

○コノ書、京都及比播津、河内二國ノ震害ヲ載セタルハ、是歲五月一日ノ大震ヲ混同セルニ似タリ、

(武江年表)

寛文二年三月廿四日、午刻大地震、

五月一日癸酉、山城、大和、河内、和泉、攝津、丹波、若狹、近江、美濃、伊勢、駿河、三河、信濃、肥前等諸國、地大ニ震ヒ、人畜屋舎ノ被害極メテ夥シ、

(宣順卿記)

五月一日癸酉、自去夜雨時々雨、午刻許大地震、申刻許處、六日、依地震新院御所燒跡、取儲少々假屋、晚頃行幸、假屋のては立から

ざる由申也

六月廿四日、自去月一日到當月六七日、日々地震、其以後、或隔二三日四五日地震、

(皇年代私記)

寛文二年五月一日、已下刻大地震有聲、築地土蔵顛倒、晝夜動搖不休、今日以後數日、其餘震逾年、

(續史愚抄)

五月一日癸酉、午刻大地震、自晨動來有音、從天色驟々云、厦屋傾、築地土蔵破壞、土裂泥涌、祇園石鳥居倒、五條石橋二十餘間陷伏見城山大崩、雖及諸國、京師尤甚、此後連々晝夜搖動、至七月云、此日當開五十六度、夜四十七度震云、辰曆、宣順卿記、皇年私記、或記尙房朝記追、家能追、本朝年代記、年代略記、或記、朽木谷崩埋人家云、可考、

四日丙子、未刻大地震、自乾動、從去一日朝櫻云、皇年私記、或記、

六日戊寅、依地震未休、主上遷御順宮、被散于新院御所燒跡、依爲幸爾、尤詭略御所云、蓋

文祿五年例、宣順卿記、慶長元年記前、

六月廿九日辛未、自去月一日、連日地震、而至頃日者隔二三日或四五日而震云、略記、

(殿中日記)

寛文二年五月五日、申刻雅樂頭、豊後守、美濃守登城、是去朔日、京都地震甚敷、禁裏、院中、二條、大坂之御城中、所々破損、其上五條石橋落、町屋所々破損、大津、宇治之御藏崩、死

二四六

人有之由、雖然禁裏院中無恙、仙洞之明地へ被爲渡由、牧野佐渡守注進、

五月一日、京都地震様子、牧野佐渡守方重而注進之、

京都地震、禁裏、院中、二條之御城御番衆小屋等、悉破損、町屋總家數、千軒餘潰、死人男女共貳百人餘有之由にて、地震不止、依之京中之在家、悉道に小屋がけいたし罷在候、井伊玄蕃頭領分江州佐和山、地震強、大分破損、城ゆがみ、石垣五六百間崩、櫓土崩、家千軒餘潰、或破損、死人三十人餘有之、

分都若狹守領分江州大湍、大地震、家數千廿二軒潰、人三十人餘相果、牛馬之類、悉被討殺之、

朽木權之助領内朽木谷、地震甚敷、朽木兵部入道立齋討殺され、其刻潰家方出火、近邊不殘燒失、

本多下總守領江州膳所、地震強、城ひづみ、石垣崩、所々破、

大津之御土蔵、不殘潰、宇治外に破損、土手崩、

永井右近太夫領知山城淀、城中大破、櫓多門塀石垣破損、淀川大堤崩之由、

五條石橋、中程方崩、川へ落、少殘所有之由、人のかよひは有之、三條橋破損、

寛文二年

祇園、並清水堂社、悉破損之由、

二條御城、御殿少々破損、外曲輪多門塀石垣、悉損、

水口御城中、櫓多門塀大破損、永原御殿、少々破損、

伏見御城中破損、大坂御城中別條無之、是も大地震之由、

住吉西表石鳥居、中程方折れ、笠木くだけ申候、

東寺八坂兩塔、二重目方真木折れ崩れ、同石鳥居折れ申候、

青山大膳亮領分尼ヶ崎、同國永井日向守領知高槻、城中櫓多門塀石垣悉破損、攝州町中不殘破損、或崩、高槻大堤崩、川除破損、

和泉岸和田、大分破損、城中並石垣、町家等迄、悉破損、是岡部内膳正領内也、

松平伊賀守領分丹波龜山、大分破損、多門櫓塀等崩、

酒井修理大夫領知若州小濱城、地震、櫓多門塀石垣等破損、

信濃、美濃、近江、丹波、河内、大和、伊賀、此外西國筋、地震、少々破損之所有之由、

大草御城中、少々破損、長崎表も地震之由、

知恩院、妙法院兩御門跡、御住宅崩之由、

松平越中守領内勢州桑名、甚地震、天守二重目方まがり、

時分雨車軸流、雷落、洪水、田畠へ水入、櫓塀數多破損、隣田

山廻り、方々土手崩、死人有之由、

其

其

其

二四七

小笠原土佐守領分美濃國高洲、地震強、所々大分破損、堤震崩、或川島へ入水、已刻より申刻迄震不止、雖然同國大垣、加納、其外之城地領知等、破損無之候、地震は甚候由、京都破損之儀、大佛廻廊、二王門、鐘撞堂、破損、其外寺地、院中、三捨三間、所々破損、奈良ハ二日之内、四十度程地震之由、外京都、大坂、近江、其外所々破損同断、廿七日、去十五日、京都地震、甚之由、以宿次牧野佐渡守注進之、于今度々震候由、

〔嚴有院實紀〕

寛文二年五月五日、此朔日、京都地震、二條城外郭各所破損す、されども禁裡院中無事の旨、所司代より注進す、尤大津宇治の倉庫崩潰せしとぞ、又丹波龜山、篠山兩城、攝州尼ヶ崎、江州膳所、若州小瀬の諸城崩れ、江州朽木谷にては、領主朽木兵部少輔入道貞綱、壓せられて死せしとぞ聞えし、  
日記、公儀日記、  
八日、この朔日、大地震の注進あり、  
〔慶安元祿間記〕

寛文二年五月六日、昨日申之刻、從京都次飛脚到來、去る朔日巳之刻、上方近年之大地震、然共禁裡、院別條無之由申來

候、且又二條御城、少々破損、大津御城、過半潰、少々死人、其外あやまちも有之由、町屋も廿七八間潰申候由、  
八日、京都より去る三日之日付に而狀參候、に今地震仕、洛中之家貳百軒潰候由、土蔵百九十軒潰、洛中並近邊之寺社共破損、其節佐渡守殿、宇治へ御茶壺上着に付御越、彼地かいそぎ京都へ御越候由、其外死人廿七人、  
大坂に注進、大地震に付、御城内並屋敷破損、天王寺石之鳥居たおれ、笠石おれ申候由、  
攝州尼ヶ崎に注進、天守傾、多門矢倉石垣悉破損仕候由、佐和山に注進、彦根之城中、所々石垣千間餘崩候由、分部若狹殿居住江州大溝、家中並町在々之家千貳拾軒潰、死人男女三十八人、牛馬十七疋死候由、朽木兵部殿今は立齋老、在所同國朽木谷に申所に被在之候處、去る朔日大地震之時、家潰、おしにうたれ相果被申候由、家來も七八人果申候由、膳所よりの注進、天守少傾、石垣も破損之由、桑名に注進、天守二重目より傾、塀やぐら石垣、數多破損之由、佐屋への川筋、堤も破損、桑名ハ其節強而之由、濃州高須地震つよく、堤ゆり崩、家も破損之由、此外遠方近邊方、追々注進申來候得共、今日はしかと相知不申、京都が次飛脚、ここの外廻參候由に而、以之外御老中御立腹被成候、

〔慶延略記〕

寛文二年五月朔日、京都大地震、二條御城、大坂御城、夥敷破損仕、江戸は少震、朽木立齋、在所近江朽木谷にて地震にて卒、佐和山城五十間計石垣、家千百間計破損、若狹國、攝津國尼ヶ崎、五畿内、殊外破損、丹後田邊も塀破損、二日三日共震、六月迄毎日少々、ユル、

〔元延實錄〕

寛文二年五月朔日、巳之下刻京都大地震、京師之民家及大破、京都之地震と同日、井伊玄蕃頭が居城江州彦根、並本多内記居城和州郡山、岡部内記が居城泉州岸利田、地震にて大に破産すと承候、猶重而委細注進可任云々、分部若狹守が在所、近江大津より注進にて云々、朔日巳之下刻大地震にて、居屋敷、侍屋敷、在々所々、大方不殘潰れ候、潰れ家九百八十二軒、内六十一軒侍屋敷、残ては歩行以下六百八十軒、百姓之家三十軒、寺家等なり、死人三十七人、内三人者侍、二十一人は町人、十三人は寺法師也、百姓なり、百姓之馬五疋死す、其外川除土手道橋及大破と云々、同日石川主殿頭方より注進に曰、朔日卯之上刻、居城勢州龜山大地震、城中所々破損し、石垣五十四間崩れ候、其外道橋大破數多有之由なり、同八日、朽木權之助が父兵部入道立齋が居宅、虹梁落て

立齋死す、此外家潰れて死する者多しと云、同日、松平伊賀守方より注進に云、當月朔日午之刻、伊賀守居城丹波龜山、大地震して、櫓多門塀及大相候、侍屋敷町家在々民屋、潰家若干有り、然れ共大守は破損無之といへり、同日、本多下總守居城江州膳所之飛脚到來、注進に云、當月朔日、居城膳所大地震にて、天守許り残り、其外櫓等大に破損すと云々、京都より重て注進に云、朔日より今日迄、毎日毎夜六七度ツッ地震有、禁中、仙院、女院、本院、新院を奉始、御假屋に行幸有之、御用心有り、京中之町人は河原へ出で、假屋を構へ居住仕候云々、同日、攝州大坂より地震注進之狀來る、其狀曰、

一 去四月廿七日、午之上刻、西南之方に日月星之三光出現す、諸人見之候、  
一 五月朔日、午上刻大地震、大坂御城中外典輪共に大破有り、大手之冠木門、東之方へ少々傾き、堀端之地、一尺程ツッ破候、  
一 町中地震にて死人甚大勢に候、未ダ貴數院と不知、産後病後之女は、絶死仕候、氣不付して死たるも多有之候、  
一 其後も度々之地震に付、町中以之外騒動し、晝夜共に船に乗り、海上に居住す、又船之才覺難成者は、海又は河原に



假屋を構へ仕候、

一天王寺、住吉稻荷之石華表搖落し、悉く折候、天神之石華表折、其邊に居候僧賣一人、石に中り死す、

一稻荷之脇に候門徒寺之裏畠之内、五六間搖破り、中より泥涌出候、

一五月三日申ノ下刻、西より東へ光物飛、其大成事挑燈之如し、落所不知、此外夜中光物は度々有之、諸人珍事と沙汰仕候、

一尼ヶ崎之城、朔日より地震に、總出輪其外所々大破之由、注進有之候、

一若州小濱、朔日之地震に、對面屋、倉、其外曲輪之石垣百間餘崩候、侍屋敷大方潰れ、町屋は勿論、其他三四尺程破れ、中より泥涌出候山、注進有之候、

一京都之事ハ、定て彼地より注進可有之候得共、有増を申上候、禁裏仙洞院々之築地は悉く崩れ候、

一二條之御城、少々破損之由及承候、並五條之橋崩れ落候、

一龜山之城大破之由、並膳所之城、天守計残り候由及承候、

一水口之御城、御殿破損、並中原之御茶屋崩れ落候、

一江州朽木谷は不殘、朽木立齋卒す、虹梁落て也、同家より出火、不殘燒失之由及承候、

一江州大溝、家數八百軒餘崩れ候、

一愛宕山大破、並八幡、大に破損す、同所町屋四十七軒、土藏七百軒潰れ候、次に鞍馬大に破損、兩方之谷合崩れ、往還留申候、

一知恩院、祇園、北野天神、加茂、其外寺社堂塔、大略破損、加茂にて死人三人有之、

一大津之御藏、百八十軒崩れ候、

一京都之町家八十六軒、並土藏四十七軒、京中之大名屋敷、寺社等、瓦葺之分は不殘崩れ、死人も餘多有之候由、及承申候、

一淀之城大破、家中町家在々之家、破損餘多有之由、右之通注進有之、此外所々より餘多飛脚到來す、前代未聞之事共なり、同十二日、將軍家、林春齋を御前へ被召出、上意曰、今度上方筋大地震にて、諸方城々侍町人百姓等之家多く倒れ、或は壓れて死傷之者甚多しと有注進、往昔も加様之類有候や否と御尋あり、春齋畏て、ケ様之事和漢共に有之事にて、先本朝にては人皇九十一代伏見院御治世、永仁元年癸巳四月大地震にて、相州鎌倉中に壓死者壹萬餘人なり、鎌倉將軍久明親王之治世五年目なり、又其頃、異國には衛王帝の治世、神興廿七年庚寅八月大地震して、壓して死者七千人なり、

本朝にて伏見院正應三年庚寅に當る、扱夫より遙に以前、異國にて仁宗帝之治世十五年景祐四年丁丑十二月、大地震、民屋破損し、民皆外に居す、壓死者二萬二千三百人、傷者五千六百人、地裂て泉涌出る事、墨沙之如しと云々、日本にて人皇六十九代後朱雀院之御治世長曆元年に相當り候、此外にも數多候と申す、

(落穂雜談一言集)九

寛文二年の夏、上方筋大地震の刻、祇園の石の鳥居ゆり崩す、五條石橋三の橋も半落、大地は車なき引様に鳴來り、其跡地震す、右五月朔日巳の刻よりゆり始所地震にて破れし所々の覺、

伏見にて町屋三百二十軒餘類申候、小家の破百八十軒餘、又土藏十五類申候、死人四人、御幸の宮は別條無之、鳥居はゆり碎き申候、次に石燈籠は不殘たおれ申候得共碎けず、

向島の堤、所々三百餘間切レ申候、

六地藏の船入、北の方、山八十間餘崩れ、東方は廿間餘、南は悉く崩申候、町の並家十三軒類申候、

大坂にて豊後橋崩掛り申候故、橋少かたむき申候、京橋並肥後橋も、杭をゆり込候故、所々下り申候、

近江大津には、小野庄左衛門居屋敷、並町家大分破損仕、但公儀御藏米の分、不殘類申候、同國膳所の城、殿守と矢倉、並本丸計別條なし、其外は皆破れ申候、永原の御殿、櫓二ヶ所ゆり落し、其外所々破損す、

同國大溝、分部伊賀守家中、悉く類申候、漸五軒殘候、町屋は三百軒程、都而領内民屋千廿余軒類、男女廿人死す、馬五疋死す、

(所カ)

同國志賀幸崎兩郡の内、一萬四千八百石の所、田畑八十五町余ゆり込申候、並家千五百七十軒類申候、都而江劔の内にて百姓男女四百十二人死す、牛馬九十三疋斃る、堤二百余間と、二千間余切ル、

(坂カ)

志賀郡の内、倉川と云在所の内、扱村には家數五十軒余有之所にて、三百余人死す、

同所川村といふ所にて、家數五十軒程有之、爰にて二百六十余人死す、惣人數三百余人の内、卅七人残り、其外ハ死骸見へ不申、家共は皆々地下へ入申候、此所朽木谷より二里南也、此兩所よりわれ出、谷へ崩れ落、谷をも埋み、却て高山となし申候、其高さ二町計りにして、長サ八町余、つき申候、其下に死人共埋り申候、

朽木谷、櫓之介陣屋也、此所にて諸民大勢死す、谷をば人

にて埋候由、此地震にて權之介父兵部も横死しぬ、  
寛文二年には、度々大地震國々に雖有之、於京都豊國計一度  
も其儀なし、皆人不思議といへり、

(御當家年表)  
寛文二年五月朔日、京大坂大地震、京都御屋鋪破損、  
(玉露菴)

寛文二年五月朔日、大地震、並大雨、此地震都ハ取分テ強シ、  
禁裡ノ御築地、所々震崩シ、朔日ヨリ四日マデノ間、毎日廿  
七八度三十度ニ及テケリ、月ヲ越ヘ七月ニ至テ止ズ、依之洛  
中堂塔佛閣、大半崩、大地一尺計エミ割レ、小路ニ家モ崩レ、  
土煙立テスサマジ、祇園ノ石ノ鳥居ヲモユリ落ス、五條ノ石  
橋崩、三條ノ橋モ半分落カ、リテ、大地ヲハ車杯引ヤウニ鳴  
渡ル、其跡ヨリ必地震ス、故ニヲシニウタレテ死ス、或ハ疵  
ヲツイテ片輪者ニナルモノ多シ、且亦三宅隼人領知三州田  
原ヨリ注進シテ、今度ノ地震ニ民屋崩レ、田畑ハ土ヲ持起、  
新川ヲ流シ、亦ハ見馴ヌ山岳、目前ニ出、依テ荒地ソコバク  
ノ山、飛脚到來ス、  
一伏見町家二百廿軒余額、此外小破ノ家百八十間余、土藏十  
五ヶ所額、死人四人アリ、同所御香ノ宮ハ無別條、石ノ鳥  
居、石ノ燈籠、不殘タラ、

一同所町村ト云所ニモ、家數五十軒餘アリ、コ、ニテ三百餘  
アル人ノ内ニテ、三十七人殘ル、其外死骸不見得、家共ハ  
皆地ノ下ニナル、此所朽木谷ヨリハ二里南ナリ、此所ヨリ  
ソレ出テ、谷ヘ崩レ落テ、谷ヲモ埋ミ、都テ高キ山トナル、  
其高サ二町計ニシテ、長サ八町餘額タリ、其外ニ死人ヲ埋  
メケル、此朽木谷ト云所ハ、朽木權之助居處ナリ、右之外  
色々ノ事有シカドモ、際リナレバ略ス、

(東日記)  
寛文二年五月朔日、大地震並大雨、此地震京ハ取分夥敷シ、  
禁裏御築地所々をゆり崩シ、一日ハ四日迄之間ハ、石の鳥  
居、五條の石橋崩、三條之橋も半落る、其外社堂佛閣破損、  
死人疵をかうむる者多し、田畑荒地ソコバクノ由、飛脚到來  
す、伏見にても町家三百餘軒倒れ、死人四人、同所御香之宮  
石燈籠倒る、向嶋の堤は所々三百餘間切る、内四拾六間は地  
へ四五尺ゆりこむ、六地藏の船入北方山、八拾餘間崩る、東  
の方廿間、南は悉く崩る、町並家拾三間潰る、  
ムチハヤツカドハ九ツ戸ハ一ツ、身イザナミ(ハ脱カ)○糟粕手簡、き  
リ落中ニ賜ハッ、ニ作リ、禁中ヨ  
御製トス、ニ作リ、禁中ヨノ内ニコソヌメ、  
其折柄、門戸に張る、  
大坂にて豊後橋の石の臺崩る、京橋、肥後橋、杭ゆりこむ、

一向島ノ堤、所々三百間餘切ル、内四十六七間ハ地へ四五  
尺程ユリコム、  
一六地藏ノ船人(東日記)船入、方ノ山八拾間餘崩ル、東方ハ廿  
間、亦南ハ悉ク崩ル、町並ノ家拾三軒ツブル、  
大坂ニテ豊後橋ノ石ノ臺崩カ、ル、故ニ橋少傾キ、京橋、  
肥後橋モ杭ヲユリコム、所々サガル、  
江州大津ニテ、小野総左衛門居屋敷、並町屋大分破損、但  
公儀御米藏不殘額、  
一同國膳所之城、天守矢倉ハ無別條、其他ハ類ル、  
一同國永原ノ御殿、櫓ニケ所ユリ落シ、其外處々破損ス、  
一同國大溝、分部伊賀守家中、家共悉ク額ル、漸五軒殘ル、町  
屋三百軒程之内拾軒殘ル、領内ノ民屋都テ千二十軒餘額、  
男女二十人死、馬五疋斃ル、  
一同國志賀、幸崎兩所之内、一萬四千八百石之内、田畑八十  
五町餘ユリコム、在家千五百七十軒額ル、是ハ小野総左衛  
門御代官所也、  
都テ近江一國ノ内ニテ、百姓男女四百十二人死ス、牛馬九  
十二疋斃、塘二千二百間切ル、  
志賀ノ郡ノ内榎村ニハ、家數五十軒餘有處ニシテ、三百人  
餘死、

江州大津、町屋、大分破損、同國膳所之城下悉く額る、永原の  
御殿、櫓ニツゆり落る、大溝分部伊賀守家中悉破損、男女二  
十人死、志賀唐崎兩所一萬八千石の所、田畑八拾五町餘ゆり  
こむ、在家千五百七十軒額る、都テ近江一國百姓男女四百十  
二人死由、所々斃死略す、

(糟粕手簡)  
寛文二年寅五月一日、午の刻大地震す、京都伏見在々所々、  
大過敷事也、八幡の内も大地をゆりわり、くろき土水をはき  
出す、井戸杯もゆりうめたり、其後ほれども水不湧と也、諸  
人驚立出る、足ふみ立る事不能して、ころびたはれける、餘  
りにつよくゆりしけるに依て、座中の脇にありし藥壺のい  
へをとりて、父母の御傍に置、只三人座中に居、かへなど  
ゆり落し、ぬきなどもねち切たれ共、家は堅固也、天道の御  
功力と難有し、八幡中何程かむじけたる家も藏も多し、淀の  
城内大過敷大破す、石垣も三百間餘くづれたり、江州邊は  
一入つよく、膳所の城内は天主のみこのり、矢藏等は悉く  
崩たり、二條御城も破損す、大坂は堅固也、方々諸社の鳥井  
石燈籠、悉たおれたり、愛宕山の坊中、不殘谷へこけ、口口權  
現の御社は少もそこねず、八幡山へ秀孝其日地震の後參宮  
し奉りて見るに、石燈籠等は悉くころび碎けたるに、御宮御

寛文二年

二五四

がまへの内の分は、少も地震せずと也、神馬は其日見へずして、暫ありてあせをかき馳歸りしを、別當尋合て、御馬屋に入ける、伊勢の大神宮の神馬も、三日不見して、三日めに土にまぶれて歸しと也、朔日より毎日夜、少づ、ひたもの地震す、大地震の後は、かつは五日十日もゆり不止と、古より言傳、地震治の御製とて、朔日禁中より洛中へ被下、門柱におす御歌、

むねハ八ッ門ハ九ッ戸ハ一ッ、身ハいざなきの内にこそすめ、

又守りの御歌とて、諸人書ておしける御歌、

天てるや大神宮の誓にて、治むる御世ぞめでたかりけり、  
石清水八幡宮の誓にて、民安穩ぞめでたかりけり、

(渡邊玄察日記)

寛文二みづのへとのことし、此年の五月〇一京、大坂大地震、京都二條の御城も奉損じ候なご、風聞仕候、

(西北紀行)下

○コノ書ハ、元祿二年二月、具原篤信、山城ノ四郡、丹波、丹後、若狹、四近江、及び山城ノ北郡ヲ、八日間ニ遊覽セシ時ノ紀行ナリ、朽木、(荒川より一里半)朽木監物殿の居宅あり、椽生、(朽木の南二里にあり、土人朽木椽生といふ)、細川、

温井村、此邊に昔は町井、袖木といふ兩村あり、寛文二年五月朔日大地震の時、東の山崩れて村里を埋み、兩村の人皆死すといふ、東の山は比良の高峯の西側なり、又谷の西にも高山あり、其間に谷川流る、町井、袖木は川端に在り村なりといふ、此邊も高島郡なり、篤信昔し京に在りし時、彼里の男の、京に來り語るを聞けり、大地震せし日、我れ朝より山に登りて薪を伐る、大地震に愕きて里に歸りしに、山崩れて里は皆土に埋もれ、我が父母兄弟親類其外里人、皆土に埋もれて死ぬ、我一人死を免かれたりとて、泣く泣く語る、其南に坊村あり、

坊村より山城嶺までは、志賀郡也、此邊を葛川谷といひ、朽木谷と同谷にて名を別にす、○下

(和漢合運)

寛文二年五月、洛中地震、壁屋顛、人畜死、五條橋斷、

(殿中日記)

五月五日、去朔日京都地震、○依之爲御見分、御徒頭能瀬市十郎、殿中召之命之趣傳之、  
六日、御前へ能瀬市十郎被召出、京都地震付聞、禁裏院中へ御使被遣、然は彼地破損之所々致見分、委細書付可被歸旨被仰合、黄金三枚、並傳馬御朱印被下之、今未刻、當地發足、  
十一日、御使被渡邊後守、○御徒頭大森中七、事、去朔日京都甚地地震付聞、破損之所々、爲見分被遣之由也、  
十三日、京都地震爲見分被遣之渡邊後守、大森中七、御暇、金三枚宛拜領之、

寛文二年

二五五

傳馬御朱印被下之、

十八日、能瀬市十郎事、去九日夜京發、洛中致見分、十四日午下刻彼地發足、昨十七日申上刻、當地發着、今日登城、於御坐之間、京都之様子一々言上之、六月廿六日、渡邊後守、大森中七事、去頃京大坂道中筋甚地震二付聞、爲見分被遣へ被遣、歸京付聞被遣之、

五月十一日、分前若狹守事、去年秋仙洞御作事手傳御免付、去朔日、其國江州大坂大分被損付、手傳御免之由也、

十四日、去十一日分前若狹守、仙洞御殿御作事手傳御免、爲代月川土佐守、○被仰付之、是在國ニ付聞、以奉書被傳之、壹萬石ニ付、人夫百人宛可相勤之由也、

(宣順卿記)

五月十一日、今日五社、三ヶ寺、就地震、御祈被仰出、

九月十九日己丑、日向、大隅二國、地大ニ震ヒ、日向ノ佐土原、縣、秋月、餓肥ノ諸城邑破潰シ、人畜死傷多シ、且海嘯俄ニ至リ、那珂郡下加江田、本郷ノ諸村、没シテ海ト成レリ、

(殿中日記)

十月十四日、島津但馬守領内、日向國佐土原、去月十九日夜子刻、夥敷地震破損之由、注進之、土藏登、長屋三拾間、二之曲輪冠木上方崩落、地三尺われ申、田島少破亡地有之、山崩、當時人馬通ひ無之所御座候、侍寺町屋在々百姓等家、都合八百軒崩、人牛馬死過仕る者、數多有之、同二十日にも、四十度地震、破損は無之由、注進之、有馬左衛門佐領知日向縣城中甚地震、石垣崩、並町屋等夥

敷破損、委曲重而注進可申由、是又去月十九日子刻也、

十月十九日、秋月佐渡守領分日向國秋月、去月十九日子刻甚地震、城中石垣崩、侍屋敷町屋等、家數二百七拾八軒崩之由、注進之、

(嚴有院實紀)

十月十四日、島津但馬守久雄所領日向國佐土原、此九月十九日夜半地震にて、城の多門をはじめ、士民屋舎八百軒餘傾覆し、人畜壓死毀傷する事少からず、其外山崩れ、地さけ、田圃若干損失せし注進あり、伊東監物祐實の餓肥、有馬左衛門佐康純の縣の城も、各所破損せしよし聞ゆ、  
同日記、

(慶安元祿間記)

十月十四日、去月十九日、日州佐土原甚地震、屋敷之長屋三十軒程ころび、惣家潰かゝり、壹ツも堅固成は無之、土藏登潰、二ノ曲輪門冠木上方崩落候由、地三尺はギツツわれ、田畑損毛、山も餘程崩、當分牛馬之通も難成候由、侍屋敷、寺町屋百姓家、都合八百軒餘潰、其外家何も大破、人並牛馬少々死、過仕候者數多有之候由、數は未改候由、同月二十日にも、四十度之餘地震仕候由、

(玉露叢書)

十〇九月ニ、大隅國大地震、海陸地ト成ト云々、

九月十九日子ノ刻、有馬左衛門佐領内ニ於テ、地震ニ付、破損色々之覺、居城三ノ曲輪ノ橋脇之石垣、高サ水底ヨリ四間半、破損ノ處五間崩レ申候、田畑五十七町餘、在々所々潮入、崩レ捨リ地、宮崎下別府ノ湊ニテ、破損船十艘、此荷物米七千二百五十俵餘之内、小麦二百二十俵餘、但シ兩麥之濡麥二百二十俵餘、米ハ五千五百俵餘ニ申候、破損ノ堤十三ヶ所、間數六百七十間餘ナリ、井手溝三ヶ所、間數百四十間餘破損、道橋崩レ、當時通路難成所々御座候事、類家千三百軒餘、並倒レカ、リ家五百十間、死人五人、右之外御預リ所本座破損之覺、田畑所々山岸破損之地御座候事、御米二百六十俵餘、並舟ニ積之、宮崎下別府ニオイテ高沙滿テ、地震ニ沈之、濡申米也、(前)禿家九十軒餘、倒レカ、リタル家、百二十間餘御座候、右之通、注進之、

(日向篤記) 洞林公伊東祐、家督ヲ嗣ガセラレシ初ノ事ナリシガ、寛文二年壬寅九月十九日の夜子刻、日向國地大ニ震シ、且津浪俄ニ來リテ、那珂郡ノ内、下加、江田、本郷所々ノ地、故老ノ話ニ、昔七ツ、殿所村ナド云ヘル所アリシカドモ、寛文ノ地震ニ陥テ海ト成レリト、今寛文以前ノ檢地帳ヲ閱スルニ、唯上加江田村、下加江田村、本郷郡司分村、本郷南方村、本郷北方村等ノ村名アルノミ、サレバ所謂七ヶ村、陥テ海トナルコト、周圍七里卅五町、田畑八千五百石餘、一ニ八千石餘ニ作ル、蓋シノ字ヲ脱ニ及ビ、米粟二千三百五十石餘流失アリ、潰家千二百十三戸ノ内、陥テ海ニ入ル者二百四十六戸、其人員二千三百九十八口ノ内、溺死十五人、牛馬五頭ニ及ベリ、依肥城ニモ石垣九ヶ所、百九十二間破壞シ、城墜ニケ所埋リ、其外諸士屋敷土藏石垣等ノ破損、勝テ數フルニ違アラズ、誠ニ古今未曾有ノ大災ナリ、伊東姓外浦下中村ノ新堤、古ハ外浦ヨリ大當川ヲ引連ル等ノ地、ハ其以前慶安三年ニ築ケルガ、日ヲ報メシ月日、及ハ、海中ノ島ナリ、ハ其以前慶安三年正月ニ、慶安三年正月ニ、ナラサレドモ、伊東姓記録ヲ按ズルニ、慶安三年正月ニ、十四日ノ外浦土手ヲ築ト云、此蓋シ功ヲ報メシ時ナリ、幾程ナク、此地震ニテ、清武八千五百石餘ノ損失トナリケレバ、國人竊ニ相議シテ、外浦ニ無理ナル土功ヲ興シ、些少ノ利ヲ争ハレシ報應ニテ、斯ル災變アリ、莫大ノ害ヲ招ガレシナド、風評セリトゾ、古老(和漢合運)

十〇九月十九日、日向國佐土地震、人畜多死、(續史愚抄) 〇日向〇〇、大隅大地震、山崩埋海、本朝年代記、 〇大隅地震ノ事、地理志等凡ル所ナシ、姑ク玉露錄、續史愚抄ニ據レリ、(殿中日記) 十二月朔日、〇〇〇〇、當官〇〇〇〇、西國筋地震之節、伊東監物領知、日向國既居城中、震破、其上田畑數畝損亡有之付、監物ハ銀百貫目〇〇〇〇、被爲借〇〇〇〇、之由也、(殿中日記) 十二月朔日、伊東監物領知、地震により封地破損せしめて、銀百貫目恩賜せらる、(寛政重修諸家譜) 伊東監物領知、寛文二年十二月二十八日、さきに封内地震し、城中および市廳等、ことごとく破壞し、田畑損亡せるのむね、さきしめされ、かつてうけたまはりし仙洞御所遺營の役をゆるるべしといへども、いそがせたまふにより、其費用として白銀百貫目を恩賜せらる、(殿中日記) 〇重修諸二十八日ニ係ケ、地震後仍ハ遺營助役ヲ免サズ、因テ其費用ニ供ストス、日記、實紀ト稱、異ナリ、家譜、日向以史等、コノ震災ヲ載セズ、同三年七月十五日庚辰、膽振國鳥珠嶽、十一日ヨリ鳴動シ、十四日ニ至リ火ヲ噴キ、是日、大ニ震動シ、泥沙ヲ雨ラセリ、(殿中日記) 寛文三年八月廿日、

松前志摩在所山燒申儀注進之、夷之地にうすと申所御座候、松前之在城方北之方に當、七日〇慶長元祿間、路御座候、右うすと申所之大山燒申付而、七月十一日方十三日迄、無間少宛地震仕候、同十四日明方々、殊外山燒出、同十五日彌地震大に仕候、影敷浦山共に鳴渡り、灰降申、うす近邊之夷之家焼、或灰降埋申候、夷五人立退兼、相果申候、山之燒灰に而、うすより在城之方海上二日路の間、汀より式千七百間餘、陸地のごとくに罷成候、夫より沖も降埋申候得共、足場和に候得而、先へ難參、遠あいより見申候得ば、浪打際難及目體に而御座候、右方過半鳴止申候、然共七月末迄、うすとは止申さず候、其頃迄右之殘山燒申候、十之内一〇二つ程崩殘申候、右鳴音、北國之内庄内迄響申由に御座候、十五日晝八時分、右燒山之中より夷のかたち成、長け杵丈計之物、天へ上り可申と仕候を、南北より光物飛來、右之かたち成もの、燒山之中へ引落申と、山二つに破、大地震仕候、風雨にて候故、在城邊へは少も燒灰降不申候、右山燒申煙に而、十一日方十五日迄、難及言語雲立仕候由に御座候、此旨、昨日在所より申來候、(寛文日記) 八月十九日 松前志摩

寛文三年

寛文三年八月廿一日、先月十<sup>〇</sup>本世二十<sup>二</sup>作五日、蝦夷松前夥敷地損にて、海山混亂、人馬も大多死申候、又山中火出燒申候由、注進在之、

〔嚴有院實紀〕

寛文三年八月廿日、松前志摩守高廣所隸、蝦夷島珠といへる地の大山、先月十一日より燒出し、十が八は崩壊し、十三日まで鳴動して、十五日にいたり、浦山共になりわたり、白灰降て、夷人の居所、あるは燒、あるは灰にうづもれ、逃かねて死するもの四五人あり、又松前につゞきし海上、二日路ほどの間、汀より二千七百間あまり、陸地になりしよし注進す、  
日記、御  
側日記

〔和漢合進〕

寛文三年七月十五日、蝦夷島宇須地大震、累日不休、山燒巖碎、海上縦二十里、横二千間許、石灰凝如陸地、

〔慶安元祿間記〕

寛文三年八月廿日、去月十五日をその内うすと申所、夥敷地震仕、山崩れ、大山平地のごとく罷成候由、うすと申所へ、松前々四日路御坐候由、

〔慶延略記〕

寛文三年八月十一日より、松前蝦夷地震、十四五日大地震、

二五八

ウスト云山損貳千七百軒程、暨廿里許平地罷成由、三日前より夥敷鳴動、

〔蝦夷志料〕

津輕一統志に、寛文三癸卯年、松前白ヶ嶽燒、震動到于常境、

○文政五年閏一月十九日、島嶽復々火ヲ噴ケリ、參看スベシ、

〔蝦夷史料〕

松前蝦夷記

地震

往古より地震強くいたし候儀無之よし申傳、先年羽州秋田領能代邊大地震之時、江戸大地震之時も、少々ゆり申候よし、覺申候者も有之、曾て不覺者も有之、家業などに仕懸り罷在候者は、不存者多きよし、

十一月七日辛未、江戸地震フ、

〔殿中日記〕

十一月七日、今宵地震、爲伺御機嫌、雅樂頭、豐後守、美濃守、大和守、土屋但馬守、土井能登守、其外御近習之面々登城也、

〔嚴有院實紀〕

十一月七日、大に地震す、御側、

同月二十三日丁亥、肥前國温泉嶽、鳴動シテ噴火セリ、

〔渡邊玄察日記〕

寛文三みづのこのうのとし、此年の十一月廿三日之夜、とら卯の刻に音來り、温泉山動搖して翌朝けぶり見ゆる、

十二月六日庚子、山城國地強ク震ヒ、京都二條城及ビ伏見ノ諸邸破損シ、洛中築垣所々崩レタリ、

〔皇年代私記〕

寛文三年十二月六日、戌刻地震、所々築地、少々顛倒、

〔堯想法親日記〕

寛文三年十二月六日、戌刻大地震、

七日、昨夜之地動、御見舞のため、朝參院參畢、御所方安全也、珍重々々、

〔續史愚抄〕

寛文三年十二月六日庚子、地震大動、所々築地或損云、番衆所  
記、皇  
任、

〔御當家年表〕

寛文三年十二月六日、山城國中大地震、京伏見御屋鋪所々破損、

〔殿中日記〕

十二月十一日、京都地震之趣及上聞、主上、法皇、本院御所、

新院御所、女院御所へ、爲御見舞、高木八兵衛被遣之、人馬御

朱印、黃金貳枚被下之、

十二月、從大坂次飛脚到來、是去六日戌刻彼地震、雖然御

城中、其外町方迄、別條無之由、注進在之、

寛文三年

二五九

〔嚴有院實紀〕

十二月十一日、この六日、京大地震、二條城各所破損の注進あり、よて大目付高木伊勢守守久、並に其子小姓組善左衛門守養、巡視命せらる、記、

〔泰平年表〕

寛文三年十二月六日、京都大地震、戌刻より丑刻に至る、二條城及洛中處々破損、

〔堯想法親王日記〕

十二月七日、入夜院職事一通到來、

地震御祈之事、從來九日、別可抽丹誠由、可令下山門三塔<sup>三塔</sup>、三塔  
三塔  
三塔

十二月七日、樺右少辨經倫奉

隨上、大納言法印 御坊

則遣御文事

八日、御祈之事、申遣山門、使者等

地震御祈之事、自來九日可始行之旨、可被下知山門三塔由、天氣之趣、從奉

行被申候、早任此旨、可被抽天下安全、實神延長之精誠小座<sup>小座</sup>、小座  
小座主宮御氣色所

候、仍執達如件、

十二月八日、法眼慶英

隨上、執行 御坊

十一日、今日地震御祈結願、從山門御卷數奉之、則指添坊官、卷數  
卷數奉行迄

未之刻計、寶乘院來、御卷數首尾能令獻上之由中、並色衣之憑記二卷持奉也、

予出京故不能對面、堯憲三申置之由也、

寛文四年、五年

同四年四月二十五日丁巳、江戸地震フ、

(殿中日記)

寛文四年四月廿五日、寅上刻甚地震、

(嚴有院實紀)

寛文四年四月廿六日、今朝地震により、日光山に急脚をさせ、山中のさたをさほさまふ、日記

六月十二日壬申、紀伊國新宮地震強シ、京都モ亦震ヘリ、

(續史愚抄)

寛文四年六月十二日壬申、地動、番衆所記

(殿中日記)

六月廿七日、去る十二日、紀州新宮甚敷地震之由、伊和歌山無何事に付、一昨日、紀伊殿へ奉書被遣之、

(嚴有院實紀)

六月廿五日、この十二日、紀伊國新宮大地震の注進あり、されど和歌山城つゝがなきよし聞召し、亞相頼宣卿のもとへ、奉書もて御尋問あり、日記

同五年一月二日己丑、京都地震フ、

(續史愚抄)

寛文五年一月二日己丑、地動、有雷電、今夜震攝津大坂城殿

主、故太政大臣、殿主災、續記、皇年私記、本朝秀吉所築也、年代記、年代略記

三月一日戊子、京都地震フ、

(續史愚抄)

三月一日戊子、地動、番衆所記

四月二十九日乙酉、江戸兩次地震フ、稍強シ、

(殿中日記)

寛文五年四月廿九日、未之刻兩度甚地震、爲窺御機嫌、御連枝、御三家、並在江戸之諸大名、使者獻上、

(幕府日記)

寛文五年四月廿九日、雨、已刻兩甚地震、(兩カ)

四月十日丙寅、肥後國四回地震フ、

(渡邊玄察日記)

寛文五きとののみとし、此年の四月十日、十なへ一日中に四度動、(併カ)

五月六日壬辰、京都地震フ、

(續史愚抄)

五月六日壬辰、地震、番衆所記

同月十二日戊戌、京都地震強シ、二條城石壁崩レ、

二條城殿舎損シタリ、

(堯恕法親王日記)

寛文五年五月十二日、酉刻地震、去々年極月六日之夜之地震よりはかろきと人申あへり、されども普通にはすぐれたり、築垣等處々損ほごの事也、

(續史愚抄)

十二日戊戌、地震、大動、番衆所記

(殿中日記)

五月十八日、今月十二日○本書十一日ニ作ル之ヲ訂ス、酉之刻、京都甚地震、二條御城二之御丸所々破損之由、注進在之、

(幕府日記)

五月十八日、從京都次飛脚到來、是去ル十二日○本書十三日ニ作ル之ヲ訂ス、酉上刻、彼地甚地震、二條御城廻塀石垣十二三間、破損、並ニ二丸御殿少々其破損之由、注進之、收野佐渡守登城、於御坐之間、御目見、

(嚴有院實紀)

寛文五年五月十八日、この十二日○本書十三日ニ作ル之ヲ訂ス、京都地震シ、二條城石垣十二三間、二丸殿舎等破損せし注進あり、日記、年録

八月六日己未、京都地震フ、

(續史愚抄)

八月六日己未、地震、○番衆所記

寛文五年

九月三日丙戌、江戸地震フ、

(殿中日記)

九月三日、今晚甚地震、○幕府日記、嚴有院實紀之ヲ載セズ

十一月二十七日己卯、越後國地大ニ震ヒ、頸城郡被害最モ甚シ、高田城大破シ、人畜死傷スルモノ夥シ、

(皇年代私記)

寛文五年十二月廿七日申下刻、越後國大地震、于時降積雪一丈四五尺、高田城郭民屋等數ヶ所顛倒、死人千四五百人餘、未知其數云々、大火事出來云々、

(堯恕法親王日記)

寛文六年正月十日、傳聞、去年十二月廿七日、越後國高田と申處、大地震、城廓民屋等、大半顛倒云々、

(續史愚抄)

十二月廿七日己卯、此日越後大地震、于時降積雪一丈四五尺、高田城郭以下、厦屋多倒、壓死者千四五百餘人、又有火云、續記、皇年私記、年代略記

(殿中日記)

十二月廿七日、今日越後國高田、松平越後守領地、大雪一丈四尺餘積、其上大地震也、

寛文五年

城中門矢倉不殘崩、土居塀大形破損、侍之家七百餘軒つぶれ、殘所も悉大破、町家、寺、社、同躰、夜中に火事出来、家老小栗五郎左衛門、萩田隼人、並侍三十餘人死、町家之死人不知數云々、小栗五郎左衛門娘召連之者、都合三百人餘死、  
廿八日、廿九日兩日迄、甚地震及廿五六度、  
〔殿有院實紀〕

寛文六年丙寅正月二日、松平越後守光長が封地、去年十二月廿六廿七日兩日の大地震、高田城本丸大手門櫓、こまごま崩れ、米廩、土居、石垣、並に士民屋舎多く破れ、小栗五左衛門、萩田隼人などいへる宗徒の侍をはじめ、家士三十五人壓死し、其餘男女死するもの百二十人、その以下若干のよし注進あり、  
〔松平山家譜〕

光長  
寛文五年十二月廿六日、高田城下大雪積デ一丈五尺ニ至ル、廿七日大地震、城ノ本丸總崩レ、家中死人男女百廿人、町家過半崩レ、死人其數ヲ不知ト云、  
〔越後野志〕

寛文五年十二月廿〇日、本番十二日、七日、大地震、頸城郡最甚、高田神福寺及民舎盡壞、大臣小栗、萩田、及士民壓死者凡萬餘人、

殘大破、家中死人男女共に百廿人、内卅五人侍、町屋過半崩、死人之數未知、  
〔和漢合運〕

寛文五年乙巳十二月廿七日、越後國高田大地震、屋壁倒、男女百五十人死、  
〔殿中日記〕

寛文六年三月四日、高田殿へ女中岡野を爲御使、八木三千俵被遣之、越後國大地震ニ付也、  
十三日、松平越後守領地、磐城之大地震ニ、城内及大破之間、爲修葺金子五萬兩拜禮遊之旨、家頼岡高田番、招殿中御使渡之、  
〔殿有院實紀〕

寛文六年三月四日、去冬地震にて、越後國凶荒の開えあれば、高田御方へ、岡野の爲御使して米三千俵つかはさる、  
十三日、松平越後守光長へ、金子五萬兩被遣あり、去年封内地震によてなり、  
〔松平山家譜〕

寛文六年丙午正月、公、領國地震ノ故ヲ以テ、歸國ノ暇ヲ乞フ、高田ニ歸ル、三月金五萬兩拜禮ヲ命ゼラル、震災ニ逢フヲ以テナリ、又太夫人ニ米三千俵ヲ賜フ、  
〔慶安元祿間記〕

寛文六年三月十三日、松平越後守殿へ金子五萬兩被遣之、家來岡部圓喬へ被仰渡候、  
同六年四月二十八日戊寅、江戸地震ヲ、  
〔殿中日記〕

寛文六年四月廿八日、西ノ上刻甚地震、○實紀之

寛文五年、六年

人、

〔慶延略記〕

寛文五年十二月七日、申之刻より酉刻迄、越後高田大地震、本城家不殘、本城角櫓二つ崩、同土居五十間程崩、二丸城代屋敷崩、三丸郡土居四十間程崩、大手一之門崩、三之丸屋敷共崩、侍屋敷百軒餘、此外家共不殘大破、  
家老 知行高壹萬七千石、小栗五郎左衛門、相果、  
同 知行高壹萬五千石、萩田隼人、同、  
同 知行高壹萬石、岡部登岐、  
出頭人 知行高六百石、 稻津與市、  
五郎左衛門跡 知行高千石、 小栗十藏、

右三人は大怪我、但不苦、家老死人男女共上下都合百廿人餘、内卅五人侍、  
月廿八日廿九日迄に相改、高田邊近年に無之震故、しかど知兼候由、  
〔慶安元祿間記〕

寛文六年正月九日、舊臘廿七日、越後國高田地震之覺書、本丸家不殘崩、本丸瓦門崩、本丸角櫓二つ崩、本丸土居五十間ほど崩、二丸城代屋敷崩、本城之米藏崩、三之丸じとみの土居四十間崩、大手一之門崩、侍屋敷百軒餘崩、此外之家共不

八月一日己酉、但馬國蛇山、鳴動シ、地裂ルコト五六十間、人家顛倒シ、壓死スルモノアリ、  
〔殿有院實紀〕

寛文六年八月廿九日、この朔日、但馬國蛇山鳴動シ、地裂る事五六十間、民屋十九軒顛覆シ、人多く壓死さる旨、代官より注進す、  
〔慶安元祿間記〕

寛文六年八月廿九日、但馬國蛇山と申所、大山有之、八月朔日戌之刻、其所殊之外震動仕、幅三間ほど、長さ五六十間餘われ、其深さ知不申候、其所之家十九軒潰、八十人餘果候由、所之百姓申候者、夜中にて見へ不申候得共、自然蛇出候かと申候由、  
右之趣、御代官杉田九兵衛方注進、

〔和漢合運〕

寛文六年丙午八月朔夜、但馬國蛇山大震動、地裂可百間、近里民屋十九軒顛、四十九人死、土人疑龍見、  
〔承寛稗録〕

寛文六年八月朔日、但馬國蛇山震動、幅三間、長さ六十間割、深さ不知、家十九軒潰、八十人餘死、夜中にて雖不見、大蛇出ると云、

同八年一月十三日壬子、江戸晝夜地震、震フ、

(殿中日記)

寬文八年正月十三日、青天、午ノ刻地震三度、夜中地震三度、  
同月二十三日壬戌、江戸地震フ、

(殿中日記)

廿三日、戌後刻地震す、

七月二十一日戊午、陸前國仙臺地大ニ震ヒ、本城ノ石壁夥シク崩レタリ、

(殿中日記)

七月廿七日、青天、松平龜千代領地、奥州ノ内仙臺、去ル廿一日、其地震、所々破損出來之由、昨日注進之ヌ、

(青山公治家記録)

寬文八年七月廿一日戊午、申下刻仙臺大地震、本丸石垣破壊ス、

九月壬戌大十二日戊申、去ル七月廿一日、仙臺大地震、本丸石垣破損ノ書立繪圖、及修補ノ事、上達セラル、御口狀書、且先年老中方ノ奉書共ニ公儀使ヲ以テ申次衆マデ達セラル、左ニ載ス、繪圖不傳、

七月廿一日、申下刻之地震ニ、仙臺城本丸石垣破損、覺

一大手詰之門右脇石垣、西之平ヨリ折廻、東之入角迄、七拾四間餘、高サ五間餘ヨリ段々九間迄、並此坪數五百六拾貳坪餘崩申候、

一右同門西脇東角ヨリ、西へ折廻シ、南迄三拾貳間、高三間半、並此坪數百拾壹坪餘、石垣ハラミ出、少之地震ニモ破損可仕體ニ御座候、

一西裏門左脇南之方石垣、拾貳間、高四間、並此坪數四拾八坪崩申候、

一右同門右脇西之方石垣、貳拾貳間半、高三間四尺、並此坪數八拾貳坪餘、ハラミ出申候、重而地震候ハ、崩可申體ニ御座候、

一掛作リ家之北脇惡水落之處、石垣三間、高貳間、此坪數六坪崩申候、

一右同所石垣貳間半、高八尺餘、此坪數三坪餘、ハラミ出申候、

一中門右脇北之方石垣貳間、高貳間、此坪數合拾六坪、ハラミ出申候、

一南門左脇東之方石垣、折廻三間、高壹間、此坪數三坪崩申候、

右九箇所石垣、坪數合八百三拾五坪餘、

内六百貳拾三坪餘ハ崩申候、  
貳百拾貳坪餘ハ、ハラミ出申候、

以上之覺

去七月廿一日、地震之節、仙臺之城、本丸石垣等破損之儀、致注進候時分、御老中迄有増申候所、追而其以後別格之書立之儀、所々破損之儀、委細申候、然者正保四年地震之節、右本丸破損ニ付、致修覆度之旨、御老中迄、陸奥守相伺候處、如前々修補可仕之旨、被成下御奉書、其節石垣者致修覆候得共、何角指合、構辦門等ハ、至今修補不仕候、然處此度右書立之通、及重破候、勿論石垣構辦門等、念ニ修覆仕儀ハ、難難成候得共、速々修覆仕度存候候、右之趣御老中迄、宜様御何類入存候、且先年修覆之儀今言上候刻、被成下候御奉書之節、爲御披見、差越申候、

九月十八日

松平龜千代

島田出雲守様

大井新右衛門様

右御口狀書ニ據ルハ、仙臺大地震本丸破損ノ事、大略先是達セラルト見ヘタリ、不詳、

以上、

仙臺城大手四股橋下之石垣崩候付、築之事、大手之門東脇之石垣崩候所築之事、西裏門之石垣崩候所築之事、西之方長屋下石垣破損付、築直事、南之土手崩候付、築直事、右之所々、去年四月地震之節、就破損修覆有之度之内、繪圖之通得其意候、以速々如元可有普請候、此外構辦門等之儀ハ、如先規修補充候、恐々謹言、

正保四年

五月十九日

松平伊豆守

信綱書付

阿部對馬守

阿部豐後守

松平陸奥守殿

寬文八年、九年、十年

十月十二日戊寅、去ル七月廿一日、仙臺大地震、本丸石垣破損ニ就テ、修補ノ事、老中方ノ奉書、土屋但馬守殿第ニ於テ、公儀使ニ授ラル、左ニ載ス、

以上、

去七月廿一日地震付、仙臺城本丸大手門右方之石垣、從門脇東築留迄崩候所、築直之事、同左右石垣北西折廻東之角迄孕候所築直之事、同西裏門左脇南之石垣、從西裏門東へ崩候所築直之事、同右脇西方石垣、孕候所築直之事、同懸作之家北脇惡水落石垣崩候所、並孕候所築直之事、同中門右脇北方石垣崩候所、並北脇石垣、折廻孕候所築直之事、同南門左脇東方石垣、折廻崩候所築直之事、繪圖之通、得其意候、以速々如元可有普請候、恐々謹言、

寬文八年  
十月十二日

土屋但馬守

數直書付

板倉内膳正

頂相書付

久世大和守

廣之書付

稻葉美濃守

正則書付

松平龜千代様

同九年八月十一日癸酉、江戸地強ク震フ、

(武江年表)

寬文九年八月十一日、大地震、

同十年五月五日辛酉、佐渡國地震フ、

(佐渡年代記)

寬文十庚戌年五月四日、夜大雷、翌日地震、

六月五日庚寅、相摸國大住、地大ニ震ヒ、人家潰



レタリ、

〔寛文録〕

寛文十年六月十七日、

一柳原熊之助○相模、六月五日午刻地震、民家百軒餘

潰シ、植田貳百餘町、無田ニ成候由、

○柳原忠貞、コノ地震ヲ感ゼズ、

十一月八日壬戌、江戸地震フ、

〔殿中日記〕

寛文十年十一月八日、卯之後刻甚地震ス、

今朝地震強御座候ニ付、爲寗御機嫌、諸大名衆ヨリ使者被指

上之、

〔御徒方萬年記〕

寛文十年十一月八日地震に付、紅葉山上野増上寺三ヶ所ニ、

御歩行衆加番ヨリ御使に罷越候、

同十一年十二月十二日己丑、江戸地震フ、

〔武江年表〕

寛文十一年十二月十二日、晴天、震動あり、晝四つ時ごろ灰

降、

同十二年一月十三日庚申、江戸地震、震フ、

〔殿中日記〕

寛文十二年正月十三日、早旦ヨリ曇、時々細雨、午ノ刻甚地

震ス、終日十五度地震ス、

同月二十二日己巳、江戸地三回震フ、

〔殿中日記〕

廿二日、早旦ヨリ曇、巳ノ刻方晴、地震三度、

二月一日戊寅、江戸地震、震フ、

〔萬天日録〕

寛文十二年二月朔日、午ノ後刻ヨリ未ノ刻マデニ地震三度

有、其夜ノ七ツ時分ニ、又地震有、

〔殿中日記〕

二月朔日、早旦ヨリ北風甚吹、丑ノ刻地震六度ス、

大日本地震史料 卷之六 終

大日本地震史料

卷之七

自延寶元年  
至寶永四年

延寶元年六月十五日癸丑、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

延寶元年六月十五日癸丑、月蝕、實刻地動、番衆所記、

同二年七月八日庚午、江戸地震フ、

〔延寶録〕

延寶二年七月八日、曇、今日地震ニ付、爲伺御機嫌、御三人方

カ使者被差上之、

同三年十二月二日乙卯、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

延寶三年十二月二日、未刻地震、

同四年六月二日癸丑、石見國地大ニ震ヒ、津和野

城壁崩レ、市街村落、家潰レ人死ス、

〔堯想法親王記〕

延寶四年六月廿八日、傳聞、今月二日、石見國大地震、近國准

之、

〔承寛棟録〕

延寶四年六月二日、石州津和野龜井能登守殿領分大地震、本

九三三九家中町在々悉潰崩、死亡甚多、長州境迄八里如右、

〔同書〕

六月二日、石州津和野大地震、家數百三十軒倒、死亡人、怪我

人三十五人、

〔萬天日録〕

延寶四年六月二日ニ、龜井能登守城下石州津和野大地震、所

所破損、左ノ如ク、

居屋敷多門藏石垣、塀六七間ホド宛崩ル、多門六七所傾

ク、川筋ノ石垣五百三十二間崩ル、

家中侍屋敷ノ石垣塀、大分破損、

町中家藏、大分破損、

家數都テ百三十三軒倒ル、内十六ハ土藏ナリ、

田畑五十間ホド或ハ潰付込、或ハ水除崩ルナリ、

堤三ヶ所損ス、

潰ヌケ、九十二ヶ所、中

溝土手除トモニ九百三十六間崩ル、

大釜八百二十一破ル、

死人七人、内男五人、女二人、

怪我シタルモノ三十五人、内男二十四人、女十一人、  
牛五疋、内三疋ハ死シ、二疋ハケガ、  
右石州津和野城下ヨリ、西北ハ海手長門國堺マデ八里餘、東  
ヘハ廿一里ホドユリケル由、注進、

〔龜井家譜〕

茲政

延寶四年丙辰六月二日、津和野領内大地震、城府及近村爲大  
破、故違幕府、

同五年三月十二日戊子、陸中國南部、地大ニ震ヒ、  
大鉦浦、宮古浦、鉄ヶ崎浦等、海嘯暴溢シ、家ヲ破  
レリ、

〔延寶日記〕

延寶五年三月廿四日癸、南部領地震付而、自大膳大夫注進之  
趣被差上之、

一私領内去十二日之戌刻より地震、同夜中廿四五度、其内強  
地震、戌之刻、寅之刻兩度、同十三日巳刻強ゆり申候、同十  
五日迄晝夜度々地震仕候、然共十二日之夜は、無御坐  
候、城廻破損も無御坐由、申越候事、

一大鉦浦と申所、十二日之夜大地震仕、子刻、浦より四五町  
程間御坐候在家ハ潮あげ、六十軒程有之家、廿軒餘り沙押

込破損仕候、人馬は波より以前、山々ハ逃げ上り、十三日  
之朝迄、山に罷在候由、申越候事、

一宮古浦、同十二日之戌刻より十三日之朝迄地震九度、同子  
丑刻迄大波三度上り申候、同所鉄ヶ崎浦と申所之在家、少  
少浪にとられ、相殘家共損申之内、然共浪より以前、人馬  
山に逃あがり無恙之由、此外浦々遠所は、いまだ様子不申  
越候、以上、

三月廿四日

○龜井家譜同シ、

〔承寛禊録〕

延寶五年巳三月十二日、南部地震津浪、在家二十軒流ル、

同六年一月一日壬寅、陸中國鹿角郡水澤村傍近  
ノ山、鳴動シテ地震フ、明日、反瀧ノ地陥落シ、白  
土ヲ噴出セリ、

〔承寛禊録〕

延寶六年正月元日、南部大膳大夫領内鹿角郡の内水澤村在  
家の南陽の山の方、元日朝夥數鳴り地震す、二日の七時分、  
秋田境山の近所、南部領そり瀧と云所、新に穴出來、穴廣サ  
竪十七八間、横十五間程にみゆ、そりたきの近所、北山ニツ  
谷へ白土をねりたる様成物厚サ一尺二寸許打つけ申候、是

は右の穴より吹出したること也、水澤よりそり瀧へ一里程有  
之と也、

八月十七日乙酉、江戸地震稍強シ、

〔堯恕法親王記〕

延寶六年八月廿四日、傳聞、去十七日夜、江戸大地震云々、

〔御徒方萬年記〕

延寶六年八月十七日、地震ニ付、上野御宮御佛殿寶樹院様共  
三ヶ所、増上寺御佛殿崇源院様御廟共三ヶ所破損仕候哉と、  
御使加番所方御徒之衆二人宛、兩所ハ見分ニ、惣十郎申渡  
遣、則見分之趣、彦坂源兵衛迄申上候、

〔慶延略記〕

延寶六年八月十七日、夜五時地震、三十年以來大地震、雨降、  
大小名登城、

〔萬天日録〕

延寶六年八月十七日、江府甚々地震、

天和元年八月二日壬午、江戸地震フ、

〔常憲院實紀〕

天和元年八月二日地震あり、四品以上、使もて御けしきを伺  
ふ、日

〔甘露菰〕

延寶六年 天和元年、二年、三年

延寶九年酉八月二日、

一地震ニ就テ、爲伺御機嫌、三家ノ御方并四品以上ノ面々ヨ  
リ使者上ル、

同二年一月二日辛亥、京都地震フ、

〔百弋録〕

天和二年正月二日、地震、

〔續史愚抄〕

天和二年正月二日辛亥、地動、水貞、御記

十月十三日丁亥、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

十月十三日丁亥、地震、番衆、所記

同三年四月五日丁丑、下野國日光山近傍、地強ク

震フ、

〔續史愚抄〕

天和三年四月五日丁丑、下野日光山邊大地震、皇年代私記、年代略記

〔憲廟實錄〕

天和三年四月五日、日光山地震甚シ、

〔常憲院實紀〕

天和三年四月五日、日光山大に地震す、日記、慶、廟實錄

〔皇年代私記〕

天和三年、日光山大地震、

〔近世東西略史〕

天和三年四月五日、野州日光山大地震、

五月十七日戊午、日光山地震フ、明日又震フ、

〔萬天日錄〕

天和三年五月廿二日、去十七日、日光山地震ニ付、從御三人

方使者被差上之、

同斷ニ付、高家衆御請衆御役人ノ面々、爲伺御機嫌登城、

〔憲廟實錄〕

五月十七日、日光山地震、

〔常憲院實紀〕

五月十九日、この十七日、日光山地震の聞えあれば、かの地

の目付有馬宮内則政に、御宮堂社巡見すへき旨命せらる、肥

〔萬年記〕

天和三年五月十七日、日光、甚地震、

十八日、日光、地震、

同月二十四日乙丑、日光山地震強ク震ヒ、東照宮奥

院九輪塔、及び拜殿、本坊等傾損シ、石壁多ク崩

レタリ、是日、江戸モ亦震ヘリ、

〔萬天日錄〕

五月廿五日、日光山、昨廿四日午ノ刻大地震、然共御宮御堂

は無別條、御宮奥院御寶塔相傾、同所御拜殿傾、此外矢來石

垣等、大方崩申候由、駒井次郎左衛門注進之、依之爲見分堀

田對馬守被遣之、則御暇、今晚出足之由、

右地震ニ付、御三人方、甲府殿、並諸大名登城、被謁老中退

去、

右同斷ニ付、番頭物頭役人登城、

〔憲廟實錄〕

五月廿三日、辰刻日光山地震、

廿四日、日光山大地震、寶塔並ニ拜殿傾損シ、石垣等崩壞ス、

廿五日、堀田對馬守正英、御使ヲ奉テ日光山ニ赴ク、

〔常憲院實紀〕

五月廿四日、日光山六十餘度地震あり、御宮奥院本地堂九

輪塔、其外石垣石燈等、ことごとく傾壞するよし注進あり、

由て使番保田甚兵衛宗郷を急につかはさる、雁の間詰まう

のほりて、御けしきうかどひ、家門並に四品以上は使奉る、

別本萬年

肥日記

二十五日、昨日また日光山大地震百二十餘度に及び、寶塔傾

頽のよし注進あり、よて少老堀田對馬守正英を急につかは

右三人ハ御宮並本坊

役高七萬石

同 五萬石

右二人ハ御佛殿、並大師堂、

〔萬年記〕

五月廿四日、巳刻甚地震、

廿五日、從日光注進云、昨廿四日自卯刻至午刻、大地震及百

廿餘度、然而大權現之宮宇無恙、奥院御寶塔破壞、石垣矢來

等大半崩云々、堀田對馬守赴日光山、今夕發

〔丹羽家譜〕長次

天和三年癸亥四月二十日、大猷殿三十三回忌ニ丁リ、將軍東叡

山ニ詣ス、命ヲ承ケ東帶シテ豫參ス、五月飯邑ス、使者本山

安英ヲ以テ謝ス、同十七日、廿三日、廿四日、日光山大地震、ア

リ、同廿八日使者味岡道壽紫右衛門ヲ馳セテ候問ス、閏五月廿七

日日光山宮殿助築ノ命ヲ承ク、眞田信房、伊豆内藤義規、左京

戸澤忠義、能登津輕信政、越中之レヲ同役ス、我家臣江口正倫

之レガ監督タリ、種橋重章進之レニ副タリ、岡田貞房、衛兵

土屋有房、越右衛門武谷重則、五郎之レニ屬ス、七月五日、法令書ヲ

下附ス、左ノ如シ、

條々、〇以下法令

書ハ略ス、

さる、また群臣まうのぼり、老臣に請じ御けしきを伺ふ、別本

〔承寬禊錄〕

天和三年五月廿四日、日光大地震、十七日方日々度々地震、

雨降大雷、同廿四日別而強地震、御寶塔九輪塔、石垣矢來大

形崩れ申候、御堂は別條無之、江戸表も廿四日は強き地震に

て、御城内御築屋廿日許崩れ申候、

〔甘露菴〕

天和三年五月廿三日、去十七日、日光山地震ニ付、御三人方

ヨリ使者被差上之、高家諸衆御役人等ハ、爲伺御機嫌登城、

同廿五日、日光山、昨廿四日午之刻大地震、然共御宮御堂ハ

無別條、御宮奥院御堂堀相傾、同所御拜殿、此外矢來石垣等

大分傾申候、駒井次郎左衛門注進之、依之爲見分堀田對馬守

被遣之、御暇、今晚出足ノ由、

大地震ニ付テ、御三人方甲府殿並諸大名登城、謁老中退去、

番頭物頭役人登城、

閏五月廿七日、日光御修覆被仰付之、以奉書相達之、

役高七萬石

同 五萬石

同 三萬石

丹羽若狹守

内藤左京亮

津輕越中守

號六十四第告報會查調防豫災震

七月十日、使者丹羽重之助ヲ以テ謝ス、八月、日光山ヲ巡見セント欲シテ、二本松ヲ發シ、同廿九日、野州野野ニ投宿ス、翌曉、寅牌近傍大地震アリ、即チ單騎同所ヲ發シ、太田原ニ到ル、時ニ日光山新築復々破壊スルノ報ヲ得タリ、先ヅ使者大谷信三十郎ヲ日光山ニ、鈴木某九郎右衛門ヲ江城ニ馳セテ候問ス、翌日九月登山シ、服役ノ臣等ヲ戒嚴ス、同七日、二本松ニ飯ル、十一月三日、再ビ登山監營ス、同七日、正遷宮式アリ、士卒ヲ帥ヒテ、石華表ノ左右ヲ警衛ス、同九日、與院ニ於テ大法令ヲ執行ス、長次謹拜シ、太刀馬代黃金ヲ供ス、本日、公役從事ノ陪臣、特命ヲ蒙リ、神廟ヲ拜スルモノ、則チ我臣江口正倫、内藤義規ノ臣近藤某、德兵津輕信政ノ臣津輕某並ナリ、翌日、使者星實陳兵衛ヲ江城ニ馳セテ、遷宮ヲ賀ス、同十二日、長次飯邑ス、抑長次今回助築スル所ノ寶塔ハ、寛永十八年六月、父光重命ニ應ジテ建築スル所ナリ、今茲五月、大地震アリ、爲メニ破壊ス、是ニ於テ青銅ノ寶塔ヲ改鑄ス、即チ一品守全法親王、其寶塔ニ記ス、其文ニ曰ク、

是歲夏秋之間、東關地大地震、野之下州日光山東照宮石寶塔差傾矣、玄孫征夷大將軍內大臣源朝臣綱吉公謂曰、有震裂之憂、以金銅鑄之、則永年而寶塔不壞、靈光無窮、是先世大猷院殿之遺志也、故命侍臣造替之、奉安置神體、實是厚

繼前志、而顯孝道者也、仰冀、廟塔長久、與天地齊焉、

天和三年次癸亥冬十一月六日  
〔佐渡志略〕

天和三癸亥年五月十七日、廿三日、廿七日、日光山地震せし趣、閏五月朔日、江戸表方申來る、

〔寛政重修諸家譜〕  
堀田正英、天和三年五月二十五日、さきに日光山地震せるにより、仰をうけて、かの地にいたり、宮殿臺塔を監す、このとき御料の御羽織をたまふ、保田宗郷、天和三年五月二十四日、昨日地震せるにより、仰をうけたまはりて、日光山にいたる、

〔萬天日記〕  
五月廿九日、松平備前守、保田甚兵衛、山下五郎右衛門、右被爲召之、日光被損に付、奉行被仰付之旨、於御前被仰出之、  
閏五月三日、御大工頭鈴木長兵衛事、日光山へ爲見分可被遣之旨、被仰付之、四日、日光山へ爲見分可被遣之旨、

大工棟梁 嶋 飛 卵  
御被官大工 内山清左衛門

右二人ニ被仰付之、  
六日、松平備前守、保田甚兵衛、山下五郎右衛門、右明日日光へ發足之由、  
廿一日、松平備前守、保田甚兵衛、山下五郎右衛門兩三人、右日光ヨリ歸登城、廿七日、日光山御修覆被仰付之、  
以奉被仰付之

役高七萬石 丹羽若狭守 内藤左京亮  
同 五萬石

號六十四第告報會查調防豫災震

同 三萬石 津輕越中守  
右三人ハ御宮井本坊、同以奉被仰付之、  
役高七萬石 眞田伊豆守 戸澤能登守  
同 五萬石 右二人ハ御佛殿并大師堂、右者中被傳之、

〔常陸院實記〕  
閏五月六日、發者松平備前守正信、使番保田甚兵衛宗郷、山下五郎右衛門昌勝、日光山地震の修理奉行命ぜられ、暇給ふ、  
廿七日、日光山修理之助役命ぜらる、本坊は丹羽若狭守長次、内藤左京亮義泰、津輕越中守信政、佛殿大師堂は眞田伊豆守幸道、戸澤能登守正誠なり、  
六月十二日、日光山修理の間、千人頭二隊づつ火番仕ふまつらしむべしと、給奉行に命ぜらる、  
九月一日己巳、日光山又強ク震ヒ、石壁等損シ、岩代國境ノ三依川五十里村ノ地、崩レテ川ヲ塞ギ、貴奴川、稻荷川、水涸レタリ、

〔萬天日記〕  
九月二日ニ、日光山一昨夜寅後刻ニ昨夜、地震甚之由注進、依之爲見分朽木和泉守則可被遣之旨被仰渡之、  
同日ニ朽木和泉守日光へ被遣付テ、御召之御羽織被下之、  
〔丹羽家譜〕  
閏五月廿七日、日光山宮殿助築ノ命ヲ承ク、  
○中 八月、日光

山ヲ巡見セント欲シテ二本松ヲ發シ、同廿九日、野州野野ニ投宿ス、翌曉、寅牌近傍大地震アリ、即チ單騎同所ヲ發シ、太田原ニ到ル、時ニ日光山新築復々破壊スルノ報ヲ得タリ、

○全文ハ五月廿四日ノ地震ノ條ニ出セリ、  
〔續史愚抄〕  
九月二日庚午、昨今、下野日光山地大地震云、  
〔慶安元祿間記〕  
天和三年九月十三日、去月廿九日之夜大地震之節、奥州會津保科肥後守殿御預リ知、三依川五十里村高百廿石之場、西方ハ日光御神領高原時五十里村之川迄崩懸リ、五十里村水溜出來申候由、右崩懸リ高二丈四五尺、ネハリ四百五六十間有之由、

〔甘露菴〕  
貞享元年九月朔日、卯刻日光大地震、石垣矢來堂塔破壊、佛像破裂、山崩谷埋、貴奴川稻荷川、水爲之不流、

〔萬年記〕  
貞享元年九月朔日、卯刻日光大地震、石垣矢來堂塔破壊、佛像破裂多、山崩埋谷、貴奴川、稻荷川、水不得流云々、  
○甘露菴萬年記ノ二書、貞享元年ニ係ルハ誤レリ、  
貞享元年二月二十四日庚申、京都地震フ、

(百式録)  
貞享元年二月廿四日、未刻地震、  
同月十六日壬子、伊豆國大島三原山、火ヲ噴キ、  
土石崩レテ海ニ入ル、其近傍震動シテ止マズ、延  
テ是月二十七日ニ及ベリ、

(甘露叢)

貞享元年三月十日、伊豆國大島山、自先月十六日至同廿七日  
燒事夥、土石崩、悉入海中、乍屢焦俄爲長八十餘町之山、燃崩  
聲如雷、彼島之民家震動、器財破壞云々、

(近世東西略史)

貞享元年二月十六日ヨリ、伊豆國大島燒、其響大雷ノ如シ、  
山中ヨリ峯ニ燒上リ、燒砂海中ニ押流シテ山ニ成レリ、二十  
一日ニ至テ漸ク燒止、

(常憲院實記)

貞享元年二月十六日ヨリ、廿七日まで、伊豆大島の山燒じ  
が、その焦土海に流出で、水面七八町ほど、やまのごとくな  
れり、このひびきにより、島中民屋の器財、ことごとく壞損  
せしよし、注進あり、東西略史、  
國史、

(慶安元祿間記)

貞享元年三月八日、豆州大島之山、去月十六日より燒出、同

廿七日迄火留り不申、燒候様子は、山中より峯へやけ上り、  
蠟のごとく海へ燒流れ、燒土かたまり候所、長さ七八十町程  
山に成り、横ハ四五町、又は二三町有之由、右燒崩候ひびき  
にて、大島の在家鍋釜などわれ申候由、御代官

(伊豆海島風土記)

大島ハ伊豆國加茂郡下田濱ヨリ外辰ノ間ニ當リ、海上隔タルヲ十八里、同國  
河南ハ七里ホド、江戸ヨリハ午未ノ間ニアタリテ、海上四十六里餘アレド、  
フネニ島行船カヨロ、交易ノヲ安シ、島ノ地程ハ東西二里半、南北ハ八五里餘  
マカガリ、高山モアレド、ナベテ岨シカラズ、濱邊ハタヘズ濱ノ打洗フニエ、  
岩石アラハレ出デ、荒磯多シ、  
此島タビビク山ノ燒ルヲアリ、今モタビビク煙立、雨夜杯ニハ燃出スニエ、尋  
ネ行テ見ルニ、三原トイヘル山ノ頂キ、燒割テ、夫ヨリケムリ吹立、折々燒出  
ルナリ、此外ゴミ澤中濁赤澤トテ深キ谷ナリシガ、三谷共燒埋リ、海へモ燒  
出、ムカシノ燒盛タル頃ノヤウス年歴ヲモ尋テ聞シニ、詳ナル書物ナドモ見  
ヘザレド、貞享元年ニ燒出、又天和四年ヨリ、貞享元年ニ燒出、貞享三年マデ燒  
ワタル、  
○天和四年ハ即元祿三年マデ燒  
ワタル、  
○下

(南方海島志)

大島、八丈、三宅、上津、青島等、古ヨリ皆山燃有シト云、サレド記録ナケレバ、  
其年代記シガタシ、其燒候ナル時ハ、大ニヤケ廣マル、或ハ三五、或七八年、  
或十餘年、其火ノ初テ發スル處、後ニハ大ナル洞ト爲リ、深サ不可測、大島三  
宅青島ハ、至平今ヤケテ不止ザレド、後ハ洞中バカリヤケルナリ、土人コレヲ  
ミホドト云フ、ミハ御、ホハ火、  
青島志云、大島、三宅、上津、青島、  
此等諸島、皆山燃有シ、  
トハ、モトノ上略ニテ原ノ産  
也、故ニ今ノ洞ヲ火原洞ト云、即チ所謂火井也、海東諸國記ニ豆州ニ火井一  
所ヲ載ス、豈此等ヲ傳聞シタルヤ、

五月十七日壬午、京都地震フ、

(百式録)  
五月十七日、從未刻地震、  
七月二日丙寅、京都地震フ

(百式録)

七月二日、巳刻地震、

八月十八日壬子、京部地震フ、

(百式録)

八月十八日、申刻地震、

十月十五日丁未、京都地震フ、

(百式録)

十月十五日、未下刻地震、

同二年九月十日丁卯、周防、長門兩國、地震強シ、

(甘露叢)

貞享二年九月廿一日、去ル十日午刻、松平長門守領分大地  
震、酒籠ニリコボシ、屋根瓦コトゴトク落テ、道路モ泥涌出ト  
云々、

同月十一日戊辰、京都地震フ、

(百式録)

九月十一日、申未刻地震、良大也、

十月二十六日癸丑、江戸地震稍強シ、

(甘露叢)

十月廿六日、今朝地震ニ付、爲伺御機嫌、御家門並四品以上  
大名、使者差上ル、

(憲廟實錄)

貞享二年十月廿六日、寅ノ下刻ヨリ卯ノ下刻迄地震、

(常憲院實記)

貞享二年十月廿六日寅卯兩刻の間、大地震に由て家門並四  
品以上使もて御けしきうかよはる、  
記、

(百式録)

貞享二年十月廿六日、關東表地震、近年希有強震動、

十二月二十一日丁未、江戸地震フ、

(常憲院實記)

十二月廿一日地震す、  
記、

同三年五月二十四日丁未、江戸地震フ、

(貞享日記)

貞享三年五月廿四日、陰、午刻地震、

(常憲院實記)

貞享三年五月廿四日、大に地震するをもて、家門使して御け  
しきうかよはる、  
記、

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

八月十六日戊辰、遠江、三河兩國、地強ク震ヒ、荒井驛家、及ビ田原城樓櫓等頽損セリ、是日、京都モ震ヘリ、

(百式錄)

貞享三年八月十六日、辰刻地震、

(貞享三年記)

八月十六日、晴、巳刻地震、

(甘露菴)

貞享三年八月廿三日、遠州荒井去ル、十六日、強地震ニテ、御關所御番所町家等、少々破損仕、死人モ有之云々、

三州田原、同日強地震ニテ、城中矢倉破損、土屋敷町屋等モ破損、死人モ有之云々、

九月五日丙戌、京都地震フ、

(百式錄)

九月五日、寅刻地震、

同月二十二日癸卯、京都地震フ、

(百式錄)

廿二日、辰刻地震、

同四年九月二十五日庚子、江戸地震フ、

(常憲院實紀)

貞享四年九月廿五日、大ニ地震す、日

廿六日、前夜の地震により、徒士して紅葉山並東叡三縁兩山につかはされ、そのさまをみせらる、同じ事により、家門使もて御けしきうかぶはる、日

元祿元年二月二十日癸亥、京都地震稍強シ、

(堯恕法親王日記)

元祿元年二月廿日、戌刻地震、近年ニ不覺地震也、御所方等御見舞ニ使者進上畢、

(續史愚抄)

元祿元年二月廿日癸亥、地震大動、水貞卿記、雜筆記

五月二十七日戊戌、京都地震フ、

(百式錄)

元祿元年五月廿七日、未下刻雨下、入夜酉刻地震、

十一月二日辛未、京都地震フ、

(百式錄)

十一月二日、丑刻地震、

同月七日丙子、京都地震フ、

(輝光卿記)

同四年九月二十五日庚子、江戸地震フ、

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

元祿元年十一月七日、今曉丑刻計地震、

(續史愚抄)

十一月七日丙子、地動、輝光卿記

同月十三日壬午、京都地震フ、

(輝光卿記)

十三日、今曉丑刻計地震、

(百式錄)

十一月十二日、丑刻地震、驚夢云、

(續史愚抄)

十三日壬午、地震、輝光卿記

同二年三月二十八日乙丑、京都地震、震フ、

(百式錄)

元祿二年三月廿八日、雨下、午後雨止、申刻又一過、戌刻地震良強、少時又震、亥刻又震、

(輝光卿記)

元祿二年三月廿八日、戌刻地震兩三度ユル、

(堯恕法親王日記)

元祿二年三月廿八日、戌上刻地震、近年の地震也、仍而御所方親御機嫌のため、使者進上、

(續史愚抄)

元祿元年、二年、三年、四年

(常憲院實紀)

貞享四年九月廿五日、大ニ地震す、日

廿六日、前夜の地震により、徒士して紅葉山並東叡三縁兩山につかはされ、そのさまをみせらる、同じ事により、家門使もて御けしきうかぶはる、日

元祿元年二月二十日癸亥、京都地震稍強シ、

(堯恕法親王日記)

元祿元年二月廿日、戌刻地震、近年ニ不覺地震也、御所方等御見舞ニ使者進上畢、

(續史愚抄)

元祿元年二月廿日癸亥、地震大動、水貞卿記、雜筆記

五月二十七日戊戌、京都地震フ、

(百式錄)

元祿元年五月廿七日、未下刻雨下、入夜酉刻地震、

十一月二日辛未、京都地震フ、

(百式錄)

十一月二日、丑刻地震、

同月七日丙子、京都地震フ、

(輝光卿記)

同四年九月二十五日庚子、江戸地震フ、

元祿二年三月廿八日乙丑、地動、兩度、近年、兼爲地震、被設云、主上暫渡御假閑、

此日、本院幸新院御所、有猿樂御覽云、其原卿記、輝光卿記、雜筆記、水貞卿記

六月十日乙亥、京都地震フ、

(續史愚抄)

六月十日乙亥、地動、基基、輝光卿記

同三年一月七日己亥、京都地震稍強シ、

(輝光卿記)

元祿三年正月七日、晴、申刻大地震、早速靜、

(百式錄)

元祿三年正月七日、申刻地震、旋驚人、

(堯恕法親王日記)

元祿三年正月七日、申刻計地震、

(續史愚抄)

元祿三年正月七日、地震大動、公卿補注記、基基卿記、水貞卿記、輝光卿記

同四年五月、肥後國阿蘇山、鳴動シ、黑煙齏蒸シ

テ、近傍闇夜ノ如シ、

(渡邊玄察日記)

元祿四かこのひつじのとし、此年あそのけぶり、前代未聞

にあれさせられ候、五月日、あそ中やみとなり、ひるたひま

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

つをともす、

同五年四月十六日癸巳、京都地震フ、

〔基景卿記〕

元祿五年卯月十六日、雨、寅下刻地震、

同六年一月二十一日乙丑、京都地震フ、

〔百式錄〕

元祿六年正月廿一日、未下刻地震、差驚人云、

〔續史愚抄〕

元祿六年正月廿一日乙丑、地動、

同七年三月、常陸國水戸、地強ク震フ、

〔温故年表〕

元祿七年甲三月、常州水戸、大地震アリ、

五月二十七日甲子、羽後國能代、地大ニ震ヒ、人

畜死傷夥シ、

〔堯想法親王日記〕

元祿七年閏五月、傳聞、去月廿七日ヨリ出羽國秋田莊大地

震、人馬多死云々、

〔元祿錄〕

元祿七年閏五月八日、去五月廿七日、佐竹右京大夫領分出羽

秋田郡地震、死人馬、並在家二千五百間餘崩候由、居城並侍  
屋敷者、別條無之由注進、

〔甘露叢〕

元祿七年閏五月六日、佐竹右京大夫領内能代、先月廿七日大  
地震、卯ノ下刻ヨリ也、能代ニテ家數千軒程崩、出火モ有之、  
久保田越中并土尾布神社破損ス、去廿八日城下發足ノ飛脚、  
五日午ノ刻到着ス、遠方ノ處、未城下ヘハ注進無之、先注進  
ノ分、

一死人男女三百九十四人、

右野代、森岡、駒方、檜山四箇所、其外近邊所々ニテ、

一怪我人男女百九十八人、

右同處近邊ニテ、

一死馬三十疋、

一家二千五百七十九軒ノ内、

千二百七十三軒

崩家、

八百五十九軒

崩燒家、

四百四十七軒

破損家、

一土藏百九十五軒ノ内、

四十四軒

崩、

百三十六軒

崩燒、

にいたり地震す、日記、寺傳、

〔基景卿記〕

元祿九年六月廿日、晴、後聞武州江戸、十九、廿、廿一日大地  
震、又廿日雷鳴夥敷云々、破損以外云々、

〔武江年表〕

元祿九年六月十九日、大地震、

同月二十一日乙巳、是夜、江戸地震強シ、

〔人見私記續編〕

元祿九年六月廿一日、夜中度々地震、老中共其外モ登城、且  
又評定、此日三九ニ御成、

〔常憲院實記〕

六月廿一日、この夜大地震により、宿老方まうのぼる、日記、

〔師英朝臣記〕

元祿九年六月十一日乙未、陰入夜晴、後聞、此間連日江戸地  
震云々、然而今日猶以大地震之由風聞、

○本書、十一日ニ係ケシハ誤聞ナラン、是月十九日條、基景卿記ヲ參照スベシ、

八月二十一日乙巳、京都地震フ、

〔基景卿記〕

八月廿一日、雨下、朝間雷鳴三四聲、當年之迅雷也、後聞、今  
日陣義刻、○多田社ニ正一迅雷、使發遣日、地震、使參社讀宣命

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

十五軒

破損、

一米穀一萬八千三百二十石餘、野代ニテ燒失ス、

内

五百九十四石餘、○品目、缺

三百八十八石餘、

二十石餘、

〔慶安元祿間記〕

元祿七年閏五月十四日、佐竹右京大夫殿領内、羽州秋田領野  
代、森岡、檜山、駒形、飛根近邊在々所々、四十二箇村、五月廿  
七日卯之刻々同廿八日迄大地震、二千五百七十三軒崩、八百  
五十九軒崩燒失、四百四十七軒破損、土藏百九十五軒崩、米  
穀一萬八千三百二十石餘燒失、其外居城侍屋敷町家等、及破損  
候由、

同八年四月、肥後國地震強シ、

〔渡邊玄察日記〕

元祿八きとのいとし、此年の四月、大地しん、

同九年六月十九日癸卯、江戸地震フ、明日又震

フ、

〔常憲院實記〕

元祿九年六月十九日、この程連夜淫雨、今夜より廿一日の夜

復坐之時、社内鳴動云々、不知吉凶、可敬信事也、  
同十年十月七日甲寅、江戸地震ヲ、

〔基景卿記〕

元祿十年十月廿二日、晴、有風、松平大和守家來設樂清兵衛  
來、○中略去七日、江戸地震以外由、諸大名等登城之由也、彼是  
騒動云々、

同月十二日己未、相摸、武藏兩國、地強ク震ヒ、鎌  
倉鶴岡八幡宮ノ堂社、華表、及ビ民家傾倒シ、江  
戸城平川口梅林坂、多門ノ石壁モ崩レタリ、

〔元祿錄〕

元祿十年十月十四日、去ル、十二日相州地震、鶴ヶ岡八幡鳥居  
倒、鎌倉邊民家潰家候山、

〔承寬禪錄〕

元祿十一年、強地震、平川口梅林坂御多門石垣崩、

〔御徒方萬年記〕

元祿十年十月十二日、午後刻強地震、爲何御機嫌、甲府殿御  
三家諸役人登城、

紅葉山 上野 増上寺に御使出、

十四日、先頃地震に付、日光山に被遣候近藤平八郎歸府、日  
○使番○重興

光御山地震不仕候、爲御褒美時服二ツ被下之、○人見私記

〔甘露齋〕

元祿十年十月十三日、昨日地震ニ付、日光へ爲上使近藤平八  
郎被仰付、昨夜中發足、

去十二日ノ地震ニ付、諸方ヨリ注進、就中鎌倉彫敷地震、堂  
社破損ノ旨注進有之ニ付、爲見分御徒目付山縣與左衛門、石  
黒久右衛門兩人被仰付、今夜亥ノ刻計御城ヨリ直出足ス、  
同十一年一月四日庚辰、京都地震ヲ、

〔基景卿記〕

元祿十一年正月四日庚辰、微雨之後晴、有風、戌刻地震、

同十二年六月、肥前國諫早、山嘯ノ害ヲ被リ、人家  
多ク損ズ、肥後國益城、無田モ其災害ヲ被レリ、

〔渡邊玄察日記〕

元祿十二己卯、此年之六月、肥前いさはや、山鹽にてことく  
〔嵐之〕く、町尤侍小路破損、高瀬河尻高橋宇土へ破損入船諸道具な  
がれ來候を、從公儀被成御改め、本國へ被遣候、  
同時分、益城、無田悉破損、野稻を御藏納より無田に從公儀  
被御取遣候而、代銀無田在々より相拂申候、

九月一日丙寅、紀伊國田邊、地強ク震フ、

〔田邊町役場記録〕

元祿十二己卯年九月朔日、寅中刻大地震、

同十六年十一月二十二日甲子、丑刻、武藏、相摸、  
安房、上總諸國、地大ニ震ヒ就中、江戸、小田原被  
害最モ甚シ、續テ海嘯暴溢シ、相摸ノ小田原、鎌  
倉ノ沿海、安房ノ長狹、朝夷兩郡、上總ノ夷隅郡  
等、其災ヲ被レリ、餘震、年ヲ越エテ止マズ、

〔元祿年錄〕

元祿十六年十一月廿三日、昨夜丑刻大地震、御城中所々石  
垣、御櫓御多門等崩破、其外江戸中大小名之家作、並町屋民  
家轉倒夥敷也、其上相州小田原、城中城外人家潰失、火燃出、  
人多損亡、安房上總潮漲、海民悉漂流、死亡者不可勝計、慶安  
二己丑年武州大地震有之以後者、今度初テ也、

廿五日、

今度地震ニ付而、紀伊殿御守殿御破損ニ付、鶴姫様當分西丸  
大奥へ御移被成候ニ付、御側兼青山伊賀守、大久保長門守、  
御留守居松平主計頭相詰、今日午後刻被爲入、御先へ加藤越  
中守、且又西丸へ御留守居近藤備中守、御留守居番遠山權左  
衛門一人、御廣敷之頭一人、御留守居番、御目付、御廣敷番頭

- 一人ヅ、替々晝夜共相詰、御廣敷添番、御徒目付、奥火  
之番、御小人目付等、相應ニ人數定之、何モ晝夜共ニ相勤  
候様、加藤越中守昨日申渡シ、
- 一御使番松田善右衛門、右同斷ニ付、日光江急御使被仰付、  
時服二被下之、
- 一佐野與八郎、右同斷ニ付、火付改被仰付之、
- 一火之元儀、彌入念候様ニト上意之趣、肴合之面々へ、老中  
若年寄列坐、申渡之、
- 一此度地震ニ付而、自分罷在候家、潰候面々へ、類火ニテ休  
候日數半分、休可申候、本多伯耆守申渡之、
- 一今度地震ニ而、破壊之所々、修復之義、駈奉行阿部與後守、  
秋元但馬守、並右御用掛井上大和守、稻垣對馬守被仰付  
之、
- 一右同斷ニ付、所々御破損奉行、

- 御作事奉行 松平傳兵衛
- 大島伊勢守
- 御普請奉行 甲斐庄喜右衛門
- 水野權十郎



號六十四第告報會查調防豫災震

甲

小普請奉行  
布施長門守

小普請方  
遠山善次郎  
永田半介  
竹田藤右衛門  
竹村權左衛門

右者御城廻御修復御用被仰付旨、小笠原佐渡守申渡之、  
小普請奉行  
間宮所左衛門

小普請方  
福王市左衛門  
坂部惣左衛門  
伊藤新右衛門

右は御宮御佛殿御修復御用被仰付旨、老中申渡之、  
日光方飛脚、去廿二日夜地震、御宮御堂、御別條無之候由、  
駿府方飛脚、是又地震久能御宮御城内外、替儀無之ニ付、  
廿七日、  
今度大地震爲大變之儀間、於諸神社、天下之御祈禱可申付之  
旨、被仰出條、可致修行由申渡、

所々如左、  
太神宮、山田奉行へ奉書、  
京都二十一社、此外大社大寺、所司代へ奉書、  
山王、神田明神、鶴岡八幡、箱根權現、伊豆權現、二島大明  
神、鹿島大明神、香取明神、富士、此外大社大寺、  
右ハ寺社奉行へ達、  
廿八日、  
在所  
御暇  
大久保隱岐守  
右者居城小田原地震火事大破、其上關所も有之に付、御暇、  
御城廻石垣御普請御手傳被仰付候面々、於御白書院、  
西丸下櫻田半藏御門迄  
松平大膳大夫  
大手下乘橋中ノ御門御玄關前  
藤堂大學頭  
和田倉馬場先内櫻田日比谷御前  
立花飛彈守  
上梅林坂下平川口北刻橋  
丹羽五郎三郎  
數寄屋橋鍛冶橋吳服橋御門  
稻葉能登守  
一ツ橋雉子橋  
加藤遠江守  
常盤橋神田橋  
戸澤上總介  
右之通、御手傳被仰付旨、小笠原佐渡守申渡之、  
廿九日、  
地震ニ付、御城廻御修復御手傳被仰付、依之兩御番より假役

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

御普請奉行被仰付面々、

御小性組伊澤吉兵衛組  
仁賀保内記

御小性組秋田淡路守組  
服部久右衛門  
松平石見守組  
桑山源七郎

御書院酒井壹岐守組  
大園市十郎

御小性松平源藏組  
渡邊内記

同 永井備前守組  
土屋長三郎

同 小田切土佐守組  
大橋與惣右衛門

御書院板倉筑後守組  
松平傳左衛門

同 同人組  
岡田新八郎

御書院三枝攝津守組

朝倉外記  
御小性北條右近大夫組  
成瀬吉右衛門

同  
根來平左衛門  
御書院松平式部少輔組  
水野甚五左衛門

松平近江守組  
大久保甚右衛門

此一人缺

右之通被仰付之、御手傳大名一人に奉行二人宛、  
〔基瀬公記〕  
元祿十六年十一月廿三日乙丑、天快晴風靜、曉寅刻地震、雖  
非甚良久、後聞、道二丁餘許歩間云々、吉凶如何云々、  
廿八日庚午、天晴、  
從江戸甲府内飛札到來、去廿三日、曉丑刻、大地震、從丑刻及卯  
刻云々、所々破損、但上下無恙之旨也、驚入もの也、不取敢遣  
飛札了、  
廿九日辛未、天晴陰、時々雨下、  
從甲府書狀、同姫君有書狀、大地震之處、各々無事之由也、安  
心々々、但甲府居所、過半崩、大概大分破損、諸大名家々同篇

元祿十六年

二八四

云々、人多死云々、八十年以來、未曾有地震云々、可恐々々、十二月小一日壬申、天陰、時々見日影、又雨下、谷村慶柳來、昨日上京云々、政廳下向之時、相具醫師也。去月十八日發江戸、大風云々、廿三日大地震時、在金屋宿、凡關ヨリ東、大地震山崩、關此方、如京都云々、小田原宿、城等一字不殘、地震後出火悉燒、人馬盡數人馬死云々、荒井人馬悉死、泊舟盡數破損、或又逐電云々、可恐々々、

十七年正月九日、從江戸姫君有文、地震火事等之事、委細書付到來、更以驚入者也、取要令記之、日本開後、未曾有大變大死、言語同斷、此誰聽哉、嗚呼々々、

元祿十六未年十一月廿二日夜大地震、並同月十八日、廿九日大火之書付、○此火災ハ地震ニ關、係ナキヲ以テ録セズ、

一同廿二日夜、丑之刻大地震にて、御城並大名屋鋪小屋敷町屋まで、所々おびたゞしく破損有之、御城内之儀者、委相知不申候、下御勘定部屋より喰違御門迄不殘つぶれ、三之丸御土藏、其外所々ゆりつぶし、おびたゞしき御破損にて、あやまち死人なども御座候山、取沙汰有之候、地震にて潰破損有之候所々、大御留守居與力番所、二之丸銅御門、かぶき番所、紅葉山下かぶき番所、内櫻田御門番所、大手腰掛、一橋御眷屋、和田倉御門、馬場先御門、鍛冶橋御

門、數寄屋橋御門、山下御門、雉子橋御門、小石川御門、牛込御門、市ヶ谷御門、半藏御門、赤坂御門、四谷御門、田安御門、竹橋御門、吹上御門、内竹橋口、北之丸口、清水御門、一ツ橋御門、神田御門、平川口御門、筋違橋御門、淺草橋御門、常盤橋御門、吳服橋御門、外櫻田御門、西九下御庭、虎之御門、幸橋御門、日比谷御門、

右之所々破損ゆりつぶし、死人あやまちも大勢有之由、取沙汰いたし候、其外御曲輪まわり、石垣ゆりくづし所々、御多門破損、堀大形倒申候、

一右同日同刻、相州小田原大地震にて、城並城下侍やしき町屋等、過半ゆりつぶし、城内ならびに十二ヶ所より出火、小田原中のこらす焼失、其うへ大波にておびたゞしく死人これあるよし、箱根山くすれ、往來も飛脚ばかり、やうやう通り申體にて候故、荷物の通路これなきよし、

一同同日同刻、相州鎌倉大地震にて、山の内離山より建長寺まで、在家のこらすつぶれ、圓覺寺、東慶寺、明月院、淨智寺、建長寺、大半破損、山々所々五丈づゝくづれ候、雪の下八幡石のきざはし、櫻門より下まで半分破損、社堂のこらす石ぐちゆりちがひ、山くづれ、民屋十分一はそんにおよび候、金澤朝比奈切通、往來もたへ候、金澤も大半そんじ候、

元祿十六年

二八五

由井の濱大島井破損、二の島井まで津波入申候、あら井圓應寺るんま堂大破いたし候、光明寺津波入、山々ゆりくづし、破損いたし候、こつ村切ををし破損、民屋のこらす津波にさられ候、江の島辨才天、岩穴は何事なし、山々所々くだけ、つ波入候、片瀬、在家のこらす破損、津なみにさられ候、

一同同日同刻、房州大地震にて、九十九里のはままで津波きたり、おびたゞしく死人有之由、

一右廿二日大地震以後、晝夜度々餘程づゝの地震、いまだ相止不申候、これによつて江戸ならびに關東の諸寺諸山、其外諸國の神社、御祈禱被仰付候、右地震火事にて、江戸並近國の死人、只今まで死骸相しれ候分、二十六萬三千七百余人余のよし風聞に御座候、

一廿二日大地震以前より、折々ひかり物、白氣夜半に相見へ申候所に、廿二日の夜、月之色かわり、ひかり物相見へ、星ながれ候事繁く、其以後毎夜東西雲なくして、稻光のごとくひかり有之候、右之いなびかりのごとくに光候事、大地震より廿日ばかりの中にてやみ申候、ひかりものならびに星ながれ候事は、まだ時々有之候、地震の節より潮たかく、しほのさし引不順にこれあり候、只今はしほのさし引

つねのごとくに候へ共、潮はいまだ常に大しほのごとくたかく有之候、

十二月三日甲戌、天晴、右府來、被示條々、

從關東執權中、諸司代々奉書到來、其狀云、今度大地震天下大變之間、廿二社諸大寺等有祈由之事、

明四日、可有内々御遊由、右府申之間、余示云、關東大變之間、御遊等聊可有御遠慮哉、以首尾密ニ可被申上、右府諸關東祈事、賊後之月歟、近年追日民間困窮、其愁飯誰哉、今度大變、當家五代之中、未曾有之事也、嗚呼々々、勿謂々々、

寶永元年七月十二日庚戌、關東先月廿二三日洪水、又大地震云々、變異連續、嗚呼々々、從甲府無便風、如何々々、

十九日丁巳、○此從關東有便書札、盆祝儀物等昨日到來、關東大洪水、道中亦同、仍脚力不及、遅々云々、抑洪水、本庄邊大名屋敷、三尺或四五尺水ノル、人民數多死亡、小屋無數云々、地震毎日四五度、于今不休云々、凡洪水、彼是不及言語體云云、如何々々、政務不法之災之由、人民愁云々、可然々々、莫言莫言、

(基最卿記)

元祿十六年十一月廿二日、後聞、今日武芻江戸大地震、近年無之大動、大名家屋大方破損、或崩損云々、小田原邊津波有

之、地震又夥敷、最中火事出来、城燒込、城川下町屋不貽一字燒込、死人數千人、爲亡所云々、江戸邊以外騷動云々、十二月三日、依關東地震、七社七ヶ寺被修御祈云々、五日、頃中將<sup>○</sup>隆入來、九日御神樂、依關東大變爲禁中御沙汰、被行臨時御神樂由也、<sup>○</sup>九日御神樂、<sup>○</sup>樂略ス、

十七年正月五日、去年關東大地震連續之間、可有改元之旨、從武家被申之間、來二月中旬以前可有之由、傳奏勸修寺大納言、<sup>○</sup>經奉行頃中將親朝臣等被仰出也、三月十三日、天氣快晴、今日改元定也、<sup>○</sup>下略、<sup>○</sup>改元ス、

(月堂見聞集)

元祿十六年十一月廿三日、丑刻江戸大地震飛脚口上、品川海手方南、津波打上、品川方川崎之間、地破申候、六合渡シ、兩脇破レ、泥吹出、川崎宿屋餘程潰、川崎ヨリ金川迄ノ間之家、不殘潰、金川本宿、半分殘リ、新町宿不殘潰申候、藤澤モ同前、藤澤ト平塚ノ間<sup>(馬入)</sup>パンリッ川、大波打、舟渡シ、廿三日朝方廿四日已刻迄舟渡止申候、パンリッ宿、家不殘潰、平塚宿同前、下ノ方家四五軒殘候、大磯、半分餘潰、大磯方小田原迄ノ間、宿一軒モ不殘潰申候、十一月廿二日丑刻出火、小田原御城不殘、夫方町家燒、尤下

ノ方少々殘、大分人死ス、役馬六十疋餘燒死ス、小田原方川端宿畑、此間ハ山ズリ申候、中筋崩、馬カヨヒ無之、尤步行荷物飛脚、漸通リ申候、箱根御番所モ半分崩レ、宿ノ町家大分崩、人死ス、馬百疋余有之處<sup>(ニカ)</sup>ハ七八疋殘ル、箱根方三島迄ノ間、少宛損シ候、三島方登ノ方別條無之、品川方箱根迄、道法廿八里有之候、小田原方半分程坂上リ、法花寺有之、カザマクリト申處迄ノ内、山貫申候、荷馬道無之候、夫方湯元川端迄ノ間、山ヌケ申候故、歩行之者、右ヌケ申候山ヲ、漸々ニツタヒ上リ、夫方畑ノ上榎木大平ノ間、岩コケ落、岩ノ道筋深クホレ、艸木杯ニ取付、漸步行飛脚通リ候、併荷馬駕籠一圓通無之候、江戸中土藏之分不殘崩候、穴藏等砂吹出申候、雉子橋見付崩、番所潰申候、人數無限押ウタレ、敷寄屋橋ノ見附崩、人數四十人程死ス、其外堀廻石垣クエ出崩申候、地十間二十間バカリ破レ、中ヘクエ、所々ノ見附矢倉落申候、靈巖島江戸橋邊迄大浪打、出火ハ宵ヨリ九度有之候、東南方神田方へ遁候者、幾萬人ト申限無之候、此外日光、鎌倉、奥州、所ニヨリテ大小ノチガヒ有之候得とも、東國ノ分ハ皆少々崩候、就中、房州、總州ツナミ打、人家トモニ不殘見へ不申候、松平主殿頭御奉行ニ而死人御改有、

(甘露菴)

元祿十六年十一月廿一日、晴天、丑半刻地震ヨリ星落飛テ曉ニ至ル、辰巳ノ方雷光ノ如ク、折々光有之、

夜丑ノ刻百六七十年来無之程ノ大地震、委曲左記之、或説曰、越後高田地震以來ノ大地震ノ由ナリ、御老中ヲ始メ諸侯早速登城、

地震大ユリハ三度、小ユリハ數ヲ不知、凡一時ノ中ニ三四十度ユリニ及ブ、

地震ノ前ニ地鳴ル事、雷ノ如シ、

御城廻所々御破損、並大名屋敷等破損之分、大概如左、

一 雉子橋御門 同内御藏

大番所、箱番所ツブレ、足輕二人、中間一人相果、其外

ニモ少々怪我人モ有之由、

一 小石川御門

塀ヒツミ、壁落、

一 牛込御門

塀崩、壁落、

一 市谷御門

塀崩、石垣少崩、

一 筋違橋御門

大番所後ノ塀少々損、石垣クツレ、

一 淺草橋御門

大番所後ノ塀損、尤石垣等クツログ、

一 常盤橋御門

御門少々損シ、大番所ツブレ掛リ、塀石垣クツレ、

一 吳服橋御門

御門少損、土手石垣塀クツレ、

一 竹橋御門

御門外張番所ヒツミ、舛形ノ内箱番所ツブレ、御多門

ヒツミ、

一 吹上御門

御門北ノ方石垣崩、塀損、壁所々落、

一 内竹橋口

御番所無別條、

一 北之丸口

右同斷、堀石垣崩、

一 清水御門

石垣崩、所々破損、

一 一ツ橋御門

舛形ノ内箱番所ツブレ、此外所々壁落、塀崩、

一橋神田御門  
外形ノ内箱番所ツブレ、

一平川口御門  
御門外通り塀、不殘倒、

一和田倉御門  
大番所、箱番所ツブレ、中間七人相果、怪我人十二人  
有之由、

一馬場先御門  
大番所、箱番所ツブレ、中間一人相果、怪我人一人、御  
門外御堀南ノ方、石垣五六間崩、

一鍛冶橋御門  
所々壁落、

一數寄屋橋御門  
塀四五間崩、

一山下御門  
箱番所ツブレ、

一半藏御門  
塀崩、壁落、其外石垣損シ、大番所少々破損、

一赤坂御門  
塀崩、壁落、

一田安御門  
渡リ御櫓、壁落掛リ、石垣崩レ、惣塀壁落、

一外櫻田御門  
御番所東ノ方土塀四五間崩レ、其外壁瓦所々少ツ、  
損、

一虎ノ御門  
壁瓦所々損、

一幸橋御門  
壁瓦所々損、

一曰比谷御門  
大番所ツブレ、並土塀不殘倒レ、當番土方市正家來、  
徒目付一人、小人二人、家中又者一人怪我イタシ大切  
ノ由、其外足輕四人怪我、

一内櫻田御門  
所々壁落、大番所ツブレ、當番牧野駿河守家人死亡怪  
我有之由、

一追手御門  
所々壁瓦落、

一御城所々御櫓多門、瓦壁落、所々石垣或ハクツレ、或ハ  
孕ム、別シテ西ノ御丸大破損ニミヘタリ、大名屋敷御旗本

元禄十六年

二八八

屋敷左ノ如シ、  
御役所敷長  
屋敷向ツブレ、  
外長屋  
ツブレ、  
外向御  
少小損、  
門、長屋  
ツブレ、  
損、  
同、  
居宅ツ  
ブレ、  
同、  
外長屋ツブレ、  
本宅中崩、  
外長屋  
ツブレ、  
外長屋、  
中ツブレ、  
門、崩ッ  
ツブレ、  
予リ崩  
クツレ、  
長屋居宅ト  
モニ損ズ、  
長屋少、崩  
モニ損ズ、  
損、  
同、  
外崩本宅  
トモニ損  
損、

小川李左衛門  
吉田意安  
小笠原平兵衛  
佐野信濃守  
永井庄左衛門  
大久保彌右衛門  
中根二郎左衛門  
朝倉藤十郎  
舟橋宗廻  
鶴殿十良左衛門  
蛸屋主計  
大澤主膳  
中山主馬  
三枝日向守  
三好勘之丞  
澁口攝津守  
加藤傳八郎  
大久保甚兵衛  
星合伊左衛門

長屋居宅  
トモ損、  
長屋  
少損、  
崩、本  
宅トモ  
長屋ツ  
ブレ、  
同、  
長屋ツ  
ブレ、  
損、  
長屋少  
損、  
長屋壁  
少シ落、  
崩、  
崩、長屋  
損、  
崩、長屋  
少々損、  
外土蔵  
崩、  
外土蔵  
少々損、  
外土蔵  
少々損、  
外向御  
少々損、  
外向御  
少損、  
同、  
門、并長  
屋損、  
外大  
崩、  
崩、

前場久三郎  
高木九介  
石原勘右衛門  
日下部三十郎  
酒井作左衛門  
大森三次郎  
久貝因幡守  
屋代越中守  
室賀源太郎  
柳原式部大輔  
平岡吉左衛門  
山中善兵衛  
長谷川甚兵衛  
森川紀伊守  
河村善七郎  
東條信濃守  
笹山甚右衛門  
中島式部  
曲淵市兵衛  
渡邊新左衛門

尾張殿

元禄十六年

二八九



元祿十六年

内 出家十八人、男四人、  
内 女四人

箱根町男女十八人、

駿州領分郷中男女三十七人、

内 男二十一一人、  
内 女十六人

豆州領分郷中男女六百五十九人、

内 男二百四十六人、  
内 女三百九十三人

同寺社ニテ出家二人、男一人、女一人、

一 狼牛馬、

城中并城下町ニテ馬拾一疋、

内 御傳馬九疋、  
内 通馬三匹

相州領分郷中馬七十九匹、牛一疋、

箱根町御傳馬三十六疋、

駿州領分郷中馬三疋、

豆州領分郷中馬六疋、

惣合テ

一 潰家八千七軒、

内 三百七軒、寺社山伏家、

其外城中侍屋敷足輕家、並城下町屋不殘不知、

内 五百六十三軒燒失、

一 死人二千二百九十一人、

内 男千三百三十八人、 出家十四人、  
内 女千三百三十八人

私ニ曰、小田原領ノ死亡、舉テ計ヘラレズ、小田原

ノ町バカリニテ、二千人近ク死亡ス、御城中モ人多

ク死シタル由、未實ヲ詳ニセズ、猶尋ヌベシ、

一 狼馬百三十九匹、

私ニ曰、小田原町ヘ早速御城主ヨリ御傳馬ヲ求候

ヘトテ、金子四百兩一匹三兩下サレタル由、

一 箱根御關所御番所、湖水ノ方口七八寸程傾キ、其上所々破

損シ、搦ノ石垣所々崩、柵六七間程倒ル、根府川御關所御

番所、所々破損、搦ノ石垣并柵木不殘崩、

一 小田原町、地震間モナク家居トモ潰ル、人馬大分押ニウタ

レタル上、燒失ニ付、死亡多シ、當分馬糞相務ガタキ由、

一 豆州領分片浦筋ハ、大波打アゲ、家潰候付、或ハ押流サレ、

或ハ浪ニヒカレ、死亡多シトナリ、

一 小田原ヨリ箱根境目迄道筋、所々ニ大石コロビ落、馬ノ通

路ナシ、別シテ湯元茶屋村ヨリ、ス雲川迄ノ内、道缺ケ候

所有之、其上山崩レ、大石コロビ出、馬ノ道路ハ申不及、步

行荷モ漸持越候、須雲川觀音澤ト申所ハ、山ノ上ヨリ土

落、地震後十四五日ノ間ハ、地震ノ度々、少宛石並土落候、

箱根道所々ニ落候石、大キナルハ長サ七八尺、横五六尺程

宛ノ石モ、數多見ヘ候由、

一 當分箱根御關所ヨリ湯本迄ノ間、馬ノ通路不成候由、

一 領分足柄道、豆州道、其外郷中道筋、大破イタシ、奥山邊ハ

大分山崩候由、

一 小田原宿往還町中ニ有之水道、崩込埋リ候ニ付、其上ヲ幅

八九尺程、川ノゴトクニ町中ヲ水流候由、

或説曰、御城主ヨリ早速金子ヲ下サレ、修復シテ水ヲ治

ムト也、

一 小田原領温泉潰候覺、

湯元村平坪ノ内、一坪破損、

塔澤村十三坪ノ内、三坪破損、

底倉村二十四坪ノ内、二十二坪破損、

此内堂ヶ島四坪ノ内、二坪損、

木賀湯五坪ノ内、四坪破損、

芦湯三坪、不殘湯道石垣崩ル、

一 小田原領浦々船トモ、方々ハ散破、船知レ候分、

廻船七艘、

天當船四十四艘、

ハン船十一艘、

丸木船六艘、

合六十八艘破船、此外行衛知レザル分モ有之由、

右小田原大久保隠岐守領分ナリ、

一 東海道筋ハ、川崎ノ驛ヨリ箱根ノ驛マデ潰家アリ、別而戸

塚ヨリ小田原マデハ不殘破損シタリ、間々ノ小宿モ同ク

潰ル、但小田原ト大磯トノ間、梅澤ノ宿ハ、一軒モ倒レズ、

人皆アヤシメリ、

一 長崎御奉行石尾阿波守、御役所ニ赴ントシテ、今曉江府發

足アリ、今夜相州戸塚ノ驛ニ止宿ノ處ニ、地震ニテ旅家崩

レ、家來八人死亡、怪我人二十八人、依之道中イタシ難ク、

廿四日ニ飯府イタサル、

一 牧野備前守領分相易厚木町、地震ニテ在家大形崩レ、其内

六十二軒燒失、

死人 五十九人、

死馬 二匹、

以上、

一 房易小湊誕生寺大地震、殊ニ大浪ニテ、

小湊村在家二百七十軒程、

市川村在家三百軒程、

右之通相見ヘズ、

門前ノ人、百人程死亡、相殘人モ渴命ニ及ビ候、

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

寺中六坊、浪ニ取ラル、末寺妙蓮寺ハ、堂、客殿計相殘、其外ハ皆不見候、以上、

一房易御領 御代官樋口久兵衛、

長狹郡平塚村ノ内、大山ト申不動山、御朱印地地震ニテ不動堂ノ西ノ方口五六尺程ユリ崩リ、杉ノ立木ユリ込候由、峯岡山ト申ス野馬場、長三里餘、峯ツマキノ所、峯ノ内所々、口三四尺或五六尺ヅ、ユリワルノ由、朝夷郡千倉ト申ス浦邊ヨリ、平郡安房郡浦方、地震津浪以後、潮差引無之、常々潮差引所ヨリ八九町、或ハ半道一里ホドモ、ヒ瀉ニナリ、當分潮サシ不申候由、

右ノ外民屋破損、人并牛馬ノ死亡有之由、細ニ知レズ、一安房、上總御領、地震并津浪ニテ損亡ノ分、

御代官

清野與右衛門

比企長左衛門

樋口又兵衛

雨宮勘兵衛

河原清兵衛

家數二千八百四十四軒、

男女死亡四百六十五人、殞馬六十四疋、船三百六十一艘、以上、

一武芻之内 御代官所、今井九右衛門

百姓家居押潰、亡所ニナリ、居所無之百姓四百六十九人、

死亡十人、

一上總國夷隅郡御宿郷村々、地震津浪ニテ民家潰、或ハ流失尤津浪ノ所ハ、家財穀物舟網トモニ流失、村々田畑砂押シ入リ、川峽山崩等、所々ニ有之候由、津浪ハ、二十七年以前ノ浪ヨリ二丈餘高シトナリ、

潰家四百四十軒、

死亡二十餘人、

殞牛馬各一疋、

以上、

一京極對馬守領分、房易長狹郡朝夷郡内二千石十一ヶ村、地震并津浪ニテ、

死亡四十二人、内二十八人、内ニトナレ、

死馬二十七疋、

潰家六百八十七軒、

高百四十石餘、永荒、

以上、

一今夜ノ地震并津浪ニテ、國々在々潰家死人牛馬等損覺大略、

潰家二萬百六十二軒、

死人五千二百三十三人、

死牛馬五百七疋、

私ニ云、右ハ相知レ候分也、小田原ノ如キハ、家員殘ラズトアリテ、員數不知、其外知レザルモ多シ、

又曰、委細ノ御注進ハ、或ハ數日ヲ經、又ハ年ヲ越テ

江戸ニ知レ侍レテ、散在シテハ見ニクキ故ニ、事ニ合

セ記スモノ也、

一廿二日、地震今日モ不止、夜中マデ百度ノ餘ニ及ビ振フ、今朝七ツ中、光物東ヨリ四ニ飛フ、今夜ニ至リ、辰巳ノ方電光リノゴトク、モ不止

一地震ニ付、所々御破損ニ依テ、御修葺惣奉行被 仰付、如左、

紅葉山

上野

増上寺

御老中

若年寄

阿部豊後守

井上大和守

元祿十六年

二九五

御城中

御老中

秋元但馬守

稻垣對馬守

一廿四日、曇時々地震、暮方ヨリ雨、夜ニ入雨強、申ノ下刻ヨリ辰巳ノ方電ノ如ク、夜更テ不止、

一廿五日、曇未ノ刻ヨリ風、終日地震少宛、暮六少過、光物東南ノ間ヨリ西ニ至ル、辰巳ノ方電ノ如クナル光、前々ノ

如シ、

一江戸中火付改ノ御用被 仰付、

御先手

佐野與八郎

一鶴姫君様、今日 西之九江當分御移徙、是ハ去十八日、御

守殿類燒ニ依テノ由、

一地震ニ付、日光江爲 上使遣サレ候御使松田善右衛門、今

朝五時飯府、御宮 御堂御安全、所々石垣石灯笼一ヶ所

モ損候所無之、日光ハ先年ノ地震ヨリ輕ク候由ナリ、時服

三被下之、

一駿府御城中、久野山 御宮、御安全ノ由、

一今日、御破損御修葺御用被 仰付候御役人中、如左、

御宮御堂ノ方

小普請御奉行

間宮所左衛門

福王市左衛門

震災豫防調査報告第四十六號

甲

小普請方 坂部惣左衛門  
御城廻リ 伊藤新右衛門  
御作事奉行 松平傳兵衛  
御普請奉行 大島伊勢守  
小普請奉行 甲斐庄喜右衛門  
水野權十郎 水野權十郎  
布施長門守 布施長門守  
遠山善二郎 遠山善二郎  
永田半助 永田半助  
竹田藤右衛門 竹田藤右衛門  
竹村權右衛門 竹村權右衛門

一廿六日、晴天、暮ヨリ少風、少宛ノ地震終日、夜ニ入六半時、餘程ノ地震一度、其以後少宛ユル、夜ニ入辰巳ノ光、前ノ如シ、  
一今日、定増火消被 仰付之、

脇坂淡路守 脇坂淡路守  
龜井隱岐守 龜井隱岐守  
堀 左京亮 堀 左京亮  
松平隼人正 松平隼人正

以上六人罷出、水防可被申由ナリ、  
一御城ニテ被 仰出ノ書付、  
覺  
強地震ノ節ハ、御番所并相詰候席々、明候而茂不苦候間、モヨリノ御庭へ遠慮ナク可能出候、此上心得違ニテ、座席ニ罷在、怪我等仕候ハ、無調法ニ可被 思召候、  
右之段、堅可申付條被 仰出候、以上、  
月 日  
一酉ノ中刻、新大橋際井上伊織屋布ヨリ出火、類火一軒、收時八大夫、則鎮ル、  
一横山町邊、酉ノ下刻出火、則鎮ル、  
一廿七日、今ニ地震時々振フ、且申ノ下刻ヨリ辰巳ノ光、前ノ如シ、  
一今日御譜代大名ノ中、寄場被 仰付事、左ノ如シ、  
馬場先御門外 酒井左衛門尉  
神田橋御門外 柳原式部大輔  
一ツ橋御門外 本多能登守

震災豫防調査報告第四十六號

甲

外櫻田御門外 板倉周防守  
田安御門外 板倉甲斐守  
常盤橋御門外 松平對馬守  
以上六人、

今度地震ニ付、御郭廻リ所々御破損有之、シマリモ不宜候間、御普請中、自然火事等出來候節ハ、御城近所江向寄次第相詰罷在、得差圖可相務旨、被 仰出、  
私ニ曰、右ノ衆、場所江詰ラレ候時、密ノ武具等持セラ、ト聞ク、  
一今度地震ニ付、於上方天下之御祈禱被 仰付、其外大社寺ニテモ、御祈禱被 仰付、御當地ノ大社大寺ニテモ、御祈禱被 仰出ノ由、  
一今度ノ地震、京都ハ輕ク、不存者モ有之ホドノ由、  
一廿八日、晴、今日モ地震不止、申ノ下刻ヨリ辰巳ノ光リ、前ノ如シ、  
一今日、御城廻リ御修復ノ所々、御手傳被 仰付之、左ノ如シ、

板倉周防守 丹羽五郎三郎  
板倉甲斐守 戸澤上總介  
松平對馬守 加藤遠江守  
稻葉能登守

以上七人、  
御手傳被 仰付候間、諸事秋元但馬守へ可被相伺旨也、  
右ノ面々、御城江 召レテ、御老中被仰渡、但松平大膳太夫ハ病氣ニ付、毛利内膳ニ仰渡サル、  
一大久保隱岐守、在所江ノ御暇被 下之、在所小田原大地震ニ依テナリ、  
一御門番、火之番代被 仰付之、  
松平大膳太夫代 松平出羽守  
山王火ノ番 藤堂大學頭代  
藤堂大學頭代 松平備前守  
淺草御藏火之番 戸澤上總介代  
戸澤上總介代 松平遠江守  
同 立花飛彈守代  
立花飛彈守代 佐竹源次郎  
上野山中火之番 大久保隱岐守代



震災豫防會報告第四十六號

甲

大手御門番

松平伊豆守

神田橋御門番

稻葉能登守代

鍋島紀伊守

以上六人、

一廿九日、晴、風烈、地震止マズ、夜六半時、餘程ノ地震、同刻光物、東ヨリ西ニ至ル、辰巳ノ方光前ノ如ク、今夜ハ別シテ強シ、

一 小田原ノ城大地震、其上燒失ニ付、御金借被仰付之、

一 萬五千兩

大久保隱岐守

十二月

一 朔日、曉ヨリ風烈、昨夜ノ火事、今日午ノ中刻、本所深川ノ末砂村ト云所ニテ漸ク鎮ル、夜ニ入六半時、地震餘程強シ、

一 四日、晴、地震今ニ不止、

一 五日、晴、地震同斷、

一 六日、晴、地震同斷、

一 常陸國鹿島大明神ニテ、今度地震ニ付、御祈禱被仰付、相務、今日御札献上ニ付、如左參上、

神主

東長門守

齋宮代

同 主膳

大別當

神宮寺

一 七日、晴、風烈、申刻ヨリ和、地震未止、夜ニ入テ少強、星甚月ニ近、

上七社

一 今度地震ニ付、京都ニ於テ、七社七寺ニテ御祈禱有之由、

伊勢

石清水

加茂

貴布禰

松尾

平野

稻荷

春日

右之内、貴布禰、上加茂ニ付候故、七社ノ内ニ入り候ヨシ、

七ヶ寺

東大寺

興福寺

延曆寺

園城寺

仁和寺

東寺

廣隆寺

一 今年火事地震ニ付、諸大名ノ内、御役人ノ内ヨリ拜借金上納ノ儀、當未ノ年分、御用捨被仰付候、先達ノ上納ノ分モ被返下之、

一 町方ヨリ出候當未年分大扶持、御用捨ノ旨、寺社御奉行、町御奉行、御勘定奉行中へ、御老中被 仰渡由、

一 御城廻御手傳ノ面々、場所ノ割、

大手邊并喰違、

百人組御門、

竹橋御門、

右同、

小屋場、外櫻田御堀端、

常盤橋、

戸澤上總介

神田橋一橋迄、神田橋ハ年内修復可致、

小屋場、○本書ニ缺ケタリ

一 橋ヨリ雉橋迄、

加藤遠江守

小屋場、上同

數寄屋橋ヨリ、

銀治橋具服橋迄、

稻葉能登守

右通路、向寄次第、小屋場、外櫻田向御堀端

残り候分、

二之丸、

松平右衛門督

三之丸、

北引橋、西引橋、

丹羽五郎三郎

紅葉山下坂下御門、

立花飛彈守

清水御門、

松平大膳太夫

一 被 仰出覺、

覺、

最前モ申渡候通、下馬其外供ノ者共集候處ニテ、下々々

震災豫防會報告第四十六號

甲

中ノ御門、

松平右衛門督

御玄關前通、

此通路、大手、小屋場一ツ橋外明地、

上梅林坂、

下梅林坂、

丹羽五郎三郎

平川口御門并帶郭、

此通路、北引橋平川口、小屋場北ノ丸、

内櫻田御門、

和田倉、

馬場先、

立花飛彈守

逆池御門、

日比谷御門

年内カタツケ可被申候、

此通路、紅葉山坂下、小屋場八代十河、(浮脫カ)

西丸不殘、

此通路、西丸大手、

外櫻田御門、

半藏御門、

松平大膳太夫

田安御門、

年内カタツケ可申、

元祿十六年

三〇〇

ハコ給不申候様ニ、主人ヨリ堅可申付候、人足等往還、并集候所々ニテ、一切タハコ給不申候様ニ、是又可被申付候、以上、

十二月 日、

一八日、晴、地震不止、星甚月ニ近シ、

一九日、晴、朝卯中刻、餘程ノ地震アリ、夜ニ入、星甚月ニ近シ、

一今日被 仰出書付、

覺、

一今度地震火事ニ付テ、作事申付候義、前々モ相違シ候通、分限ニ應ジ、彌輕可仕候、タトヒ 御成筋ニテモ、急不申、緩々普請可申付事、

一衣服其外、向後結構無之、音信贈答料理等ニ至ル迄、輕ク可仕候、惣シテ奢ガマシキ儀、可爲無用事、

一最前モ申渡候通、火ノ本御念入可申付候、若出火候ハバ、精出シ早速消可申候、尤近所ヨリモ早々カケ付ケ消之、大火ニ不成様ニ可仕候、

一火事場江馬上ニテ見分遣候儀、堅可爲無用事、

一火事之節、晝夜ニ限ラズ、所々御門并橋々、往來不滯様ニ可仕候、且亦所々橋際江諸道具差置間敷候、此段兼テ

向々江可申付置候、

右之通被 仰出候間、堅可被相守候、以上、

十二月 日、

一地震ニ付、相易鎌倉鶴岡八幡ニ於テ、御祈禱被 仰付候、御札卷數等、今日献上ニ付、如左參上、

鶴岡大別當

相承院

同 神主

大友山城守

同 小別當

光昌

一十日、晴、風吹、午刻ヨリ和、卯刻過、近日無之程ノ地震ス、今夜モ星甚月ニ近シ、

一十一日、晴、今曉地震強シ、今夜モ又星甚月ニ近シ、

一十二日、晴、夜丑刻強地震、平生ナラバ甚地震ト云フ程也、小ユリハ度々、

一十五日、晴、地震未止、

一十六日、晴、今曉烈風、申刻一度、夜ニ入三度、ヨホドノ地震ス、

一十八日、晴、地震未止、

一十九日、晴、地震未止、

一廿一日、晴、地震未止、夜ニ入曇、辰巳ノ方電ノ如シ、戌ノ刻ヨリ晴、<sup>トッ</sup>刻月ノアタリ雲赤キ事甚ニシテ、<sup>ツカ</sup>九ツ九尺

元祿十六年

三〇一

計也、右ノ雲ムラ<sup>ト</sup>イタシ、月ノ近クハ色ウスタ、ソトノマハリ程赤ク、烟ノ如シ、常ノ月ガサトハチガヒタル様ニ見ヘタリ、

一廿二日、晴、巳ノ刻ヨリ富士南ノ風甚、夜ニ入風雨、丑ノ刻

風雨甚強シ、子ノ中颯風雨靜マル、地震未止、

一鹿島大宮司ヨリ、地震ニ付、御祈禱ノ御札、献上ノ由、

元祿十七甲申年正月大、

一騷シカリツル元祿十六年モクシテ、新玉ノ春ニナリヌレ

ド、江府中ノ諸屋ノ普請事シゲクテ、年禮勤ル者モマレ

マレナリ、剩ヘ地震年ヲコヘテ止マズ、イカニ成行ナント

心盡シセシニ、彼菊太夫ガ方丈記ニイヘル如ク、日ニ五六

度ニナリ、一日一度、又八日マセニナリ、段々ウスクナリ

ユキテ、今年ノ五六月ノ比、イットナシニ止ミ侍リケリ、

二月小、

一十九日、未ノ刻前、ヨホド地震、

三月大、

一十一日、晴、

一東叡山領、神田小柳町味噌屋市郎兵衛土藏、二間梁二十間

ホド有之候、今夜四時、隣小左衛門ト申町人、裏屋カリ小

屋ノ上江、右ノ土藏崩カ、リ、小屋潰、男女十五人ノ内、十

三人相果、二人ハ半死半生ノ由、

私云、舊冬ノ地震ニクツロギタルヲ、ナラサズラキタル故ニ、崩レタルカ、家込ノ所ニ土藏持タル人心得ベシ、

思ハザルノ死亡、憐ムベキ哉、

四月小、

一十日、晴、酉ノ刻ヨリ雨、夜中地震兩度、亥ノ中刻、西ヨリ

東ヘ白氣立、

一十一日、快晴、亥ノ中刻、西ヨリ東ヘ白氣立、

一十二日、晴、巳ノ刻、西ヨリ東江布ノ如ク白氣現ス、

一十四日、晴、酉ノ中刻地震、戌ノ中刻過、月ニ二重カサア

リ、雲ムラ<sup>ト</sup>ト虹ノ如シ、

一十五日、半陰半晴、申ノ刻、頃日ニ無之程ノ地震ス、

一廿六日、晴天、午ノ刻地震、

五月大、

一十六日、晴、地震晝夜少、

一十九日、雨、晝過地震、

一相易大山不動社堂、舊冬地震破損ニ付、金貳千兩、檜木五千挺、修復料ニ下サル、由、

舊冬ノ大變ニテ、江都ノ騷動斜メナラザリシニ、忝クモ

大君ノ御武威強ク、御仁惠深キニヨリテ、御破壊ノ修理、諸

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

民子ノ如ク來、日ナラズシテ、土木功成リ、下ガ下ニ至ルマデ、營ミ治メテ、寒俄ノ患ナク、鼓聲踊躍ノ樂ニ誇ルハ、有難キコトナラズヤ、

或人、中院殿、今度ノ地震ニ付テノ御詠歌トテ語リシハ、

クニツカミ、千代ノイハホヲ、ユリ居テ、

ツゴカヌ御代ノ、タメシニゾヒク、

〔元禄十六年記〕

十一月廿二日、江府大地震云々、

十二月九日、於内侍所被行臨時御神樂、依江府大地震火災等也云々、

十七年二月八日、關東使横瀬駿河守參内、依關東地震内侍所御祈御禮也、

三月十三日、改元爲寶永元年、依東國地震也云々、

〔折たく柴の記〕

我初湯島に住みし比、元禄十六癸未のとし十一月廿二日の夜半過る程に地おびたどしく震ひ、始て目さめぬれば、腰の物どもとりて起出るに、こよかしの戸障子皆倒れぬ、妻子どもの臥したる所に行てみるに、皆々起出たり、屋の後の方は高き岸の下に近ければ、皆々引くして、東の大庭に出づ、

地裂る事もこそあれきて、倒れし戸ども出じ並べて、其上に居らしめ、やがて新しき衣にあらため、裏打たる上下の上、道服きて、我は殿に參るなり、召供の者三三人ばかり來れ、其家は家に留れと云て馳出づ、道にて息きる事もあらめと思ひしかば、家は小船の大きな浪に動くが如くなるうちに入て、薬器たづね出して、傍に置つゝ、衣改め著し程に、彼樂の事をばうち忘れて馳出しこそ、恥かしき事に覺ゆれ、かくて馳する程に、神田の明神の東門の下に及びし比に、地亦おびたどしく震ふ、こよらの商人の家は、皆々打あけて、多くの人の小路に集り居しが、家のうちに燈の見えしかば、家倒れなば火こそ出べけれ、燈打消すべきものをこそと、走りてゆく、昌平橋のこなたにて、景衛の(時に朝倉金三といひし)我方に馳來るにゆきあひて、あとの事よきにはからひ給ひといひすてゆく、橋を渡りて南に行て西に折れて、又南せんとする所に、馬を立てあるものを、月の光りにみれば、藤枝若狭守也、これは地の裂て水の湧出れば、其深さ廣さのはかりがたさに、かくてありしなるべし、つゞけやものどもといひて、一丈餘りになりて流るゝ水の上を、はね越えしに、供なるものども、同じく越えぬ、その水越えし時、足をうるほしければ、草履の重くなりて行難かりしかば、あ

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

らためはきて馳る程に、神田橋のこなたに至りぬれば、地又おびたどしく震ふ、多くの箸を折ごとく、又蚊の集りなくごとく鳴る音のきこゆるは、家のたふれて人の叫ぶ聲なるべし、石垣の石走り、土崩れ、塵起りて空をおほふ、かくては橋も落ちぬと思ひしに、橋と臺との間三四尺ばかり崩れしかば、跳りこえて門を入りに、家々の腰板の離れて、大路に横たはれる、長き舟の風に翻りしがごとく、龍口に至て遙に望みしに、藩邸に火起れり、その光の高からぬは、殿屋倒れて火出じやと、いと覺束なくて、心はさきに馳すれども、足はたゞ一所にあるやうに覺ゆ、爰より四五町が程行しと思ふ比に、馬の足音の後ろの方にするを願れば、藤枝のはせ來るなり、我茲までは來れど、ゆく末の事計がたければ、若狹守殿とこそ見まわすれ、あの火の有さま覺束なく侍るものかなと云しかば、されば候、來らせ給へ、馬上に候は御ゆるし察らんとといひて馳せ過ぐ、やがて日比谷の門に至るに、番屋倒れ、壓れて死する者の苦じげなる聲すなり、かこに又馬より立て居しものを見るに、藤枝也、これは櫻門の瓦の、南北の檐より地に落かさなりて、山の如くになりたれば、こえ難きによれるなり、いたゞせ給ひと云て、伴ひて其上を越え過て、小門を出てみれば、藩邸の北にある長屋の倒

れて火出しにて、殿屋には遙に隔りたれば、胸開けし心地す、藩邸の西の大門開けて、遠侍の倒れし見ゆ、藤枝こより入らんとす、某は常に西の脇門より參りぬれば、かこより入候はんとしひて別れぬ、かくて脇門より入て見るに、家皆倒れ傾きたれば、出たちてある人に、路梗がりてゆくべからず、そこを過て、常に參る所に至りたれば、其所も倒れて入べからず、藤枝又其ほとりにイみ居しを伴ひて、御納戸の口といふ所より入たり、こよかしの天井落かよりし所々を過て、我は常に祇候する所に參りしに、今の越前守詮房朝臣の、こなたの方に來るに行あひて、御恙もわたらせ給はぬ事を聞き、かよる時に候へば、推參し候といひすて、常の御坐所に參るに、其庇の内に東の屋の倒れかよりしあり、近習の人々は南の庭上に立居たり、上にはあなたの庭におはしますなりといふ、戸田、小出、井上などのおこなたちも、茲に入來る時は庭上に上ぬれば、五十嵐といひし人にいひ語ひて、(今の二十郎の若き時の事なり、御小納戸衆にてありき、)御座に敷れし疊を十帖ばかり庭上におろして、皆々を其上に座せしむ、地震ふ事しきりなれば、座せし後の池の岸崩れ、平かなる池も狭くなれり、かよりしほどに、酒井左衛門尉忠真、仰をかうふれりて入來りて火を防ぐ、

火熾りならんには、御座を移さるべしなご聞ゆるに、御袴ばかりに御道服めされて、常の御所の南面に出で立せ給ひ、某がさふらふを御覽じてめす、御椽に参りしかば、地震の事つぶさに聞はせ給ひて、後に奥に入らせ給ひぬ、夜も明けぬべき比に至て、おほやけに参り給はんと聞ゆ、某、長門守の耳につきて、地震ふ事猶しきりなり、参らせ給はん事いかにやといひしに、我も左こそは思へど、止め申べき事にあらずといふ程に、出たせ給ひたり、かくてかの火出し所に往て見るに、倒ふれし家に壓れ死せしものごも引出したる、こゝかしこにあり、井泉悉くつきて、水なければ火消すべきやうもあらず、(此時御庭の池水を汲むと云しを、今の曲淵下野守の、此水用ふべき時ありといひて、ゆるさざりし、いかに思ひしにや、覺束なし、)かゝりし程に、今の隠岐守藤詮之の我をいざなひて、兄の詮房朝臣の家の庭に入りて膳を進む、よへ侍醫の坂本と云し人の、(養慶といひき、)庭上に来りて、我を引のけて、袖より物出して與ふ、湯に浸したる飯を、茶碗に盛じなりき、それを喰ひ後程經しかば、飯うち食ひ、酒うち飲み出づ、今の市正藤正直の家の前を過るに、呼入て茶を與へたり、かゝりし程に飯らせ給ふと聞て、入らせ給ふべき所にゆきむかひてむかへまゐらす、それよりおとなだ

ちご我と四人打連れて、いづこにやありけん、ほそき渡殿のある所を経て、常の御座のかたにゆくに、作りあはせの所に至る、人々は草履を袖にしたれど、戸田は其用意なしと見ゆ、我はかゝる事こそあれと思ひて、はじめ庭上に有し時、そこらの草履を左右の袖にしたれば、取出で與ふ、かゝりし程に、再びさきの所に出させ給ひ、某をめて、我幼き時に上野の花見しもの其の群居しを見しに似つるかなと仰られて、笑はせ給ひぬ、とかくせしほどに、火も打消しぬ、日既に午の半にもなりぬべき比、また出させ給ひて、某をめす、参りしかば、妻子共の事、其後の事聞えしにやと仰あり、よへ参りし後に、こゝにのみさふらひて、それらの事も承らずと申す、我、谷中の別業に行時に、人の教へたりしを思ふに、居所は高き岸の下に有しとこそ覺ゆれど仰らる、さん候と申す、いざ／＼覺束なきことなり、かくては地震ふこと數日を經め、震ひし初の如くならんには、あひかまへて來るべからず、とく／＼家に歸るべしと仰下されしかば、罷出で、召供の者に尋ねあひて、よへのまゝに侍ひしにやと問に、けさどく家に殘せし者ごもの來り代りぬれば、家に歸りて物喰ひて、又参れりといふ、是によりて妻子の事故なかりし事もしりぬ、心靜に家に飯りぬれば、未の初には過ぬ、明の日

溝邸へ参りしに、殿屋悉く傾きたれば、東の馬場に假屋うたせ給ひておはします、地なほ頻に震ひぬれば、必ず火起りぬべしと思ふに、我ぬりこめの傾ふく迄はなけれど、壁の所々崩落しあまた所あれば、崩れしつち水に浸して、其やぶれを修め塗らしむ、思ひし事の如くに、同き廿九日の夜に入て火起れり、資財悉くぬりこめに納めしかど、思ふに地震ふ事止まず、ぬりこめ倒れん事もはかるべからず、又修め塗らし處の土未だ乾かず、火勢さかりにして、新舊の土の間ひらけなば、内に火の入らん事も料り難く、やがて其邊りの地に坑ほらせて賜りし處の書ごも、又手づから抄録せしものごも、ぬりこめより取出して、かの坑の中に入れ、壘六七帖その上にならべ置て、土厚くきりかけて家を出づ、こゝかこゝにて火のために道を遮られて、火勢や／＼おどろへし時に、その燒過し跡の道を経て、家に歸りて見るに、彼書を埋みし坑に近き岸の上なる家の燒落たるが、火未だ消すぞありける、頻に水を注ぎて火打消して、燒たる家の柱など取のけて見しに、其家の落ぬる時に、彼埋し所の土をばうち／＼らして、上に重ねし煙のやけうせ、下なる煙に火すでにつきし程に歸り來りける也、ぬりこめは思ひしに似ず、倒れもせず、燒も失せず、さらば初坑うがち書納し事は、徒に力を勞せしなりけり

といひて笑ひぬ、  
〔松蔭の日記〕  
みやま木自元禄十六年  
至寶永元年  
此ごろ大なるふりて、いとおどろ／＼しき事、いへばおろかなり、霜月廿日あまりのあかつき、いみじうさむき頃、やのうちにもおろさず、さわきまごひたる心地、何にかはにん、むかしみ／＼にき／＼つたへたる事はあれど、まのまへにはどかく大地くづれかへすばかりのことは、たれもまだ知らず、あさましうめづらかなりとおもひまごふ、あづまの國あまた時をたがへずふりたり、海ちかき所などは高しほどかいふものいりたり、そのわたり、家も残らず、人もみなとられにけるなどいふをきく、心ちいみじうあさまし、此あたりはしらかたぶき家くづれたふれたるなごめにもみ、き／＼もつたへて、なほいかゞあらんと、上下やすき心もなくおもひあへるに、いましも心きもつふる／＼ばかりのなひは、日をふれごよるひるやます、さるは世の中には人もあまたそこなはれにけりなごいふに、かじ／＼のがれたるは、さるにても神佛のまもりおろかならざりけりと、みな人おもふべし、  
○中日をふるまゝに、なるもやう／＼まごふになりつと、よの中心おちぬたり、かくながらはかなく年もくれぬ、春になり

ては、げにものごとにあらたまりゆくまゝに、人の心をのづからのどげくなりて、世の中ふるとしのなごりもなし、ほどく／＼にをのがよろこびしつゝ、さへづりかはすもことはりに、またあはれなり、略

〔秋元家舊記〕一名萬登願

○コノ舊記ハ家老役所ノ日乗ナリ、元數百卷アリシト聞エタレド、今ハ散逸シテ僅ニ十ノ一ヲ存セリ、

元祿十六年

十一月廿二日之夜八ツ半時、大地震、御廣間唐破風破損、御上屋敷武具土藏、并御納戸方土藏、若殿様御土藏破損、十七年二月六日

去年十一月廿二日夜大地震仕、下拙宅震崩シ、難儀仕罷在候、御代々御宿之御事ニ御坐候間、殿様以御慈悲普請仕、先規之通不相替御宿仕度奉願上候、御救被爲仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上、

大磯御本陣

尾上市右衛門

正月 御役人御衆中様

右願之通被仰付候、

〔温故年表〕

元祿十六年癸十一月廿二日夜ヨリ、地震度々也、超月震と不

止、

〔武江年表〕

元祿十六年十一月廿二日、暫雷より電強く、夜八時地鳴る事電の如し、大地震、戸障子たふれ、家は小船の大浪に動くが如く、地二三寸より、所によりて五六尺ほど割れ、砂をもみ上、あるひは水を吹出したる所もあり、石垣壞れ、家藏潰れ、穴藏揺あけ、死人夥しく、泣きけぶこる、漸に霽し、また所々毀たる家より失火あり、八時過津波ありて、房總人馬多く死す、内川一ばい差引四度あり、此度より數度地震あり、相易小田原は分て夥しく、死亡の者凡二千三百人、小田原より品川まで一萬五千人、房易十萬人、江戸三萬七千餘人、内廿九日火災の時、兩國橋にて死るもの、千七百三十九といへり、

なりしよし、ものに誌せり、此時深川卅三間堂覆る、廿四日夜より雨ふり、明がたに及でゆり止む、其後十二月まで震ふ事しば／＼なり、

中院道茂卿

十七年二月廿七日、地震、四月まで度々震ふ、

〔震區〕

掛川助左衛門は、甚打にて、安井算哲といひし也、貞享改曆被仰付て、天文者に被召出、それゆゑ甚打の時引付にて、寺社奉行の支配也、甚打の時、北斗の先と云て、盤の真中の星（石）を置て、是を工夫してけり、妙手にて有し也、しかれども遺蹟本因坊に及ばざりしと云、天文を學ぶに、京の大佛の二階に登りて、夜々星をうかゞふ事三年なり、心用出精の事也と云、星を見習ふ者の云、常人の星（指すに、あれのこれのと思ふに、助左衛門の指すには、直にこなたにて見つけしり、達人の妙也と、

癸未十一月廿三日大地震の時、助左衛門御城へ訴へけるは、今夜大雷か大地震にて可有之、御さわざ不可被遊と曾上仕るよしを申上げると也、たしか成見やう也、

寶永三年九月十五日庚午、江戸地強ク震ヒ、城壁ヲ損ゼリ、

〔文露雜〕

寶永三年九月十五日、夜四ツ半時地震、四年以來強ク、御石垣、塀、少々破損、

〔秋元家舊記〕

寶永三年九月十五日、夜四ツ半時、一兩年不覺地震致、御座敷其外所々破損有之候、

〔承寬雜錄〕

寶永三年戌九月十五日、夜強地震、

〔武江年表〕

寶永三年丙戌九月十五日、亥下刻大地震、

十一月四日戊午、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

寶永三丙戌年十一月四日、夜丑之刻地震、同四年十月四日壬午、大和、攝津、紀伊、伊勢、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相摸、近江、長門、阿波、讚岐、伊豫、土佐、豊後、日向等ノ諸國、地大ニ震ヒ、屋舍頽潰シ、人畜死傷スルモノ其數ヲ知ラズ、續テ海嘯大ニ漲リ、土佐、伊豫、阿波、豊後、日向、長門、攝津、伊勢、三河、遠江、伊豆等、其害ヲ被レリ、

〔基德公記〕

寶永四年十月四日壬午、天快晴風靜、未上刻大地震動、庭中水船水コボル、十分之中五分斗也、諸人騒動、道歩者七八町許歩程之間也、昔廿六年巳前五月有大地震事、其時之地震ノ五分ノ一也、凡月中晝夜五三度、小震不已、至十二月始漸止、雖然時々有小震、九月末已後、天氣多晴風不吹、雖然暖氣甚不應時世間、調子不快、不審之處、有此變、地震四國以外云々、任聞傳注之、但悉注實、於疑事者不注之、

四國土佐大震、國中十二七ツ破損、人民四十萬人死云々、雖

震災豫防會報告第四十六號

甲

然猶非微細、大概云々、及十二月人民城下郷里潮未退云々、替効、伊豫、阿波、右同前之中、十二五分、人民死其數三分ノ一歟云々、

五畿内、攝津之内大坂大破、民屋五分之一崩、又河口大船中ニアル者等、彼是二萬五千許死云々、但非微細、大概注進之、船中民人、尤其數不及數、其外之事者、穩密不注進關東云々、紀州同前云々、

大和國社寺等、名々無異、興福寺廻廊卅間許倒云々、社邊石燈籠、十二五六倒、其外無異云々、

多武峰無異、寺間少々破損云々、

住吉社近年大破之處、今度地震、一所も不及破損云々、奇妙奇妙、雖末世神威可信々々、凡今度地震、大社大寺等無異無事云々、可尊敬々々、法華寺塔轉倒、大破經年、尤可然々々、山城國洛中洛外無破損、尤平安城之由、萬人感信之云々、中國雖有地震、大概如京都云々、

東海道所々大破、記不遑、于中荒井海邊、人民屋家、悉皆轉倒、渡海不自山、依是木坂ヲ通云々、

凡今度地震、未申方ヨリ起至寅丑、關東大概四十ヶ國地震、不記及云々、大變絶言語外無他、可憐々々、但大樹公政務、萬人含恨歎、勿謂事々々、

(兼香公記)  
寶永四年十月四日壬午、晴、午半刻夥敷地震、依之窺參 内院中御機嫌、

五日癸未、晴、

昨日地震以後、至夜中今日動事數ヶ度也、

後聞、地震大坂動事夥、川筋淀邊人家多流、人死事數ヶ人、其外宮寺崩破事數ヶ所也、追々他國大變事有沙汰、

(承寬棟祿)  
寶永四亥年十月四日、中國西國筋大地震、

(文露證)  
寶永四年十月四日、卯刻地震、

五日、未刻モ地震強シ、加賀守申渡、於中間在合面々々、

一時分柄ニ候間、火ノ元入念可申山、

一未年大地震之砌、被仰出候通、地震之時分、御庭へ何茂罷出候様ニ可仕由、

相劔小田原地震強ク、伊豆下田津浪、民家多ク浪ニテ取ラレ、人死有、

今度地震、久能破損ニ付、見分御暇、明七日發足、於御前御羽織頂戴、

稻垣對馬守、○若年寄、重祿

十四日、飯府、

震災豫防會報告第四十六號

甲

金三枚、時服二、羽折、小普請方 福王市左衛門

銀三枚、時服二、棟梁 柏木太郎右衛門

同三枚宛、小普請方手代三人、

申身延山富士川口崩レ込、三日程歩行ニテ通ル、駿河四日五日ノ地震、駿府御城内、並遠勢新居關門損シ、町屋津浪、三州城々宿々、上方程強ク、大坂ニテ棟數六百軒、竈數一萬六百軒倒レ、押ニ打レ死人三千廿人、津浪アリ、土佐國大地震、津浪ニテ田畑悉海ニ成ル、

荒井、白須賀、桑名宿ナド、高浪ニテ流潰家多、行方不知、死人多シ、

十二日、今度地震ニ付、道中筋上方邊見分可仕由、翌十三日御暇、金五枚宛、

安部式部  
坪内角左衛門

(田所氏記錄)和歌山縣西牟婁郡田邊町大字中屋敷町、田所八郎藏殿木

○コノ記録ハ、櫻二本會ヨリ田所氏ニ託シテ抄寫セシモノナリ、

寶永四丁亥年、

一十月四日、未上刻大地震、土藏古家搖リ崩、間モナク津浪上リ、木町、片町、紺屋町、多ク流失、江川浦不殘流失、田邊大橋落申候、何様急ナル事故、老人小供流死二十四人、牛

馬犬猫等之死亡數不知、人々蓬萊山、上野山等へ逃去候、船モ家モ一所ニ成、夕方迄津浪三度來申候、夜ニ入候而モ可來哉と皆々山上ニ臥シ申候、夜分松明提燈ニ而道具拾ヒ寄候ニ付、紛レ込盜賊多有之、御役人御制度被成候得共、一向行届不申候、

覺

一家數四百三十一軒、町、

内

百五十四軒、流失、

百五十八軒、潰、

百十九軒、大破、

一藏百三十五箇所、同、

内

六十箇所、流失、

七十五箇所、潰、

一家數二百八十軒、江川浦、

内

五十五軒、潰、

二百二十五軒、流失、

一藏十六箇所、

寶永四年

内

九箇所、

七箇所、

一流失人二十四人、

内

七人、

十七人、

男、  
女、

一浦邊在中村々之儀、田邊町同様ニ崩候筋、流レ候筋、夥敷有之、委細書記スルコト能ハズ、

一此度大浪ニ而往來道橋道路通リ難キ所々、只今急ニ御普請難成候間、先ツ百姓共繕ヒ仕候而往來通路仕候様、御通達有之候、

一十月十四日御達左之通、

此度津浪ニ而金銀札并諸道具流散候由ニ付、町在之者共之内、過分ニ拾取候者モ有之由、失候者共不便成義ニ候間、如何様之物拾ヒ候哉、拾ヒ候ハ、相應ニ其者共ニモ爲取可申候間、隠シ置不申達出候様、若シ隠置、外ヨリ相知候ハ、急度科可申付者也、

十月、

三一〇

一米三十九石、御上ミヨリ御救扶助ニ被下置候、是ハ田邊町許リ之分

一田邊組村方之内、西ノ谷、糸田、目良、湊、神子濱、敷、新庄、七ヶ村、御上ヨリ御救扶助米十二石九升、并麥種三十石、農具料銀一貫六百九十二匁五分被下置候、又其後右七ヶ村へ米三十七石二斗、麥百二十四石、糠二十八石八斗、鹽四十五俵被下置候、

一十一月廿二日御通達、

此度地震津浪ニ付、大工日雇共賃銀高ク取申者有之様相聞候、追而定メ遣シ可申候、

十一月廿二日、

一地震之節、武藏、相模、駿河三ヶ國、砂積申ニ付、從公儀高掛百石二兩ツ、出金被仰付、翌年六月廿一日、目錄認相達、

覺

田邊領

一高三萬四千三百三十四石八斗九升、

内

九拾八石四斗五升六合、 引高、

殘高三萬四千二百三十六石四斗三升四合、

此金六百八拾四兩貳歩ト、銀拾參匁貳分貳厘、

内

寶永四年

金五百四拾八兩一步、銀九匁一分七厘、

上納、

金百三拾六兩一步、銀四匁五厘、

是者地震津浪ニ而、只今取立難仕分、

右之通、

一寶永六己丑年三月、左之通書上、

覺

田邊町、

一流家二百六拾九軒、

一潰家二百七拾四軒、

一五百四十三軒、

内

五十三軒、

三百二軒、

六十九軒、

百十九軒、

右之通ニ御座候以上、

丑三月

田邊町大年寄、

連名、

(御當家年表)史料編纂掛  
土佐探訪本、

寶永四年十月四日、大地震、津浪、御國中大破損、死人千八百

四十四人、江戸へ御届、御使者山内主馬被差立、

(谷陵記)土佐國雜書  
類從所載、

寶永四年丁亥十月四日、未ノ上刻大地震起リ、山穿チ水ヲ漲シ、川埋リテ丘トナル、國中ノ官舎民屋、悉ク轉倒ス、逃ントスレドモ眩テ壓ニ打レ、或ハ頓絶ノ者多シ、又ハ幽岑塞谷ノ民ハ、巖石ノ爲メニ死傷スルモノ若干也、係ル後ハ必高潮入ナル由言傳フナドツブヤク所ニ、同下刻津浪打テ、海邊ノ在家一所トシテ殘ル方ナシ、未ノ下刻ヨリ寅ノ刻マデ、晝夜十度打來ル也、中ニモ、第三番ノ津浪高ク、山ノ半腹ニアル家モ、多ク漂流ス、國中ノ死人二千餘人、當國ニ不限、伊與、阿波、紀伊、攝津、長門ノ海邊モ、頗ル破壊ニ及ブ、其外西國、中國、關東ハ地震計ト云、江戸ヨリ大坂マデノ模様如斯、  
江戸、駿河原マデ小地震、芳原家倒ル、死人ナシ、神原、油井、破損、清見寺齋藥屋、不殘潰ル、澳津、江尻、家大ニ倒ル、岡部、藤澤、島田、金谷、日坂、上ニ同ジ、懸川家大ニ潰ル、袋井不殘潰、見附、濱松半潰、舞坂同ジ、荒井津浪打テ、御番所流ル、二川半潰、吉田城潰ル、町家モ大ニ破損、御油、赤坂、藤川事ナシ、岡崎小破、橋落ル、地鯉餅事ナシ、鳴海、宮半潰、大垣城破損、桑名事ナシ、四日市マデ橋ナシ、四日市半潰、石薬師、庄野、龜山小破、關、大津マデ小破、

三一

大坂、地震崩家一萬四千十五軒、○高潮入大船小船落ス、橋數三十八、○家潰レ壓ニ打レ、或ハ高潮ニ溺ル共、死人壹萬五千二百六十八、又隣國ノ様子、

徳島、土屋敷二百三十軒、民屋四百軒地震ニ潰ル、潮入ハナシ、黒土浦郷共、潮入亡所、富岡浦郷小破、橋半亡所、泊浦小破、井佐ヨリ志和木マデハ、存亡不知、由岐兩浦共亡所、溺死夥シ、淺川、在家大形流失、死人少シ、海部、壑浦事ナシ、輛小破、突喰亡所、死人少ナシ、

宇和島城領小破、本町、栗町、新町、月町、桃崎迄大潮入、家財悉ク流失、吉田浦ト云所ハ、民家五十軒計流失、此所ノ潮ノ高サ、平地ヨリ八九尺計上ル、今治領、吉田領、松山領モ、海邊ノ郷浦悉ク大潮入ケレドモ、大破ハ無シ、總テ當國潮入在所々、田苑ハ云ニ不及、故ノ市井ハ大半海底ニ沈没シ、嶮山却テ平地トナリスレバ、新ニ國土ヲ生ジ出シタル心知也、凡ソ世ノ中ノ物語ハ、サシモ異々シク聞エシモ、面ノアタリ其實ヲ失フコト多カルニ、此程ノ損廢ハ引カヘテ、言語文墨ニモ盡スコト能ハズト云ヘドモ、其梗概ヲ記スコト如左、

安喜郡

甲浦 亡所、潮ハ山迄、御殿並寺院三ヶ寺、水主ノ家三軒殘ル、番所一軒屋具計殘ル、舟越ト云所ハ潮入ケレドモ家流レズ、

白濱 亡所、潮ハ在所殘ナシ、家ハ少シ殘ル、

河内 此村ノ土地ハ所々入込有之故、詳ニ難記、大體三ヶ一ノ亡所、潮ハ山迄、

生見 潮ハ田町ニテ、家ハナシ、

野根 事ナシ、

崎濱 事ナシ、

椎名 事ナシ、

三津 事ナシ、

津呂 事ナシ、

室津 耳崎ヨリ打入ル潮ニ、湊ノ東水尻ト云所ノ家流ル、其外事ナシ、

浮津 事ナシ、

元 磯邊ノ家少流ル、潮ハ田丁三ヶ一迄、慶長九年潮ヨリ、六尺卑シト云フ、

吉良川 事ナシ、

羽根 事ナシ、

奈判利 濱ノ在家亡所、御殿邊ノ家流ル、潮ハ田丁殘ナシ、

田野 事ナシ、

安田 事ナシ、

唐濱 潮ハ田丁迄、家ニハ不入、

下山 事ナシ、但幸野家ハ流ル、

伊尾木 潮ハ山迄、家少シ殘ル、

川北 松田島窪田モ亡所、柄川本村事ナシ、

土居 本村ハ事ナシ、玉作ハ半亡所、

安喜濱 半亡所、潮ハ田町十丁程迄、新庄新在家亡所、

赤野 潮ハ田丁迄、流家ハ少ナシ、

和食 潮ハ田丁ニ少シ入、

香我美郡

手結 亡所、潮ハ山迄、山上家少シ殘ル、

下夜須 半亡所、横濱知切ノ家ハ悉ク流ル、潮ハ大宮ノ庭迄、此濱ノ笠松流ル、屈枝蟠根、無雙ノ名木也、可惜、

岸本 亡所、潮ハ山迄、

王子 潮ハ田丁迄、家ハ山上ニアル故事ナシ、

赤岡 潮ハ在所殘ナシ、流家ハ三ヶ一、

古川 半亡所、流家少シ、

芳原 亡所、濱ノ並松ノ外ニ古田出ル、畔ノ形顯然タリ、地

一反計リハ並松ノ西ノ端ニアリ、庄屋ヤシキヨリ申西ニ當ル、庄屋々數ハ古ノ土居ノ跡ナリ、地二十代バカリハ並松東ノ端少シ西ヘヨリテ、同所ヨリ辰巳ニアタル、里人云、此所沙濱モ高潮推剝推流ケレバ、今ニシテハ此古田ノ幾ハク底ヨリ出タルト云コトヲ不知、但此松杉ハ昔ヨリ當所ノ墓地ニシテ、常ニ七八尺掘ルト云ヘドモ、終ニ如斯ノ土ナシ、爰ヲ以テ相計レバ、深サ一丈ノ内ナラン、○愚按ニ、右ノ古田、秦氏ノ地檢帳ニモ不載、何レノ代没セシト云コトモ據ナシ、上ニ三圍ノ松樹生植スレバ、決シテ三四百年來ノ物ニアラズ、

野市 潮ハ芳原境迄、家少シ流ル、

物部 三ヶ一亡所、廿四人死、

上田村 在家中半迄潮入、流家少シ、

下島 亡所、

久枝 亡所、

下田村 亡所、

前濱 半亡所、

長岡郡

里改田 潮ハ家迄、



號六十四第告報會查調防豫災震

甲

濱改田 潮ハ田丁殘ナシ、家ニハ中半迄、流家ナシ、  
 十市 潮ハ田丁中半迄、  
 池 潮ハ田丁ニ少シ入、  
 仁井田 潮ハ山迄、在家ニハ三ヶ一、  
 種崎 亡所、一草一木殘ナシ、南ノ海際ニ、神母ノ小社殘  
 ル、誠ニ奇ナリ、溺死七百餘人、死骸海際ニ漂泊シ、  
 行客哀傷ニ不堪、且臭腐不可忍、  
 下田 潮ハ田丁殘ナシ、家ニハ三ヶ二、  
 衣笠 上ニ同、  
 五臺山 潮ハ山迄、家ニモ、  
 吸江 上ニ同、  
 八頭 潮ハ山迄、家ハ擔ヲ浸シ、冬ヲ經テ干落ザレバ、民  
 居所ヲ失ヒ、山處穴居ノ有様、目モアテラレズ、  
 桂島 上ニ同、  
 高須 上ニ同、  
 介良 潮ハ田丁中半迄、  
 大津 上ニ同、  
 土佐郡  
 布師田 潮ハ田丁中半迄、家ニハ少シ、  
 一宮 潮ハ二王門迄、

筋野 潮ハ田丁迄、  
 比島 潮ハ山迄、家ニモ、  
 秦泉寺 潮ハ田丁迄、  
 江ノ口 潮ハ在所殘ナシ、家ニハ三ヶ一、  
 高知 堅固ニ設タル家ハ、地震ニ倒レ、或ハ破損、御城ハ  
 全シ、潮ハ町ハ真如寺橋ヨリ北見通シ限リ、江ノ口  
 堀筋ハ常通寺橋ヨリ、潮江川ハ常通寺嶋限、新町下  
 知ハ海ニナル、  
 潮江 潮ハ山迄、家ニモ、  
 右内海分ハ、初ノ打入シ日ヨリ定潮トナリ、聊モ干満ナ  
 シ、潮江、下知、新町、江ノ口ヨリ、一宮、布師田、大津、介  
 良、下田、衣笠迄、一般ノ海ニナリ、船ナラデハ通路ナシ、  
 吾川郡  
 横濱 潮ハ山迄、  
 瀬戸 潮ハ山迄、  
 御曼瀬 浦戸亡所、潮ハ山迄、但家ハ三ヶ一、家具計殘ル、勝  
 浦濱モ亡所、  
 長濱 潮ハ雪溪寺ノ院内迄、西ハ日出野限、又ハ民家ニ  
 モ、流家鮮シ、  
 東諸木 潮ハ大堤限、戸原ノ家少シ流ル、

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

西諸木 潮ハ大堤限、西南ノ在家ニハ入、  
 甲殿 亡所、潮ハ山迄、  
 秋山 潮ハ甲殿境ノ田丁迄、  
 仁ノ村 亡所、潮ハ山迄、  
 西畑 潮ハ山迄、流家少シ、二淀川ノ潮ハ、入田村ノ渡場  
 迄、  
 高岡郡  
 新居 亡所、潮ハ山迄、山腹ノ家少シ殘ル、  
 宇佐 亡所、潮ハ橋田ノ奥宇佐坂ノ麓萩谷口迄、山上ノ家  
 軒殘ル、在家ノ後ノ田丁へ先潮廻シケル故、通路ヲ  
 失ヒ、溺死四百餘人、  
 洞濱 在所盡ク海ニ没シ、深サ五尋六尋アルナレバ、別ニ  
 記ナシ、  
 福島 上ニ同シ、溺死百餘人、  
 龍 亡所、青龍寺客殿斗殘、蟹ガ池海ニ没ス、  
 井尻 亡所、  
 浦ノ内 谷口多キ村ナレバ、詳ニ難記、大體潮ハ山ヲ限、海  
 際ノ家不殘流、  
 東奥浦 潮ハ山迄、東横浪、西横浪ノ家ハ、屋具計殘ル、鳴無  
 大明神ノ拜殿モ潮入、潮田ハ海、

西奥浦 潮ハ山迄、家ハ高キ處故ニ無事、潮田ハ海、  
 押岡 潮ハ在所中半迄、流家ナシ、  
 神田 亡所、谷々民家田苑少殘ル、  
 吾井郷 潮ハ名越坂麓松ガ瀬川ノ奥迄、家ハ少シ殘ル、  
 土崎 亡所、民家田苑海ニ没ス、山上ノ家少シ殘ル、  
 多ノ郷 潮ハ本村ハ賀茂明神ノ奥ヲ限リ、大間ハ山迄、流家  
 鮮シ、大間ヨリ名越ノ麓迄、一面ノ海ニナリ、往還  
 山ヲ繞ル、  
 池ノ内 潮ハ田丁迄、當所ノ池今在家ノ二ツ石ト云所ヨリ  
 突抜ケ、海ニ連ル、家ハ事ナシ、  
 須崎 亡所、潮ハ山迄、池ノ内村ノ池ヲ、近年新田トス、其  
 溝渠深サ二間、横三間計、當所ノ故倉ト云處へ通  
 ル、初ノ地震ニ橋々落ケルニヨリ、湊ヨリ湧入ル潮  
 ニ、溺死スル者三百餘人、今在家モ亡所、  
 下分 亡所、潮ハ山迄、坂ノ川ト云山溪ノ在家少シ殘、樹  
 木竹筵盡ク流失シテ、壘洋如無涯、  
 下郷 半亡所、潮ハ上分村ノ大境廻越ノ川限、  
 野見 亡所、潮ハ山迄、  
 大谷 亡所、潮ハ山迄、山腹ノ茅屋三軒殘、  
 安和 半亡所、潮ハ燒坂ノ麓迄、山腹ノ家ハ殘ル、

久禮 亡所、潮ハ南ハ逢坂谷迄、中ハ常源寺ノ植松限、北ハ燒坂ノ麓迄、市井三ヶ二海ニ没ス、死人二百餘人、凡國中潮入ル所々、溺死スル者五人十八、或ハ二十人無ク能ハズ、種崎、宇佐、福島、須崎、久禮ノ大ヲ昔ノ小ヲ書セザルハ、事繁ケレバナリ、

上加江 亡所、潮ハ山迄、

小矢井賀 潮入ケレテ、事ナシ、

大矢井賀 上ニ同、

志和 亡所、潮ハ山迄、

小弦津 潮入ケレテ、事ナシ、

大弦津 上ニ同、

興津 亡所、潮ハ山迄、

幡多郡

鈴 半亡所、潮ハ山迄、

佐賀 亡所、潮ハ伊興喜ノ大境白石迄、山間ノ家少シ殘ル、

井田 亡所、潮ハ山迄、白濱モ同、

有井川 半亡所、潮ハ山迄、家ハ山上ニアル故、多ク流レズ、一ノ宮親王ノ古跡多ク埋没ス、衣懸崑ト云岩モ、定潮高クナルニ依テ不見、

上川口 半亡所、潮ハ山迄、家ハ山上ニ有故、中半殘、

蜷川 潮ハ田丁下モ迄、

浮津 亡所、

鞭 潮ハ山迄、上ノ家ハ無事、

口湊 潮ハ山迄、流家鮮シ、

入野 亡所、潮ハ山迄、此嶺ノ松林八幡賀茂ノ兩社潮入ト云ヘドモ流レズ、賀茂ハ式社也、右松林ハ鞭ヨリ下田ノ口迄連續シ、其樹直キコト竹ノ如ニシテ、其長短モ無ク、一國ノ壯觀也シガ、所々キレ、或ハ打ヲリ、根コギニシ、又ハ根ヲ洗ヒ出シケル故、大半ハ枯木トナル、林ノ中間ニ古ヨリ潮ミチクレバ、横二十間計ノ江灣有ケルガ、高潮ホリウガチ、横四五丁計ノ海トナリ、田丁六丁程上ニ浪打際トナル、此村ノ地高ク三百石、谷々ニ殘ル所ノ田畑、纒カニ九十石、里人生業ヲ失フモ理リ也、

鹿持 亡所、潮ハ山迄、山上ノ家ハ全シ、田丁ハ一面ノ嶺トナル、矢玉猿伺ト云所ノ山間ノ薄田、少シ殘ル、沙漠渺々トシテ、旅客迷洋、

下田ノ口 亡所、

上田ノ口 潮ハ銅山ノ下迄、流家少シ、

田ノ浦 半亡所、潮ハ飯積ノ麓迄、平地ノ家ハ流ル、

出口 半亡所、潮ハ在所ノヒキ、所迄、

井屋 上ニ同、

下田 亡所、潮ハ山迄、山際ニ屋具計殘ル、家少シアリ、

鍋島 潮ハ田丁、家ニモ、窪田ハ海ニ成ル、

竹島 上ニ同、

井澤 上ニ同、

小津賀 潮ハ田丁迄、家ハ事ナシ、窪田ハ海ニナル、

佐岡 潮ハ田丁迄、家ハ事ナシ、後川ノ潮ハ敷地ノ中澤岩田ノ境大要寺ノ門前堤ノ下迄、

中村 地震ニ家三ヶ二倒ル、潮ハ田丁窪迄、渡リ川ノ潮ハ岩崎脇田ノ池限、

宇山 潮ハ田丁殘リナシ、津野崎燒迄、十三端船一艘打上ル、家ハ高キ處故無事、

津野崎 潮ハ田丁殘リナシ、家ハ上ニ同、

不破 潮ハ八幡ノ並松迄、家ハ上ニ同、

坂本 潮ハ香山寺ノ麓迄、家ハ上ニ同、

山路 木村ノ潮ハ田丁迄、木戸ト云所ハ家悉ク流ル、但窪田ハ海ニナル、

眞崎 潮ハ山迄、家ニモ、流家鮮シ、田地不殘海ニ成ル、

深木 潮ハ山迄、家ハ山間故全シ、田地中半海ニ成ル、

間崎 潮ハ山迄、流家鮮シ、田地殘ナシ、

津藏淵 半亡所、潮ハ山迄、田丁中半海ニナル、

初崎 亡所、潮ハ山迄、一草一木無殘、

布 本村亡所、山腹茅屋二軒殘ル、名鹿モ亡所、立石ハ無事、

下第 亡所、潮ハ昔ノ木迄、濱ヨリ行程一里、故ノ市井ハ海底ニ沈淪シ、舸艦ヲ多ク繋ギヌレバ、外ニ可記ナシ、船ヲ壑ニ藏シ、山ヲ澤ニ藏ス、驚動再三、

鍵懸 亡所、田苑一面濱ト成、

大岐 亡所、潮ハ山迄、念西寺ト云寺、井民家三軒殘ル、是皆山上ニアル故也、此外一草一木殘ナシ、田苑ハ一般ノ沙濱ト成リ、浩々乎トシテ、暗ニ胡國ニ迷フ、南ノ山下ニ溼生ズ、久百モ亡所、

津呂 在所高キ所故、無事、

大谷 上ニ同、

以布利 亡所、潮ハ天神山ノ峙五尺計下迄、市井海ニ没、

窪津 亡所、潮ハ山迄、一王子ノ社迄殘ル、

伊佐 在所高キ處故、無事、

松尾 上ニ同、

寶永四年

大濱 亡所、潮ハ山迄、  
 中濱 上ニ同、  
 浦尻 亡所、潮ハ山迄、  
 清水 亡所、潮ハ越浦境ノ小坂ヲ打越シ、山間ノ家少シ殘ル、鹿島ノ宮流ル、  
 越 亡所、潮ハ山迄、賀久見ノ通路、舟ヲ用、  
 賀久見 半亡所、潮ハ山迄、山間ノ家ハ殘ル、  
 養老 亡所、  
 下嶺野 半亡所、潮ハ田丁殘ナシ、  
 三崎 亡所、潮ハ山迄、山半腹ノ家ハ少殘ル、田苑ハ一面ノ濱ニナル、龍串ノ奇石埋没ス、遺恨、  
 爪白 半亡所、潮ハ山迄、汀ノ松樹悉ク流失、  
 下川口 亡所、潮ハ山迄、山上ノ家少シ殘ル、  
 片糟 亡所、潮ハ山迄、  
 貝ノ川 亡所、潮ハ山迄、山腹ノ家少シ殘ル、  
 大津 半亡所、潮ハ山迄、  
 小才津 亡所、潮ハ山迄、  
 才津野 潮ハ田丁殘ナシ、家ハ無事、  
 尾浦 亡所、  
 西泊 潮ハ山迄、

周防方 亡所、  
 小間目 亡所、  
 赤泊 亡所、  
 柏島 島ノ四面潮湧出シ、堤ト一般ニ成シカドモ、在家ニハ不入、今年八月十九日大風雨、波浪雲ヲ捲、汀淵ヲ打ハキ、魚ノ網代モ損没シ、民家不殘潮ニヒタリ、魚翁産ヲ失ヒ、悲歎セシカドモ、此程ノ難ヲ遭レ、愁喜忽地ヲカヘタリ、  
 一切 無事、  
 天地 亡所、  
 橘 亡所、  
 泊 亡所、  
 柳 亡所、  
 福良 亡所、山溪ノ家少シ殘ル、  
 小盡 亡所、  
 湊 亡所、民家田苑海ニ没、  
 伊與野 潮ハ田丁殘ナシ、家ニモ入レドモ不流、  
 田ノ浦 亡所、  
 小浦 亡所、  
 内ノ浦 亡所、

三一八

外ノ浦 亡所、  
 呼崎 亡所、  
 坂ノ下 亡所、山腹ノ家少殘ル、  
 宿毛 亡所、潮ハ和田ノ奥、或ハ牛ノ瀬川ヲ限ル、初ノ地震ニ、士館炎車輪ノ如ニシテ、良久ク波上ニ浮沈シ、後ハ悉ク土居ノ前ニ漂ヒケルガ、第三番ノ津浪ニ沖ハ流出テ、土居計殘ル、浦樺、宇薄、藻津、右悉ク亡所、  
 右國中潮入在々所々、山迄打詰タル潮三分ノ一ハ、速ニ減シ、三分ノ二ハ定潮トナル、凡潮及ブ所ノ田畠ハ、悉ク永荒ト成リ、餓殍野ニ滿ントス、可悲々々、係リシコトハ往古ノ様モ稀也、慶長九年ノ高潮ノコトヲ、阿闍利曉印カ記録ヲ以テ推尋レバ、東灘ノ破損ハ、大體一般ニシテ、西郡ハ其事不傳、但備多郡佐賀ハ、此時ノ潮家送入ル、此外ノ浦々云傳ナシ、  
 谷陵記後序、  
 予嘗官遊四方、頗知本邦之地理焉、今也再周流海濱、回顧却怪、入ニ異方、驛馬行々問津、馬僮熱視予曰、公稱ニ更遊、跨馬遠郊外、不知某鄉某浦者何也、予默識良久、漸認出昔日之地方、拍掌大息、願奴隸曰、嗚呼哀哉、此罹二十月四日之厄者也、從此至彼、曲海抱海潮、或洲渚渺

寶永四年

茫、白鷺群水鷗噴、故市井也、國家承平長久也、良賈富農、閭閻撲地、不餘寸步、大厦高堂勢起雲、長棟橫梁氣吐虹、倉廩豐々、長望霜雪、今其安在乎、汝亦應レ記之、其回視而不助予歎息何也、狂瀾沂山、怒濤鼓丘、見之咫尺、有驚有懼、蓋在下有意與無意乎、昔今之控引耳、噫滄海茫茫、又復早晚爲桑田耶、有感乎、詩人谷陵之歎、聊取毫於客舍之下云、  
 寶永四年臘月日 奧宮正明識  
 公義差出之寢  
 一流家壹萬千七百七拾軒、  
 內  
 壹軒 浦戶御殿、  
 四拾貳軒 御舟屋并役屋敷、  
 八拾九軒 浦々分一并御米藏、  
 五千百拾七軒 鄉、  
 五千八百四拾六軒 浦、  
 七拾五軒 寺社、  
 一潰家四千八百六拾六軒、  
 內

三一九

五軒	御舟屋	五百六拾壹人	男
百七軒	侍屋敷	千貳百八拾參人	女
貳千貳拾貳軒	町屋	一過人九百貳拾六人	
千九百九拾四軒	郷	内	
七百拾四軒	浦	八百九人	男
貳拾四軒	寺	百拾七人	女
一破損家千七百四拾貳軒	御舟屋	一流失牛馬五百四拾貳疋	
内	赤岡方野根迄御殿分	内	
三拾五軒	一、	百六拾八疋	牛
拾貳軒	侍屋敷	三百七拾四疋	馬
九拾三軒	民家	一流失米穀貳萬四千貳百四拾貳石	
千五百九拾八軒	町家、此外小破之分	内	
内	家并殘無之、	米 壹萬四千八百八拾四石	
七拾七軒	郷	粳 七千九百四拾石	
千五百貳拾三軒	寺社、	麥 千九百九拾貳石	
四軒		大豆 百貳拾六石	
一死人千八百四拾四人、		一濡米穀壹萬六千七百六拾四石	
内		内	
		米 八千四百拾八石	

粳	八千貳百三拾壹石	板橋	百八拾八ヶ所
麥	百拾五石	筒	九百貳拾貳艘
一流失		一同井流六拾七艘	
鹽	四百八拾石	一亡所之浦、六拾三ヶ所、半亡所四ヶ所	
茶	三百三拾九丸	一亡所之郷、四拾貳ヶ所、半亡所三拾貳ヶ所	
鯨節	五拾萬八千節	一湊、三ヶ所大破	
一流失并破損船、七百六拾八艘		一山分之山崩、島作之雜穀、大分損失仕候、	
内		其外御國中往還道筋及大破、往來不自由之所、數ヶ所御	
御手船、		座候、以上、	
商船、		○寶永四丁亥年十月四日、須崎地震之記、	
漁舟并船共、		一往古天武天皇の御宇、白鳳十二年甲申十月十四日大地震の	
百七拾貳艘		後、當國大潮入り、人家はいふに足らず、田地大半流失す	
百三拾六艘		る由、古記に見ゆ、土作之國と言は、本領五拾貳萬三千七	
四百六拾艘		百三拾八石也、今貳拾萬石餘となるは、彼白鳳の大潮に三	
一流失網、四百三拾九帖		拾萬石餘流滅す、寶永四年迄、白鳳より壹千貳拾貳年に	
一浦々曬燒道具、不殘流失		成る、	
一流尖材木、五萬四千六百本		一寶永四年丁亥十月四日、巳之上刻より大地震起りける、今	
一流尖		日天氣晴朗、暖氣にて諸人單物帷子を著す、其騷動言はに	
起炭、貳拾艘荷		も不及、坤軸碎けけるとは、只此時也、如何成丈夫達者た	
一損田、四萬五千七百七拾石餘		りとも、一足も歩行ならず、山々の崩れる土烟、四方に渡	
一片關川除堤破損、四千九百九ヶ所			
一流失			

り、忽闇夜の如くにして、稍、暫く方角を失ひ、男女老若貴賤俗ども、正氣を失ひ啼きけぶ有様、魂魄はいづれの所に留らずや、大地割れ、底より潮水湧出、人家倒れ或崩れ、無難に在る家は一軒もなし、山里の貴賤、家業の爲、山へ行ける所に、此難に逢ひ、崩るる岩におされ死するもの、數を知らず、扱末の上刻より、大潮溢れ入、人家悉く流れ、死人骨を組が如し、牛馬猫犬等、皆々死す、諸人山に逃上り、危急の死を遁るるもあり、親兄弟足下に流れ死すれども、敢て助くるに力不及、人倫の道忽に滅す、道を守るも法を立るも、たゞ静謐の時に極れり、誰か爲に啼きもなき、山谷に響わたり、鳴動する有様、筆端にいとまあらず、晝夜入來る事、明る五日の曉まで十二度往來する、戌刻より潮不來、但洲崎を三里沖にある石が礫より沖は、海上隨分靜也、是より内大に動く、予山の嶺より海上を詠め居けるに、戸島と長者の渡間へかけ、潮盡く干附き、暫の間沼と成る、此所へ小船に人乗流れきたりけるが、壹人船より下りて沼に入ると見へしが、行着きは見へず、殘る壹人は船に有るよと見へつるが否、大潮入來り、右の船行方見へず成にけり、其後其人を聞けば、新町の何某、壹人は須崎浦惠美須屋佐五衛門にて有つるよし、此時に當て、財産器

寶悉く流失する、すさまじきも哀も悲きも、只此時に極りぬ、

一 此地震、五畿内、東は豆州箱根を限り、攝州、紀伊等の海邊は大潮入る、九州の内も、東西を請たる國大潮入、四國の内阿州、當國、○土専ら潮高く騰る、

一 當國の内、種崎より宿毛までの内浦に大潮入、赤岡邊より上分灘手は、少々宛入る所も有り、

一 須崎浦へ入來る潮、半山川筋は下郷の内天神の上之四五丁潮上る、多野郷は賀茂宮の前まで入、吾井郷は爲貞と言所まで入れる、右皆々川に付て鹽溢れ入、土崎は在家皆々流失す、押岡神田は土崎續きの在家少々流失、他之内村在家障なし、追加、此時他之内に不限、過來財物を拾ひ取、俄に徳付山開傳る、以後元へもどるか、皆々難儀する、

一 須崎浦、死人四百餘人、ケ様に流失する所の謂を尋るに、他方出る堀川の橋、地震に落ける所へ、潮先入來り、渡る便無之、悉く堀川へ打入れられ、大半死す、尤水練をよくする者か、或は天運に叶ひたる輩は、たま／＼死を遁る、追加、此堀川橋地處に落ければ、渡る事は成候へとも、川下より船潮に與へ込入、橋悉く池へ流入る、後世の君子、此川を埋められ、先年の通りニツ石へ堀川明き申候に成候へば、時變に助成申、此川を埋め申時は、新田畑全出申候、左候へば御工物餘計の遂にては無之様に相見申候、

一 此時流たる在家の人々、山野に居られども、所縁山緒を求め、不流人家を頼み、急難飢寒を免れ、目も當られぬ計也、

一 大潮に家財器物衣服等を流し候家を、不流在家の者共是を悦び、理不盡に拾ひ取、人の愁ひを不顧、賊類同事の有様、公義へ聞へ、所の庄屋年寄にも被仰付、急度穿鑿させ、銘々へ遣す、然ども隠置不出族多きに付、面々在家に込入、斷なしに家内を探す、古來より入魂知音たりといへども、其諱を忘却し、卑劣尾籠の高聲を出し、人倫五常の道を打破し、口論鬪論に及ぶ體たらく、冷敷も又淺間敷、哀はかなき有様は、只人道の境界もおもわれぬ、是非なき淨世此時にとどまれり、

一 岩永より門屋坂迄の間、往還道筋海と成、或道筋潰れ、往來不成に付、鳥越坂の峠より、他の内村へ横道を通り、下分村岡本へ越す筈が峠と云古道を往還の道として、門屋山際道となる、諸役人の送番所も、他の内村當分有之、送夫のもの共、爰に請る、無程午の秋、今在家町本番所に歸る、追加、大潮前は、大浦より原町古介一連道有、多人の旅人、此道を往還して、原町邊賑々賑々、大浦三浦濱れ、其以後往還する人茂無之候、右道之麻法に、原町の何某とやら申者、多早思ひ付、登人の勢力を以て協へ、諸人を自由させ申山、今も潮干の時難道通るもの有、今少し夫を入替の通りにいたし度も

ば、可求便なきとも、何をか印に是を尋んと、街道に啼きけぶ者多けれども、其詮もなし、池の中に浮沈む死骸、鳶鳥是をそこなふ有様は、何たる地獄に是をくらへんや、目もあてられぬ次第也、依之

公義よりの仰に隨ひ、穢多村かりやの後に、長さ數十間ばかりの大穴を、二行に掘り、此穴に取入、土に埋む、いかに時節と言ながら、扱々悲敷口惜く、何たる世にか成ゆかんと、心を痛めぬはなし、

一流たる者共、即餓に及に付、御公儀より御救役を被定、所所に被遣、御救米を賜ふ、男に三合、女に二合、日數三十日、或四五十日の間、面々家業に取付まで被下、尤小屋掛材木等、手寄の山に而被下、

一 須崎浦より下浦々御救役、 田中善八

是は無足の新屋從也、此時の勤功ニ付、同年十二月十六日、新知氏百石被下、小仕置ニ被仰付、後々田中賢大夫と成、又知行加増有り、五百石ニ成り、御仕置、被仰付、

一 此大變に付、諸人の心不落付、明日をしらぬ命と、路頭に迷ふ折柄なれば、非道の溢れ者、盜賊の族、可有之と御詮義之上は役人に、 朝比奈忠藏

是も無足の新屋從也、此時の舟方官一を以、同年新知氏百石被下、小仕置被仰付、御程知行加増五百石賜り、其後又加増千石、中老と成、

一 此時盜賊溢れ、諸人を惱さん事を、上御愁被爲成、右忠藏

寶永四年

を守護役に被仰付、其上在所年寄の郷士に仰せて、晝夜廻番して、賊盜を慎む、

一 此時の帝は

東山院

一 將軍は

源吉宗公

是は紀伊中納言、紀伊の守衛也、時に將軍家綱公御子無之、御孫子ニ成らせ玉ふ、享保元年中八月十三日、正二位内大臣右近衛大將征夷大將軍に任ぜらる、

一 當國大守 龍泉院、鐵心と隆す、

松平土佐守豊隆公

宿毛住七千石

山内藏人

一 御奉行三人 安喜住千石

五藤外記

城下住千石

山内主馬

是主馬、侍中間船越之儀ニ付、無念有之、藩不立、知行被召上、城下の東山北へ發居、跡式命弟ニ被下、家老職無相違、今の山内大藏是なり、然ニ享保七年壬寅八月ニ、歸參被仰付、太守豊隆公、御幼孫ニ付、御守ニ被仰付、江戸へ御供、於彼地病死、當代の 太守豊隆公御實父也、

一 郡奉行、

一 浦奉行、

一 須崎浦庄屋、

太次右衛門

一 同年寄

今在家分也、後不動、海部

勘之丞

一 同漕分同

助九郎

一 同原町同

與八郎

一 此大變ニ付、太守様御參勤不相成、江府に御斷被仰上御

使者、

山内主馬

右江戸江御書附、

一流家壹萬千七百拾軒、

一 潰家四千八百六拾六軒、

一 破損家千七百四拾貳軒、

一 死人千八百四拾四人、

一 失人九百貳拾六人、

一流死牛馬五百四拾貳疋、

一流失米穀貳萬四千貳百四拾貳石、

一 滯米穀壹萬六千七百六拾四石、

一 手船百七拾貳艘、

一 商船百三拾六艘、

一 損田四萬五千七百七拾石餘、

依右御願相叶、御參勤壹ヶ年御赦免、

一 此大千世界を、浮島が原と言傳へし事明らか也、大地震の後、安喜郡津呂室津の湊、地形上る也、先年大船荷積も入津自由成所、大變の後、荷積大船入事不成、此湊、石の切抜ニ而、底まで石成故、泥土に埋ると云事なし、然者地形上りたる證據分明也、

一 今在家町の事、大變前は二つ石より沖の方十五六間、町並

なれども、大潮に地崩れ、海貳百間餘地方へ寄り、町に不相成故、只今の處へ町割被仰付、面々住居す、

大變より前は、大橋通りの横町南側に地町有之、人家なし、橋の詰め東の方今の谷屋の邊に、加助と云者登入居る、此谷屋と申酒屋、後續して今は池青屋

一 大變より前は、大橋の北南方共、人家無之、東の方並松、今の島の所、皆芝原也、中頃高知の北山田の内須衛と言所の百性十歳といふ者、池を作式に申請、是を手作にせんが爲、糺の宮の前東の芝原に、家を建て居る、變以後は、是も故郷へ歸る、

一 今在家町、今の町筋ニツ石より宮原へ續き、大木の松林にて、日常らす物くらき所にて、小兒共は恐れ、壹人往來せず、右の松原の跡、只今の町並也、依之今の町の後の畑に成たる所、皆々芝原にて、糺の宮の名所也、大變の後作目と成る、

一 寶永五己丑年十月、町割有、町割役人諏訪半兵衛、追加ニツ石、裏に少の岩、小路の間に有之、大變に地形はれ崩れ、大岩ニツ出る、則今のニツ石也、

一 西今在家町、先年の町より十間計山の方へ寄る、西の町はづれ五郎右衛門屋敷は、今の傳助、今の川向ひ中洲の也、紺屋安右衛門、今のかの、與三兵衛、今の與三兵衛、前に井戸ありけるが、只今の川向ひの邊に、其井、此前方見へたり、

右之條々、差當り無用の儀に候へ共、自然先規の事入用之時之爲、我等憶に、覺之儘記置也、

寶永津浪溺死塚高岡郡

此塚は、昔寶永四年丁亥十月四日、大地震して津浪起り、須崎の地にて四百餘人溺死し、池の面に流れ寄り、筏を組が如くなるを、池の南路に長き穴を二行に掘り、死骸を集め埋め有しを、今度百五十年忌の吊に、此所に改葬するもの也、其事を營んとする折しも、安政初のこし甲寅十一月五日に大地震して、海溢しけるが、昔の事を傳聞、且記録もあれば、人々思ひ當りて、我先にと山林に逃登りければ、昔の如く人の損じは無かりしなり、只其中に船に乗沖に出んとして、逆巻浪に覆され、三拾餘人死したり、いたまじき事也、何なれば衆に洩れて斯はせしといふに、昔語りの中に、山に登り落かゝる石に打れ死し、沖に出たるもの悉なく歸りしと云事の有るを、聞誤、したゝめじもの也、はやく出で沖にあるはしらす、此時に當りて船出するは危かるべし、戒しむべき事にこそ、將昔の人は、地震すればとて、津浪のくるを辨へず、浪の高く入來るを見るよりして逃出たれば、後れてかくのごとき難に逢へり、哀にもまた悲まさらんや、地震すれば津浪は起るものと思ひて、油断はすまじきこと也、されど震り出すや

否、浪の入るにもあらず、少しの隙は有ものなれば、震の様を見計ひ、喰物衣類の用意して、扱石の落ざる高き所を撰びてのがるべし、されども高山の頂まで登るには及ばず、今度の浪も古市神母の邊は、屋舖の内へも入らず、昔は伊勢が松にて數人助かりしといへば、津浪とてさのみ高きものにもあらず、是等百五拾年以來、二度までの例しなれば、考にもなるべきなり、今度此營を成の印、且後世斯る折に逢ん人の心得にもなれかしと、衆議して、石を立、其事を記さんことを予に乞ふ、依而共あらましを擧て、爲に書付るもの也、

安政三年閏十月四日

古屋尉助識

(弘列筆記)一名高橋記、土佐國高橋郡所載、

一寶永四年十月四日、朝より風少もふかず、一天晴渡りて雲見えす、其暑きこと極暑の如く、未刻ばかり、東南の方おびたどしく鳴て、大地ふるひいづ、其ゆりわたる事、天地も一ツに成かとおもはる、大地二三尺に倒、水涌出、山崩、人家潰事、將基倒を見るが如し、諸人廣場に走り出る、五人七人手に手を取組といへども、うつぶしに倒れ、三四間の内を轉ばし、あるひはのけに成、又うつぶしになりて、にげ走る事たやすからず、半時ばかり大ゆりありて、暫止る、此間に男女氣を失ふもの數じらず、又暫くしてゆり出

し、やみてはゆる、幾度といふ限なし、凡一時の内六七度ゆり、やまりたる間も、夜に乗たるごとくにて、大地定らず、われさけたる所より、泥水わき出、世界も今沈む様にぞ覺ゆ、其時半時計あつて、沖より大波押入ると聲々に呼はり、上を下へとかへし、近邊の山に逃上る、たゞ前後辨るものなし、此外在々浦々まで、かくの如し、又逃行うちに地震ひて、老幼殊に難儀に及ぶ、間もなく跡より大浪うち入り、御城下廻り、堤不殘打こえ押切、大潮入込み、西は小高坂井口、北は萬々久萬、秦泉寺、薊野、一宮布師田、東は介良、大津の山の根まで、一面の海となる、大浪打事都合六七度、其浪の高き五六丈もあるべきや、されども西孕の山にて波をふせぎぬれば、御城下の方は大浪不入、大潮うつまきおしこむばかりなり、其外海濱の在々、同時に大浪打入り、其破損左に記目錄の如し、其目もくれになれど、入込たる潮不引、其うつまき、早き事矢の如し、又地震止事なく、人々生たる心地するものなし、此時、國守より海邊の山々へ貝殻を遣はされ、沖より大浪見ゆる時は、同時に貝(吹脱カ)をたて告知らすべきとの事なり、五六日の内は、貴賤山籠りし、あるひは高き岡にあれども、しばしの間も安き心はなし、浦戸、御壘瀬は後に山あるゆる、死人鮮し、種崎の濱

は、死人最多し、浪入數度の内、初度二度めは強からず、三度目の浪高サ七八丈ばかり、此浪に磯崎御殿不殘流失す、まことに時移り事去り、世は定めなきといひながら、今まで平らかなる波、暫しのうちに起りて、彼御殿をはじめ、所々民家に至るまで、暫時の内にゆりたふしおし流し、算を亂すごとくに、數百の男女老若、波にもまれ、あるひは大海へおしながされ、あるひは磯へよるといへども、巖岨々としてあげべき便りなく、又木屑にとりつき、磯近くなれば、聲あげてたすからんことを乞ふ、あるひは濱邊のもの、網など取集めて投げかけ、おもひ／＼に助るもあり、また運命つたなきものは、引汐にゆられ流れ、あるひは五葦山、吸江、浦野、秦泉寺の磯にあがるもあり、されども親は子にはなれ、子はあがれども、親はなく、又家あれども住人なく、人あれども家宅なし、此時にいたりて、國中の難儀たどふるものなし、此時、國守より御侍數十人、東西へ遣はされ、其最寄々々にて、諸民の飢を救はせらる、また種崎濱の死人、地震の後廿日許、聲空にのこり、雨夜などには、數百人の聲してたすけ給へと呼ぶ、聞くもの魂を失はざるものなし、此地震は城下廻り六七里がうち、大地七八尺許ゆりさけ低くなり、津呂、室津の邊は、

又七八尺も爾來よりゆりあげ、高く成る、これより津呂の港、船出入不成、通路不自由なる故、急に御普請ありしかど、もとの如くならず、此後、此港船の出入不自由に成じなり、同九日、十日に至りて、潮引浪も靜かに成て、山々に籠りたるもの、夫々家にかへりて住居す、此ころ、大門筋帯屋町下より一丁二丁の内、唐網あるひはすくひあみにて、海魚數多とりし也、また愛宕山の麓にては、鯖、鱈、王餘魚など、夥敷とりしと云、但此月の末まで地震止す、日中七八度、夜へかけては二十度にも及ぶ事毎日なり、大地ゆらつきて定まらざる事、前に同じ、ゆり出さんとする時は、かならず大筒を側にて打如く、夥しく鳴渡るなり、此地震、日本國中殘る處なし、但京都は少し、東海道筋は大抵尤破損多し、九州路少々破損あり、四國甚しう、其内土佐、中にも大破なり、外にも津浪入、死人過分の所も有と云、

破損覺

一流家壹萬千七百七拾軒、

右之内

壹軒

四拾貳軒

八拾九軒

浦戸御殿、

御船屋并役家共、

浦々分一家御藏、番所共、

七拾五軒	寺社
壹萬九百六拾參軒	民家
內五千百拾七軒	浦、郷
五千八百四拾六軒	
一潰家四千八百六拾三軒	
右之内	
五軒	御船家、
百七軒	御侍中屋式、
四千七百三十軒	民家、
內	
二千二十二軒	町、
千九百九十四軒	郷、
七百拾四軒	浦、
二十四軒	寺、
一破損家千七百四十貳軒、	
右之内	
三十五軒	御船藏、
十二軒	御殿并分一家、 <small>但從赤岡野根、</small>
九十三軒	御侍屋布、
四軒	堂社、

千五百九十八軒	民家、
內	
七十五軒	町、
<small>但此外小破、 家並殘無之、</small>	
千五百二拾三軒	郷、
一死人千八百四十四人、	
內五百六十一人 男、	
千二百八十三人 女、	
一過人九百二十六人、	
內八百九人 男、	
百拾七人 女、	
一流失牛馬五百四十二疋、	
內百六十八疋 牛、	
三百七十四疋 馬、	
一過牛六疋、	
一流失米穀貳萬四千二百四十二石、	
右之内	
壹萬四千八百八十四石	米、
七千九百四十石	粃、
千九百九十二石	麥、
百二十六石	大豆、
一濡米穀壹萬六千七百六十四石、	
右之内	

八千四百拾八石	米、
八千貳百三十壹石	粃、
百拾五石	麥、
一流失鹽四百八拾六俵、	
一同茶三百三十九、	
一同鯉節五十萬八千節、	
一同破損船七百六十八艘、	
右之内	
百七拾貳艘	御手船、
百三十六艘	賣船、并○以下、本書
四百六十四艘	漁船共船共、
一流失網四百三十九張、	
一同浦々鹽燒道具不殘、	
一同材木五萬四千六百本、	
一同保佐松節共六百八十三艘荷、 <small>但十端帆積之積荷ニ、</small>	
一同起炭貳拾艘、 <small>但右同斷、</small>	
一損田四萬五千七百七十石餘、	
一堰川除、堤破損四千九百九ヶ所、	
一流失板橋百八十八ヶ所、	
一覽九百九十二艘、	

一井流六十七艘、

一亡所之浦百三ヶ所、

內四十二ヶ所 浦、

內六十一ヶ所 浦、

一半亡所三十六ヶ所、

內三十二ヶ所 浦、

內四ヶ所 郷、

一山分崩畑作雜穀、過分損失、積不知、

一港三ヶ所大破、

一御國中往還之道筋及大破、往來不自由之所、數ヶ所、

右破損爲御注進、江戸表へ御奉行山内主馬殿被遣之、

一寶永五年壬子正月四日より、山田橋より石淵迄の内、往還御

普請出來す、比島より山田橋までは、大道分繕ひ、鹽田橋

の詰より比島の人家までの堤は、漸に築成して潮留す、地

震は此比までゆるること毎日なり、

一同五月、梅雨常の年の如く降り、其内二日三日ならず、六

月六日晚景より大雨夥敷ふり出して、七月末まで三月の

間、雨不止、又其うち雨ふらぬ日もあれど、空はれず、此間

東國は夥敷目でのよし、また去年以來地震、此雨に至り

てやすらふ、ゆぶつきし地もかたまりて、動く事なし、漸

安堵の思ひをなせり、

〔谷陵記〕



寶永四年

天武天皇白鳳十三年十月十四日ノ夜、地震夥シク、當國ノ田苑五十餘萬頃、海底ニ没シタル山、日本紀ニ見エテ、東寺ノ崎ヨリ足摺ノ崎マデノ海灣ハ、往昔ノ旧島ニシテ、白鳳以來ノ海也ト、國俗ノ傳稱噴ト云ヘドモ、未詳其實矣、トニカク此度ノ大變ハ、當國ニ在テハ前代未曾有ノ事ナルベシ、扱モ今年ハイカナル氣運ゾヤ、地震冬ヲ終テ未息、去ル八月十九日大風雨ノ後ヨリ、諸木花開キ、偏ニ春ノ如シ、秋毎ニ風雨スレバ、必花サクコト珍シカラズト云ヘドモ、十月四日ヲ過テ、彌草木生カヘリ、山ニハ楊梅實ヲ結ビ、野ニハ菊生出ルコト夏ニ齊シ、斯ノ如ンバ、孟仁ガ孝感モ見ニ至ヌ、鄙人ノ叶ハヌタトヘニハ、師走ノ楊梅也ト談笑セシモ、興サメ顔ナリ、

(温故年表) 史料編纂掛 豊後探訪本、

寶永四年丁十月四日、未ノ上刻大地震アリ、半時計過テ山湖湧キ出テ津浪、大地如シ覆カ鳴動ス、祇園洲海添町家共ニ床上ヨリ潮高三四尺餘、海添川鏡河内南津留荒田川北津留北ノ川末廣草道邊、潮溢テ溺死者不知員、船乘リ船島逃退者溺死ス、掛町平七母下女一人、全清兵衛下女一人、全町市右衛門妻、全町治八妻、全町又右衛門妻等六人、横町吉兵衛母、全人妻、全娘二人等四人、掛町問屋勘兵衛、客船、肥後領一尺屋利

三三〇

右衛門船三人乗破船、旅二人、府内ノ商人佐伯商人、合テ十五人、船島ニテ溺死ス、

同日午ノ下刻大地震、五畿内、南海道、西海道、三州、遠州、攝州、海濱、津浪ニ而打崩シ、大地烈テ海如シ泥、鳴動潮湧來事如シ矢、從山高溢、溺死人不知員、海上大小ノ船共破船、人夥ク死ス、東國北國ハ共ニ輕シ、

(日向雜記)

寶永四年十月四日、未刻方地震、其後津浪、村々沿家五十貳軒、土々呂市振、波にとられ、家跡海に成、深さ壹丈、永荒高貳石八斗餘、板田橋大破に及候、破船十艘、死人八人、牛馬七疋、右之外家財衣服等流失、難盡筆、

大日本地震史料 卷之七終

大日本地震史料

卷之八

寶永四年十一月

寶永四年十一月二十三日辛未、駿河國富士郡、昨日晝時ヨリ本日五ツ半時ニ涉リ、地震フコト三十度ニ及ビ、四ツ時ニ至リ、富士山大ニ鳴動シテ、黑雲天ヲ焦シ、火石泥砂ヲ噴出スルコト夥シク、火口ノ傍ニ一山ヲ涌出セリ、後之ヲ寶永山ト名ク、翌月八日夜、鳴動又強ク、夫ヨリ靜止セリ、是時、相摸、武藏等ノ近國ハ、皆降灰ノ害ヲ被レリ

(秋元家舊記)

寶永四年十一月廿二日之夜、輕キ地震度々、同廿三日又地震、同晝八ツ時分より雷、其上灰降、七ツ半時分、平日之暮時分同前に暗有之、同暮時より砂降、

(基原公記)

寶永四年十二月三日四日、從關東有書札、奇怪々々、可愼可愼、爲後代微細書狀之趣注之、

一 笹山入參候、略さては廿三日巳刻時分、地しんのや

寶永四年

三三一

うに、戸じやうじなど、ひゞきも地しんにては御さなく、ゆらくごいたじ、きみわろく候て、度々庭へ出申候やうに御さ候、夜にかけさやうに御さ候て、空の色も何とやらん打くもりあしく御さ候て、そのうへにかやうにはい砂のやうなるものふり申候、つゝみてかき付、御めにかき參候、いづかたも山などやけ申候やと申候へども、空のけしき一めんにて、何ともみわけがたく御さ候、ひる七ツ時分より、さしきのうちにてはひをこもし參候やうに御さ候、廿三日そとををり候者ども、目口へはいなど入候てありきかね申候よし、ひゞき申候は、にし南のかたよりにて御さ候、廿三日夜中たえずひゞき候て、廿四日にもおなじ通にて御さ候、さりながら朝はそらはれ申候、それゆへにおもて庭の山より、たじかに遠山のやけ申候よし見え申候、それにて地しんにては御さなきとあんごいたじ參候、大納言様宣も御らんせられ、わたくしも參候、さてさすさまじくおそろしき事にて御さ候、いづかたのともいまだしれ申さず候、やがて注進御座候はんまゝ、これ次第さうく申上候へく候、まづこゝもこのやうす、こそとりんにさいたして御さづかいあそばし候はんまゝ、此とをり申上候やうにとの事にて御さ候、さてもい

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

まだひびき御さ候て、やけ申候煙、空にみち申候て打くも  
り、もふくしき天氣にておはしまし、北の方少しはれやか  
に御さ候のみにて、はいすなふり候て、さしきのうちもけ  
ふり候やうに御さ候、何ともさうくしき天氣相にて御  
さ候、夕ぐれには神なりさへそひ參候て、すさまじく御さ  
候、いつぞや下され候たき物なごたき、吉來香をもたき參  
候て、すいぶんくつしむ参候、かしく、

廿五日夜

前關白様にて

たれにも御中

ひ

返く地しんとはぞんじ候はねども、たえずかやうに  
びりくしひびき候へば、きみあしく心さはがしく、は  
やく世もしづかになり候かじとねんじ參候、さりなが  
ら大納言様御きげんよく御ぶじにて、右近もかはり事  
なく、その外めしつかひのものども、とりくつがな  
くさふらひ候、何もく御きづかひあそばし候まじく  
候、しんじ、

又四日、到來文、

一筆申入參候、略さてはひびきのやうなる事も、大かた  
しづまり參候、晩方注進御さ候て、此書付まいり候ま

小、駿州の内、コブシ程なるあり、又大小の栗程のもあり、其  
かろき事瓢タンの如し、難記之間漸書之、

又四日、姫君○近衛基綱ノ女ニテ、侍の者、有用事進書狀、其書  
中微細之間注之、取要、

一當地砂降候事、于今止不申、雨風之節は、別てふり申候、先  
達て申上候通、富士山すばしり口と申所焼申候、爲見分御  
徒目付三人被遣候所、焼候山四里近く迄參候へ共、其方前  
へは中々石などふり申候而難義、尤四五里之間、家居一軒  
も無之、或は焼失、或はつぶれ、人聲人も無之、畜類も事之  
外難義之體相みへ申候由に御座候、右之砂、水戸邊、上總、  
下總、安房、尤相模鎌倉邊、江戸よりは深くふり申候沙汰  
に御座候、砂故に御座候哉、病人も數多御座候、去る朔日  
之御禮にも、尾張殿、紀勢殿を始八十二人之病氣斷にて登  
城無之候、其以下家々、事之外病人多く、別て難儀仕候、併  
損じ申様成病氣にて無之候、五七日之内、得快氣申事に  
候、

又

昨廿二日ひる八時より、今廿三日五ツ半までの内、ぢしん  
まもなく三十ほどふるひ、少々このり候半くづれのい  
ふ、また候ふるひくづし申候その上同じく四ツほどより、

寶永四年

ま、御めにかね參候、代官所より書付いまだまいり候はず  
候、もしまいり候は、又々御めにかね參候べく候、はい  
もふりつみ參候、そらはいまだはれくもり參候て、日かげ  
も見えかね參候、夜に入候ても、ほしなご見え參候事も御  
さ候、又みえかね參候事も御さ候、はいなご庭につもり  
參候、雪のふぶきなどのやうに、あなたこなたにつもり參  
候て御さ候、何とやらんきみあじきものにて御さ候、はや  
くしづかになりまいらせ候へかじとねんじ參候、しんじ、

廿六日

前關白様にて

たれにても御中

ひ

返くむかじよりふじ山やけ申候事は、あまりさいさ  
いはなき事のようにうけ給り候て、おそろしくぞんじ參  
候、しんじ、

江戸へ吉原之者注進如此、即續加之、○下文昨廿二日云、  
云間屋注進ヲ云フ、  
又當月三日の文、今日到來、彼ひびきもしづまり、おだやか  
に御さ候よし也、

ふじ山おびたしくなりいで、其ひびきふじごほり中へ  
ひびきわたり、大小の男女どもにせつし仕候ものおほく  
御座候へども、死人は御座なく候、しかる所に同じ山雪の  
ながれ、木たちのさかひよりおびたしくけふりまき出  
し、なをもつて山大地どもになりわたり、ふじごほり中一  
へんのけふり、二時ばかりうづまき申、いかやうの儀ども  
ぞんじたてまつらず、人々とはうをうしなひまかりあり  
候、ひるの内はけふりばかりとあひみえ、くれ六ツ時よ  
り、右のけふり皆火煙にあひ見へ申候、此うへいかやうの  
儀にまかりなるべきもぞんじたてまつらず候、右のだん  
おそれながら御ちうじん申上候、以上、

十一月廿三日

駿河富士郡

吉原宿

問屋  
年寄

右之をり、駿劔よしはら宿より、しゆくつきを以て、た  
だ今ちうじんつかまつり候間申上候、もつとも御たいく  
わんのせ權兵衛方なば、いまだなにとも申きたらず候以  
上、

十一月廿五日

安藤筑後守

三三三

石尾阿波守

五年正月廿八日、○中長之朝臣、自道中富士山新山出來之圖書進之、仍加之、○圖略、又昔の山の體、爲後代余書之加之、名山形異變、可惜々々、凡自古以來、山河地形、或洪水、或地震、彼是變異、尤可然云々、去年下向關東、見富士山、今日山形相變、人間世界、日々無不變物、不足驚、但富士山體相變、返々惜哉々々、

〔伊東志摩守日記〕

○志摩守、時ニ江戸ニアリ、

寶永四丁亥年十一月廿三日、夜中方空曇、夜明候得而も曇有之候、

二三日此方、毎日曇候得共、少々晴候、丸雪少々降候日茂有之候、雨は常月十日の晩降候後、降不申候、

巳刻時分々南西之方に青黒き山のごとくの雲多く出申候は、地は震不申候へ而震動間もなくいたし、家震、障子強鳴申候、風少も吹不申候、午之刻時分々南之方に而雷鳴出、黒雲之内稻光強いたし候、雷鳴可申前には、震動強いたし候北之方江も白雲次第におこひ、惣天曇、午之中刻かねずみ色のはいのごとくの砂多く降申候、南西の黒雲少は薄成申候、未之刻時分々震動止申候、空は厚白曇に成、南の方にて時々鳴、

たし候、南之方に而雷聲、<sup>(時服カ)</sup>時夜中いたし候、稻光いたし候、西之方半分程、南は一面に、東之方江も黒雲かゝり申候、

廿五日、朝天色、西之方半分程、南一面、東之方江雲廻り黒く曇、次第に天中におこひ、日光をおこひ申候、北は晴申有之候、雷夜中の通り時々南方にて鳴り、地にひびきいたし候得と、戸障子にひびけ申候、雷聲長く鳴申候、四ツ時には次第に黒雲東へ廻り、天中江南方押出候、風少も無之、震動相止申候、九ツ時々黒雲東之方江廻り候、雷時々如前に鳴申候、八ッ過時々天半餘曇、東南之方如霧に有之、近家も見分無之候、七ッ時々黒き砂少々降申候、雷も時々南之方に而鳴申候、日暮候はくらく有之、少之先も見へ不申候、八ッ半前に砂降止申候、北之方空晴申、夜中時々南方にて雷鳴候、おこに遠近有之候、夜中風少も吹不申候、

富士の狂歌

鳴音は、あらわしうや、神遊び、道すなをにて、天下太平、

あし高や、富士は三里に、炎すへて、氣をひきさけて、下はうるむひ、

時行風の歌

これやこの、行も踏るも、風吹て、しるもしらぬも、みなせきにけり、

廿六日、朝南東方黒雲、天中半餘おこひ、北之方晴申候、辰下刻方南風少々吹、黒雲次第におこひ、出、黒き砂頃日方者大きく粟つぶ程の多降、屋根へ落候に、雨のごとくにおこいたし候、

稻光夜中いたし、雷鳴可申前には動搖いたし候、遠天にて鳴雷のひびき強、地動き戸障子なり申候、雷聲この外長く有之候、夜に入候へ而降候砂色黒く、常之川砂成、晝夜降候砂、凡二三分程つもり申候、四ツ時々空少々晴、星出、砂降申候、夜半々常の如月出候、北東は晴、西南は黒雲退不申候、七ッ半時震動強いたし、西南之方稻光いたし、雷鳴申候、七ッ半過方西風吹出し、明六ッ前迄吹申候、風出候は震動和申候、六ッ前風止申、少々吹申候、

翌廿四日、朝六ッ時之天色、北之方は晴、西南黒青き雲厚出、東之方江も少々右雲廻り申候、昨日之通り震動いたし、西南之方にて雷鳴稻光いたし候、西之方は北之方、次第に黒雲退晴候、五ッ時々日、天中晴候處へ登候故、日光出申候、四ッ前々雷聲止、動搖もやみ申候、南之方黒雲は晴不申、九ッ過より西風少々吹、午之刻過方西南之方薄青雲、東之方江次第廻り天中迄、日薄曇候、西風少々吹、北之方西半分相晴申候、七ッ時々又震動少々いたし候、西風日入前より止申候、夜入五ッ前少々強地震ゆり申候、地震いたし、震動少々やみ、時々少々づいたし候、風少も不吹、星出候得共、光無之候、南西之方黒雲登、半天におこひ有之候、南之方にて稻光強、雷聲時時いたし候、九ッ前に少々地震いたし候、震動時々少々づいたし候、

雷時々東南にて鳴候、晝過方天中之黒雲少々薄くなり、日光のかげ見へ申候、東方黒雲北之方へ廻り黒雲おこひ申候、雷聲は八ッ時々鳴不申候、暮六ッ時前少々砂小降に成申候、天中之黒雲薄有之、昨夜程にくらく無之候、夜九ッ半時々砂降止候、砂二三分もつもり申候、天中少晴申候、雷時々東南之方にて鳴申候、頃日方も雷聲遠きこへ間遠に鳴申候、夜中方西北之風少々吹申候、

廿七日、東南黒雲退、四方一面に白雲になり、雪降空のごとくに有之、西北之風少々吹申候、頃日方天色静に見へ申候、晝前々東南之方に薄黒雲出候へ而、次第に北之方へ黒雲東方おこひ申候、風少も吹不申候、七ッ時々北風少々吹、北之方江おこひ候黒雲、南之方へ廻り、北之方晴、右黒雲天中におこひ、七ッ半時々おこひ、黒き砂降申候、次第に黒雲南江行、夜四ッ半時々砂降止、空少々晴、星出候、夜中時々震動いたし候、雷聲遠少々こへ申候、時々、

廿七日に江島岩木院が狀被差越、如此被申越候、一筆啓上仕候、其御地御静謐にて、御手前様彌御堅固被成御坐候哉、承度奉存候、然者當地一昨廿三日之暮方大雷石降、同夜夥敷雷鳴砂降震動、戸障子響、翌廿四日朝少晴、巳之刻過夥敷雷鳴砂降震動、月夜々昏、燈用申候、終日砂降、

寶永四年

雷電強響、夜入迄止不申候、今廿五日止候得共、于今雷鳴響動止不申、落付不申候、併上下無恙罷在候、其元如何御坐候哉承度存、飛脚申上候、取込早々申候、恐惶謹言、十一月廿五日夜 岩本院書判

伊東志摩守様

人々御中

廿八日、朝霜多降申候、北之方晴、南之方曇申候、五ツ半前震動餘程致、四ツ時方總天白薄曇候、雲薄故日光者有之候、東南薄曇雲少も不退つかへ、終日天半分内に有之候、北西相晴申候、夜中雲右之通にて、東南之方にて雷聲遠く時々可申候、

廿九日、朝霜餘程降候、東南に薄曇雲出不退有之候、西北は晴申候、晝時方次第東南之薄曇雲、天中江おほい日光を覆申候、北風少々吹申候、七ツ時には曇雲天中におほい、西北も白雲になり申候暮六ツ時、東南之方薄曇雲、天中江押おほい、星も見へ不申候、西北之方は白雲に成候、風よい之内は少も吹不申候、四ツ半時より砂少々降、七ツ過迄降候へ而止候、八ツ半時、震動時々いたし、稲光度々致候、雷時々東南之方遠天に而鳴申候、七ツ半時方雨降出し候得て、震動雷止申候、

駿河富士郡吉原宿間屋年寄方注進書之趣、寫シ、昨廿二日晝八ツ時方、今廿三日五ツ半時迄之内地震、無間も三十度程震、少々殘候半潰之家、又候震損申候、其上同四ツ時方富士山夥敷鳴出、其響、富士郡中江響渡り、大小之男女共絶入仕候者多く御坐候得共、先人者無御坐候、然處に同山雪之流、木立之境より夥敷烟卷出、猶御山大山共に鳴渡り、富士郡中一箇之煙と二時許うす巻申候、如何様之儀共不奉存候、人々十方を失罷在候、晝之内者煙許と相見へ候、暮六ツ時方右之煙皆火煙に見へ申候、此上いか様之儀に可能成不奉存候、右之段年恐御注進申上候、以上、十一月廿三日 駿河富士郡吉原宿 間屋 年寄

十一月廿三日

年寄

卅日、朝南東黒雲退、四方白雲に成、雨降申候、少々之間止候得ては又雨降申候、北風少々、吹申候、晝九ツ過方雨止、薄曇りになり、雲中方日光差出申候、夕方に成西北晴申候、東南方薄曇雲、天半内におほい有之候、薄曇雲之内に白雲引はへ、黒雲之内とぎれ有之候、頃日のごとく根黒雲は無之候、暮候へ而四ツ過方砂少々降出し、四ツ半過迄ふり申候へ而止申候、夫々あかるくなり申候、又八ツ方くら黒雲

おほい出、砂多く七ツ迄降、六ツ前迄に少づ降、夜明候へ而止申候、夜中風吹不申候、

年代記ニ 根武天皇延暦庚辰十九年三月十四日、四月十八日迄富士山のいたし、ゆへなふしておのづからもへて、晝は煙くらく山をかくし、夜も火のひかりをてらす、其音計のごとし、灰をふらす事雨のごとし、山下のかすい血のごとし、

寶永四年迄九百五年ニ成候、

年代記ニ 清和天皇貞觀中六年五月、富士山もへて十日餘り火消す、山上のばんじやく崩て海をうづむ事世里許なり、淺間の方よりもへ出で、後には甲斐國の方へ焼うつる、

寶永四年迄八百四十四年ニ成、

十二月朔日、朝薄曇雲東南にひきはへ候、根黒雲不出候、西北は晴候、四ツ時には惣天白雲に成、東之方黒雲天中江登り、日光をおほい、西方東へ薄曇雲大筋立曇り、霧降候様に成候、夕方方西北之方少々晴、西方東へ黒雲引はへ申候て、少薄くなり、霧のごとくに有之、隣家も見へ不分候、六ツ時西北は晴、星出、東南は曇り申候、北風少々吹申候、夜五ツ半時西北晴、星出候、西南之角方薄曇雲、東之方へ引はへ有之候、夜中西北は晴、東南は薄曇有之候、二日、朝四方白雲に成候、東南村雲立、雲切いたし候、風吹不申候、四ツ前々四方曇、頃日に無之晴に而日光出候處、風少々吹候、七ツ時前々、西南之角方曇雲、東之方江引はへ、日光をおほい、次第に南東曇り候、夜中曇曇り、四ツ半過

寶永四年

候時分七ツ前迄、少づ砂降申候、風者無之候、

三日、朝西北之方相晴、西南之角方黒雲、南東江引はへ、黒雲村々立有之候、日光を終日雲おほい、夕方東南霧煙之如くに有之候、夜中東南相曇り、西北者晴、星出申候、風吹不申候、砂降不申候、

四日、昨朝之空之如くにて霧煙深く下り、隣家も見わけがた候、四ツ時方段々白曇りに成、四方一面に曇り、日光不出候、川このの外鳴申候、九ツ過地震少々ゆり、雲少々薄なり、雲中方日光薄出候、九ツ半時方砂少々降候、八時は惣天白雲に成候、川鳴止不申、八ツ半前々南風吹出シ候へ而、川鳴少少止候、南風暮六ツ半時方段々止申候、薄曇り星所々に出候、九ツ時少之間砂少々降申候、其後空晴、星見へ候、七ツ少前に地震少々ゆり候、夜中風吹不申候、

五日、朝西南角方南東江薄青黒雲引はへ、西北相晴、九ツ過方西南之風吹出、南西方黒雲押出し、日光おほい曇候、八ツ過方西北之風少々出、雲晴、夕方方又黒雲登り、一面に曇り、星出候、四ツ過方北風強く吹出、夜明方迄吹申候、黒雲南之方江吹入、白曇りに惣天なり申候、

川崎とつか邊江石砂降申候と申候、石礫石のごとくの燒石、色ねづみ色、やは石故輕候、五六分四方、大小有之候、

三三七

三三六

寶永四年

三三八

大き成はりんご程候由、砂もあらく候、壹坪に九斗、壹石も降申候、富士近程石多大き有之、砂多く降申候、  
 六日、朝北風少づ、吹候、黒雲南の方江吹入、南の方根に黒雲少々有之候、惣天白曇りに成、日光不出、寒氣強有之候、如昨日之東南より黒雲、東江今夕引はへ不申候得て、一面に白曇りに成候、風吹不申候、夜中晴、北風少々吹候、  
 七日、朝村雲出、東南に黒雲少々切々出、北風少々吹候所に、四ツ時より北風強立、村雲南方江吹入、七ツ半時方風少々止、夜入風無之、夜中晴、月星さへ出る、  
 八日、朝惣天晴、南之根に青黒薄雲少々有之、四ツ時方村雲出、北風少々吹、八ツ時止、白曇りに惣天なり、南之方に青薄黒雲引はへ申候、根はすき有之候、寒氣強し、  
 九日、朝方四方白曇りに成、日光不出、東南に黒雲引はへ不申候、終日寒氣甚敷有之候、夜中四ツ前々みぞれ降、夫方雪に成、夜中降申候、北風吹候少々、  
 頃日、駿河方注進に、富士未燒候得共、和に有之候、石などは最早降不申候由也、并富士燒申候繪圖、駿州御代官公儀到來候寫し也、 九日朝六ツ半時方不燒申候、煙止申候、  
八日夜五ツ中前、驟しく震動し、夫より富士燒止候由也。  
 十日、朝四方曇、雪降申候、四ツ前々雪止雲晴、日光出る、夜

中降候雪、七寸つもり申候、八ッ過方白曇りに成、日光おほひ、寒氣つよく有之、夜中七ツ時方北風強吹出、六ッ前々少々和吹申候、  
 十一日、白曇に惣天成、北風吹申候、四ツ前々雲切致、村雲立、北は晴申候、北風終日強吹、村雲退晴候へて、暮六ッ時方風止申候、夜中風無之、晴天、寒氣甚敷有之候、  
 十二日、朝晴天風無之、終日一天に雲無之、晴閑にて寒氣は強く有之候、夜に入月星さへ出る、夜中風無之静也、跡月に當月にも無之空合、快晴之日和にて有之候、  
 十三日、惣天晴、陽氣立登申候、八ッ時方南風少々吹出る、暮時に吹止申候、夜中五ッ過方北風よほご吹出、寒氣強、九ッ過方風止申候、  
 十四日、晴天、四ツ時方東南の方方白雲出、日光おほひ、晝時方一面に白曇りに成、夜に入四ツ前少々雪降候、風吹不申候、  
 富士山、頃日燒止候注進候由、  
 十五日、朝惣天白曇に有之、五ッ過方雲切いたし、日光出晴、風無之、閑、夜に入月星さへ出る、夜中風無之静有之候、  
 富士之すそに、去月廿一日に大穴明き申候に付、百姓共不審に存、三百廣程之繩を下げ見申候へ共、中々届申候様成事に

而無之、夥く鳴出候故、百姓過半府中江退候政、跡之事者不知候由、  
 相州邊は、砂石壹丈貳尺餘降申由也、○本番、コノ次ニ富士山噴、火ノ略圖ヲ收メ、今略セリ、

(文露菴)

寶永四年十一月廿三日、昨廿二日晝過より、西の方曇り、震動強く、夫より砂降、十餘日の間同事、依之吉原驛より注進、  
 廿二日晝時より、今廿三日五半時迄地震、間もなく三十度程震、少々殘半潰之家、又々震潰し申候、  
 其上同四時より富士山夥敷鳴出、其響富士郡中へ響渡り、大小之男女ども絶入仕候者多く御座候へ共、死人は無御座候、然處に同山雪流、木立之境より煙卷出し、夥敷鳴渡り、富士郡中、一遍之煙、二時許うす巻、如何様之儀とも不奉存、人々十方を失ひ罷在候、晝之内は煙許に相見得、暮六ッ時より、右之煙皆火燭に相見へ申候、此上如何様之儀に可能成も不奉存候、  
 右之段乍恐御注進奉申上候、以上、  
 十一月廿三日 駿河富士郡 吉原宿 問屋 年寄

右之通、只今注進仕候間申上候、御代官小長谷勘左衛門方よりは未申來候、以上、  
 十一月廿四日 石尾阿波守 安藤筑後守

(折たく柴の記)

十一月廿三日、午後參るべき由を仰下さる、よべ地震ひ、此日の午後雷の聲す、家を出るに及で、雪の降下るが如くなるを見るに、白灰の下れる也、西南の方を望むに、黒き雲起りて、電の光り頻りにす、西城に參りつきしに及びては、白灰地を埋みて、草木もまた白くなりぬ、此日は大城に參らせ給ひ、未の半に還らせ給ふ、此日、吉保朝臣の男二人、叙符有故也、頓て御前に參るに、天甚だ暗かりければ、燭を擧て講に侍る、戌の時許に灰下る事は止しかど、或は地鳴り、或は地震ふ事、絶す、廿五日にまた天暗くして雷の震する如くなる聲し、夜に入ぬれば、灰又下る事甚し、此日、富士山に火出て燒ぬるによれりと云ふ事は聞へたりき、是より後黒灰下る事止すして、十二月の初に及び九日の夜に至て雪降りぬ、  
 (三好維堅筆記)

大御神村天野氏ノ家ノ記ニ左之通り、

維時、寶永四丁亥年冬十一月廿三日晝辰刻、大地震俄爾動搖

寶永四年

三三九

して、須臾而黑雲出於西方、蓋一天、雲中有聲、如百萬雷鳴、已刻計頻雨砂石、大如蹴鞠、落地而裂、出火焰、焦草木、燒民屋、時有雷聲、自東西至中途、亦東西兩別聞、是者數十里中、如有己カ屋上、所無火災、日中猶暗夜、點燭見、正見黃色、而有鹽味、合憶三災壞空時至、男女老少、座佛前高聲唱佛名、感勸而盡經、唯願臨終、進至夜半、雲間見星光、識天地未落、雖然世界一般石砂、縱有天地生民、何以存生命、尙欲速死、至廿四日有微明、捨燭始見親子面、雨砂微少、而如桃李、廿五日、雲中漸現日光、雨砂尙微少、而如豆麥、間有如桃李、前日行地方者、歸テ告家人云、是士峰火災也、及富東數郡、尙有平安土地、生民聞急、捨資財、忘重器、扶老衰、負幼弱、牽牛馬、走西南、嗚呼悲哉、禽獸者無地可飛走、打殺斃、至廿六日半時、雨砂如微塵、間有豆麥、如十二月初八日、雷聲盡、雨砂尙止、天氣如元、國下令命吊生民、計石砂深厚、近村遠鄉、平地山澤、自有淺深、富麓ノ一村、平地一丈二尺、其山岸深澤、以人力不可計、余村者去富麓三里、去士峰燒穴九里、尙平三尺五寸、其山岸深澤ハ及一丈二丈五丈七丈、士峰火災、夫稀有哉、生民辛苦大哉、恐降砂害、一旦雖走他方、誰與食有地、再歸砂石中、以嶺裡除屋、降砂山深、假水流田島積砂川谷、賈累代重器、爲老親保護、出親愛幼兒、爲邦奴僕、况於牛馬畜

寶永四年

三四〇

屬也、悉散四方、求拂砂器具、夫平世平三尺地、掘一丈井、人以爲難事、鄉爾無食有地、且夕飢餓身而已、除深厚砂石、爲膏腴良田、辛苦多少也、余筆記而傳後世者、海水一滴、九牛一毛也、至曲暢普通、我孟軻子ノ辯有、班固子ノ筆ヲ與、未可及、  
〔寶永錄〕  
四年十二月五日

御徒目付

市野新八郎

安田藤兵衛

馬場藤左衛門

右富士近邊江砂見分歸候ニ付、銀十枚ヅ、被下、

銀三枚ヅ、

御小人目付六人

〔弘列筆記〕

寶永四年、

ことし九月十月十九日より、廿三日迄の中、江戸中近邊、くらやみとなり、大地鳴動、黑白砂ふり、積事二三尺、右五日の中、晝夜不相知、其後空晴、世間通路有りて、富士山より火燃出、三十里四方へ土砂ふき上、如此よし聞ゆ、此時富士の裾野に山一ツ出来る、是を寶永山といふなり、人間五十年、盛なるもはづかなるに、目前に移り換る事、きのふはけふの夢

となり、またしき花もちりやす、あたし野の露、鳥部野の煙立去らで、夢のゆめみる浮世なれば、今更おどろくべき事にもあらず、人の身、我身におもひしられて、  
けふをさる人し無ればとに角に、定めなき世の夢をみる哉、  
〔承寛棟録〕

寶永四年十一月廿三日、富士山燒失、入夜火光照百里、古來此事、往々雖記之、如今年前代未聞也、砂散空數十里埋沒、殊武劬、相劬、駿劬之田畑埋却、黑砂地と成、酒匂川少時暫水滯と云、依之砂所除而入川金、諸國高役百石金貳兩宛出之、其日朝より曇り、地震折々、何かちらくと降、雪かと云とも不知灰也、暮頃より砂に成て降る、日午家内暗く、灯を立ると云、此燒に富士山燒砂、半腹より上に積り、小山一ツ出来、是を寶永山と云、

〔谷陵記〕

寶永四年

駿劬ノ災ヲ聞ケバ、十一月廿二日未ノ刻ヨリ、明ル廿三日辰ノ下刻迄地震甚ノ、民家一字モ不殘轉倒ス、同巳ノ刻富士山夥ク動搖シ、其響天地ニ亘リ、男女多ク絶ス、然シテ後富峯ノ雲消流シ、黒烟卷テ、猶々天地鳴動シテ、富士嶺中一片ノ烟、二時許ツツ卷ケレバ、互ニ膝ニヨリ肩ニ傍テ、兩手ヲ以

寶永四年

三四一

テ額ヲ抱キ、ヲメキ呼ブ、漸ク黄昏ニ及ケレバ、黒烟變ジテ火炎トナル、スサマジナンド云ニ言ノハナシ、十二月十日頃マト、折節南風烈シクシテ、富峯ノ火氣吹送リケレバ、甲州三郷矢槍尾ト云所ハ、山林民屋一時ニ燒亡シ、居民殘リナク燒死スト聞ユ、又江府ハ十一月廿三日、海底迅雷ノ如ク轟キ出デ、諸人コハ如何ト周章スル所ニ、亥ノ下刻俄ニ天色變ジ、明ル寅ノ下刻迄、城中其外諸大名ノ第邸、地震不成シテ鳴動スルコト甚シ、世ニ是ヲ屋鳴ト云、同廿四日午ノ中刻ヨリ、爐灰降、其降ル初メハ雪ノ如シ、同夜子ノ刻迄降リカサナリ、地ニ積ルコト六七歩、晝ノ灰ハ白ク、夜ノ灰ハ黒シ、是皆富士ノ餘怪ナルベシ、

右同年ノ珍事故併セ録ス、昔桓武天皇延暦十九年三月十日ヨリ、四月十八日マデ、富士山ノ頂自ラ燃テ、晝ハ烟暗ク、夜ハ火光天ヲ照ス、其聲ハ雷ノ如ク、灰ノ下ルコト雨ノ如シ、山下ノ河水皆紅ナリト記セリ、又清和天皇貞觀六年五月、富士山燃テ、十餘日ニシテ火ヲ消ス、山上ノ磐石崩テ、海ヲ埋コト三十里許、人家モ多ク崩ル、始ハ淺間ノ方ヨリ燃出デ、後ニハ甲州ノ方へ燒移ルト云リ、

〔温故年表〕

寶永四年丁十一月廿三日、駿州富士根須走口ヨリ山燒、積雪

崩墮ル、響如雷、灰砂ノ降下ル事如闇夜、廿四日天晴見日光、寶永山崩ル、廿六日又砂降ル、廿八日ニ止ム、甲相武總ノ隣國、燒砂降積事如原野、田畑一面如砂濱野、深キ處理シ家、

〔基熙公記〕

寶永五年閏正月十七日乙未、天陰、時々見日影、丹波頼廣來、召前暫談、其中申云、去年關東地震、或者詠和歌、仍給所領之由有其聞、其歌云、  
唯も見よ、富士の白雪、色かへて、すなをなる世の、ためしにぞふる、  
此歌、去年富士山燒砂降りタルニロリ詠云々、雖不知虛實、若於實事者、大崩之政務、大抵察之、無是非々々、又京歌アリ、  
天カラハ、スナワニナレバ、砂フレト、世界ノ人ハ、ドロボウニナル、  
此ドロボウノ事ハ、五十年已來、於關東邊ヲドロボウトイフ也、此歌反而似有其實、但莫言々々、雖無益事、閑暇之餘注之、

同五年一月二十五日癸酉、江戸地敷、震フ、是日、稍強シ、

〔基熙公記〕

寶永五年閏正月十一日己丑、天朝開陰、已後天晴、從關東有使風、去廿四日已後至廿七日、朝暮地震、予中廿五日殊大震、上下出庭中云々、不安心之旨、從長之朝臣許申之、政務不正旨、人々含鬱歎、於西九者慈愷之志、諸人感悅云々、此間事不可説々々、勿謂々々、

四月二日戊申、頃日、京都地敷、震フ、

〔基熙公記〕

四月二日戊申、頃日地震日々、一兩度不斷、天氣不正、人々有怖畏氣、惡黨放火、日々兩三度云々、盜不分晝夜、世間物騒、先月九日以後不斷、然而諸司町奉行等不及制止、不便之節也、如何々々、町中困窮此時歎、仍落書驚耳目、爲後代雖似無益、少々令出之續加者也、○落書ハ、略セリ、

十一月二十八日辛丑、信濃國淺間山火ヲ噴キ、近國ニ灰ヲ雨ヲセリ、

〔温故年表〕

寶永五年戊子十一月廿八日、信州淺間山燒ル、其響如雷、近國砂降ル、

正徳元年二月一日庚申、美作、因幡、伯耆諸國、地大ニ震ヒ、山崩レテ田畠ヲ損ヒ、人家多ク潰レタリ、是日京都モ地震ヲ感ゼリ、

〔基熙公記〕

寶永八年○正徳元年三月朔日○中歸時分、作易地震書付、依之即續加右了、去月朔日京都地震、作易ヒキ歎、

松平越後守領分作州津山、二月朔日子之刻地震、大庭郡、真嶋郡之内、損亡之覺、

一家數二百五十九軒、

内百十八軒

一堂宮十八軒

一田畑荒地

内 九反六畝十八歩、山崩永荒、

一井溝埋

一山崩

一牛馬

内 牛馬三疋

右之通、在方損亡、城下家中、別條無御坐候、以上、

二月、

十一日

一因幡、伯耆、去二月一日、地大震、人家三百八十餘ツブル、

男女四人死、山崩、田畠所々皆無之由也、

同四年三月十五日丙辰、信濃國地強ク震ヒ、松

代、大町、家潰レ、人畜死傷セリ、

〔承寛棟録〕

正徳四年三月十五日、夜信州大町と申處、水野出羽守領大

地震、潰家半潰三百間許、死人五十六人、死牛馬四十六、其外怪我人牛馬甚多と云、

同夜、同州松代同斷、

享保元年十二月六日壬辰、是夜、紀伊國田邊地

震強シ、

〔田所氏記録〕

享保元丙申年十二月六日、夜大地震、

同二年一月三日戊午、日向國鶴鳴山、昨年九月ヨ

リ火ヲ噴キ、十二月二十八日、二十九日兩日震動

強ク、近傍ニ砂灰ヲ雨ヲシ、是日ニ至リ地大ニ震

ヒ、砂石ヲ飛シ、黑煙天ヲ焦シテ殆ド闇夜ノ如

シ、

〔承寛棟録〕

享保二年正月申來由、

松平薩摩守領内、日向國鶴鳴山、去年九月ノ燒出し、震動相止不申候處、舊臘廿八日、九日兩夜、夥鋪震動、同國御代官所那珂郡之諸郡縣十三ヶ村、高一萬石餘之處、鶴鳴山ノは道程十里餘有之所江、燒灰砂利段々降り、當正月三日の朝五ツ半時より、九時迄に成、大地震、砂交り燒石降り積候處、田畑麥

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

作樂回理事四五寸、七八寸、悉抄地となり、御代官室七郎左衛門方注進有之候、

同月八日癸亥、江戸地震稍強シ、

(有徳院實紀)

享保二年正月八日、地震甚し、

(月堂見聞集)

享保二年正月八日、巳ノ刻江戸大地震仕候、

四月二十七日辛亥、京都地震強シ、

(續史愚抄)

享保二年四月廿七日辛亥、地震大動、基長卿記、番衆記

六月一日甲申、京都地震フ、

(續史愚抄)

六月一日甲申、地震、基長卿記、番衆記

八月十六日丁酉、京都地震フ、

(續史愚抄)

八月十六日丁酉、地震、基長卿記、番衆記

十二月十一日辛卯、江戸地震フ、

(有徳院實紀)

十二月十一日、この曉地震す、

同三年二月十日己丑、是夜、江戸地震フ、

(兼山麗澤秘策)

享保三年二月十日、終日風雨、夜ニ入候テ雷、地震有之、

六月二日己卯、京都地震フ、

(月堂見聞集)

享保三年六月朔日、夜八ツ時分、〇八ツ時ハ、當令ノ約、午前二時ニ當レリ、地震餘程強シ、

七月二十六日癸酉、信濃三河、遠江、山城諸國、地震ク震ヘリ、

(續史愚抄)

享保三年七月廿六日癸酉、地大動、五六年來事云、〇基長卿記、柳營日録

(月堂見聞集)

七月廿六日、晝八ツ時地震餘程甚敷候、翌廿七朝七ツ時地震、午後ニ至テ大夕立、今朝ノ地震ハ、サノミ甚敷無之候、昨日ノ地震ハ、先年亥ノ歲以來是程ノ事無之候、伏見領ハ、殊ニ強ク、淀ノ御城モ少々破損仕候、東海道筋ハ、處ニヨリテ大小不同有之候、

(柳營日録)

享保三年七月廿六日、未之中刻地震、但信濃國并三河國、遠

江國ハ強シ、

(續談海)

享保三年七月廿六日、信州大地震、

九月十二日丁巳、信濃國飯山、地強ク震ヒ、城市毀損セリ、

(月堂見聞集)

九月十二日ノ風雨、伊勢路ハ殊外甚敷、藤堂和泉守殿御領地、ニケ所高沙ニテ損亡、東海道筋モ所ニヨリテ甚敷候、箱根山風雨故損ジ、關東御下向之堂上方、近衛右府殿、梶井殿、三日御逗留、此外八人之御方は、御跡ヨリ御下向故、一日宛御逗留ナリ、信州飯山ハ、邊ハ、大地震ニテ、御城并民家迄大破損之由、

松平三之助殿御領志州島羽、九月十二日之大風ニテ、高沙指込、御領内殊外大破之由、

閏十月二十二日丙寅、京都地震フ、

(續史愚抄)

閏十月廿二日丙寅、地震、基長卿記、資力卿記

同四年三月十八日辛卯、越後國保倉團平山鳴動シ、尋テ崩潰シテ人家ヲ埋没セリ、

享保三年、四年、五年

同三年二月十日己丑、是夜、江戸地震フ、

六月二日己卯、京都地震フ、

七月二十六日癸酉、信濃三河、遠江、山城諸國、地震ク震ヘリ、

享保三年七月廿六日、未之中刻地震、但信濃國并三河國、遠

江國ハ強シ、

(續談海)

享保三年七月廿六日、信州大地震、

九月十二日丁巳、信濃國飯山、地強ク震ヒ、城市毀損セリ、

(月堂見聞集)

九月十二日ノ風雨、伊勢路ハ殊外甚敷、藤堂和泉守殿御領地、ニケ所高沙ニテ損亡、東海道筋モ所ニヨリテ甚敷候、箱根山風雨故損ジ、關東御下向之堂上方、近衛右府殿、梶井殿、三日御逗留、此外八人之御方は、御跡ヨリ御下向故、一日宛御逗留ナリ、信州飯山ハ、邊ハ、大地震ニテ、御城并民家迄大破損之由、

松平三之助殿御領志州島羽、九月十二日之大風ニテ、高沙指込、御領内殊外大破之由、

閏十月二十二日丙寅、京都地震フ、

(續史愚抄)

閏十月廿二日丙寅、地震、基長卿記、資力卿記

-5 181 10 537" data-label="Text">

同四年三月十八日辛卯、越後國保倉團平山鳴動シ、尋テ崩潰シテ人家ヲ埋没セリ、



享保五年、七年、八年、九年

六月四日、五ツ過地震餘程甚シ、

同七年二月十七日壬申、京都地震フ、

(續史愚抄)

享保七年二月十七日壬申、地震東執記、重直、柳記、雜奉記

(月堂見聞集)

享保七年二月十七日、朝地震、其後雨降テ、雷鳴一聲、

同八年二月三日癸丑、京都地震フ、

(續史愚抄)

享保八年二月三日癸丑、地動基長、柳記

十一月二十日丙申、西海道諸國、地大ニ震ヒ、餘

震月ヲ踰エタリ、

(近世東西略史)

享保八年十一月ヨリ十二月迄、九州大地震、

(十三朝紀聞)

享保八年十一月廿日、西海地大震、遺動踰月、

(泰平年表)

享保八年十一月廿日ヨリ、十二月ニ至ルマデ、九州大地震、

(温故年表)

享保八年十一月廿日ヨリ九州大地震アリ、入テ十二月ニ漸

ク止ム、

(大日本野史)

享保八年冬十一月廿日丙申、西海道地震、弘實筆記、本續一覽

十二月十日乙卯、京都兩次地震フ、

(續史愚抄)

十二月十日乙卯、地震兩度、小動、基長柳記、資方、朝岸記、雜奉記

同九年五月一日癸卯、京都地震フ、

(續史愚抄)

享保九年五月一日癸卯、地震、基長、資方、柳記、基長柳記

(百式錄)

享保九年五月朔日、酉刻地震聊也、

(月堂見聞集)

享保九年五月朔日、夜五ツ前地震餘程甚シ、

同月二十三日乙丑、京都地震フ、

(續史愚抄)

二十三日乙丑、地動、雜奉記、資方、柳記、基長柳記、而直柳記

(百式錄)

二十二日、寅刻○寅刻ハ、實刻ナリ地震、自西方、不強大、

六月二十日辛卯、京都地震フ、

(續史愚抄)

六月廿日辛卯、地震、資方、柳記

同十年三月六日甲辰、京都地震フ、

(續史愚抄)

享保十年三月六日甲辰、地動、基長、柳記

九月二十六日庚申、肥前國長崎、地強ク震ヒ、一

晝夜ニ八十餘度震ヘリ、

(泰平年表)

享保十年九月廿五日、長崎大地震、晝夜八十餘度、

(近世東西略史)

享保十年九月廿五日、長崎大地震、晝夜八十餘度、

○以上三番、並ニ二十五日ニ係ケタレド、長崎志ニ夜丑中刻トシ、温故年表ニ

十六日ニ作ルハ、實ヲ得ルニ似タリ、今姑ク之ニ從ヘリ、

(長崎志)

享保十年九月廿五日、夜丑中刻大地震、其後數日不相止、

(温故年表)

享保十年乙九月廿六日ヨリ、肥前長崎大地震アリ、晝夜八十

餘度、三日ニシテ止ム、

十月四日戊辰、長崎ノ地、今明兩日又強ク震ヒ、

諸所毀損セリ、

(長崎志)

十月四日、五日、地震甚シク、諸所破損多シ、

十一月十五日己酉、豊後國臼杵、地強ク震フ、

(温故年表)

十一月十五日、臼杵○豊後國、北海部郡大地震アリ、

同十一年三月十九日辛亥、越前國勝山領荒島嶽

豊原、平泉寺ノ諸山谷、十四日ノ夜ヨリ鳴動シ、

十八日夜ニ及ビ彌、強ク、終ニ是日巳刻ヲ以テ山

谷崩潰シ、泥水狂湧シテ、田畑人家ヲ蕩盡セリ、

(享保通鑑)

享保十一年三月十四日、小笠原能登守城地、越前國勝山ヨリ

一里半與ニ境部ト云所、井口村、荒井村、森川村、市右衛門島

村、上尾村、此田地之内、加州白山之見下シ、荒島嶽、豊原、平

泉寺、右之山並ニ小山谷、島川谷ト云所ニ續山一里半計山之

間、三月十四日之夜鳴出、晝夜共ニ鳴候故、近在不審ニ存、地

頭能登守(訴候處、同福井之主松平千次郎役人迄被申達、福

井ヨリ諸人能越見分之上、近邊之百姓共立退候様ニ申付、過

半立退候處、又十八日之夜甚鳴出候、右之處ヨリ福井迄ハ九

里隔ル所、鳴響申候由、十九日巳ノ刻山中ヨリ螺一馳出

享保十一年

候、三之谷四方へ崩、一里半四方へ切込、山五ヶ所程上へ馳上、十三四間幅七間之岩七馳出シ、一里半四方へ山ミナ崩レ、泥トナリ、青海漫々トシテ底ハ鳴止不申候、湖水硫黄之香有之、水暖ニ有之候、右之川下九里半下ニ船橋ト云大河有之候、右之川上ニテ、半道計程ツ、方々ニテ、則福井城内總町中へモ常水ニ取申候川上ニテ有之候、常分ハ水溜申候、右山崩候節ハ、人數四百七十餘人死申候、家數百五十軒程潰申候、次ニ牛馬ハ一匹モ相見へ不申候、井之口村、并ニ荒井村、三尾三ヶ所ニテ、七千石程之田地潰申候、島村、森川村ハ御代官所ニテ、兩村ニテ三千石程潰候由、

(有徳院實紀)

享保十一年三月、この月小笠原能登守信成の領する越前の國勝山の地より、一里餘りへたゞりし荒島嶽、豊原、平泉寺、及び其あたりの山谷、十四日の夜より鳴動して、晝夜となくしばしやむ時もなかりしかば、近きほとりの村民等、いかなる事や出来ぬらんと、安き心もなかりしをもて、此よし訴出しにより、福井の城主松平千次郎が家士とばかり、ほとり近き里民をや、しりぞかせんとせしに、あくる十八日の夜に及び、鳴わたる事いよく甚しく、十九日の巳の刻ばかり、山谷四方に崩れ潰入て、巖石を轉じ、泥水湧出し、沙漫とし

三四八

て海のごとし、されど底には猶鳴やまず、水は暖にて硫黄の氣あり、この災にかゝりて潰る田畑凡七千石、家居百五十軒、死する村民四百七十八人餘とぞ聞えし、享保十一年三月、小笠原能登守領分、越前國上野領勝山領之内、平泉寺村ヨリ一里奥十月平ト申處、山高サ二十丈許、廣サ十四五町之處、尾名上川ト申谷川へ崩レ落、水并雪共平泉寺村へ流出、川下猪野口村ト申處、民家共押流、兩村潰家七十六、牛馬十五六、溺死九十八人餘有リ、

(承寛棟録)

享保十一年二月廿九日、越前勝山領山津波、大風雨、震動、民家田畑亡所、泥水涌出、平地大河ノ如、人民牛馬多溺死、

(十三朝紀聞)

享保十一年二月廿九日、越前國勝山大風雨、辨慶嶽震烈而沙水涌出、田野成河、人畜多溺死、

(温故年表)

享保十一年二月廿九日、辰ノ刻、越前大野郡勝山領十月山辨ヶ嶽、大風ニ震動ス、山裂ケ洪水、民屋田島拾丁餘、泥水涌出テ終ニ爲レ川、人馬共ニ多ク死ス、

(前田家譜)

享保十三年十月七日、晝八ッ前地震餘程甚シ、

(月堂見聞集)

同十四年七月七日庚戌、能登、佐渡二國、地大ニ震ヒ被害夥シ、

(佐渡志)

享保十四年七月七日、能登地大ヒニ震ヒ、山崩レ水出テ、民屋敗壞スルモノ、七百九十一、壓死モノスル五人、

(有徳院實紀)

享保十六年八月廿日、夜八ッ時地震兩度、餘程強シ、

(月堂見聞集)

九月七日丁卯、岩代國桑折、地大ニ震ヒ、橋梁落チ、人家多ク潰レタリ、

(有徳院實紀)

享保十六年九月、この月七日に、松平玄蕃頭忠曉が封地奥の桑折、大に地震して、仙臺山形に行かふ橋梁八十四落、家數三百餘くづれしといへり、

(月堂見聞集)

享保十六年九月、この月七日に、松平玄蕃頭忠曉が封地奥の桑折、大に地震して、仙臺山形に行かふ橋梁八十四落、家數三百餘くづれしといへり、

(有徳院實紀)

享保十六年九月、この月七日に、松平玄蕃頭忠曉が封地奥の桑折、大に地震して、仙臺山形に行かふ橋梁八十四落、家數三百餘くづれしといへり、

(月堂見聞集)

享保十六年九月、この月七日に、松平玄蕃頭忠曉が封地奥の桑折、大に地震して、仙臺山形に行かふ橋梁八十四落、家數三百餘くづれしといへり、

(有徳院實紀)

享保十六年九月、この月七日に、松平玄蕃頭忠曉が封地奥の桑折、大に地震して、仙臺山形に行かふ橋梁八十四落、家數三百餘くづれしといへり、

(月堂見聞集)

享保十六年九月、この月七日に、松平玄蕃頭忠曉が封地奥の桑折、大に地震して、仙臺山形に行かふ橋梁八十四落、家數三百餘くづれしといへり、

(有徳院實紀)

享保十六年九月、この月七日に、松平玄蕃頭忠曉が封地奥の桑折、大に地震して、仙臺山形に行かふ橋梁八十四落、家數三百餘くづれしといへり、

(月堂見聞集)

享保十六年九月、この月七日に、松平玄蕃頭忠曉が封地奥の桑折、大に地震して、仙臺山形に行かふ橋梁八十四落、家數三百餘くづれしといへり、

(有徳院實紀)

享保十六年九月、この月七日に、松平玄蕃頭忠曉が封地奥の桑折、大に地震して、仙臺山形に行かふ橋梁八十四落、家數三百餘くづれしといへり、

(月堂見聞集)

享保十六年九月、この月七日に、松平玄蕃頭忠曉が封地奥の桑折、大に地震して、仙臺山形に行かふ橋梁八十四落、家數三百餘くづれしといへり、

(有徳院實紀)

享保十六年九月、この月七日に、松平玄蕃頭忠曉が封地奥の桑折、大に地震して、仙臺山形に行かふ橋梁八十四落、家數三百餘くづれしといへり、

(月堂見聞集)

享保十六年九月、この月七日に、松平玄蕃頭忠曉が封地奥の桑折、大に地震して、仙臺山形に行かふ橋梁八十四落、家數三百餘くづれしといへり、

(有徳院實紀)

享保十六年九月、この月七日に、松平玄蕃頭忠曉が封地奥の桑折、大に地震して、仙臺山形に行かふ橋梁八十四落、家數三百餘くづれしといへり、

(月堂見聞集)

享保十六年九月、この月七日に、松平玄蕃頭忠曉が封地奥の桑折、大に地震して、仙臺山形に行かふ橋梁八十四落、家數三百餘くづれしといへり、

(有徳院實紀)

(續史愚抄)

享保十一年八月十六日乙亥、地動、資方朝臣記

同十二年一月三日庚寅、京都地震フ、

(續史愚抄)

享保十二年正月三日庚寅、地震、資方朝臣記

同月二十三日庚戌、紀伊國田邊地強ク震ヒ、餘震三日ニ涉レリ、是日京都モ震ヒ、明夜又震ヘリ、

(續史愚抄)

廿三日庚戌、地小動、資方朝臣記

(月堂見聞集)

享保十二年正月廿四日、夜四ッ時地震、

(田所氏記録)

享保十二 未年、

正月廿三日、大地震數度、

廿四日、夜地震數度、

廿五日、夜同斷、

九月十三日丙寅、京都地震稍強シ、

(月堂見聞集)

九月十三日、地震餘程強シ、

享保十一年、十二年、十三年、十四年、十六年

享保十六年、十七年、十八年、十九年、二十年 元文二年

三五〇

○見聞集ヲ檢スルニ、此事ヲ載セズ、蓋、別本ナラン、松平家譜、亦見ル所ナレ、

十月十四日甲辰、京都地震稍、強シ、

〔續史愚抄〕

享保十六年十月十四日甲辰、地大動、有小動二度、先人御記、實方朝臣記、

〔月堂見聞集〕

十月十四日、晝四ツ半時、地震餘程甚シ、

十一月二十一日庚辰、京都地震稍、強シ、

〔月堂見聞集〕

十一月廿一日、夜八ツ頃地震甚シ、先月十四日地震之位也、

十二月二日辛卯、京都地震稍、強シ、

〔月堂見聞集〕

十二月二日、暮六ツ過地震、丑寅ノ方ヨリ来、餘程強シ、

同十七年一月三日辛酉、江戸地震強シ、

〔月堂見聞集〕

享保十七年正月三日、晝七ツ時江戸大地震す、近年加様甚敷

は無之、大に騒動す、

同十八年四月十六日丁卯、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

享保十八年四月十六日丁卯、地動、實方朝臣記、

同十九年十月二十七日己巳、江戸地震稍、強シ、

〔萬年記〕

享保十九年十月廿七日、戌中刻甚地震、

十一月七日戊寅、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

享保十九年十一月七日戊寅、地動、實方朝臣記、

同二十年閏三月十四日甲寅、江戸地震フ、

〔萬年記〕

享保廿年閏三月十四日、巳中刻地震、

元文二年四月一日己未、江戸地震フ、

〔萬年記〕

元文二年四月朔日、申下刻地震、

七月一日戊子、江戸地震フ、

〔萬年記〕

七月朔日、是日申下刻地震、

十月三日戊午、京都地震フ、

〔兼香公記〕

元文二年十月三日戊午、依地震長橋殿迄伺天氣了、

〔二條家番所日記〕

元文二年十月三日、晴、未刻計地震、依之御機嫌爲御伺、禁

裏御所へ御使、下總介、取次重數馬、女御様へ御使、同人、取次飛騨

守、辰君様へ御使、同人、瑞龍寺様へ御使、掃部、

十一月八日壬辰、江戸地震フ、

〔萬年記〕

十一月八日、午刻地震、

同五年二月一日壬申、江戸地震稍、強シ、

〔萬年記〕

元文五年二月朔日、卯刻甚地震、

四月二十五日乙未、京都地兩次震フ、

〔常雅公記〕

元文五年四月廿五日乙未、陰時々雨、申許刻小地震、暫而又

小地震、

六月二十七日丙申、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

元文五年六月廿七日丙申、地動、祐貞記、

九月一日己巳、江戸地震稍、強シ、

〔萬年記〕

九月朔日、亥半刻甚地震、

寛保元年九月三日乙丑、江戸地震フ、

〔續談海〕

寛保元年九月三日、晴、辰上刻地震、上野元大師參詣群集致

し、塀を押たをし、壓死者男二人、女三人、其外怪我人數多有

之候、一説に六七人死、四十人程怪我人之由、

同三年五月十日壬辰、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

寛保三年五月十日壬辰、地動、祐貞記、

十一月二十五日甲辰、京都地震フ、

〔常雅公記〕

寛保三年十一月廿五日甲辰、朝雨、午刻前小地震、

十二月二十四日癸酉、京都地震フ、

〔常雅公記〕

十二月廿三日壬申、晴、丑後刻小地震、○丑後刻ノ文ニ據テ、

延享二年一月三十日壬寅、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

延享二年正月卅日壬寅、地震、大動、

五月二十一日壬辰、京都地震フ、

災豫防調査報告第四十六號

甲

〔續史愚抄〕

五月廿一日壬辰、地震、大動、東執記、

同月二十三日甲午、京都地震フ、

〔常雅公記〕

延享二年五月廿二日癸巳、晴、夜丑後刻地震、

同三年二月九日乙亥、是夜、京都地震フ、

〔外記家臣記〕

延享三年二月九日、少々雨下ル、陰晴不定、入夜亥刻許ニ地震有之者也、

同月十七日癸未、京都地震フ、

〔外記家臣記〕

十七日、晴陰、辰半刻許ニ地震少々有之、

〔續史愚抄〕

延享三年二月十七日癸未、地震、植其記、

三月二十四日庚申、江戸地震強シ、

〔續史愚抄〕

延享三年三月廿四日、夜五時前地震餘程強シ、家屋少々崩所  
有之、

十月二十九日辛卯、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

十月廿九日辛卯、地動、植其記、

同四年二月三日癸亥、京都地震フ、

〔外記家臣記〕

延享四年二月三日、晝時分少々地震有之、雨下ル、

四月二十四日癸未、京都地震稍強シ、

〔外記家臣記〕

四月廿四日癸未、今日申刻前ニ大地震之事、

〔續百式錄〕

延享四年四月廿四日、烏丸様、葉室宰相様、地震之御見舞御  
使被遣候、

〔續史愚抄〕

延享四年四月廿四日、癸未、地震大動、植其記、

十二月二十七日癸未、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

十二月廿七日癸未、地動、植其記、

寛延二年十月十七日壬辰、京都地震フ、

〔師充日次記〕

寛延二年十月十七日壬辰、晴、

災豫防調査報告第四十六號

甲

今朝卯刻過地震ニ震云々、即時止、

〔二條家番所日次記〕

寛延二年十月十七日、晴、卯刻地震、

禁裏御所へ御使、矢刻地震に付爲伺御機嫌、承り姉小路中納  
言殿、御機嫌之御沙汰云々、御一所に披露可被致候旨也、取  
次松室大納、

仙洞御所へ御使、向人右同斷、承り飛鳥井三位殿、取次速水右  
衛門尉、

大宮御所へ御使、向人右同斷、取次近藤多仲、

〔續史愚抄〕

寛延二年十月十七日壬辰、地震、先人御記、

是冬、大坂地敷地震フ、

〔寛延三年世説〕

正月、

舊冬大坂表度々地震ゆり申候故、若し大地震にても可有之  
かと、大坂中上下殊外氣遣、差而強くはゆり不申候得共、一  
晝夜に六七度、或は四五度程づゝ、凡三十日餘りゆり申候  
由、其節之狂歌に、

めつきりと、世上のなをる、しるこにや、みぢかき冬の、日  
にもゆりけり、

寛延三年、三年

三五三

同三年一月二十一日乙丑、京都地震フ、

〔師充日次記〕

寛延三年正月廿一日乙丑、雨天、申刻より晴天、未刻比地震、

七月三十日庚午、京都地敷地震フ、

〔二條家番所日次記〕

寛延三年七月卅日、晴、辰刻地震、其以後兩三度、

禁裏御所江御使丹下、地震ニ付爲伺御機嫌也、

〔師充日次記〕

七月卅日庚午、天晴、卯下刻地震三四震、

〔寛延三年世説〕

八月十七日、去る七月晦日、朝六時半方京都地震ゆり、所々  
地割れ、石垣等崩申候、當月四日頃迄度々地震任り、惣而當  
春以來地震度々にて候故、大地震にても可有之歟と、殊外氣  
遣申候と也、○コノ傳ノ記事、

〔續史愚抄〕

寛延三年七月卅日庚午、有地震四五度、植其記、

八月一日辛未、京都地敷地震フ、

〔兼香公記〕

寛延三年八月一日辛未、晴、地震度々、

(二條家番所日記記)

八月朔日、晴、辛未辰刻地震、

(續史書抄)

八月一日辛未、地動、二度、長曆、植房卿記

十月三十日己亥、是夜、京都地震フ、

(兼香公記)

十月卅日己亥、陰、戌刻地震云々、

十一月九日戊申、京都地震フ、

(兼香公記)

十一月十日己酉、昨夜戌刻雨、丑刻地震也、此日晴、

寶曆元年二月二十九日丁酉、京都地震強ク、餘震

日ヲ涉レリ、

(兼胤公記)

寬延四年寶曆元年二月廿九日、

一今日未刻依大地震、女院御幸御延引、

一右に付、豐後守參候處、窺御機嫌、兩人出逢、御平安被爲渡

候由申合、

五月十八日、

一攝政殿被命、去二月廿九日地震已來、震動不相止之間、被

問賀家之處、朱雀方可有口舌之由、仍七社七寺御祈等被仰

付了、又巷説云、震動起賀茂山云々、是神山之本、社司等狼

伐拂、稱社用私用之由、其上四月十七日、酒殿炊神饌之釜

鳴恠異之由有沙汰、當春御棚會神供之内、生海老可獻進之

處、社司評定之輩、以私意煎海老獻進、即其海老煎候釜、十

七日に鳴之由、神慮有恐、略、○下

(師充日記記)

寬延四年寶曆元年二月廿九日丁酉、陰、

一今日午刻過大地震二震、其後日中鳴動少震八九ケ度、入夜

三四ケ度、皆自北方、窺御機嫌所々、禁中、攝政、九條、女

院、

三月朔日戊戌、陰、日中少震鳴動共三四度、入夜大震一度、少

震三度、

三月二日己亥、雨下、朝卯半刻少震一度、鳴動二度、

(二條家番所日記記)

寬延四年寶曆元年二月廿九日、雨、申刻地震、

一禁裏御所江御使、丹下、取次藤井遠江、葉室中納言殿承り由也、

三月三日庚子、天晴、日中鳴動二三度、

三月四日辛丑、天晴、卯刻前震動、

三月朔日戊、雨天、

寬延四年二月廿九日未刻、

京都大地震、

翌月三月朔日、二日迄ハ、震動有之候様ニ傳承候、○前後略ス、全文ハ天保日條ニ收ム、

元年七月二

四月二十五日壬辰、越後國地大ニ震ヒ、頸城郡被

害最モ夥シ、世ニ之ヲ高田大地震トイヘリ、

(越後頸城郡災害考、庄田直)

寬延四年辛未四月廿五日、丑ノ刻大地震、所々水涌出、又ハ

泥砂吹出シ、城郭大手門蹴出倒レ、土居回リ崩レ、土屋敷并

長屋共潰家大破、市中同斷、春日町ヨリ出火、貳拾軒燒失、死

亡拾四人、此他陀羅尼町、稻田町、穢多町ヨリ出火、

同廿六日、江戸表ヘ不取敢注進、目付役壹人發足ス、家中并

町方見分トシテ、徒目付罷出ル、

藩士爲救、評定所臺所ニテ粥ヲ焚出シ、厩ニ於テ町方救トシ

テ粥焚出シ、同廿九日迄施行ス、

但町方有徳者迄夥敷來テ、一時救助ヲ受ク、其他盲人等ヘ

ハ別ニ手宛アリ、

藩士以下潰家及ビ傾敗ノ向ヘ、雨露爲防澁紙繩等ヲ相渡

ス、但千石ヨリ百石迄、澁紙臺枚、繩壹束ツ、長屋住居ノ分

一戌ノ刻地震、依之爲伺御機嫌、禁裏御所ヘ御使、(注カ)怡承り東

久世三位殿、取次北小路伊豫、

一女院御所ヘ御使、同入、右同斷、取次北大路鞠負、

二日、雨天、

十六日、晴、地震、

一北野能詠、

地震伺御機嫌也、

十八日、晴、地震、夜入兩度、

十九日、

一子半刻比出火、并地震大風也、

桂丹治

伺御機嫌申上也、

(泰平年表)

惇信院殿御世、

寶曆元年十一月三二月廿九日、京都大地震、此比北國赤雪降、

(續皇年代略記)

寶曆元年二月、越後、越前降紅雪、廿九日、京大地震、

(健齋叢書)

松蔭消息

昔寶曆元年

ハ、一棟ハ澁紙貳枚、繩幾束、足輕以下等、寶三三枚ヅ、相渡ス、

同廿七日、今朝又々強震家中并町方潰家アリ、評定所大破ニ付、庭内ニ壘ヲ敷、澁紙日覆ヲ設ケ、大中老并諸役人罷出ル、

家中并戸潰レ、堀ノ水ヲ以テ米ヲ炊ギ、難澁ニ付、井無之所、一町ニ壹貳ヶ所宛、急掘リ致シ遣ス、

桑取谷、名立谷、能生谷村々震強、山崩等多ク有之旨ニ付、取調ノ爲メ役々差出ス、

廿九日、潰家取片付ニ人足雇候得共、出ル者無之、稀ニ米穀ヲ渡シ雇候ヘバ、出人有之候、

五月朔日、町方并寺社死人潰家大破等取調書、町奉行ヨリ出ス、家中破損爲見分、大中老壹名ヅ、罷出ル、

同四日、町方爲見分、目付貳人罷出ル、

佐州ヨリ江戸表差出金通行ノ頃ニ候得共、鉢崎金藏破損、幸領旅宿可致處モ無之ニ付、佐州奉行所ヘ家老ヨリ書狀ニテ掛合ノ所、途中止宿不致候ハ、通行可相成哉取調ノ儀申來リ、依テ驛路取調候處、如左、

鉢崎關所山崩、馬足相立不申、青海川地内ニヶ所、馬足相立不申候、

鉢崎ノ大橋落、是又馬足不相立由、右ハ牧野駿河守殿御領地ニ有之、此他今ニ日々刻々少々ヅ、震スルニ付、米山峠筋岩石轉落、危害ノ様子不少云々、飛札ヲ以テ申遣候事、同十三日、西濱三谷爲見分、郷手代罷出、猶十七日ニ至リ、郡奉行在方勘定人等、西濱筋ヨリ鉢崎青海川筋ヘ、山崩見分ノ爲メ出張取調ノ上、此度震害ヲ幕府ヘ御届ニ相成候、明細書如左、

越後國頸城郡高田城下、并柳原式部大輔領分震害御届書、

一侍屋敷百五拾七軒潰、

一同四拾四軒大破、

一切米取長屋六拾三棟潰、

一同八棟大破、

一足輕長屋六棟潰、

一侍并足輕、當時屋敷無之ニ付、差置候町宅五百軒餘潰、

一家中死人三拾三人、内男十五人、女十八人、

一家中町方共、怪我人多ク御座候、

一家中町方共、并戸多ク潰申候、

一町家貳千九百貳拾貳軒、内貳千四百九十六軒潰、三百二十六軒破損、

一同土藏百九拾六ヶ所、内四十六ヶ所潰、百廿六ヶ所破損、

一同死人貳百九拾貳人、内男百拾八人、女百七拾四人、

一同宿役馬貳疋損、

一同怪我馬八疋、

一町方商賣酒醬油等之水物器、悉ク破レ、損失多ク御座候、

一地震ノ節、町方火事三ヶ所、

一神社五ヶ所、社家共潰、

一寺院六拾九ヶ寺、内三十八ヶ寺破損并建家共潰、三十一ヶ寺大破、

一、貳拾七軒、内拾三軒潰、拾四軒大破、

一修驗道八軒潰、

一寺社僧俗死人三拾七人、内男廿三人、女十三人、

一領中山抜崩、川缺、四百七拾三ヶ所、

一林崩三ヶ所、

一用水江堰堤川筋等破損、百六拾八ヶ所、

一水難ニテ損失ノ村方、外ニ荒川瀬遠一ヶ所大破、

一郷中潰家貳千九百拾九軒、但燒失共、

一半潰家三千百六拾貳軒、

一同死人五百五人、内男貳百四拾五人、女貳百六拾人、

一生死不知者、貳百六拾貳人、

一痛馬五拾貳疋、

一死馬八拾五疋、

一死牛拾貳疋、

一郷中寺百ヶ所、内四拾三ヶ所潰、五拾七ヶ所半潰、

一同社貳拾四ヶ所、内五ヶ所潰、拾八ヶ所半潰、

一同堂拾五ヶ所、内九ヶ所潰、八ヶ所半潰、

一同庵五ヶ所、内三ヶ所潰、

一同鹽屋百三軒、内貳拾貳軒潰、八拾拾軒半潰、

一土藏七拾貳ヶ所、内三拾ヶ所潰、四拾貳ヶ所半潰、

一郷藏四ヶ所、内貳ヶ所潰、貳ヶ所半潰、

一斗藏六ヶ所、内四ヶ所潰、貳ヶ所半潰、

一樋拾七ヶ所潰、

一橋五拾貳ヶ所落、

一高札場三ヶ所、

一往還道筋破損、五拾四ヶ所、

一同壹分通ヨリ八分通リ迄損候村方、六拾ヶ村、

一同畑并百姓家亡所ノ村方、九ヶ村、

但此九ヶ村ノ内、長濱、有間川、虫生、岩戸ト申四ヶ村、北國海道ニテ四里程ノ間、山崩、往還道筋并村方共ニ

山ノ下ニ相成、人馬往來、一切相成不申候、

一同壹分通リヨリ九分通リ迄損候村方、百七拾ヶ村、

一大漢鄉用水江通、保倉川筋へ拔落大破、  
 一塔ヶ崎溜池大破、  
 一矢代川筋大破、田畑所々損失、  
 一鉢崎佐渡御金藏大破、  
 一同所關所外往還道、山拔ニテ大破、  
 一同鹽濱三分一通リ、山ノ下ニ相成、  
 右濱家半潰共ニ  
 〆九千四百拾八軒、  
 外ニ長屋七拾七棟、半潰共、  
 死人  
 〆八百六拾七人、  
 外ニ貳百六拾貳人、生死不定、  
 死牛馬  
 〆九拾九疋、  
 外ニ六拾疋疋痛馬、  
 右者、先達テ御届申上候通、在所地震ニ付、領中田畑苗代損、  
 山崩、用水堰道橋損ジ、并城中侍屋敷、町在濱家死人、右ノ通  
 ニ御座候、且ツ城内破損所多ク御座候ニ付、以別紙申上候、  
 田畑損毛石高ノ儀ハ、收納ノ上ニテ追テ可申上候、以上、  
 寛延四年五月廿四日  
 柳原式部大輔

高田城破損箇所、  
 本丸ノ内、  
 本城門蹴出、破損、  
 多門櫓大破、左右土手裂、  
 三重櫓、破損、  
 居間并上段ノ間、裏座敷向大破、  
 玄關并中ノ口大破、番所潰、  
 玄關前大長屋潰、地所々裂、臺所向破損、  
 侍番所大破、舛形ノ内地裂、  
 東不明門、并蹴出門損、内廊破損、同所釜屋潰、北不明門大  
 破、門外地大裂、土藏一ヶ所大破、本丸、二ノ丸土手所々千  
 五百七拾間大裂、同土手數ヶ所、堀ノ内へ崩入、本丸、二ノ  
 丸塀所々倒、  
 二ノ丸ノ内、  
 武具土藏一ヶ所大破、  
 嶋ノ茶屋潰、  
 本丸外腰掛大破、  
 柳門大破、兩脇土手大裂、  
 三ノ丸ノ内、  
 御用米藏二ヶ所大破、

同所藏五ヶ所潰、  
 東仕切門土手敷迄切裂、道筋大裂、  
 侍長屋五棟潰、地所々大裂、  
 南門大破、同門内勘定所建家二ヶ所潰、  
 南門外道大裂、往來難成、  
 狐門外道大裂、  
 大手門ノ内、  
 大手蹴出門倒、左右堀倒、土居崩、同所橋臺迄地大裂、狐籠  
 郭地悉裂、狐籠郭入口鍵ノ手大長屋、并侍番所共潰、千人  
 夫長屋潰、地大裂、  
 外郭ノ内、  
 評定所建家大破、同内長屋拾ヶ所大破、  
 向大長屋潰、同所廊潰、  
 市ノ橋外大長屋潰、  
 土手所々大裂、城内外共、橋不殘大破、  
 右之通ニ御座候、委細ノ儀ハ繪圖面ヲ以テ申上候、以上、  
 〇繪圖面  
 不傳  
 寛延四年五月廿二日  
 柳原式部大輔

壞而已ニシテ、公料代官地、并他領、御預地等ノ儀ハ、其支配  
 支配ノ取調ニ故、後世ヨリ明細知ルヲ能ハズ、然シテ當時高  
 田領ニテ聞込、又ハ此震災ニ付取扱ノ手續キ等、荒増如左、  
 貳間七間 大中老、  
 貳間六間 領奉行、  
 九尺三間 町奉行、  
 貳間三間 普請奉行、城代、表番番、勘定奉行、  
 九尺四方 守役、目付、郡奉行、  
 貳間三間 物頭、  
 九尺貳間 醫師、  
 貳間 賄役、中間割場、  
 一郡内山崩破壞ノ内、別シテ西濱谷々濱方トモ大震ニテ、居  
 田村<sup>兼印</sup>有間川驛ノ間甚敷、桑取谷ニテハ中桑取村地内ヨ  
 リ所々山崩ニテ、桑取川所々水潮ヲナシ、一度ニ押流シ、  
 有間川驛橋場ニ山ヲ築キ、往還驛内トモ河トナリ、之レガ  
 爲メ五拾八人ノ災死アリ、<sup>當時、人員二百七</sup>其參拾タル景况  
 ハ、驛内大震ノ爲メ、全潰、内五軒ハ山崩ノ下トナリ、又海  
 中大岩石破壞シテ四五町土砂ヲ押上、岩下トナリ、或ハ山  
 山崩壞、海中へ七八町モ押出シ、長濱驛トノ間、字長走ノ  
 難場モ山壞レ濱崩レ、海中へ押出シ、往來爲メニ自由ナラ  
 ズ、<sup>此後濱往還ヲ廢シ、然シテ長濱驛ハ左程ノコトナクト雖ド</sup>  
 山往還トナル、<sup>山往還トナル</sup>モ、虫生村ニテハ人家拾五軒、山崩ノ下ニナリ、六拾一人壓

寶曆元年

死、當時、百一人、三拾人他出、或人ハ海稼ニテ幸ヘト助カル、外半六疋、船拾四艘、山下ニナル、岩戸村家數拾四軒、内六軒、山崩埋リ、八軒潰レ、人員百壹人ノ所、或拾三人、山下ニナル、半七疋、船九艘モ同ジク埋リ、掘リ出シナラザルヨシ、此四濱、有馬川ヨリ鳥ヶ頭マ、此他名立驛ハ、上名立下名立トニツニ分レアリケルニ、上名立ノ裏山一重モ二重モ崩レテ、海中ニ埋没シテ、人馬鶏犬ニ至ル迄悉ク没失ス、歴死人八百餘人アリ、其跡今ニ草木モ生ゼズ、眞白土ニテ壁ノ如ク立チテアリ、此他西濱至ル所山崩等多シト雖ドモ、當時他領ノコトニ付、明細ハ後世ニ傳ハラズ、故ニ略ス、

一四月廿五日、大地震ヨリ、五月十日頃迄百餘度震ス、閏六月中迄、毎日四五度ツ、少ノ震ヒ有之、夫レヨリ次第ニ輕ク、七月十一日頃ニハ日々二三度ツ、八月モ同斷ニテ、九月三日暮頃、餘程ノ地震、十一月六日亥ノ刻、同八日丑ノ刻兩度震シ、翌申年正月二日モ小震アリ、

一此大震ノ前日、四月廿五日ハ晝空ノ色薄赤ク、風モナク霞曇リニテ空合近ク、暑キコト六月ノ時候ノ如シ、同日暮比、鳥東ノ方ヘ飛行スル數多シ、然ル所其夜右ノ變事アリ、又瀧土清水某、五智邊ヘ遊歩ス、農家ニ清水アリ、氏至ル毎ニ其清泉ヲ汲テ飲ム、此日汲見ルニ濁レリ、依テ僕ニ

命ジテ近邊三四軒ノ井水ヲ汲見ルニ同ジ、歸宅ノ後チ井水ヲ汲テ見ルニ、又濁リアリ、依テ氏驚テ家内ニ語テ云、井水濁ル時ハ地震スト古老ノ云リ、必ズ今宵變アラント、深ク慎ヲ加フル所、果シテ此變アリシトナリ、

一地震ニ付、諸寺ノ釣鐘震ヒ落シ、鐘ノ音モ絶テ不聞、廿九日晝八ツ時ヨリ、時鐘所ニテ東本願寺掛所ニ有之太鼓ヲ持來リ、鐘ノ替リニ時ヲ報告ス、此時ヨリ時ノ鐘ニ傷入ル、今ニ此疵アリ、故ニ響キ往古ノ如クナラズト傳タリ、

九月五日、

幕府勘定所ヨリ左ノ旨達有之、

御領分越後國北陸道往還道筋、地震ニ付破損ノ所々、今度御普請ノ者、別紙書付ノ通り七人被差出候、其旨被相心得、諸事指支無之様可被致候、

元メ 渡部傳之丞 葛葉作十郎 青山喜平治  
今井勘助 萩野藤市 渡邊傳右衛門  
普請役下役  
橋爪喜兵衛

同十三日、

此七人、外竿手ノ者三人、高田着、今日ヨリ西濱通り居田村ヨリ長濱村迄、渡部傳之丞、萩野藤市掛リ、有間川ヨリ

三六〇

鳥ヶ頭迄、葛葉作十郎、橋爪喜兵衛、幕府料名立大町ヨリ筒石村迄、青山喜平治、今井勘助ノ持場ニテ、高田領ハ凡四里程有之、十月廿七日迄ニ普請出來、廿九日高田出立、歸府相成ル、

但鉢崎青海川往還筋山崩ノ分ハ、西濱往還ヨリ輕キ故、幕府ヘ御普請難申立、依テ村々自普請ニテ、追テ領主ニ於テ手宛申付ル、

十一月十八日、

一金壹萬兩、幕府ヨリ拜借被申付、因テ城内并家中普請等ヲ引、金貳千兩ナリ、在中并家老三人知行所田中組ヘ貸渡候旨、其筋掛リ申渡候、金千兩ナリ、町方同斷、此他領中大難村方ヘハ、別段手宛致スト雖ドモ略ス、

寛延四年改元アツテ寶曆ト成ル、以テ世ニ寶曆大震トモ通稱ス、

(温故年表)

寶曆元年 辛未 四月廿五日、酉ノ刻ヨリ至、三十六度大地震、越後國高田領大ニ破損シ、死人一萬六千人アリ、

(續皇年代略記)

寶曆元年四月廿五日、越後高田大地震、三十六度、死人一萬六千餘人、

寶曆元年、三年、五年

(泰平年表)

惇信院殿御世、

寶曆元年四月廿五日、越後國高田大地震、酉刻ヨリ丑刻まで三十三百餘人ト云、

(佐渡年代記)

寶曆元未年四月廿五日、夜幾度なく大地震、五月に至りて漸く鎮る、越後高田領之震氣烈敷、城廓町家とも震潰シ、諸士以下下々横死も有之、佐州山出金銀警衛難成旨、領主家老より申越、仍而金銀は三國路を登す、

六月二十五日庚寅、京都地震フ、

(師充日次記)

寛延四年 寶曆 六月廿五日庚寅、天晴入夜雷鳴、地震八ツ時、同三年一月九日乙丑、京都地強ク震フ、

(師充日次記)

寶曆三年正月九日乙丑、今夜丑刻計大地震、其後三四度鳴動、

二月十六日癸酉、江戸地震フ、

(武江年表)

寶曆三年二月十六日、地震、

同五年三月十日甲申、下野國日光山地強ク震ヒ、

三六一



東照宮ノ奥院破損セリ、

(寶曆錄)

寶曆五年

三月十二日

山吹之間

御使者

市橋大膳

右者、一昨日日光山ニ而地震ニ付、御宮奥院御破損場所、爲見分被遣候旨、伯耆守殿被仰渡之、

四月朔日

被下物席芙蓉之間

日光地震ニ付、見廻小幡階候、御使者 市橋大膳

(廻狀留)

寶曆五年

三月十二日

助番 内藤大和守

御使者 市橋大膳

右此間就地震、日光御宮奥院御破損場見分爲御用被遣之旨、お山吹之間、御同人被仰渡之、板倉佐渡守侍座、  
十六日

當番 青山因幡守

御使者 市橋大膳

右昨日從日光就飯府、御黒書院留御老中列座江罷出候、  
四月朔日

助番 阿部飛騨守

金三枚

市橋大膳

右就日光山地震見廻、相勤罷歸候間被下之旨、於御右筆部屋縁類、相摸守殿被仰渡、頂戴之、列座侍座同前、

(寛政重脩家譜)

市橋長能、大坂近傍、寶曆三年正月十一日御使者に轉じ、十二月十八日布衣を着ることをゆるさる、五年、日光山地震により、三月十二日おほせをうけたまはりて、かの地におもむく、

同六年八月三日己亥、大坂近傍、地震強シ、

(温故年表)

寶曆六年丙申八月三日、大坂近在大地震、

同八年二月十九日丙子、京都晝夜地震、震フ、明曉又震フ、

(師資日記記)

寶曆八年二月十九日丙子、晴、卯半刻地震、至夜三四度、  
廿日丁丑、晴、寒風甚、今曉地震、

(二條家番所日記記)

寶曆八年二月十九日、晴、辰刻過地震、地震ニ付、御機嫌御伺御使、一事禁裏御所、東室大納言殿御水、取次松本三河、女院御所、取次女御様、取次九條様、取次九條様、御使、橋原城之助地震ニ付御見舞被仰進、  
廿日、陰、曉方地震少々、

同十年三月二十九日甲戌、京都地震フ、

(續史愚抄)

寶曆十年三月廿九日甲戌、地震、政房御記、

四月五日己卯、京都地震フ、

(續史愚抄)

四月五日己卯、地動、政房御記、

同十二年四月十八日辛巳、京都地震フ、

(續史愚抄)

寶曆十二年四月十八日辛卯、地動、政房御記、  
○辛卯ハ辛巳ノ誤、

九月十五日戊戌、佐渡國地強ク震ヒ、相川廳舎ノ

石垣、銀山道筋ノ岩山、及ビ眞野村順徳天皇御陵

ノ石垣等崩レ、海嘯、鶴島村ノ人家ヲ漂蕩セリ、

(佐渡年代記)

寶曆八年、十年、十二年、十三年

寶曆十二年壬午九月十五日、未の中刻地震事夥シ、申刻まで二度に及び大に震ふ、夜中もしばしば震ふて十七日迄晝夜止ず、御役所表通り普請所石垣、ならびに長屋石垣、野村忠助の長屋の石垣崩、寄勝場石垣所々崩、床屋勝場所々破損シ、吹大工一人怪我をなし、銀山道筋岩山崩れ、金穿大工二人石にうたれ、角行間歩と云所之小屋に在りし石撰女一人、落石に打れて即死す、銀山敷内は無別條といへ共、折々震動する故、金穿大工穿子等、敷内之稼をなし兼、出方之差支となり、在中に而も眞野村順徳院之御廊石垣崩、鶴島村江高波打上げ、家數二十六軒流失せし次第を、江戸表江申上る、

(佐渡志)

寶曆十二年壬午九月十五日、地震、眞野の陵崩る、

同十三年二月二日庚寅、京都地震フ、

(續史愚抄)

寶曆十三年二月二日庚寅、地小動、愚紳、頼昌御記、

同月二十二日庚戌、京都地震フ、

(師資朝臣記)

寶曆十三年二月廿二日庚戌、曇、未刻地シン、雨、

(續史愚抄)

廿二日庚戌、地動、頼昌御記、

明和二年、三年

三六四

明和二年四月二十七日壬申、是ヨリ先豊後國府内、別府地頻ニ震動ス、是日、肥後國阿蘇山噴火シ、近國ニ灰ヲ雨ラシ、五月十日ニ至レリ、

〔温故年表〕

明和二年乙酉四月十八日、十九日兩日、豊後府内別府震動ス、同從二十七日、至五月十日、肥後阿蘇山燒ル、近國熱キ砂降ル、

八月八日辛亥、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

明和乙酉年八月八日、地震、

同三年一月二十八日戊戌、陸奥國弘前、地大ニ震ヒ、城市被害夥シ、

〔續皇年代略記〕

明和三年正月廿八日、津輕青森大雪、大地震、大火、死人多、  
平年表大學ノ下、人馬多無ニ作ル、餘ハ同ジ、

〔淡明院實紀〕

明和三年正月廿八日、この日、津輕出羽守信寧が領地、陸奥の國弘前の地大に震す、酉の刻より明る廿九日の曉卯の刻にいたりてやみぬ、震すること十七度なりしとぞ、  
日記年表、

〔久方定明見聞録〕

明和三年三月十日、津輕出羽守方御届書寫、津輕大地震、

- 一 城内櫓破損五ヶ所、
  - 一 門七ヶ所破損、
  - 一 柵所々倒、
  - 一 城内所々破損、
  - 一 潰堂社二十七ヶ所、
  - 一 寺三十三ヶ寺、
  - 一 侍屋敷在町ともに、潰家六千九百四十軒、
  - 一 燒失寺四十ヶ寺、
  - 一 潰土藏燒失土藏共に、二百六十七、
  - 一 侍屋敷町在とも、燒失家二百五十二軒、
  - 一 死人千廿七人、
  - 一 燒死人三百八人、
  - 一 怪我人百五十三人、
  - 一 斃馬百四十七疋、
- 右之外、水門、土堤、川除、水除、破損所々御座候、委細者追而可申上候、以上、  
右御城書之寫、

甲

明和三年、五年、六年、七年、八年

三六五

〔津輕陸奥家譜〕

信寧○中、明和三年丙戌正月廿八日、酉ノ刻地大震、本城大破

○下

〔温故年表〕

明和三年丙戌正月廿七日夜ヨリ至廿八日朝、奥州津輕青森大雪大地震津浪出火、人多死ス、損失五萬石餘、

二月八日丁卯、弘前又強ク震ヒ、人家多ク潰レタリ、

〔淡明院實紀〕

二月八日、津輕出羽守信寧が領地、陸奥國弘前の地、また大に震して人家多ク潰ゆ、馬を傷ふこと少なからずとなり、年表、

同五年九月五日庚寅、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

明和五年九月五日、夜地震、

同六年七月二十八日戊申、日向、豊後兩國、地強ク震ヒ、屋舎ヲ壞崩ス、是時、近國モ亦震ヒ、薩摩國沿海ノ地ハ、海嘯ノ害ヲ被レリ、

〔日向雜記〕

明和六年七月かのと巳朔日、戌申廿八日、七ツ時大地震、村角村北中四軒程崩る、南中貳軒、其外北中崩々ぐれ、南溝中無事、百人許三組にわけ家直し、村角にて前代未聞と沙汰す、

〔温故年表〕

明和六年己未七月廿八日、未ノ半刻大地震、掛町京屋伊右衛門土藏倒レ崩ル、

同日、九州大地震、薩州大風津浪アリ、

同七年八月一日甲戌、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

明和七年八月朔日、地震、

同八年五月二日壬寅、江戸地震フ、

〔泰平年表〕

明和八年五月二日、江戸地震、  
○武江年表同ジ、

六月二日辛未、江戸地震強シ、

〔泰平年表〕

六月二日、江戸大地震、  
○武江年表同ジ、

十月十八日乙酉、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

震災防備會報告第四十六號

甲

明和八年十月十八日、地震、  
安永元年五月三日丁酉、京都地震フ、

(續史愚抄)

安永元年五月三日丁酉、地動、愚紳、

同二年八月十日丁酉、是夜、佐渡國地震フ、

(佐渡年代記)

安永二年八月十日、夜地震、

十一月二十八日癸未、是夜、江戸地兩次地震フ、

(續談海)

安永二年十一月廿八日、夜四時地震、同七時又々地震、

十二月十一日乙未、是夜、京都地震フ、

(師資朝臣記)

安永二年十二月十一日乙未、曇、晚頭雨、亥下刻計地震、

同月二十八日壬子、是夜、江戸地震フ、

(續談海)

十二月廿八日、夜八時過地震、

同月三十日甲寅、是夜、江戸地震フ、

(續談海)

晦日、夜四時過地震、

同三年二月三日丙戌、京都地震フ、

(續史愚抄)

安永三年二月三日丙戌、地動、愚紳、

三月四日丁巳、京都地震フ、

(續史愚抄)

三月四日丁巳、地震、愚紳、

同月二十三日丙子、京都地震フ

(續史愚抄)

三月廿三日丙子、地動、愚紳、

五月十七日己巳、京都地震フ、

(續史愚抄)

五月十七日己巳、地動、愚紳、

同四年一月十六日甲子、京都地震フ、

(輝良公記)

安永四年正月十六日甲子、晴、未刻比自西方東方江震動

甚、

同五年九月十日戊寅、京都地震フ、

(續史愚抄)

安永五年九月十日戊寅、地動、愚紳、

震災防備會報告第四十六號

甲

十月二十三日辛酉、京都地震フ、

(續史愚抄)

十月廿三日辛酉、地動、愚紳、

同六年二月十二日己酉、京都地震フ、是夜、又震

フ、

(輝光公記)

安永六年二月十一日戊申、晴、丑刻過地震強、○丑刻過ノ文ニ據

十二日己酉、雨、子刻地震、

同七年二月二十四日乙卯、是夜、京都地震フ、

(師資朝臣記)

安永七年二月廿四日乙卯、晴、入夜地震、雪積三寸半、

三月四日乙丑、是夜、佐渡國地震フ、

(佐渡年代記)

安永七年三月四日、夜地震、

六月四日癸巳、是夜、京都地震フ、

(師資朝臣記)

六月四日癸巳、曇、午巳後雨降、入夜戌刻計地震、

(二條家番所日記記)

安永七年六月四日癸巳、陰、

禁裏御所、仙洞御所、女院御所、新女院御所、女御々所等江御  
使、誦讀、戌刻地震ニ付、被伺御機嫌候也、  
七月二十六日甲申、豊後國臼杵、地強ク震フ、

(温故年表)

安永七年戊戌七月廿六日、大地震アリ、

同月二十九日丁亥、伊豆國大島ノ三原山、御洞ヨ

リ火ヲ噴キ灰ヲ雨ヲシ、地震ヒ、八月六日、七日、

二十九日、九月六日、十月二十九日等、燒音強カ

リシガ、漸次靜穩ニ歸シ、翌年三月二十二日ニ

至リ、更ニ中野澤ニ噴火シ、九月十八日、西南ヘ

燒崩レテ赤澤ニ噴火シ、二十六日、芥澤ヘ燒下

リ、左右一里ニ亘リ燒廣ガリ、夥ク火石ヲ海中ニ

排出セリ、尋デ又十一月十七日夜ヨリ火炎、燒音

強ク、二十一日、三原山ヲ距ル二里、宗葉地釜ヨ

リ火ヲ噴ケリ、

(天嶋山火記) 水戸影抄

私御代官所伊豆國附大嶋之内三原山御洞ニ申所、餘程廣

場所にて草木一切無御座、小石交之砂土山に候處、當七月

廿九日暮時、地中より火燃出、四方空より赤煙立、燒登候音夥敷聞、折々地震仕、時々髮の毛より細黒白長さ壹寸位方貳三寸位有之灰、并小きかなくそ之様成灰降、當月六日者朝より夜中大雨降候得共、猶々炎燒音強、翌七日者別而音強、灰も度々降、地震も度々有之、當月十一日迄鎮不申候故、嶋中男女共家業相止罷在候段、同日嶋人共差出候注進狀、昨十八日相届申候、且又神火に而、天和年中右山燒候儀有之段申候に付、穢有之者は相除、其餘者嶋中之者共、未明方濱邊江罷出垢離を取、鎮守へ參詣祈願仕候段、注進申越候、依之御届申上候、以上、

酉八月十九日

江川太郎左衛門

御勘定所

私御代官所伊豆國附大嶋之内三原山と申所、山燒之儀、嶋役人共方注進申越候趣、別紙を以御届申上候處、毛之降候者、嶋中一統何程降候哉、大造之儀候哉、少々之儀に候哉、御尋に御座候得共、此度注進には嶋役人共罷出不申、書面を以申越、委細之儀相知不申候に付、右嶋船之船頭方相尋候處、三原山者大嶋之真中に有之、四方に五ヶ村之村居有之、峯迄凡貳里程有之、天和年中神火に而山燒之節、峯に洞出來、御洞と申傳候由、此度山燒之儀、右御洞より燒出、髮

之毛より細き黒白長さ壹寸位方貳三寸位有之灰、并かなくそ之様成灰降候處、かなくそ之様成灰者、五ヶ村之内二三ヶ村へ降、毛方細き灰は五ヶ村共不殘降候處、風之吹廻しにより多少御座候由、然共壹寸共溜り有之體者無御座、多き所にては蜘蛛之巢のごとく溜り有之候段申之候、尤嶋役人共罷出候はゞ、相尋候上猶委細之儀可申上候得共、御尋に付船頭へ相尋候趣申上候、以上、

酉八月

江川太郎左衛門

御勘定所

私御代官所伊豆國附大嶋之内三原山と申所山燒之儀、先達而御届申上候處、又候爲注進右島年寄登人、當月十二日大島出船、一昨十八日江戸着船仕候に付、相尋候趣、左に申上候、

一右三原山者、大嶋之真中に有之、天和四子年より元祿三年迄七ヶ年之間山燒候節、山上に凡拾町四方程之洞穴出來、今以其儘有之、深さ何程可有之哉難計御座候、當七月廿九日暮時、右洞穴より火氣吹出、夜分者山上一面に火氣相見、盡者煙許にて火氣者相見不申候、山燒強弱有之、燒音夥敷、折々地震仕、髮之毛方細黒白長さ壹寸位より貳三寸位有之灰、并小きかなくそ之様成灰降候得共、八月廿五日

比迄者差而相替候儀も無御座、同廿七八日者燒音地震共相止、灰も降不申、同廿九日北風に而雨降候得共、燒強罷成、九月六日之曉方方別而燒強、煙り夥敷、燒音雷のごとくにて、地震も度々有之、同八日より九日夕方迄大風雨に御座候處、燒強、九日暮比方雨風止候得共、火勢強、燒音も彌増強、同十二日朝迄は相替候儀無御座、灰者降不申候、燒候石砂交、風之吹廻しにより降候儀も御座候段申之候、且又晴天には此節に而も殊之外暑く、極暑同様御座候段申之候、

一島方之者共、農業獵業渡世相休罷在候哉相尋候處、最初は燒音に恐、男女共罷出兼候得共、長々之儀に付、鳴音閉馴候氣味も有之、第一相休候而は給物無御座候に付、天氣能鳴音薄日者、盡之内罷出、作置候里芋薩摩芋取來、又者薪伐出し渡世仕候旨に御座候、獵業は此節獵獵仕候最中に付罷出候得共、山燒にて島近所へ魚寄不申候哉、獵事一切無御座候旨申之候、

一諸作實成方如何御座候哉相尋候處、大島には田方無之、山畑方冬は麥、夏者粟、里芋仕付候處、最早粟者收納仕、此節作物里芋、薩摩芋許有之候得共、山燒火氣當り、又は燒石砂降懸り候故、莖者不殘枯失仕候に付、土中か芋を取入、

當時第一之夫食に仕候所、是又實入至而惡敷御座候段申之候、

一先月中旬方此節迄島方出船無之儀、山燒故に候哉相尋候處、山燒にて獵事無御座、薪伐出方も薄御座候に付、荷物少く、其上去月中旬比方當月十二日迄順風無御座候に付、島出船無之、順風さへ御座候得者、山燒故出船不相成と申儀者無御座候段申之候、

一江戸江渡海遠島中、夫食差支候體之者は無之哉相尋候處、此節は粟并芋有之候に付、鳴音薄日者罷出、夫食足し合に可成穢獵蝶螺海老之類取、無油斷相稼取續候様可致旨、島役人共方百姓共へ精々申渡候付、一同申合、取續之手段仕候段申之候、

一此度山燒之様子、天和年中山燒之節同様候哉相尋候處、天和年中御救米被下置候儀者、島役人方に書物御座候處、其外之儀者申傳候迄に御座候處、山燒之様子、先年同様候御座候得共、(以下脱字アルニ似たり)此度者可有御座旨申之候、

一山燒之儀、山上方火吹出し候而已、山々草木并百姓家居近所江火移燒可申體に者無之哉相尋候處、三原山上迄凡高貳里程も可有御座候得共、草木は山の裾通に有之、其餘は岩砂山にて草木一切無御座、山上洞穴より火吹出候故、山